

平成 28 年

小樽市議会会議録

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成28年
第1回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 2月24日～3月22日（28日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月24日（水）	提案説明等	
25日（木）	休 会	
26日（金）	”	
27日（土）	”	
28日（日）	”	
29日（月）	会派代表質問	議会運営委員会
3月 1日（火）	休 会	”
2日（水）	”	”
3日（木）	”	”
4日（金）	”	”
5日（土）	”	
6日（日）	”	
7日（月）	会派代表質問	議会運営委員会
8日（火）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問	”
9日（水）	一般質問、会期延長	議会運営委員会、予算特別委員会（選挙）
10日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
11日（金）	”	”（総務・経済所管）
12日（土）	”	
13日（日）	”	
14日（月）	”	予算特別委員会（厚生・建設所管）
15日（火）	”	”（総括質疑）
16日（水）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
17日（木）	”	学校適正配置等調査特別委員会
18日（金）	”	
19日（土）	”	
20日（日）	”	
21日（月）	”	
22日（火）	討論・採決等	議会運営委員会

平成28年
第1回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 2月24日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第59号	3
○	提案説明 市長（議1～議58）	3
○	教育行政執行方針 教育長職務執行者	15
○	提案説明 酒井（隆裕）議員（議59）	19
○	討 論 小貫議員	20
	採 決（議58）	20
1	日程第3 休会の決定	21
1	散 会	21

○ 2月29日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	23
1	欠席議員	23
1	出席説明員	23
1	議事参与事務局職員	24
1	開 議	25
1	会議録署名議員の指名	25
1	日程第1 議案第1号ないし議案第57号、議案第59号及び議案第60号	25
○	提案説明 市長（議60）	25
○	会派代表質問 鈴木議員	25
○	議事進行について 秋元議員	50
1	散 会	51

○ 3月7日（月曜日） 第3日目

1 出席議員	53
1 欠席議員	53
1 出席説明員	53
1 議事参与事務局職員	54
1 開 議	55
1 会議録署名議員の指名	55
1 日程第1 議案第1号ないし議案第57号、議案第59号及び議案第60号	55
議長からの発言（2月29日の代表質問中断から本日までの経過について）	55
○会派代表質問 鈴木議員	55
○会派代表質問 新谷議員	59
○討 論 小貫議員	83
採 決（議15、議35）	84
1 散 会	84

○ 3月8日（火曜日） 第4日目

1 出席議員	85
1 欠席議員	85
1 出席説明員	85
1 議事参与事務局職員	86
1 開 議	87
1 会議録署名議員の指名	87
1 日程第1 議案第1号ないし議案第14号、議案第16号ないし議案第34号、 議案第36号ないし議案第57号、議案第59号及び議案第60号	87
○会派代表質問 斉藤議員	87
○議事進行について 石田議員	105
○議事進行について 佐々木議員	114
○議事進行について 秋元議員	114
○議事進行について 鈴木議員	116
○議事進行について 小貫議員	116
○市長から発言の申出	117
○会派代表質問 面野議員	117
○石田議員から発言の申出	134
○会派代表質問 安斎議員	134

○議事進行について	安齋議員	149
○議事進行について	安齋議員	150
○無所属議員の質疑及び一般質問	石田議員	156
○議事進行について	秋元議員	160
1 散 会		160

○ 3月9日（水曜日） 第5日目

1 出席議員		161
1 欠席議員		161
1 出席説明員		161
1 議事参与事務局職員		162
1 開 議		163
1 会議録署名議員の指名		163
1 日程第1	議案第1号ないし議案第14号、議案第16号ないし議案第34号、 議案第36号ないし議案第57号、議案第59号及び議案第60号	163
○市長から発言の申出		163
○一般質問	佐々木議員	163
○一般質問	山田議員	173
○一般質問	高橋（龍）議員	177
○一般質問	松田議員	181
○一般質問	小貫議員	189
○一般質問	中村（吉宏）議員	200
○一般質問	中村（岩雄）議員	218
○一般質問	高野議員	220
	予算特別委員会設置・付託	226
	常任委員会付託	226
1 日程第2	会期の延長	226
1 日程第3	休会の決定	226
1 散 会		227

○ 3月22日（火曜日） 第6日目

1 出席議員		229
1 欠席議員		229

1	出席説明員	229
1	議事参与事務局職員	230
1	開 議	231
1	会議録署名議員の指名	231
1	日程第1 議案第1号ないし議案第14号、議案第16号ないし議案第34号、 議案第36号ないし議案第57号、議案第59号及び議案第60号並びに 請願及び陳情並びに調査	231
	予算特別委員長報告	231
	議案第1号修正案の趣旨説明 小貫議員	237
	○討 論 川畑議員	237
	○討 論 鈴木議員	240
	○討 論 松田議員	241
	採 決	242
	総務常任委員長報告	243
	○討 論 酒井(隆裕)議員	244
	○討 論 中村(誠吾)議員	245
	採 決	246
	経済常任委員長報告	246
	○討 論 小貫議員	247
	○討 論 中村(吉宏)議員	248
	○討 論 秋元議員	248
	○討 論 面野議員	248
	○討 論 安斎議員	248
	採 決	249
	厚生常任委員長報告	249
	○討 論 高野議員	251
	採 決	252
	建設常任委員長報告	252
	○討 論 前田議員	254
	○討 論 川畑議員	254
	○討 論 高橋(克幸)議員	255
	採 決	255
	学校適正配置等調査特別委員長報告	256
	○討 論 酒井(隆裕)議員	258
	採 決	258
1	日程第2 議案第61号	258
	採 決	258

1	日程第3	意見書案第1号ないし第6号	259
	○提案説明	小貫議員（意1～意3）	259
	○討 論	高野議員	259
	採 決		260
1	日程第4	決議案第1号	261
	○提案説明	山田議員（決1）	261
	○討 論	石田議員	262
	○討 論	千葉議員	263
	○討 論	佐々木議員	264
	○討 論	安齋議員	265
	○討 論	新谷議員	266
	○議事進行について	中村（吉宏）議員	267
	休憩を求める動議	中村（吉宏）議員	267
	採 決（動議）		268
	○議事進行について	小貫議員	268
	採 決		268
1	閉 会		268

議事事件一覧表

議案

議案	第1号	平成28年度小樽市一般会計予算
<議案第1号修正案>		平成28年度小樽市一般会計予算に対する修正案
議案	第2号	平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	第3号	平成28年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	第4号	平成28年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	第5号	平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	第6号	平成28年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	第7号	平成28年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	第8号	平成28年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	第9号	平成28年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議案	第10号	平成28年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案	第11号	平成28年度小樽市病院事業会計予算
議案	第12号	平成28年度小樽市水道事業会計予算
議案	第13号	平成28年度小樽市下水道事業会計予算
議案	第14号	平成28年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	第15号	平成27年度小樽市一般会計補正予算
議案	第16号	平成27年度小樽市一般会計補正予算
議案	第17号	平成27年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	第18号	平成27年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	第19号	平成27年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	第20号	平成27年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算
議案	第21号	平成27年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第22号	平成27年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	第23号	平成27年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	第24号	小樽市建築審査会条例の一部を改正する条例案
議案	第25号	小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案
議案	第26号	小樽市行政不服審査に関する条例案
議案	第27号	小樽市空家等対策会議条例案
議案	第28号	小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第29号	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第30号	小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第31号	小樽市職員の退職管理に関する条例案
議案	第32号	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
議案	第33号	旧制度に基づく小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例案
議案	第34号	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
議案	第35号	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
議案	第36号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	第37号	小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第38号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	第39号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	第40号	小樽市重度心身障害者医療費助成条例案
議案	第41号	小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例案
議案	第42号	小樽市子ども医療費助成条例案
議案	第43号	小樽市福祉医療助成条例を廃止する条例案
議案	第44号	小樽市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案
議案	第45号	小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例案
議案	第46号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	第47号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案	第48号	小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び小樽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第49号	小樽市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第50号	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
議案	第51号	小樽市公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第52号	小樽市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例案
議案	第53号	小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案
議案	第54号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

議案	第55号	工事請負契約について
議案	第56号	小樽市過疎地域自立促進市町村計画について
議案	第57号	市道路線の認定について
議案	第58号	小樽市教育委員会教育長の任命について
議案	第59号	小樽市非核港湾条例案
議案	第60号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	第61号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

意見書案

意見書案	第1号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書（案）
意見書案	第2号	特別支援学校の「設置基準」の策定を求める意見書（案）
意見書案	第3号	介護保険優先を定めた障害者総合支援法の改正を求める意見書（案）
意見書案	第4号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）
意見書案	第5号	子どもの貧困対策の強化を求める意見書（案）
意見書案	第6号	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）

決議案

決議案	第1号	森井秀明市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議（案）
-----	-----	------------------------------------

質 問 要 旨

○会派代表質問

鈴木議員（２月２９日、３月７日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 小樽市総合戦略と平成２８年度予算と市長の政治姿勢について
 - (１) 市長の政治姿勢について
 - (２) 平成２８年度予算案の概括について
 - (３) 小樽市総合戦略と平成２８年度予算との関連について
- 2 総務常任委員会に関連して
 - (１) ふるさと納税について
 - (２) 北海道新幹線及び新駅周辺整備について
 - (３) 鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業費について
 - (４) 教育環境整備と学力・体力向上について
 - (５) 参与及び参与ポストについて
 - (６) 新電力大手撤退による影響について
 - (７) 幸福度目標値（防災体制整備率・町内会加入世帯率）について
- 3 経済常任委員会に関連して
 - (１) 港湾整備について
 - (２) 「小樽産品」ものづくり・販路拡大支援事業について
 - (３) 観光客誘致について
 - (４) 幸福度目標値（市民所得・実質市内総生産）について
- 4 厚生常任委員会に関連して
 - (１) 介護予防・生活支援サービス事業について
 - (２) 乳幼児等医療費助成について
 - (３) 幸福度目標値（医療体制）について
- 5 建設常任委員会に関連して
 - (１) 住宅エコリフォーム助成事業について
 - (２) 幸福度目標値（市営住宅・除雪）について
- 6 その他

新谷議員（３月７日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 国政関連の質問
 - (１) アベノミクス新３本の矢について
 - (２) 消費税１０パーセント増税について
- 2 財政問題
 - (１) ２０１６年度政府予算の地方財政対策について
 - (２) ２０１６年度小樽市の一般会計予算編成について

- (3) 議案第15号年金生活者等支援臨時福祉給付金について
- (4) 議案第16号補正予算地方創生加速化交付金について
- 3 厚生関連の質問
 - (1) 多子世帯の保育料軽減について
 - (2) 待機児童解消について
 - (3) 子どもの医療費助成拡大
 - (4) 地域支援事業
- 4 鉄道の問題について
 - (1) 北海道新幹線と並行在来線
 - (2) JRダイヤ改正に伴う影響
 - (3) JR南小樽駅の基本構想
- 5 泊原発再稼働について
- 6 その他

齊藤議員（3月8日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 森井市長の政治姿勢について
 - (1) 参与について
 - (2) 職員人事について
 - (3) 「森井ひであき後援会通信」
 - (4) 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の正式メンバーから小樽商工会議所が外されている問題について
- 2 経済・財政問題について
 - (1) 経済動向について
 - (2) 平成28年度予算について
 - (3) 中期財政収支見通しについて
- 3 乳幼児等医療費助成の拡大について
- 4 周産期医療とがん対策について
 - (1) 周産期医療について
 - (2) がん対策について
- 5 除排雪について
 - (1) 地域総合除雪について
 - (2) 福祉除雪関係事業について
- 6 教育に関して
 - (1) 「確かな学力の育成」について
 - (2) 小中一貫教育について
 - (3) フリースクール開設について
- 7 その他

面野議員（３月８日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 平成２８年度当初予算総括について
- 2 小樽市総合戦略について
 - (１) あずましい暮らしプロジェクトについて
 - (２) 樽っ子プライド育成プロジェクトについて
 - (３) にぎわい再生プロジェクトについて
 - (４) あんしん絆再生プロジェクトについて
- 3 第６次小樽市総合計画について
- 4 ２月上旬に入港した米艦船について
- 5 新教育長及び新教育委員会制度について
- 6 その他

安齋議員（３月８日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の言う「経済界はじめとした各団体、議会などとも連携、協力し市政運営を進める」とは
- 2 財政問題について
 - (１) 市長提案説明に関連して
 - (２) 平成２８年度予算編成方針について
 - (３) 予算編成における要求額と市長査定について
- 3 重点施策と市長公約について
 - (１) 重点施策について
 - (２) 市長公約について
 - ア 市長公約の実現見通しについて
 - イ 子供の医療費助成に関連して
 - ウ 子供条例の制定について
 - エ J R バリアフリー化に関連した市内公共交通について
- 4 人口減少社会の中での持続可能な都市環境について
 - (１) 除排雪体制について
 - (２) 上下水道料金について
 - (３) 持続可能な仕組みを
- 5 病院問題（市財政と病院問題は表裏一体）について
- 6 参与問題について
- 7 その他

○無所属議員の質疑及び一般質問

石田議員（3月8日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 除排雪について
- 2 ふるさと納税について
- 3 橋梁の修繕について
- 4 その他

○一般質問

佐々木議員（3月9日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 総合戦略と市民幸福度について
- 2 子どもの貧困対策について
- 3 特別支援教育での連携について
- 4 市内に残るアスベストについて
- 5 その他

山田議員（3月9日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽市総合戦略などから港湾について
 - (1) 港湾事業者や商工会議所との連携は
 - (2) クルーズ客船寄港の改善点は
 - (3) 国内外のセールスは
 - (4) 新港湾計画について
 - (5) タグボートについて
- 2 生活困窮者自立支援制度について
 - (1) この制度の全国・本市の状況や比較について
 - (2) この制度の情報管理などについて
- 3 その他

高橋（龍）議員（3月9日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 Free Wi-Fi スポットの増設について
- 2 子供の家庭学習時間について
- 3 その他

松田議員（3月9日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 防災について
 - (1) 緊急避難場所、避難所の指定基準について
 - (2) 緊急避難場所、避難所の統合について
 - (3) 冬季宿泊訓練について
- 2 介護保険について
 - (1) ダブルケア問題について
 - (2) 高齢者見守りサービスについて
- 3 子育て支援について
 - (1) 子どもの遊び場確保について
 - (2) 空き家を活用した交流の場について
- 4 読書通帳の導入について
- 5 その他

小貫議員（3月9日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新教育委員会制度について
 - (1) 教育長と教育委員会について
 - (2) 大綱について
 - (3) 総合教育会議について
- 2 学校統廃合について
 - (1) 学校規模について
 - (2) 中央・山手地区の中学校について
 - (3) 小規模校について
- 3 その他

中村（吉宏）議員（3月9日6番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市の政策について

- (1) 地方創生交付金について
- 2 総務関連
 - (1) 北海道新幹線2次交通について
 - (2) 移住促進について
 - (3) 職員採用試験について
 - (4) 全国学力・学習状況調査の結果を受けて、今後の効果波及について
 - (5) 学校給食の産地表示について
- 3 経済関連
 - (1) 企業誘致の状況
 - (2) 財源確保に向けた歳入増加策
 - (3) 中小企業振興基本条例について
 - (4) 観光インフラ整備等について
- 4 厚生関連
 - (1) 歯科衛生士専門学校への補助について
 - (2) 障害者の「害」という字を平仮名に変えるよう求める
 - (3) 白杖SOSシグナルの周知について
 - (4) 周産期医療について
- 5 建設関連
 - (1) 空き家対策について
 - (2) 貸出ダンプ制度について
- 6 市長の「オール小樽」の考え方
 - (1) 「オール小樽」の市長の認識
- 7 その他

中村（岩雄）議員（3月9日7番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 除排雪について
 - (1) 現在の雪の状況等について
 - (2) 現在の除雪費の執行状況について
 - (3) 除雪の重点施策について
 - (4) 排雪状況について
- 2 その他

高野議員（3月9日8番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 産前・産後の休業及び育児休業後における保育施設等の利用について
- 2 踏切事故について
- 3 その他

平成28年
第1回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成28年2月24日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
8番	酒	井	隆	裕	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

7番 高野 さくら

出席説明員

市 長	森井秀明	教育長職務執行者	小澤倭文夫
副市長	上林猛	病院局長	並木昭義
水道局長	飯田俊哉	総務部長	小鷹孝一
財政部長	前田孝一	産業港湾部参事	田中泰彦
生活環境部長	渡辺幸生	医療保険部長	小山秀昭
福祉部長	三浦波人	保健所長	秋野惠美子
建設部長	相庭孝昭	消防長	明井隆生
病院局小樽市立病院 事務部長	笠原啓仁	教育部長	迫俊哉
総務部 企画政策室長	日栄聡	総務部総務課長	石坂康雄
財政部財政課長	志賀公		

議事参与事務局職員

事務局次長 林 昭 雄
議事係長 柳 谷 昌 和
書 記 佐々木 昌 之
書 記 眞 屋 文 枝

庶務係長 伝 里 純 也
調査係長 大 崎 公 義
書 記 深 田 友 和
書 記 伊 沢 有 里

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成28年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月16日までの22日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第59号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第58号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 平成28年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、新年度に向けた市政執行についての所信の一端と主な施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

平成27年4月の選挙において多くの市民の皆様の負託を受け、市長に就任させていただいてから、早くも10か月がたとうとしております。

私は、住みよいまち小樽、人にやさしいまち小樽の実現に向け、小樽の再生とまちづくりに取り組む覚悟の下、安全・安心なまちづくり、子育て支援などの人口対策、中心市街地のまちづくり、知育・徳育・体育などの教育の取組、まちが元気になる経済対策の五つの柱を公約に掲げ、その実現に向けて取組を進めてまいりました。

そのためには、まず私自身が本市の現状を十分に把握し、現場を理解しなければならないとの思いがあることから、多くの方々に私の考えを伝えながら、できるだけ対話を重ね、共通認識を得ることができるよう努めてきたつもりであります。

特に、市民の皆様には、できる限り市政の現状をオープンにすることが必要であると感じていることから、その第一歩として、開かれた市政の仕組みづくりである、無作為抽出による市民公募員制度小樽まちづくりエントリー制度を導入し、市民の皆様の御意見をより反映することで、行政との協働によるまちづくり、市民参加の市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

本市の財政状況や公共施設の老朽化の現状などについては、私が理解していた以上に厳しい状況から、多くの課題を改めて認識したところではありますが、一方で、この歴史と伝統ある12万都市の市長としての責任の重さとともに、このまちのすばらしさ、このまちの大きな可能性を再認識したところであります。

新年度を迎えるに当たっては、公約に掲げた取組を一つ一つ実現することで、その可能性を大きく切り開き、そして小樽の持続的かつさらなる発展のため、持てる力の全てを注ぎ込む思いを新たにしているところであります。

さて、国内外におきましては、拡散するテロ活動や大規模化する自然災害などのほか、中国をはじめとした新興国や原油安による資源国の経済減速などの懸念材料から、世界経済の先行きに対する不安が

取り沙汰されている中、我が国においても、経験したことのない人口減少と急速な少子高齢化という大きな課題を抱え、これまでの考え方を変えていかなければならない時代に突入しております。

国内景気は、過去最高水準の企業収益や高水準で推移する有効求人倍率のほか、訪日客の増加による活発な消費や原油安などから、経常収支の黒字額が急拡大するなど、回復傾向にあると言われておりますが、国外経済の影響などによる金融市場の混乱や、さきに発表された国内総生産のマイナス成長など、不透明感が増しております。

北海道はもとより小樽におきましては、まだまだ経済の好循環を実感できる状況にはなく、地方は総じて厳しい状況が続いているものと感じております。

こうした中、国においては、地方の活力なくして我が国の発展はないとの認識の下、地方創生が大きな目標の一つとして掲げられ、自分たちの今後の方向性を示すため、自主性と主体性を持って地域の再生を目指す地方版総合戦略の策定が求められました。

さらには、一億総活躍社会の実現に向けた新3本の矢として、希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障という新たな目標が打ち出され、地方創生の取組を地方とともに総力を挙げて取り組むことが重要であるとされたところであります。

本市におきましても、この地方創生における国の方針を受け、昨年10月に小樽市総合戦略～OTARU PRIDE～を策定いたしました。策定に当たっては、私の公約や考え方を盛り込むとともに、本市の持続的な発展のため、本市に住んでいてよかったと思えるような子育て・教育環境の充実や、身近な暮らしに直結する生活環境の整備とともに、本市が持つ地域資源やブランド力を強化し、市内経済の活性化による雇用の場の創出・拡大など、小樽再生に向けた取組を展開していくこととしております。

地域における課題や方向性を共有し、社会情勢の変化に対応した自治体経営に努めるとともに、この総合戦略を推進することにより、人・物・お金の流れをつくり、魅力にあふれ活気に満ちた小樽を創生してまいりたいと考えております。

次に、平成28年度予算編成に当たっての基本的な考え方を説明申し上げます。

本市は、人口問題のような大きな課題から、公共施設の老朽化、厳しい財政状況、市民生活に直結する身近な問題まで、多くの難しい課題を抱えておりますが、市民の皆様とまちづくりに対する思いを共有しながら、将来に明るい希望を持てるよう、市民の皆様はもとより経済界をはじめとした各団体、市議会などとも連携、協力し、切磋琢磨しながら、スピード感を持って一つ一つの政策を着実に実施し、市政運営を進めていかなければなりません。

しかしながら、本市の財政状況は、国の地方財政計画で示されたような市税の伸びが期待できないことに加え、地方交付税と臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税の減少が見込まれることから、引き続き厳しい状況にあります。

そのため、予算の編成に当たっては、多様な市民のニーズを踏まえるとともに、職員と議論を重ねながら、事業の有効性や優先度などを熟慮し、予算を編成したところでありますが、結果として4億8,000万円の財源不足が生じたため、過疎債ソフト分の計上や財政調整基金の取崩しなどの財源対策により、収支均衡予算を編成したところであります。

平成28年度は、本市の大きな課題である財政健全化に向けた取組を継続する一方で、将来を見据え、特に優先的に取り組む重点施策として、訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまちを将来の都市像に掲げる小樽市総合戦略を位置づけ、総合戦略の体系にある四つの施策プロジェクトに基づき、積極的な取組を進めることといたします。

一つ目といたしましては、あずましい暮らしプロジェクトであります。

私は、まずは市民の皆様が、小樽に住んで本当によかったと思っていただけることが重要であると考えておりますことから、住み心地のよさや交通の利便性など、市民の皆様が安全・安心に生活することができる暮らしを実現することで、定住を持続させる取組を進めます。

初めに、市民の皆様から多くの要望があり、高齢者などに優しく利便性の高いまちづくりに寄与するJR駅のバリアフリー化につきましては、平成28年度中の整備を目指す銭函駅の設備整備に所要額を計上したほか、南小樽駅及び周辺のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基本構想の策定に取り組んでまいります。

次に、住まいについての対策では、議員提案により条例化された小樽市エコリフォームの促進に関する条例に基づき、よりよい住環境の促進と市内経済の活性化を目的とした住宅エコリフォーム助成の新設や、危険な空き家への対策や空き家の活用などについての今後の指針となる空家等対策計画の策定を進めるほか、老朽化した市営住宅の改修等に取り組んでまいります。

また、子供や高齢者をはじめとした安全・安心の確保と、電気料金の値上がりに伴う町会等の負担の軽減を図るため、既存街路防犯灯のLED化を引き続き推進してまいります。

移住に関する取組では、新規商業起業者に対して店舗家賃を助成する商業起業者定住促進事業を活用しながら、本市に移住し起業を希望する方を対象とした体験ツアーを実施するほか、後志総合振興局や管内町村との連携の下、スキーリゾート地での移住相談会を開催するなど、国が示す「地方への人の流れをつくる」に対応した取組を進め、本市への移住促進を図ってまいります。この移住促進事業経費については、平成27年度補正予算となる国の地方創生加速化交付金の活用を予定しております。

なお、除排雪予算につきましては、本年度の除排雪や貸出ダンプの検証をした上で見直す必要がありますことから、主な予算については、当初予算での計上を見送ったものであります。

二つ目としましては、樽っ子プライド育成プロジェクトであります。

子育て世代の育児の不安や負担を軽減し、地域全体で郷土愛あふれる優秀な樽っ子を育成するなど、安心して子育てできる環境づくりに力を入れることで地元定着を実現する取組を進めます。

まず、安心して子供を産み育てる環境づくりでは、子育て世代の負担軽減として公約にも掲げた乳幼児等医療費助成事業を拡大し、制度の更新時期である8月からこども医療費助成事業として、小学生の入院外医療費を助成対象といたします。これにより、道内主要都市の中でも充実した支援となるものと考えております。今後も、引き続き、最終的な目標である小学生までの医療費無料化に向けて検討を進めてまいります。

また、育児の援助活動を行うファミリーサポートセンターや親子の交流の場を提供する地域子育て支援センターでの活動にも積極的に取り組んでまいります。

教育の取組では、このまちで育つ子供たちが、夢と目標を持って、みずから進んで学ぶことができるよう、子供たちの教育環境をしっかりと整えてまいりたいと考えております。

なお、後ほど教育長職務執行者から教育行政執行方針の説明がありますので、予算面から主なものに絞って申し上げます。

学力向上に向けた取組では、早くに世界に関心を持ち外へと視野を広げる国際感覚を育むため、小学校3、4年生の総合的な学習の時間に外部講師を派遣し、英語教育等を実施する小学校英語教育推進事業をスタートするとともに、主に市内各中学校に派遣する外国人指導助手ALTの増員や、小学校5、6年生と中学生を対象に、宿泊などを通じて英語漬けの時間を過ごす小樽イングリッシュキャンプの実施により、英語教育の取組を強化してまいります。この小学校英語教育推進事業費と小樽イングリッシュキャンプ関係経費については、平成27年度補正予算となる国の地方創生加速化交付金の活用を予定し

ております。

また、教育環境の整備では、これまで整備してきた機材や教材の一層の活用と学習意欲の向上を図るため、小学校3年生以下の教室にデジタルテレビを整備いたします。

雇用の拡大や男女平等参画に係る取組では、高校1、2年生を対象に市内企業への就職促進を図るため、就職活動の実践力向上を目指す高校生就職スキルアップ支援事業や、正規雇用を目指す女性や若年者等の失業者を対象にした実務研修や就職支援等に取り組むほか、第2次小樽市男女共同参画基本計画における各施策の進捗状況について把握するため、市民意識調査を実施いたします。

三つ目としましては、にぎわい再生プロジェクトであります。

本市には、数多くの貴重な歴史的文化遺産や、豊かな自然環境など、素晴らしい地域特性や資源があり、情緒あふれるまち並みは多くの人々を魅了しております。こうした本市が持つ資源を生かした観光振興を新たなステージへと高め発展させていくとともに、その効果が他の産業へと波及できるよう取り組んでまいります。

そして、強みである地場の加工技術の集積を生かし、積極的な情報発信を行うとともに、本市の観光や地場産品のPR、クルーズ客船と企業誘致のためのトップセールスにより、新たな人の流れとにぎわいをつくり出すことで、雇用の創出に努めます。

まず、いよいよ来月26日に北海道に初めて上陸する北海道新幹線の開業に向けては、函館で開催される北海道うまいもんサミットへの出展や北海道新幹線開業PRキャラバン隊へ参加するほか、東北や北関東を視野に入れた修学旅行ガイドブックを作成するなど、本市への観光客誘致に向けて開業効果を生かすための取組を進めます。

大きく増加している外国人観光客に対する取組では、多様なニーズへの対応や情報発信を行うため、運河プラザにある国際インフォメーションセンターに加え、JR小樽駅の改札口付近に通訳を配置した新たな窓口を設置し、より迅速で的確なサービスの提供に努めるほか、堺町通りの観光案内所への通訳配置に対する支援を継続し、外国人観光客の受入れ体制の強化と利便性の向上を図ります。

海外からの観光客誘致に向けては、札幌市や北海道運輸局と連携し、ベトナム、フィリピンをはじめとする東南アジア各国のメディアや旅行会社を招請するほか、新千歳空港への直行便が就航し、特に入り込み数の増加が期待されるマレーシアについては、現地旅行博に出展するなどの現地プロモーション事業を通じ、本市の知名度アップを図ってまいります。

本市経済を支える地場企業への支援といたしましては、新たな技術や製品の開発費用を支援するほか、小樽商工会議所や金融機関との連携により創業支援をサポートするワンストップ相談窓口を立ち上げたことから、昨年度スタートした創業支援事業を活用した事業開始に係る経費を支援してまいります。

また、多くの中小企業にとって厳しい経営環境が続いていることから、より多くの商談機会を創出できるよう、海外への販路拡大を目的とした商談会や展示会への参加費用を支援するほか、高付加価値商品の開発や販路開拓、販売力向上を支援する事業に取り組めます。

そのほか、ブランド力の強化に向けては、水産加工品の品評会を開催し、その受賞商品の知名度向上に努めるほか、ふるさと納税の新たな取組として、本市のまちづくり施策などに賛同し一定額以上の寄附をしていただいた方に対して、小樽らしさをPRできる特産品を送付し、市内経済への波及効果とともに、寄附件数の増加を図ってまいりたいと考えております。

クルーズ客船に対する取組としては、新年度は22回の寄航が予定されており、本市への直接的な港湾収入のほか、乗船客などによる観光消費などの経済効果も期待されることから、小樽の魅力とともに後志管内のすばらしさを管内町村と連携してPRし、その効果を最大限引き出してまいります。

また、小樽港の物流促進に向けては、ロシア・サハリン州の企業訪問や市場調査を行うとともに、小樽や後志圏の生産者や輸出企業などを対象とするロシア貿易セミナーを開催いたします。

企業誘致の推進としましては、工場等の移転を検討している三大都市圏や札幌圏の企業を、私や担当者が直接訪問し、本市のPRや情報交換を通じて1社でも多くの企業に立地・操業していただけるよう、努力してまいります。また、石狩湾新港LNG火力発電所の建設が順調に進むよう、可能な限り協力を行ってまいりたいと考えております。

そして、本市の重要な地域資源である歴史的建造物の活用につきましては、まちづくりと文化財保存の両立を図る日本遺産認定を目指し、本市の文化財及び周辺環境を保存するための基本方針となる小樽市歴史文化基本構想の策定に着手するほか、民間が所有する市登録歴史的建造物の保全を図るため、引き続き外観補修に対する助成を行ってまいります。

また、市内においては、株式会社ニトリによる歴史的建造物を活用した美術館の開設などが計画されているとお聞きしているところでありますし、市立文学館や美術館においても、外国人観光客の来館が増えている状況にありますので、歴史的建造物と文化という本市の強みを生かしながら、新たな人の流れが生まれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

四つ目は、あんしん絆再生プロジェクトであります。

高齢者や子育て世代が安心して暮らすため、地域のきずなを再生し、地域住民の助け合いや見守りなど共助の仕組みづくりを行うことにより、健康で生き生きと活動できる取組を進めます。

新たな取組としましては、胃がん検診の受診率向上を図るため市内4医療機関へも受診機会を拡大するほか、地域包括ケアを実現するための中核機関として、市内4か所に設置している地域包括支援センターにおいて認知症対策の推進などを前倒しで実施をするため、各センターの専門職を1名ずつ増員いたします。

また、防災対策では、避難所備蓄品の整備・更新による機能強化を進めてまいります。

次に、新年度から実施してまいりますそのほかの主な施策・事業の概要について、第6次小樽市総合計画まちづくり5つのテーマの体系に沿って説明を申し上げます。

まず、心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）の分野についてであります。

小樽市の未来を担う子供たちが健やかに育っていくとともに、みずから学び、みずから考え行動する力など、確かな学力の向上に向けた取組を推進いたします。また、市民誰もが文化・芸術などに親しみ、豊かで潤いに満ちた市民生活を送ることのできるよう努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、教育委員会において、学校規模・学校配置適正化基本計画に基づく適正配置を進めているところであり、4月に開校する手宮中央小学校のグラウンド整備や山手地区統合小学校の校舎・屋内運動場の建設、高島・手宮地区統合中学校開校に向けた現手宮西小学校の校舎・屋内運動場などの改修のほか、朝里中学校校舎の一部の改築などを進めてまいります。

そのほか、市立小樽図書館が創立100周年を迎えることから、イメージキャラクターの募集や記念講演会など記念行事を開催するほか、ふるさと教育推進事業の取組においては、新たに本市が有する歴史や伝統文化などのすばらしさを伝えるため、学校等を拠点として子供たちが無形文化財や無形民俗文化財を学ぶ機会を創出いたします。

2点目は、ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）の分野についてであります。

少子高齢化が進む中で、市民の皆様が生き生きと充実した生活を送ることができるよう、安心して子供を産み育てることのできる環境整備や、高齢者の方々などを支える体制づくりなどを進めてまいります。

まず、子育て支援では、国の制度改正に基づき、低所得世帯やひとり親世帯などの保育料を一部軽減するほか、本市独自の取組として、保育料算定時に新規入園児の年少扶養等控除の再計算と、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施いたします。

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度関連では、児童の養育に関する相談、指導、助言等を行う養育支援訪問事業や、小規模保育事業の円滑な施設運営のための相談・助言を行う新規参入施設等巡回支援事業などを新たに実施いたします。

高齢者への支援としましては、介護予防給付のうち、地域支援事業へ移行する訪問介護と通所介護について、平成29年度からの本格実施に向けた事業を試行いたします。

また、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業では、医師会等と連携し、地域の医療・介護サービス資源の把握や地域住民への普及啓発等の取組を実施する在宅医療・介護連携推進事業の拡充や、認知症専門医と保健師等の専門職による認知症初期集中支援チームを設置する認知症総合支援事業、生活支援コーディネーターの配置や、定期的な情報共有・連携強化の場を設置する生活支援体制整備事業について、平成30年度の実施予定を前倒しで実施いたします。

障害者福祉におきましては、平成29年度から38年度を計画期間とする障害者計画の策定を進め、保健衛生では、新たに日本脳炎の予防接種を定期接種として実施いたします。

次は、3点目、安全で快適な住みよいまち（生活基盤）の分野についてであります。

市民生活に欠くことのできない上下水道施設のほか、トンネルなどの道路ストックや橋梁、ロードヒーティングなど、社会資本の老朽化対策は大きな課題であります。長期にわたる取組が必要であることから、計画的な更新や適正な維持・管理などにより、市民の利便性の向上に努めてまいります。

新たな取組としましては、道路法に基づき実施する定期点検や、国道337号線から札幌自動車道銭函インターチェンジへの連絡道路である銭函高架橋の耐震化を進めるほか、北海道横断自動車道余市－小樽間の開通に伴う交通量の増加に対応するための道路整備をいたします。

市街地整備といたしましては、観光客の回遊性向上のほか、市民の憩いの場を創出するために整備を進めている旧国鉄手宮線整備事業の完成を目指します。

また、将来、北海道新幹線の新駅が天神2丁目に設置されることから、新幹線を最大限に活用した魅力あるまちづくりを進めていくため、新駅とその周辺地域の整備指針となる（仮称）北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画を取りまとめるとともに、今後とも、北海道をはじめ関係する市町村との連携を密にしながら、一日でも早い札幌延伸の実現を目指してまいります。

消防体制の整備では、消防署長橋出張所と塩谷出張所を統合した（仮称）消防署オタモイ出張所新庁舎の建設工事にかかるほか、消防ポンプ自動車や高規格救急車を更新整備いたします。

次に、4点目、人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）についてであります。

小樽市総合戦略における取組とともに、港湾整備のほか、商店街や水産業の振興など、まちの活力づくりについて、積極的な施策展開を図ってまいります。

小樽港につきましては、港湾にかかわる諸情勢の変化や取扱貨物などの動向を踏まえ、今後の小樽港のあり方などについて検討していく必要があることから、引き続き港湾計画改訂作業を進めていくほか、自然災害など危機的事象が発生した場合の具体的な対応計画などを示す小樽港港湾BCPを策定いたします。

港湾施設の整備としては、老朽化対策として国直轄事業である北防波堤改良事業や第3号ふ頭岸壁改良事業を進めてまいります。

また、ロシアなどからの外航船に対応するため、第2号ふ頭の岸壁改良事業を進めるとともに、中央

ふ頭の岸壁背後に市営上屋を建設するための実施設計に要する経費を計上いたしました。

水産業につきましては、小樽市漁業協同組合が実施するナマコ種苗生産事業に補助するほか、漁業者や水産関係団体などで構成される活動組織が行う、藻場保全等の多面的機能発揮対策事業に対して支援を行います。

本市は、古くから栄えた商店街や市場が今なお市民の生活を支えています。人口減少や消費動向の変化もあり、大変厳しい環境にあります。一方、明るい兆候として、ここ数年来、商店街や市場を回遊する観光客が目立つようになり、受入れ側の意識にも変化が見られます。

こうしたことから、販売促進やイベント事業など、活性化に向けた積極的な取組を支援するにぎわう商店街づくり支援事業や商店街活性化支援事業、さらには空き店舗解消を目的とした空き店舗対策支援事業などを通じ、本市の顔である商店街や市場のにぎわいづくりに取り組んでまいります。

観光振興の取組としましては、市民、観光関連団体、行政が一体となった推進体制を確立することを目的に、第2次小樽市観光基本計画を策定するほか、第50回の記念開催となるおたる潮まつりでは、伝統を次代に継承していくためにも市内小・中学校の参加を一層促すとともに、市内全域で広報活動を行い、まちぐるみで、ねりこみを中心としたにぎわいづくりの促進を図ります。

姉妹都市交流では、昨年、韓国ソウル市の江西区とダニーデン市を訪問いたしました。新年度においてはナホトカ市との姉妹都市提携50周年を迎えることから、ナホトカ市代表団歓迎事業や文化交流事業などの記念事業を実施いたします。

なお、おたるドリームビーチにつきましては、違法建築物の除却が終了したことから、駐車場開設などの経費を計上したものであります。

まちづくりのテーマの最後、5点目は、自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）についてであります。

公園の整備では、子供から高齢者まで誰もが快適に利用できるよう、老朽化した遊具等の更新や、トイレ等のバリアフリー化を行うとともに、引き続き小樽公園の再整備に取り組めます。

桃内の廃棄物最終処分場につきましては、かさ上げによる延命化を計画しておりますが、計画の実施に当たり生活環境影響調査が必要なことから、所要額を計上いたしました。

次に、その他の施策等について説明申し上げます。

まず、小樽市が目指す将来都市像を明らかにし、その実現に向けた基本的な展開方法や主要施策を示すために策定した第6次小樽市総合計画の計画期間が平成30年度までであることから、市民等意向調査などを実施し、次期総合計画の策定に向けた取組を進めてまいります。

行政評価については、限られた財源を有効に活用し、効果的かつ効率的な行財政運営に向け平成24年度から実施しておりますが、新年度は、市政運営に対する市民の意見を反映するため、評価の過程に市民の皆様の参加を試行的に導入いたします。

昨年10月に策定した小樽市総合戦略につきましては、基本目標の管理と効果的な推進のため、引き続き小樽市人口対策会議を設置し、関連する事業の点検・評価や施策の見直しなどの議論を重ね、より実効性の高い戦略となるよう、取組を進めてまいります。

また、市が保有する公共施設等の現状把握と今後の計画的な管理方針を定めるため、昨年策定作業を進めている公共施設等総合管理計画につきましては、市民アンケートなどを実施し、計画を取りまとめることとしております。

生活困窮者自立相談支援では、相談者の自立に向けた、より細やかな支援を行うために相談支援員を1名増員し、体制の充実を図ってまいります。

最後に、消費税率引上げに伴い、所得の低い方々の負担を緩和するため、国の補助事業として実施する臨時福祉給付金と、新たに創設された年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業につきましては、平成27年度補正予算で計上した所得の低い高齢者向けの給付金とともに、障害・遺族基礎年金受給者に対する支給業務に係る所要額を計上いたしました。

次に、今定例会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第14号までの平成28年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、平成28年度一般会計予算の主なものについて、前年度と比較して説明申し上げますが、平成27年度当初予算は骨格予算でありましたので、政策的な予算を盛り込んだ第2回定例会後の予算と比較させていただきます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税などの増収が見込まれるため、前年度と比較して1.8パーセント、2億3,050万円増の132億270万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案し、平成27年度は、計上を保留していた特別交付税を当初予算で計上した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、5.6パーセント、9億7,400万円増の183億円を見込みました。

地方消費税交付金につきましては、消費税増税の影響が平年度化することにより、15パーセント、3億2,000万円増の24億5,000万円を見込みました。

また、歳出について、主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、人件費が0.3パーセントの増、扶助費については教育・保育給付費負担金の増などにより1.3パーセントの増、公債費が2パーセントの減となったことにより、合計で0.5パーセントの減となり、歳出合計に占める割合は、前年度を0.7ポイント下回る57.1パーセントとなりました。

行政経費では、日本脳炎予防接種の定期接種化に伴う各種予防接種費の増加や、道路法定点検事業費の計上などにより1.1パーセントの増、建設事業費につきましては、山手地区の統合小学校改築や高島・手宮地区統合中学校の開校に向けた大規模改造、（仮称）消防署オタモイ出張所建設などの事業費を計上しましたが、桜ヶ丘球場整備事業や消防救急無線デジタル化事業が終了したことなどにより3.7パーセントの減となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の増や、鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金を計上したことなどにより8.5パーセントの増、維持補修費につきましては、除雪費は平成27年度と同様に第2回定例会以降の補正で通年予算とすることといたしました。勝納ふ頭及び中央ふ頭岸壁補修事業費などを計上したことから5.9パーセントの増となりました。

繰出金につきましては、水産物卸売市場事業、住宅事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業、水道事業及び下水道事業分が減となりましたが、港湾整備事業が皆増となったほか、青果物卸売市場事業、国民健康保険事業、簡易水道事業、介護保険事業、病院事業分で増となり、総額では6.4パーセントの増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、歳出では、1人当たり医療費の増などにより保険給付費が1.9パーセント増の120億2,496万円となりましたが、後期高齢者支援金等は12.7パーセント減の15億1,021万円となりました。歳入では、保険給付費の増に伴う国庫支出金等の増が見込まれるほか、保険料の予算総額は、8.6パーセント減の24億8,040万円と見込みました。

介護保険事業では、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費は

3.6 パーセント増の142億8,450万円、地域支援事業費は、介護保険制度改正に対応した新しい総合事業を実施することなどにより20.5パーセント増の2億8,930万円となりました。保険料は、1.1パーセント増の27億7,154万円と見込みました。

後期高齢者医療事業におきましては、保険料13億6,316万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金4億9,500万円及び事務費3,713万円を事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ7,960万円の減となっております。これは主に、2年に1度の保険料改定により保険料の均等割額及び所得割率が引下げとなったことなどに伴い、保険料歳入が減ったためであります。

病院事業につきましては、新病院の開院に伴い入院・外来収益が増加しておりますが、費用も伸びていることから、さらなる経営効率化が必要な状況です。平成28年度には、総務省新公立病院改革ガイドラインに基づく新公立病院改革プランを策定することとしており、新病院の実績を点検し、経常収支の改善に向けて、病院事業管理者の下、職員一丸となって健全で自立した病院経営に努めてまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管や送水管の更新や耐震化を進めるとともに、浄水場などの施設の更新を行うほか、清風ヶ丘配水槽の移設工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成28年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、汚水管や雨水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成28年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業におきましては、高速道路関連工事に伴う土砂や瓦れき類等の搬入が見込まれるものの、これまで搬入されていた国道5号の忍路防災関連事業に伴う土砂の搬入予定がないことから、土砂搬入量が大幅に減少となり、収益的収入は減少が見込まれますが、収益的支出においては、土砂搬入量の減少に伴う業務量の減などにより、平成28年度の収益的収支としては黒字が見込まれます。

以上の結果、平成28年度の財政規模は、一般会計では566億3,952万5,000円、特別会計合計では370億7,732万円、企業会計合計では236億8,132万7,000円、全会計合計では1,173億9,817万2,000円となり、前年度予算と比較いたしますと、一般会計は1.8パーセントの増、特別会計は1.1パーセントの増、企業会計は1.0パーセントの増となり、全会計では1.4パーセントの増となりました。

次に、議案第15号及び第16号の平成27年度一般会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第15号につきましては、国の補正予算「アベノミクスの果実の均てんによる消費喚起・安心の社会保障」として低年金受給者へ支援する年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費を計上いたしました。これにつきましては、早期に準備に着手しなければならないことから、先議をお願いし、平成28年度に繰り越した上で事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、議案第16号の主なものとして、まず、国の補正予算としては、地方創生の本格展開等として、地方創生加速化交付金に対応するため移住促進事業経費、小学校英語教育推進事業費などを計上したほか、自治体の情報セキュリティ強化対策事業に対応するため、情報化推進事業費を計上いたしました。これらにつきましても、平成28年度に繰り越した上で事業を実施してまいりたいと考えております。

また、公共事業の発注平準化措置としての、いわゆるゼロ国債に対応し、第3号ふ頭岸壁改良事業費に係る国直轄工事負担金の一部を債務負担行為として計上いたしました。

そのほか、歳入では市税、地方消費税交付金などの増額が見込まれるほか、過疎債のソフト分を計上した結果、財政調整基金の取崩しを全額減額する一方、残額については、同基金に積み立てることといたしました。

歳出では、教育・保育給付費負担金や障害者福祉サービスの介護給付費を減額したほか、病院事業会計に対し、地方財政法上の資金不足解消のため、財政支援として追加の繰出金を計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに13億7,286万1,000円の増となり、財政規模は585億4,521万9,000円となりました。

次に、議案第17号から議案第23号までの特別会計及び企業会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、保険給付費を増額したほか、住宅事業につきましては、繰越明許費として、最上A住宅改修工事費及びオタモイF住宅の用途廃止事業費を計上いたしました。

続きまして、議案第24号から議案第58号までについて説明申し上げます。

議案第24号建築審査会条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、建築審査会の委員の任期について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第25号情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案につきましては、行政不服審査法の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、審理員による審理手続の適用除外について規定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第26号行政不服審査に関する条例案につきましては、行政不服審査法の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、行政不服審査会の組織及び運営のほか、審査請求等に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第27号空家等対策会議条例案につきましては、空き家等に係る対策に関し必要な事項を審議する附属機関として空家等対策会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第28号職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正により、分限処分の要件の一部が明確化されたことに伴い、当該規定を削除するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第29号職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成28年度における職員の派遣に当たり、その派遣先の団体における勤務時間が職員の勤務時間に満たない場合の取扱いを定めるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第31号職員の退職管理に関する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第32号特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当について、職員の勤勉手当支給割合の引上げに準じた改定を行うとともに、その引上げ分に相当する減額措置を講ずるものであります。

議案第33号旧制度に基づく教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により従前の例により在職していた教育長が教育委員会委員としての職を辞したことに伴い、当該旧制度に基づく教育長の給与、勤務時間等について定める条例を廃止するものであります。

議案第34号報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤職員が受ける日額の報酬の支給対象期間に係る規定を削除するものであります。

議案第35号職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与及び期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第36号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、人事評価制度を導入するほか、所要の改正を行うとともに、地域手当及び寒冷地手当の支給対象をそれぞれ変更するものであります。

議案第37号市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に準じ、傷病補償年金又は休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改定するものであります。

議案第38号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、平成28年度税制改正の大綱において個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第39号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、エネルギー消費性能向上計画等の認定及び既存建築物の増改築に伴う長期優良住宅の認定に係る申請手数料を設けるものであります。

議案第40号重度心身障害者医療費助成条例案につきましては、医療助成制度に係る条例の規定の整備を行うため、重度心身障害者の医療費の助成について個別に条例を制定するものであります。

議案第41号ひとり親家庭等医療費助成条例案につきましては、医療助成制度に係る条例の規定の整備を行うため、ひとり親家庭等の医療費の助成について個別に条例を制定するものであります。

議案第42号子ども医療費助成条例案につきましては、医療助成制度に係る条例の規定の整備を行うため、子供の医療費の助成について個別に条例を制定するものであります。

議案第43号福祉医療助成条例を廃止する条例案につきましては、重度心身障害者医療費助成条例、ひとり親家庭等医療費助成条例及び子ども医療費助成条例を制定することに伴い、既存の条例を廃止するものであります。

議案第44号消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案につきましては、消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものであります。

議案第45号畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例案につきましては、犬の捕獲業務の一部を業務委託するに当たり、職員以外の者に犬の捕獲業務を行わせることができるようにするものであります。

議案第46号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に準じ、低所得者に係る国民健康保険料の軽減措置の対象者の範囲を拡大するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第47号介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業等を前倒しで実施するものであります。

議案第48号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定認知症対応型通所介護事業者等に運営推進会議の設置を義務づけるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第49号特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に準じ、特別用途地区における建築制限の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第50号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、新たに制度化された義務教育学校についての規定を追加するとともに、建築基準法施行令の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第51号公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公営企業管理者の給与の額等に職員給与条例の一部改正条例の附則の規定を準用することを明確にするのと同時に、所要の改正を行うものであります。

議案第52号いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例案につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、新たに制度化された義務教育学校を学校の定義に追加するものであります。

議案第53号体育施設条例の一部を改正する条例案につきましては、望洋シャングエを廃止するものであります。

議案第54号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、新たに対象となる設備及び器具に係る離隔距離を規定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第55号工事請負契約につきましては、(仮称)消防署オタモイ出張所新築工事の請負契約を締結するものであります。

議案第56号小樽市過疎地域自立促進市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、小樽市過疎地域自立促進市町村計画を定めるものであります。

議案第57号市道路線の認定につきましては、住吉神社上通線ほか5線を認定するものであります。

議案第58号教育委員会教育長の任命につきましては、林秀樹氏を任命するものであります。林氏は、道庁の御出身で、教育庁だけでなく、総合企画部や保健福祉部などさまざまな部局を歴任されており、私としましても、教育長としての手腕に期待をしているところであります。

さて、今回、初めて年間予算を編成する作業に携わらせていただきましたが、私の思いや公約を今後の市政に反映させていくための第一歩になりました。

市民の皆様を大切に市政運営を目指し、住みよいまち小樽、人にやさしいまち小樽の実現に向けて、総合戦略においても掲げさせていただいておりますとおり、本市を訪れる人や住む人の満足度を高め、まちの元気を取り戻し、人口減少に歯止めをかけていくことができるよう、さらに取組を進めてまいりたいと考えております。

小樽の再生に向けて、私も力強いリーダーシップを発揮しながら、皆様とともに歩んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様、議員の皆様には、御指導、御鞭撻とともに御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、概括的に説明申し上げますが、なにとぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(横田久俊) 次に、平成28年度小樽市教育行政執行方針について教育長職務執行者から説明したいとの申出がありますので、これを許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長職務執行者。

(小澤倭文夫教育長職務執行者登壇)

○教育長職務執行者（小澤倭文夫） 平成28年度小樽市教育行政執行方針を申し上げます。

初めに、昨年策定された小樽市総合戦略には、10項目から成る施策の方向性の一つとして教育環境の向上と次世代の人づくりが示されました。教育委員会としては、まちづくりは人づくりの観点から、学習意欲の向上と学習習慣の確立や体験的な活動の充実、さらには体力・運動能力の向上を通じて、一人一人の児童・生徒の確かな学力、豊かな心、そして、健やかな体の育成に取り組むとともに、自分が生まれ育った小樽に自信と誇りを持って成長し、将来の小樽を支える人材となるよう、ふるさと教育の推進により郷土愛を育ててまいります。

一方、市内には近代建築をはじめとする古いまち並みが残っており、本市固有の歴史と物語を踏まえ、有形・無形の文化財の保全、活用を図ることは、本市の特性を生かした持続可能なまちづくりに寄与するものであり、そのための基本方針となる歴史文化基本構想の策定に着手します。

教育委員会としては、これらを基本に施策を展開し、総合計画に掲げる「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち」の実現に努めてまいります。

以下、教育委員会として、平成28年度の主な施策について御説明申し上げます。

まず、学校教育の分野ですが、小樽市学校教育推進計画の五つの重点目標に沿って申し上げます。

重点目標の第1点目、確かな学力の育成に向けた取組であります。

平成27年度の全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに前回より全国との差が縮まり、小学校の国語と算数のB問題で全道平均を上回るなど、改善の兆しが見えつつありますが、いまだ全国に比べ、基礎的・基本的な学習内容が十分に定着していない児童・生徒が多い状況にあります。また、家庭での学習習慣においては、依然として、「テレビを見る時間、ゲームをする時間」や「携帯電話・スマートフォンの使用時間」が全国と比べて長いことなど、家庭での生活習慣に大きな課題が見られます。

こうした状況を受けて、次のような児童・生徒の基礎学力の定着及び学習意欲の向上に向けた取組を進めてまいります。

教育委員会では、昨年から、小学校4年生から6年生の全ての学級に実物投影機と50インチの大型液晶テレビ等を配備するICT教育推進事業を展開してきております。さらに、今定例会においては、小学校3年生以下の全ての学級に大型液晶テレビを配備する所要の経費を提案しており、ICT活用研修会の開催や活用状況調査等を踏まえた各学校への指導・助言を通し、ICT機器を効果的に活用した指導方法の工夫・改善を行うことで、児童の基礎学力の定着及び学習意欲の向上を図ってまいります。

次に、標準学力調査等の実施についてであります。

これまで小学校3年生と中学校1年生を対象とした標準学力検査を全ての小・中学校で実施してまいりましたが、平成28年度は、実施学年を小学校3年生、5年生、中学校2年生とし、よりきめ細かな学力の状況の把握に努め、日常の授業改善や補充学習等に結びつけることで、児童・生徒の一層の学力の向上を図ります。また、生徒一人一人の自己肯定感や生活習慣等を把握する総合質問紙調査を中学校2年生で実施し、学力の状況との関連を図りながら、個に応じた指導の充実を図ってまいります。

次に、児童・生徒の生活習慣の改善に向けた取組についてであります。

本市の児童・生徒は、全国と比べ、携帯電話やスマートフォンの利用時間が長く、学校以外での学習時間が短いことが、学力の状況にも影響していると考えられ、学校や家庭、教育委員会の連携の下、インターネット利用に関する「小樽市のルール」を作成し、周知することで、児童・生徒の生活習慣の改善を図ってまいります。

次に、音読推進事業についてであります。

それぞれ平成25年、26年から始めた音読カップと小樽こどもの詩（ポエム）コンクールを引き続き

実施することとし、児童・生徒の言葉に対する興味・関心を高めることで、国語力の育成を図ってまいります。

次に、樽っ子学校サポート事業についてであります。

この事業は、小樽商大生だけではなく、市内の高校生にもサポートを呼びかけて実施しておりますが、各学校からの要望が多く、学習意欲の向上には効果的な取組であることから、継続して実施してまいります。

次に、特別支援教育についてであります。小・中学校の通常学級に在籍するLD、ADHDなどの特別な支援を必要とする児童・生徒や介護の必要な障害のある児童・生徒の学習活動を支援するため、引き続き必要に応じて特別支援教育支援員と介護員を配置します。

また、小樽市特別支援連携協議会を開催して、幼稚園や保育所と小学校の連携を強化し、乳幼児期から就労時期まで一貫した支援を目指します。

続いて、重点目標の第2点目、豊かな心の育成に向けた取組であります。

1点目は、いじめ防止対策の推進であります。

昨年4月1日から小樽市いじめ防止対策推進条例を施行し、小樽市いじめ防止基本方針の下、児童・生徒や保護者のもとより、市民に対しても、いじめ防止に向けた意識の高揚を図ってまいりましたが、平成28年度も年2回のキャンペーンの実施や小樽いじめ防止サミットの開催などを通し、児童・生徒が安心して学習活動などに取り組むことができるよう努めてまいります。また、小樽市PTA連合会と連携し、いじめ防止に関するシンポジウムを開催するなど、学校や家庭、地域が一体となった取組を一層推進してまいります。

次に、教育相談の充実であります。

平成28年度に統合する小学校の児童及び保護者等に対して、新しい環境の下での不安の解消に向けたきめ細かな教育相談を行うため、スクールカウンセラー1名を新たに配置します。

次に、道徳教育の充実であります。

道徳の教科化に向けた研修の機会として、道徳教育特別研修講座を小・中学校各1校で開催し、道徳の時間の公開授業などを通して、教員の指導力の向上を図ってまいります。

続いて、重点目標の第3点目、健やかな体の育成に向けた取組であります。

平成27年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、小・中学生ともに前回より体力調査の合計得点が上昇し、小学生は男女とも全道平均を上回るなど、全体的に改善傾向にあります。小・中学生ともに依然として持久力や瞬発力に課題が見られます。

こうした状況を受けて、次のような取組を進めてまいります。

一つ目は、小学校体育科の授業の工夫・改善の取組であります。

小学校の早い段階から運動に対する興味・関心を高め、体育科の授業において達成感や満足感を持つことが大切であることから、体力・運動能力の向上を図るため、平成28年度は、小学校1校を体力向上実践校に指定し、指導方法の工夫・改善に関する実践研究を行うとともに、公開研究会を開催するなど、その指導方法を広く教員に還元します。また、体育専門教員を小学校に配置し、体育の授業をティーム・ティーチングで行う北海道教育委員会の体育専科教員活用事業の実施を申請しており、道内の先進的な取組を取り入れた小学校体育科の授業改善を図ってまいります。

次に、学校における体力向上の取組であります。

平成28年度から全小・中学校が、数値目標を設定した体力向上改善プランを作成し、児童・生徒の体力の状況に応じた授業改善及び特別活動等を活用した1校1実践の取組を行うことで、体力・運動能力

の向上を図ってまいります。

次に、スポーツ助成金の増額であります。

沖津寅太郎・安子青少年スポーツ振興資金基金を活用し、全国大会に出場する小・中学生及び高校生に対し参加経費の一部を助成しておりますが、その助成額を引き上げ、青少年スポーツの振興を図ってまいります。

続いて、重点目標の第4点目、社会の変化に対応した教育の推進に向けた取組であります。

一つ目は、ふるさと教育の推進についての取組であります。

平成28年度も、児童・生徒の郷土愛を育む取組として、おたる潮まつり実行委員会との連携の下、潮音頭の歴史的背景や振りつけを学ぶ機会の設定や、多くの児童・生徒の潮ねりこみへの参加を促進し、保護者や地域の方々とともに活動することで、地域社会に貢献する実践的な力を育成するふるさと教育の推進に取り組みます。

また、新たな取組として、教員向けのふるさと教育研修講座を開催し、指導力の向上に努めるとともに、無形の文化財の継承を図るため、松前神楽は潮見台小学校、向井流水法は高島小学校、越後踊りは北山中学校を活動拠点として、年10回程度の講師派遣を支援します。

さらに、小学校高学年の総合的な学習の時間で使用する教材「小樽の歴史」の作成に向けた調査研究を行います。

次に、観光都市小樽のグローバル化を担う人材育成の取組であります。

児童・生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに国際感覚を養うため、英語教育の充実に努めます。

まず、これまで2名だった外国語指導助手、いわゆるALTを4名に増員し、全ての中学校に派遣するとともに、英語教育推進校として中学校4校を指定し、その実践の成果を広く普及する取組を行います。

また、平成32年の小学校の英語科の教科化を見据え、英語教育推進校として小学校2校を指定し、新たに小学校3、4年生の総合的な学習の時間において、英語に堪能な外部人材を活用した授業を行い、早い段階からの英語によるコミュニケーション能力の育成を図るとともに、その実践を還流することで、小学校教員の指導力の向上を図ります。

継続して実施する小樽イングリッシュキャンプとともに、施策の体系化を図ることで、英語教育の一層の充実に努めます。

次に、商大・能開大・高等学校等進路説明会の開催についてであります。

児童・生徒が進路について、早い段階から家庭の中で話し合うきっかけとすることを目的として、関係機関の協力をいただきながら継続して実施します。

続いて、重点目標の第5点目、信頼に応える学校づくりに向けた取組であります。

一つ目は、教員の指導力の向上についてであります。

3年前から進めている秋田大学教授との共同研究についてであります。平成28年度も市内の学校2校を指定し授業改善をテーマとした研究を行うとともに、公開授業などを通して教員の授業力向上を図ってまいります。

次に、学校及び研究団体の研究活動に対する支援についてであります。

本市においては、学校や研究団体による公開研究会及び実践発表会が数多く開催されるようになり、研究活動への支援が求められていることから、これまでの研究推進校・研究交流校に加え、全国的に著名な外部講師を招いて、先進的な教育実践を展開する特別研究推進校及び研究団体を指定し、公開研究

会を通して各学校に還元することで、教員の指導力向上を図ってまいります。

そのほかの学校教育の分野として、教育環境の整備について申し上げます。

まず一つ目は、小・中学校の再編成についてであります。

平成28年度は、北山中学校と末広中学校の統合校となる北陵中学校の平成29年4月開校に向け、統合協議会において新しい学校づくりの検討を進めます。校歌や校章デザイン、学校と地域との連携などの検討のほか、生徒の事前交流を実施し、円滑な統合に向けた取組を進めます。

また、中央・山手地区及び南小樽地区の小学校では、花園小学校・入船小学校、緑小学校・最上小学校・入船小学校及び入船小学校・奥沢小学校・天神小学校の各統合協議会において、平成30年4月統合に向けて、新しい学校づくりや通学の安全対策、統合校の校名等の検討を進めます。

さらに、中央・山手地区の中学校においては、今年度にお示しした西陵中学校と松ヶ枝中学校との統合について、保護者や地域住民の御理解を得て、北海道教育委員会へ小樽商業高等学校閉校後の学校施設の活用について正式に要望していきます。

二つ目は、学校の改築や耐震化などの施設設備についてであります。

平成28年度は、4月に開校する手宮中央小学校のグラウンド整備と外構工事を行うほか、山手地区統合小学校の校舎と屋内運動場の建設工事や、朝里中学校校舎の一部改築工事、さらに、北陵中学校となる現手宮西小学校校舎等の大規模改造工事を行います。

また、高島小学校プール天井の耐震改修工事を行います。

次に、社会教育の分野の主な施策についてであります。

第1点目は、社会教育施設の取組についてであります。

文学館と美術館では特別展を開催し、それぞれ小樽にゆかりのある作家の作品に触れる機会を提供します。

文学館では早川三代治展を開催し、小樽生まれで島崎藤村に師事した早川三代治のヨーロッパ留学時代や小樽のために尽くした郷土作家としての側面などに焦点を当てて紹介します。

また、美術館では「木版の夢—小樽に版画の種を蒔く」を開催し、世界的に著名な木版の巨匠、棟方志功、斎藤清などの小樽ゆかりの5人の版画家の作品を紹介します。

次に、総合博物館では、企画展「小樽の横顔 ～兵庫コレクションとまちかど～（仮称）」を開催します。これは、小樽商科大学との共同で、昭和50年初頭、小樽の路地の写真を撮り続けた兵庫勝人氏の写真を商大の学生が現地を歩き、当時の情報を聞き取った成果とあわせて展示し、40年前の観光地以前の小樽の姿を紹介するものです。

次に、図書館では、大正5年に区立小樽図書館が創立されてから100周年となることを記念して、市立小樽図書館創立100周年記念事業を行います。

100年のあゆみ展や記念講演会、古地図・写真アーカイブ事業のほか、児童・生徒向けには図書館のイメージキャラクター募集等を実施します。

第2点目は、文化財の保存・保護についてであります。

（仮称）小樽市歴史文化基本構想の策定に向けた作業を開始し、小樽市内にある文化財やその周辺環境を保全するための基本方針を定めるとともに、今後の日本遺産の認定申請を見据え、ストーリー展開を図り、文化遺産をまちづくりに活用できる取組を進めます。また、次代を担う子供たちが親子で邦楽、日舞、華道などを体験し、その成果を発表する伝統文化こどもフェスティバルや、市内の社中や団体が一堂に会する「和を遊ぶ」などの開催を支援し、郷土の伝統文化の継承に努めてまいります。

第3点目は、市民スポーツの振興についてであります。

28回目となるおたる運河ロードレース大会は、第30回目の節目の大会に向け、記念イベントや実行委員会の体制強化などについて検討を進めます。

次に、市民の健康増進や子供たちがスポーツに親しむきっかけづくりのため、スポーツ教室や市民歩こう運動などのスポーツ振興施策をNPO法人小樽体育協会をはじめ関係団体と連携して進めます。

また、新・市民プール整備事業は、必要な面積と利便性などを勘案し、建設適地について市長部局と連携しながら引き続き検討を行ってまいります。

第4点目は、生涯学習関係事業についてであります。

生涯学習プラザを拠点に、家庭教育支援事業として、平成27年度から地域の人材を活用した家庭教育支援チーム「小樽わくわく共育ネットワーク」を立ち上げ、子育て情報の発信、家庭教育講座、親子向けイベントなどを実施してきましたが、平成28年度は保護者同士の交流や語り合いの場として、新たに「学びカフェ」を設置するなど、家庭教育のサポート体制の強化を図ります。

また、学び続ける社会を目指し、市民への学習機会の提供として、生涯学習プラザにおけるはつらつ講座、「現代を生きる」をテーマとした小樽市民大学講座の充実にも努めてまいります。

以上、平成28年度の教育行政を執行するに当たっての主な施策と狙いについて御説明いたしました。

市民の皆様及び議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） 次に、議案第59号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 提出者を代表いたしまして、議案第59号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。今定例会で62回目の提案となります。

本年2月4日、5日と、小樽港に、米軍第7艦隊所属掃海艦パトリオット、ミサイル駆逐艦ベンフォールドが寄港しました。1960年以来、77、78隻目となります。小樽市として、寄港要請に当たり、入出港時及び接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、核兵器搭載の有無の受入れの判断の3項目について検討した結果、岸壁手配したものです。しかし、毎年のように寄港することに、民間港である小樽港の軍港化につながると懸念の声が出ています。

外務省は、これまでの見解と同様に、米国の核政策に基づけば、我が国政府としては、現時点において、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断、照会のあった米国艦船については搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していませんとの回答をしていますが、米軍は核兵器搭載について肯定も否定もしません。ベンフォールドのジャスティン・ハーツ艦長も入港後の記者会見で、核兵器搭載の有無に対し否定も肯定もできないと述べています。

日米間に核密約があるのは実証済みで、日本政府との事前協議なしに核兵器搭載艦船や航空機が自由に出入りできるというのは、米国の公開文書でも既に明らかにされておりとおります。

ベンフォールドは、核搭載可能艦です。こうした米艦船の寄港は、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の具体化そのものであり、断じて認めることはできません。

安倍政権は、一昨年から、太平洋軍の主力をなす第7艦隊司令部への連絡官派遣も開始しました。安保法制の米軍等の武器等防護の規定に基づく日米の共同部隊化をにらみ、米部隊の最前線で情報収集に当たっていると見られます。

また、過激武装組織ISに対する軍事作戦を米軍をはじめとする有志連合が行っていますが、小樽港がテロに巻き込まれることがあってはなりません。さらに、安保法制により、さらに危険な状況になる

うとしています。

平和な商業貿易港である小樽港に、米艦船の定着はふさわしくありません。パトリオットのエミリー・ロイス艦長は、市民団体などの抗議活動に対し、歓迎してくれる人たちに比べれば非常に小さな集団だと理解していると述べていますが、大変失礼な話です。

今、国民一人一人が主権者として、自分の頭で考え、自分の言葉で語り、自分の足で行動する、戦後かつてない新しい国民運動が大きく広がっています。その中で、安保法制廃止の大きなうねりが広がっています。

1975年、神戸市会は、神戸港に核兵器搭載の艦船の入港を拒否する決議を採択しました。以来、入港を希望する艦船には非核証明書の提出を求め、米艦船は提出を拒み、1隻も入港していません。

小樽市は、1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派、各議員の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） ただいま上程中の案件のうち、議案第58号については先議することといたします。これより、討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、議案第58号小樽市教育委員会教育長の任命について棄権の討論を行います。

教育委員会は、戦後、公選制から始まり、その後、任命制に移りました。そして、今回の人事から、教育委員会内の教育長の任命権限がなくなり、市長に移されます。

日本共産党は、公選制が廃止されても公選制の復活を要求し、任命制の下でも、公選制の精神を生かした民主的な人選を行うことを求めてきました。ですので、その個人の人格を否定するものではありません。私たちが責任を持って推薦できる人事かどうかを判断するに当たって、今回提案された林氏が今の教育行政に対してどのような立場をとられている人物かは不明であり、自席にて棄権の態度をとります。

（「調べればいいだけでしょ」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） お静かに。

○20番（小貫 元議員） そのことに対して少し反論をしますと長くなるのですけれども、よろしいでしょうか。

公選制が廃止された後、当時、小樽の市議会は安達与五郎市長の時代でした。その時代は、公選制が廃止された後であっても、各会派に対して、どのような人事がいいかきちんと説明をして、その上でバランスのよい教育人事を行ってきました。これは教育行政の法律、地教行法の中にありますように、同一の政党から3人以上の、要は委員を選んではいけなと、こういう規定から照らせば、政治判断が、政治性が、どのような人物かということを、しっかりと判断する必要があったわけです。こういう流れから、私たちは日本共産党として、どのような人物が適当かということに責任を持って判断するには、今時点の資料では物足りないというところです。

これ以上やると怒られますので終わりにいたしますけれども、以上、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、議案第58号について採決いたします。

同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から2月28日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時45分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 千 葉 美 幸

議員 酒 井 隆 行

平成28年
第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成28年2月29日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹									
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義							
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	小	鷹	孝	一					
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章			
産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	三	浦	波	人			
保	健	所	長	秋	野	惠	美	子	建	設	部	長	相	庭	孝	昭				
消	防	長	明	井	隆	生	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	迫	俊	哉	事	務	部	長	日	栄	聡							
総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一
庶務係 長 伝里 純也
調査係 長 大崎 公義
書 記 佐々木 昌之
書 記 眞屋 文枝

事務局 次長 林 昭雄
議事係 長 柳谷 昌和
書 記 石澤 麻由美
書 記 深田 友和
書 記 伊沢 有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村吉宏議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第57号、議案第59号及び議案第60号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第60号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第60号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に準じ、傷病補償年金又は休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改定するものであります。

なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） 質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 平成28年第1回定例会に当たり、自民党を代表し、質問します。

第1項目め、小樽市総合戦略と平成28年度予算と市長の政治姿勢についてお聞きします。

初めに、市長の政治姿勢についてお聞きします。

我が党は、1月18日の第1回臨時会で、市長の今までの経済界への姿勢、議会への対応、庁舎内での責任のとり方を明確にしない態度などに注文をつけつつ、上林氏が副市長に選任されれば、一定の改善が見られ、今第1回定例会に向けてしっかりと議案内容を審議できると考え、上林副市長の選任案に同意しました。

そんなやさきに、森井ひであき後援会通信なるものが、森井ひであき後援会発行の下、森井ひであき後援会メンバーに郵送されました。内容は、「選挙違反を一緒にやってきた人達」という言い回しで、前副市長候補を不同意にした会派をあたかも選挙違反をしているかのような記述や、市議会について「重要な施策などには一切触れず、市長の個人的な部分を誹謗中傷とも取れるやり取りで質問をしつこく浴びせ、いたずらに議会を空転させている」「全ては民意を反映せず、森井市長を辞めさせることが目的で、これには思惑があるものと思えるのです」など記述され、我々から言わせれば、これこそ誹謗中傷であり、反論、抗議に値するものです。

御自身の後援会のことなので、すぐさま2月5日に、自由民主党、公明党、民主党、新風小樽が合同質問書を森井市長へ手交しようとしたのですが、市長は、森井ひであき後援会のことなので自分には関係ないと拒絶されました。あまりの理由に唖然としつつ、我々は今でも納得しておりませんが、それでも発行責任者との面会をさせていただきたいと申し出たのですが、現在も返答がなく、たまたま配達証明つきで郵送し、発行責任者からの回答を待っている状態です。

先ほども述べましたが、我々は議会審議を優先させたいと願う中、発行責任者すら明確にせず、自分の後援会の記述内容に何の責任もとらない怪文書的なものを平気で配付し、森井市長自身が賛同するコ

メントを寄せることは、市長のためにもならず、それこそ議会審議の妨げになると考えます。

このような指摘についてどうお考えか、お答えください。

次に、平成28年度予算の概括についてお聞きます。

本市の平成28年度予算規模は一般会計566.4億円、特別会計は370.8億円、企業会計は236.8億円となりました。一般会計における歳入は予算編成に当たり4億7,500万円の財源不足が生じ、財政調整基金から2億1,900万円を取り崩し、充てています。これにより同基金の残高は幾らとなりますか。

また、毎年十数億円かかる除雪費を当初予算で1億5,400万円しか計上しておらず、例年並みに除雪費を確保するならば、今後の除雪費などの補填を同基金からと考えているのか、お答えください。

財政調整基金は、今まで爪に火をともしして前市長、前々市長が、災害や一過性ではあるが急を要する財源手当のため積み上げてきたもので、今回のような取崩し方は基金の食い潰しととられますが、市長としての御所見をお伺いします。

市債の残高は平成28年度末で前年度比同31億2,400万円減の1,008億1,300万円、他会計からの借入残高は同5億200万円減の32億4,300万円となりました。市税の2.3億円増加の理由をお聞かせください。

また、地方交付税が対前年度比12.4億円増えた理由と臨時財政対策債が2.7億円減じた理由をお答えください。

歳出に関しては扶助費が2.4億円、負担金補助及び交付金が前年度比4.1億円、繰出金が4.3億円、それぞれ前年度比で増加した理由をお答えください。

本市は、平成22年4月1日に過疎地域として公示され、過疎地域自立促進特別措置法の期限である平成27年度までを計画期間とする過疎計画を策定し、過疎対策事業債などの財政上の特別措置を活用しながら事業を進めてきました。

法改正により5年間再延長されたことを受け、引き続き過疎債など、財政上の特別措置を活用するため、平成28年度から32年度を計画期間とする過疎計画を策定することとし、このたび北海道との正式協議が終了につき、過疎計画を取りまとめた本市の過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）の展開方向に関する事業を幅広く盛り込んだとあるが、平成28年度予算財源対策として過疎債ソフト分の充当として2.6億円とあるが、具体的にはどの事業に広く盛り込んだのか御説明ください。

国の平成28年度地方債計画では、過疎債全体で4,200億円を計上していて、「市町村ごとに総務省令により算定した額の範囲内で発行が可能」とありますが、本市の発行限度額及び予算計上額、残存発行可能額をお示しください。

本市が過疎債ソフト分の充当が必ずできるのかもお答えください。

平成28年度の一般会計予算は市税が増え、市債残高が減り、他会計からの借入れが減るなど、財政健全化に向かっている要素もあるが、歳出の増と除雪費を1億5,400万円にとどめた中、4.8億円の財源不足が生じ、今まで当初予算に計上していなかった過疎債ソフト分2.6億円と財政調整基金を2.2億円取り崩した平成28年度一般会計予算編成に関して財政健全化型なのか、財政出動型なのかをお答えください。

一部報道では、平成28年度予算は森井市長カラーが薄く、独自色は継続事業の必要性を重視し、出せなかったと評価されました。御所見をお伺いいたします。

市長が、現実路線を継承し、義務的経費に財政が縛られる割合を示す経常収支比率は平成26年度98パーセントで、予算で2パーセント程度の裁量自由度しか持たないことは、今期も変わらないと思います。

このような本市の財政状況を出馬当時では理解できなかった市長が現実には直面し、やっと理解した上での苦肉の予算措置と考えますが、市長提案説明の中にあつた本市の財政状況について「私が理解していた以上に厳しい状況」というくだりがありますけれども、市長になる以前の理解はどの程度で、現状の厳しさをどう理解したのかをお答えください。

次に、小樽市総合戦略と平成28年度予算との関連についてお聞きします。

森井市長は、新年会で御挨拶のたびに、昨年10月に策定した小樽市総合戦略を自画自賛し、そのできのよさをアピールされておりました。

まず、この総合戦略で本市が目指す将来都市像について、「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」と定めましたが、訪れる人とは国内外の観光客や移住者を含めてとは考えますが、その他の対象者をどうお考えですか。

また、魅了するとは極めて抽象的表現ですが、森井市長が持つ魅了されたと思われる具体的なイメージをお聞かせください。

さらに、どのような数値を基に魅了されたことを判断されるのか、優しいまちと判断する指標はどのようなものをお考えなのか、優しいまちとは、市長の具体的なイメージをお聞かせください。

そして、「市民幸福度の高いまち」の幸福度はKPIとして現状値と平成31年度までの目標値を定め、個別に今小樽市総合戦略に載せています。目標値の設定過程と設定理由をお答えください。

また、「PDCAサイクルを使って実効性や実現性を高める」とありますが、現状値の毎年の検証は必要ですが、現状値の把握方法とあわせて御所見をお聞かせください。

本市総合戦略は平成31年度までとなりますが、本年度予算の中で、さきに述べた「魅了する」「優しい」と判断する指標やKPIを目に見える形で向上させる施策予算があるのかをお答えください。

平成28年2月17日に、平成27年国勢調査速報値が発表されました。本市の人口は12万1,910人、市町村別で減少数が多かったのは函館市の1万3,010人で、続いて本市の1万18人となりました。減少率は道内人口上位10市の中では、2位のマイナス4.7パーセントの函館市と比べても、飛び抜けて高いマイナス7.6パーセントを示しました。小樽市総合戦略の記述の中で「当市の人口流出の要因を緩和・軽減する取組を行い、かつこれらを効果的に推進するため、将来の都市像に対応した10項目の施策の方向性」を示しましたが、それぞれについて簡略に御説明ください。

また、小樽市総合戦略で婚姻率、合計特殊出生率、それぞれ現状値3.6及び1.12から平成31年度目標値4.1及び1.256へ押し上げるための今年度予算での対応をお聞かせください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小樽市総合戦略と平成28年度予算と市長の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、私の政治姿勢についてですが、後援会通信につきましては、私の立場ではお答えすべき事項ではないと考えておりますので、答弁については差し控えさせていただきます。

（発言する者あり）

次に、平成28年度予算案の概括についてですが、予算編成後の財政調整基金の残高につきましては、20億1,000万円となります。

次に、除雪費など今後の補正予算の財源につきましては、財政調整基金による財源対策が基本となりますが、今後、当初予算に盛り込むことができなかつた財源や平成27年度決算での黒字額なども想定されますので、それらなども活用しながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金の繰入れにつきましては、本市では従来から本来の目的である年度間の財源の不均衡を調整するためではなく、収支不足による財源対策として繰り入れてきました。私としては、財政調整基金などの財源対策をしない収支均衡予算の編成を理想としていますので、その実現に向け、今後も鋭意努力をしてまいります。

次に、市税の増加の理由につきましては、主に増加を見込んだのは、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税であります。固定資産税につきましては、近年、収入率が増加傾向にありますことから、新年度予算案における収入率の増加を見込むとともに、企業立地促進条例に基づく課税免除の終了に伴う増加分を見込み、1億2,280万円の増加となりました。軽自動車税につきましては、主に四輪乗用車の登録台数増や税制改正による新税率が適用されたことにより3,210万円の増加となりました。特別土地保有税につきましては、平成17年度の税制改正で徴収猶予の延長期間が最大10年間に制限されたことにより、平成28年度に猶予期間が満了となるものについての収入を見込み、7,300万円の増加と見込んだものであります。

次に、地方交付税と臨時財政対策債につきましては、国から示された資料や本市の特殊事情を勘案して予算額を算定しておりますが、平成27年第2回定例会補正後の計上額と比較しますと、地方交付税のうち、普通交付税は2億7,000万円の増、特別交付税は27年度が第3回定例会での補正予算計上であったため、9億7,000万円の皆増となり、合計で12億4,000万円増となったものです。

なお、27年度の普通交付税の決算見込額は、当初予算計上額より3億3,000万円増えることや特別交付税が第3回定例会での補正予算計上となったことを考慮いたしますと、地方交付税総体は27年度決算見込額より3,000万円の減となります。

また、赤字地方債である臨時財政対策債については、地方財政計画の中で一般財源総額を確保しつつ、その発行を大幅に抑制するとあり、国から示された算式により算定をした結果、2億7,000万円減となったものです。

次に、前年度対比で増加している歳出項目の主な理由につきましては、扶助費では子ども・子育て支援新制度へ移行する施設の増加や乳幼児等医療助成制度の対象範囲の拡大に伴い増となるほか、負担金補助及び交付金では、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金や後期高齢者医療の療養給付費の市負担分が増、さらには新規事業として銭函駅のバリアフリー化に伴う設備整備費の一部を補助することにより増となるものです。

また、繰出金につきましては、病院事業会計で、新病院建設に伴う公債費において一部元金の償還が始まることや、国民健康保険事業会計で、27年度は補正予算で対応した保険者支援制度の拡充分について、28年度は当初予算から計上したことに伴う増などが主な要因であります。

次に、財源対策として過疎債ソフト分を充当している事業につきましては、ふれあいパス事業費に1億2,060万円、既存街路防犯灯LED化推進事業費に1億3,600万円となっております。

次に、過疎債ソフト分の発行限度額につきましては、総務省令に基づき試算いたしますと2億5,660万円となっており、その全額を予算計上したことから、残存発行可能額はありません。

また、地方債計画で示された過疎債総額には、発行限度額の国全体の総計が含まれておりますので、全額起債が可能であると考えております。

次に、28年度予算編成に関して財政健全化型なのか財政出動型なのかにつきましては、平成28年度

は小樽市総合戦略に掲げた将来の都市像である「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」の実現に向け、四つの施策プロジェクトに基づき積極的な取組を進める一方、限られた財源の中で市政を運営していくためには、財政の健全性を確保し、改善に努め、持続可能な財政基盤を構築していく必要があると考えておりますので、財政健全化に向けた取組についても、引き続き継続をしているところであります。今回の提案させていただいた当初予算案につきましては、私といたしましては、財政健全化型、財政出動型のいずれか一方というのではなく、それらのバランスにも配慮しながら予算編成を行ったところであります。

次に、予算編成において独自色を出せなかったという報道につきましては、平成28年度は財政健全化に向けた取組を継続する一方で、将来を見据え、特に優先的に取り組む重点施策として、私の公約や考え方を盛り込みました小樽市総合戦略を位置づけ、限られた財源の中、積極的な取組を進めることといたしました。したがって、今回の予算編成は、私の公約や思いを市政に反映させる第一歩になったものと考えております。

次に、財政状況の理解につきましては、市長に就任する前までは扶助費などの義務的経費が多く、高どまりとなっている経常収支比率、多額にある市債残高のほか、市税、地方譲与税等の収入が少なく、普通交付税に大きく依存していることなどを認識しておりましたが、就任後の平成26年度決算で経常収支比率や財政力指数がさらに悪化したことや、社会保障関係、老朽化対策など、今後も多額の財政需要が予想される状況にあると理解をしております。

次に、小樽市総合戦略と平成28年度予算との関係についてですが、まず、総合戦略の将来の都市像にある訪れる人の対象者につきましては、観光客や移住者はもとより、本市に通勤・通学をしている方、本市に親戚などがいらっしゃる方、出張や単身赴任などで一時的に本市にいられている方など、潜在的に本市の居住者となる可能性のある方も含め、訪れる人というように捉えております。

次に、総合戦略の将来の都市像にある「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい」とは、それぞれ具体的にどのようなイメージでそれを判断する指標をどのように考えているかにつきましては、まず、「訪れる人を魅了する」とは、また来たい、ここに住みたいなど、来街者の好意的な反応をイメージしており、観光に関する満足度や小樽への再訪の意思などの指標により判断できるものと考えております。

次に、「暮らす人には優しい」とは、生活利便性が高い、安心・安全、地域とのつながりなど、居住者が暮らしやすいことをイメージしており、暮らしやすいと考える市民の割合や市民の定住志向などの指標により判断できるものと考えております。

次に、総合戦略の目標値の設定過程につきましては、平成23年12月に内閣府の研究会が発表した「幸福度指標試案」を参考に、過去の本市の計画・構想などから、子育て・教育、基本ニーズ・住居、雇用・ライフスタイル、健康、自然や地域とのつながりの五つのカテゴリー別に、総合戦略の基本目標に関連する指標として、数値で客観的に表すことができる定量的指標と性質など主観的で数値に表せない定性的指標を設定したものであります。

また、目標値の設定理由につきましては、各種計画・構想を策定する際には、それぞれ目標値を設定しておりますので、他の計画との整合性を図りつつ、基本目標の目標値もこれに基づいて設定しているものです。

次に、幸福度の現状値を毎年把握し、検証することにつきましては、幸福度は今後も適切な指標管理に努め、検証する必要があると考えておりますので、現状値を把握するためにもアンケートの実施は不可欠と考えております。

まず、来年度につきましては、総合計画の策定に向けてのアンケートとあわせて実施する予定であり、

その後も継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、本年度予算の中で「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい」を判断するKPIを向上させる政策予算はあるのかにつきましては、観光に関する満足度や小樽への再訪の意思などの指標に関しては、まちなか観光にぎわいづくり調査事業費や、ふるさと納税関係経費、歴史文化基本構想策定事業費などの事業が挙げられます。

暮らしやすいと考える市民割合や市民の定住志向などの指標に関しては、鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業補助金や空き家対策事業費、住宅エコリフォーム助成事業費、地域包括支援センター運営事業費などが挙げられます。

次に、人口流出要因を緩和・軽減する取組を効果的に推進するために10項目の施策の方向性を示した意図につきましては、いずれも人口減少に寄与するという観点で方向性を示したのですが、その中からいくつか挙げますと、「子育てしやすい環境づくり」としては、子育て世代の経済的な負担を軽減すること、「子育て世代が安心して働くことのできる環境づくり」としては、子育て世代が仕事と家庭を両立できる環境をつくること、「教育環境の向上と次世代の人づくり」としては、郷土愛を育み、地元定着を促すこと、このように本市において、産み育て、住み続けることに重きを置くことで、人口減少の緩和・軽減を図るものであります。

次に、婚姻率、合計特殊出生率について現状値から目標値に押し上げるための今年度予算につきましては、婚姻率は過去5年以内の最高値である4.1を目標値に、合計特殊出生率は平成52年に希望出生率である1.8を目標値に、それぞれ設定したものであります。これらの指標は国全体の社会保障問題にかかわるものであり、一地方自治体の取組のみによって目に見える形で向上をさせることは極めて困難であると認識をしておりますが、ファミリーサポートセンター事業、地域子育てセンター事業を行うとともに、乳幼児等医療費助成を拡大し、目標値の達成に向けて努力をしてみたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 第2項目め、総務常任委員会に関連してお聞きします。

初めに、ふるさと納税について、本市では、新年度から1万円以上市に寄附すると、市内で製造された特産品がもらえるふるさと納税関係経費の予算が計上されました。本市には既に小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例に基づく基金があり、近年は1,000万円前後の寄附が寄せられています。平成20年度のスタート時点から寄附の推移をお示しください。

次に、現行制度の説明と不備な点をお示しください。

本制度は、歴史的建造物に対する基金に加え、産業振興や市民福祉などにも活用できる基金を新たに創設し、どちらにも返礼品を贈呈することにしたとあるが、逆に活用できないものがあるのか、お示しください。

単に、ほかの自治体が行っているから仕方なしに動くかという感じが見られる自治体も多いと聞きます。市が地元の特産品を買い上げ、経済効果や市の収入増を担うとありますが、基金への寄附総額を市は年間2,000万円以上と見込むとありますが、予算が1,151万4,000円で2,000万円以上の寄附総額とはあまりにも低すぎるし、経費に見合わないと感じますが、御所見をお伺いいたします。

さらに、ふるさと納税は全国の多くの自治体が既に導入し、50パーセント程度の還元率の返礼品がまだまだ人気を博していて、返礼品の豪華さを競っているのが現実です。本業務を委託するのか、しない

のか、するとすれば、どこへ、どのような指示でするのか、本制度で期待する経済効果などをお示しください。

また、本市が還元率を30パーセントに定めた理由は何でしょうか。

後発組の本市のふるさと納税が人気を博するためには、特産品の選別やシステムに工夫が必要ですが、本市での返礼品に対する基本的な考えと、今、候補に挙がっている特産品やシステムについてお答えください。

寄附は全国のおふるさと納税を扱う民間のインターネットサイトで4月1日から申し込めるとありますが、全都道府県の自治体を1,782サイト掲載しているのが一番の老舗である「ふるさとチョイス」と「わが街ふるさと納税」で、ほかにもありますが、ポータルサイトとしてどこを利用するのかお答えください。

平戸市は、平成24年度の寄附金額は107万円、25年度が3,910万円、そして26年度が13億4,200万円を集めています。そもそも平戸市の物産は全国的に知名度がなく、以前から特産品を全国に発信しようにも、そこがネックでなかなか特産品を浸透させることができなかったようです。しかし、平戸市長は、この弱点を逆にとり、種類が多くて季節限定のものを逆に季節ごとに売っていく、リピーターを増やす方法を採用しました。ふるさと納税は寄附なので、お礼の品のコストパフォーマンスや還元率で納税者が判断するのは本末転倒だという意見も一部ありますが、市長の御所見をお聞かせください。

また、さきの平戸市は、ふるさと納税専用のサイトを作成し、寄附金額に対しポイントを進呈し、寄附者は獲得したポイントを使って好きなお礼の品を選択できる仕組みを取り入れ、寄附金額増加を図っています。本市での今後のポイント制の導入のお考えはありますか、お答えください。

次に、北海道新幹線及び新駅周辺整備についてお聞きします。

3月26日には、いよいよ北海道新幹線の幕開けとなります。市は、新小樽（仮称）駅周辺の大規模再開発は目指さず、市中心部や周辺観光地などへの中継地点との位置づけで、駅前広場の広さを約5,000平方メートル、駐車場を最大300台、駅舎デザインに小樽の歴史を反映させ、備える機能には待合室やトイレに加え、観光情報を発信する設備や特産品の販売所、飲食施設、レンタカー会社窓口を例示し、また、沿線の建物や街路樹などの景観整備を目指す案を示しました。新小樽（仮称）駅の利用者数は国立社会保障・人口問題研究所の人口推計や就業数、観光入込客数を基に算出し、1日平均700人から1,600人と予測し、お盆や年末年始など、最盛期は最大1日5,400人も試算されました。裏を返せば、新駅での1日の乗降客数は対応次第で倍違うということです。また、新幹線のダイヤにも大きく影響していきます。平成28年度に計画をまとめる（仮称）北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業費800万円が新年度予算に盛り込まれました。まず、この内容をお示しください。

2月17日に開かれた第3回北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議で、小樽市商店街振興組合連合会の協力を得て、実施した新駅周辺への出店意向を問うアンケートで、「ない」が74パーセント、「ある」などの計の26パーセントを上回り、出店意欲のない理由は、33パーセントが「事業拡大を考えていない」と答えるなど、消極的な結果だと報道されました。確かにこの結果は現実ではあるが、事業拡大を考えていないというのは、どうすれば民間投資を呼び込めるかという意味では、本来アンケートの分母から減じて考えるべきで、このアンケート結果だけを基に、全く市外ディベロッパーや市内外からの民間投資を諦め、今後、不動産価値、すなわち固定資産税を稼げるかもしれない土地を活用しないと決めつけるのは少し乱暴すぎるのではないかと考えます。

今回のことを含め、なおさら小樽商工会議所の委員参加が必要と考えます。小樽市が2月17日に開いた第3回北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議で、市は、小樽商工会議所の参加

を調整していたが、出席は実現しなかったとありますが、昨年の第4回定例会一般質問の中で、庁内会議で小樽商工会議所をメンバーから外したのは森井市長の意向で、他都市ではこのように策定会議のメンバーから経済界を外すことはあり得ない、連携は必須だ、小樽商工会議所が議決権のある委員であることを求めているのだから、あえてアドバイザーとせず、求めに応じ、新駅周辺の商業施設のあり方やインフラ整備、小樽駅を含む中心市街地とのアクセスなど課題が山積する中、地域と市民と経済団体及び当事者であるJR北海道を含めた公共交通機関団体の意見をしっかりと聞き、新幹線と共存できるまちづくりを目指すべきだと私は述べました。市長はアドバイザーも含めて検討すると言われましたが、この結果を見ると何も検討していないではありませんか。いつまでこの状況が続けるのか、間に合わなかったとはどういうことなのかお答えください。

協力を申し出るのは市側からが筋と考えますが、御所見をお示してください。

市側が前回のアドバイザーとしてのお誘いは非礼で、ぜひとも委員として改めてお願いしますと言えば済むことです。なぜ委員として誘わないのか、その点を明確にお答えください。

次に、調整とは何をしているのかお答えください。

小樽商工会議所との連携は、市長の好むと好まざるとの問題ではなく、必須なことだと自覚されていますかと問うと、市長は理解していますと答えますが、いまだ委員として加わっておらず、行動が伴いません。なぜなのかお答えください。

次に、鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業費についてお聞きします。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき制定された移動等円滑化の促進に関する基本方針が平成23年3月31日に改定されたことに伴い、我が党の中村裕之衆議院議員が、前市長の時代に、国とJR北海道との交渉とに臨み、今日の銭函駅のバリアフリー化のお膳立てを整え、あとは三者それぞれの予算待ち状態であったわけで、たまたま森井市長の公約が載せていたということが真相であることをつけ加えなければなりません。

今年度は、銭函駅のバリアフリー化整備事業費として、3分の1の負担分として鉄道駅バリアフリー化整備等整備事業費補助金8,000万円を計上しました。しかし、整備費の3分の1を負担する国の予算がつくか見通しがまだ立たず、平成28年度中に事業着手できるかは不透明との報道がある一方、国の予算がついたと報道されたとの話も聞きます。事の真義、本事業の27年度からの経緯、28年4月、国、市に対してJRからの補助金申請及び交付決定とあるが、今後のスケジュールについてお答えください。

また、平成28年度に国の予算が交付されない場合の対応と、次に予定されている南小樽駅バリアフリー基本構想策定事業にも影響を与えると考えますが、市長の御所見をお伺いします。

次に、教育環境整備と学力・体力向上についてお聞きをします。

新年度予算では教育関連事業費として、平成32年に開始する新たな英語教育を見据えて、小学校英語教育推進事業費30万6,000円、中学校向けには語学指導等外国青年招致事業費1,630万円を、子供たちの郷土愛を育む事業費として、ふるさと教育推進事業費25万円などが計上されました。それぞれについて詳しく御説明ください。

市は、新年度にも対象校を決め、数年後をめどに9年間を通じた教育課程を編成し、教員間の交流、文化祭の共催などを行っていく考えで、特定の市立小・中学校を小中一貫型小学校・中学校に移行する検討を進めていると1月15日に報道がありました。

また、私の平成27年第4回定例会一般質問でも前向きな答弁をいただきましたが、28年度小樽市教育行政執行方針に記述がなく不安に感じていますが、本市小中一貫教育の方針をお知らせください。

また、体力向上につながる教育行政執行方針の「健やかな体の育成」の項で、小学校体育科の授業の

工夫・改善、学校における体力向上の取組について具体的内容についてお知らせください。

次に、参与及び参与ポストについてお聞きます。

市長は2月16日の記者会見で、専門的な視点から助言する参与制度のような仕組みは重要と述べ、新しいポストの設置について前向きな姿勢をお持ちのようです。参与は森井市長が昨年6月10日より新設したポストで、自身の元後援会幹部で市OBの堤正和氏を起用し、その任期が本年3月31日で切れますが、任用は継続しないということで確認をさせていただきます。お答えください。

我が会派は参与そのものの必要性を認めておらず、今年の第3回定例会でも条例案及び予算案を否決しました。参与の流用の後始末は、どのようにお考えですか。

後始末も済まないうちに、新しいポストの構想とは理解しがたいことです。要旨を御説明ください。

次に、新電力大手撤退による影響についてお聞きます。

大手電力以外の電力を販売する新電力では、5位の日本ロジテック協同組合が東京電力に対して送電線を使う託送契約の廃止を申し入れ、電力事業から撤退する問題で、ロジテックが電力事業をやめても電力会社がかわりに供給するため、電気はとまることはないといいますが、契約者は契約を切り替える必要が出てきて、負担する電気料金が増える可能性があるとのこと。広範囲に契約していた本市に対する影響が心配されます。電気料金やその他影響を受ける事項について説明ください。

この項最後に、幸福目標値（防災体制整備率・町内会加入世帯率）についてお聞きます。

小樽市総合戦略、子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上の自然や地域とのつながりの項で、防災体制整備率及び町内会加入世帯率がそれぞれ現状値38パーセント、75.16パーセントから平成31年度、100パーセント、77パーセントを目指していますが、本年度の取組についてお知らせください。

以上で、2項目目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、総務常任委員会に関連して御質問がありました。

初めに、ふるさと納税についてですが、まず、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例に基づく基金への寄附の推移につきましては、平成20年度が約3,308万円、21年度が約2,620万円、22年度が約1,540万円、23年度が約949万円、24年度が約885万円、25年度が約1,218万円、26年度が約697万円となっています。

次に、現行制度の小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例につきましては、本市の歴史的な産業遺産等を生かしたまちづくりを支援する人々による寄附金を財源として、寄附者の社会的投資を具体化することにより、多様な人々の参加による個性豊かなふるさとづくりに資することを目的として、旧国鉄手宮線や市立小樽文学館・美術館、小樽市総合博物館、小樽市公会堂の能楽堂、小樽市指定歴史的建造物の保全・活用、整備などの事業を掲げて寄附を募っております。

また、5,000円以上の寄附をしていただいた方には、文学館・美術館や総合博物館などの入館料が無料となる小樽ファン認定証を贈呈しておりますが、寄附者の皆様からは、多くの自治体が行っている特産品等の返礼品がないことや、寄附可能な事業が限定的であることなどについて現行制度の改善を求める意見が寄せられております。

次に、今回見直しを行うふるさと納税における寄附金の使途として、活用できないものはあるかとい

うことにつきましては、現在、新たな基金の創設について検討中ではありますが、寄附金の使途としては生活環境の充実、子育て支援、産業振興、安心・安全のまちづくりといった4項目を予定しており、さらには寄附金の使途を定めず、市に任せるといった選択肢も設けることにより、幅広く活用できる仕組みとしたいと考えております。

また、既存の資金基金へはこれまでと同様に寄附できることから、活用できない寄附金はないと考えております。

次に、寄附総額が低すぎて、経費に見合わないのではないかとにつきましては、年間2,000万円以上と見込んだのは、寄附者の方々のほとんどが返礼品が贈呈される1万円及び5万円の寄附をした場合を想定した最低限の金額であります。今までの実績を見ましても寄附の金額には幅がありますので、小樽を応援してくださる皆様の気持ちにより、この額が大きく上回ることを期待しております。

次に、業務の委託、経済効果、還元率についてですが、まず、業務の委託につきましては、返礼品の調達、梱包、発送業務は委託することで考えており、業者の選定方法は、その業者の実績、実施体制、返礼品のパッケージの魅力など、総合的に判断できる公募型プロポーザル方式を採用することとします。

また、経済効果につきましては、返礼品は小樽市の特産品でありますので、地場製品のPRと、これを通じての地域経済への波及効果が図られると考えております。

なお、還元率につきましては、あくまで寄附に対するお礼の気持ちとしての返礼品であり、他市の状況も参考にし、30パーセント程度としたものであります。

次に、本市での返礼品に対する基本的な考えと、今、候補に挙がっている特産品やシステムにつきましては、返礼品は小樽市内で製造された水産加工品や酒類などの特産品を考えており、現在、小樽市のホームページに掲載されている「お墨付き」の小樽ブランド商品を組み合わせたものを数種類のセットとし、寄附者の方に選択をしていただきたいと考えております。

次に、民間のポータルサイトとしてどこを利用するのかにつきましては、本市のふるさと納税について多くの方に御賛同いただけるようにするため、ふるさと納税に関するアクセス件数や寄附申込取扱件数が多いなど、寄附者にとって注目度の高いサイト事業者の中から選定したいと考えております。

次に、寄附者が返礼品の還元率などで寄附先を判断されていることにつきましては、ふるさと納税の本来の趣旨である自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、貢献するための制度でありますので、お礼の品のコストパフォーマンスや還元率ではなく、本市の魅力あるまちづくりに御賛同していただいた上で寄附をしていただきたいと考えております。

次に、寄附金額に応じて付与するポイント制の導入につきましては、ポイントをためることができることでリピーターとして再度寄附をお寄せいただく可能性が高まるといった利点も考えられますが、運営コストの増加や管理が煩雑になることも考えられますことから、当面ポイント制を導入する考えはございません。

次に、北海道新幹線及び新駅周辺整備についてですが、まず、新年度の（仮称）北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業費の内容につきましては、今年度に引き続き、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定業務を委託する予定であり、その業務の中で、駅前広場や駐車場の整備計画、新駅から中心市街地などへの2次交通対策、新幹線を活用したにぎわいを創出するソフト対策、新駅周辺整備の事業手法などについて検討を行い、計画として取りまとめることとしております。

次に、小樽商工会議所がまちづくり計画策定会議の委員として出席していない状態をいつまで続けるのかなどにつきましては、第4回定例会以降、委員として参加をお願いすべきという皆様からの御指摘

も含め、私なりに熟慮を重ね、副市長とも協議をしてきたところではありますが、先日、開催した第3回北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議までには結論に至らなかったというのが現状であります。

計画策定会議への協力要請は、市側から行うものと認識をしておりますので、この間、商工会議所へは副市長を通じて私の思いを伝えてもらうなどして調整を行ってきたところではありますが、もう少し早く時間をいただきたいと考えております。

（「副市長を悪者にしてるんじゃないか」と呼ぶ者あり）

しかしながら、商工会議所とは連携が必要であると理解をしていることから、できるだけ早い時期にこれまでの策定会議での議論内容について情報提供をしまいたいと考えております。

次に、鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業についてですが、まず、国の予算につきましては、現時点で個々の駅に対する予算配分は決まっておりません。また、本事業の平成27年度からの経緯につきましては、鉄道駅バリアフリー化について北海道運輸局、JR北海道、本市の3者で小樽市生活交通改善事業計画策定協議会を昨年8月に立ち上げ、同月19日に第1回協議会で銭函駅の優先整備を決定し、本年2月に第2回協議会で当駅の事業採択に必要な事業計画案の確認を行うとともに、本市においては昨年11月と本年1月に国土交通省鉄道局、本年2月に北海道運輸局に対して、当駅のバリアフリー化整備に係る予算が平成28年度に措置されるよう要望活動を行っております。

次に、今後のスケジュールにつきましては、銭函駅が平成28年度の事業に採択された場合を前提としてお話をさせていただきますと、JR北海道からは、工事の着工は本年6月ごろ、完成・使用開始は来年3月ごろと聞いております。

次に、銭函駅の国の予算が平成28年度に未交付の場合の対応と、南小樽駅バリアフリー基本構想策定事業への影響につきましては、仮に未交付となった場合は、その時点で北海道運輸局とJR北海道と再度進め方について協議することとなりますが、南小樽駅の基本構想策定事業に限って言えば、銭函駅とは別に28年度に検討作業が進められることから、影響はないものと考えております。

次に、参与及び参与ポストについてですが、まず、現参与の任期につきましては、任用期限である3月31日をもって退任し、継続任用はいたしません。

また、参与の報酬につきましては、現計予算からの流用という財政上のルールにより措置をとらせていただき、適正に処理をしております。

（「適切じゃないじゃん」と呼ぶ者あり）

次に、新しい参与ポストにつきましては、市政における多くの課題や懸案事項の解決に向けた取組や活力のあるまちづくりを実現するための新たな施策について専門的な視点から助言をいただく参与制度のような仕組み自体は大変重要で、今後においても必要と考えておりますので、近い将来、新たな制度として皆様に提案をさせていただきたいと考えているものであります。

次に、新電力大手撤退による影響についてですが、電気料金につきましては、現在より高額になることも予想されますが、4月以降の電力供給に影響が出ないよう、現在、北海道電力などの関係機関や他の自治体などから情報収集を行いながら、新たな契約先や契約方法の検討を行っているところであります。

次に、防災体制整備率と町内会加入世帯率の幸福度目標値についてですが、防災体制整備率、町内会加入世帯率の本年度の取組につきましては、まず、防災体制整備率は、本市における北海道で公表している土砂災害危険箇所519か所のうち、土砂災害警戒区域に指定された区域のハザードマップ作成数の割合であり、現状値では197か所でしたが、平成28年2月末現在で207か所の作成が完了し、整備率は

38パーセントから40パーセントに増加しております。土砂災害警戒区域の指定に当たっては、住民説明会を開催し、地域の理解を得る必要があることから、本市では防災体制や土砂災害の特性などを丁寧に説明し、指定が速やかに進むよう努めているところであります。

また、町内会加入世帯率の向上についての本年度の取組については、これまで小樽市では転入される方に小樽市総連合町会で策定した町会加入促進のチラシをお渡ししておりましたが、さらに市内で転居される方にも加入促進のチラシをお渡しする予定としております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育環境整備と学力・体力向上について御質問がございました。

まず、教育関連事業費についてでございますが、小学校英語教育推進事業費は、新たな英語教育の導入を見据え、小学校英語教育推進校として2校を指定し、教員の指導力の向上を図るものでございます。具体的には、総合的な学習の時間において、それぞれ年間15時間ずつ教員が英語に堪能な外部講師とともに授業を行い、小学校3、4年生の発達段階に応じた指導方法を学ぶことを通じて、平成32年度からの全面実施に向け、先行的に準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、語学指導等外国青年招致事業費は、これまで2名だった外国語指導助手、いわゆるALTを4名に増員し、中学校における英語教育の一層の充実を図るものでございます。具体的には、新たに増員する2名を中学校英語教育推進校4校に隔週で派遣し活用することで、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、言語や文化に対する興味・関心を一層高め、その実践の成果を市内の中学校へ広く普及してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと教育推進事業費は、児童・生徒が自分の生まれ育った小樽に自信と誇りを持って成長し、将来の小樽を支える人材となるよう、郷土愛を育む取組でございます。具体的には、無形の文化財である松前神楽や向井流水法、高島越後盆踊りの行事の歴史を学ぶとともに、学校等を拠点に各団体から派遣された講師が放課後等を活用して、市内の希望する児童・生徒に指導することで、本市の貴重な文化遺産である伝統文化の継承に寄与する事業でございます。

次に、小中一貫教育の方針についてでございますが、教育委員会では、現在、北海道の方針や他市町村の状況を調査研究するなど、小中一貫校の実現に向けた検討を進めております。本市におきましては、学校の立地や施設の規模などの条件を鑑み、小中一貫型小・中学校を目指しておりますが、小中一貫教育の運営の仕組みを整えるための省令や告示が今後示される予定となっており、法的な要件や学校間の総合調整を担う教員等の任命など、国や道の考え方が示されました段階で、対象校の決定を含めた具体的な検討を行い、小樽にふさわしい小中一貫校の早期実現に向け、取り組んでまいります。

次に、小学校体育科の授業の工夫・改善、学校における体力向上の取組の具体的な内容についてでございますが、小学校体育科の授業の工夫・改善につきましては、小学校の段階から運動に対する興味・関心を高め、体力、運動能力の向上を図るため、奥沢小学校を体力向上実践校に指定するとともに、北海道教育委員会の体育専科教員活用事業の予算を活用いたしまして、体育を専門とする教員を同校に加配することで、体育科の指導の工夫・改善に関する実践研究を行い、公開研究会の開催を通じて、その成果を広く市内の教員に広げていくものでございます。学校における体力向上の取組につきましては、全小・中学校が学年ごとの数値目標を設定した体力向上改善プランを作成し、児童・生徒の体力の状況に応じた授業改善を行うとともに、1校1実践として縄跳びやマラソンなど特色ある取組を継続することで、体力、運動能力の向上を図るものであります。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 第3項目め、経済常任委員会に関連してお聞きします。

初めに、港湾整備についてお聞きします。

2月4日小樽港のクルーズ客船寄港予定が発表されました。平成26年は41回、27年は20回でしたが、今年は昨年に比べ微増の22回とのことですが、世界的には中国客を中心とするクルーズツアーが増加し、九州方面の港の利用が大幅に伸びています。北海道観光では札幌が人気で、小樽港は札幌に近く、旭山動物園や富良野方面にも日帰りできる優位性があります。課題は観光バスの駐車スペースと通訳の確保だと言われています。国から一部負担を受けても、市は、港湾の補修や機能拡充には多額の予算計上が必要となり、一旦事業から手を引けば、競争関係にある石狩湾新港や苫小牧港などにおくれをとり、倉庫や運送などの裾野の広い関連産業にも影響し、貨物船やクルーズ客船の利用が奪われかねません。一時市長が港湾政策に消極的な姿勢を見せたことで国土交通省の協力も滞ったようで、補助金の中断という最悪のシナリオも想定されたとも聞きます。

市長は、2月16日の定例記者会見で、港の老朽化対策は大きな予算が必要で、国や道の協力をもらい、できることから少しずつやっていくと述べられ、小樽港第2号、第3号ふ頭の岸壁改良を含む港湾建設費に3億7,530万円を盛り込むなど、多くの事業を継続しました。本港における今後の整備計画及び将来ビジョンを、平成28年度予算案を含め、お示してください。

また、道内企業が北海道とロシア極東の貿易を専門に手がける地域商社を設立し、来春から輸出入を本格化させることが昨年12月下旬に報道されました。10月に設立された商社に対し、道内有力企業が増資し、ロシアビジネスに強い北海道銀行と業務提携を結び、道内の農家や企業から仕入れた商品を販売し、2016年度の売上高は1億7,000万円を見込み、3年後には5億円まで伸ばし、黒字化する計画とあります。本市のロシア・サハリン州へのセールスにかかわる予算、小樽港物流促進プロジェクト事業費130万円の内容と対ロシア貿易への考え方について御説明ください。

次に、「小樽産品」ものづくり・販路拡大支援事業についてお聞きします。

本市経済を支える地場企業への支援として、新たな技術や製品の開発費用を支援する、小樽商工会議所や金融機関との連携により創業支援をサポートするワンストップ相談窓口を立ち上げ、昨年度スタートした「創業支援事業」を活用した事業開始に係る経費を支援とありますが、具体的には平成28年度予算案を挙げ説明してください。

また、小樽商工会議所や金融機関との連携とありますが、具体的にはどのような連携なのかお示してください。

また、多くの商談機会を創出できるよう、海外への販路拡大を目的とした商談会や展示会への参加費用を支援するほか、高付加価値商品の開発や販路開拓、販売力向上を支援とあります。ここ数年使い古された言葉で、マンネリ化も否めません。今年度予算での具体施策内容と新年度での新しい試みなどがありましたら、お答えください。

次に、観光客誘致についてお聞きをします。

小樽市総合戦略で、平成31年度までに観光入り込み客数780万人、宿泊数延べ数を82万人とする目標を掲げ、市は、大きく増加している外国人観光客の多様なニーズに対応するためや、北海道新幹線開業効果で国内観光客を誘致するために、今期、国内外観光客誘致実行委員会補助金250万円、観光案内

所運営交付金917万円、小樽国際インフォメーションセンター運営費交付金1,340万円、東アジア圏等観光客誘致事業費補助金250万円、修学旅行ガイドブック作成費補助金130万円、まちなか観光にぎわいづくり調査事業費400万円、北海道新幹線開業効果を生かした誘客促進事業費65万円などを予算計上しました。それぞれの事業についてと効果について御説明ください。

この項最後に、幸福度目標値（市民所得・実質市内総生産）についてお聞きします。

小樽市総合戦略、小樽の強みを活かした産業の振興と、新たな人の流れの創出の雇用・ライフスタイルの項で、1人当たり市民所得及び実質市内総生産（産業）の現状値200万円、3億4,018万円から平成31年度目標値220万円、3億6,000万円と押し上げる今年度の予算施策についてお聞かせください。

以上で、第3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、経済常任委員会に関連して御質問がありました。

初めに、港湾整備についてですが、まず、本港における今後の主な整備計画につきましては、平成28年度予算案の事業は老朽化対策として、第3号ふ頭岸壁改良事業の国直轄工事費負担金に1億9,000万円、第2号ふ頭岸壁改良事業に750万円を計上しているほか、港町ふ頭における港湾上屋の建設に向けた調査設計費に2,000万円を計上し、今後も継続して整備を進める予定であります。

また、将来ビジョンにつきましては、日本海側におけるフェリー航路や対岸諸国との定期航路などを生かした国内外の物流の活性化やクルーズ客船の誘致を進めるとともに、物流機能と交流機能が調和した効率的な港湾空間の創出を目指してまいりたいと考えております。

次に、小樽港物流促進プロジェクト事業につきましては、新年度はこれまで不定期の貨物線により輸出入の実績があるロシア・サハリン州の荷主や商社などを訪問し、大宗貨物である中古自動車をはじめ、道産食料品などの取扱増に向けたポートセールスと市場調査を実施してまいります。

ロシア貿易につきましては、ウラジオストクやナホトカなどの沿海地方、今回、訪問するサハリン州など対岸地域としての地の利を生かしたさらなる貿易の拡大に向け、引き続き、国や道のほか、地元船舶代理店や地域商社などとも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「小樽産品」ものづくり・販路拡大支援事業についてですが、まず、創業支援事業の予算案につきましては、新規創業者の支援を目標に、創業後に係る事務所・店舗等の家賃や内外装工事費を助成するとともに、創業資金融資返済額の利子を補給するものであります。家賃助成については年間13件、内外装工事費助成及び利子補給については年間16件を見込んでおり、事業費は2,150万円となります。

次に、小樽商工会議所や金融機関との連携につきましては、小樽商工会議所では創業計画、融資等の総合的な相談を可能とするワンストップ窓口を開設し、創業者に対する資金計画などの事務手続について個別にアドバイスをしていただいております。また、市内金融機関とは創業者の資金調達に際し、利便性の高い資金を紹介するなどの協力を得ているところであります。

次に、今予算案での具体的な施策内容につきましては、高付加価値商品の開発や販売力向上の取組として、多様化する消費者ニーズを捉えた商品開発が不可欠であることから、商品提案のサポートや商品販売実践会の開催、新商品開発、既存商品の改良などを支援し、イベント等での商品PRを行う小樽産品商品力・販売力向上事業に取り組みます。

また、販路開拓の取組としましては、海外への販路拡大を図るため、札幌市を中心とした実行委員会において、海外展示会等への共同出展や海外バイヤーの招聘などを実施するほか、市内中小企業が現地と商談した際の費用補助を行う海外販路拡大支援事業に取り組むとともに、国内での販路拡大を目指し、国内最大級規模である専門展示商談会への出展により、市内企業に対し販路開拓マインドの醸成を促し、商品開発力や商談スキルの向上を図ることを目的とした「小樽産品」販路拡大支援事業に取り組めます。

なお、新年度の新しい取組としましては、北後志5町村にもその商談会出展を呼びかけ、新たに北後志地域のブースを設けたいと考えております。

次に、観光客誘致についてですが、外国人観光客の多様なニーズへの対応や北海道新幹線開業効果で国内観光客を誘致するための各事業内容につきましては、まず、国内外観光客誘致実行委員会補助金は、市と観光協会内に組織された実行委員会が連携して行う海外をはじめ、道外、道内に向けたプロモーション活動に対し補助をするものであります。

観光案内所運営費交付金及び小樽国際インフォメーションセンター運営費交付金は、観光ホスピタリティーの向上や外国人観光客受入れ体制の充実を目的として設置しているJR小樽駅と浅草橋観光案内所及び運河プラザの国際インフォメーションセンターの運営に対して交付をするものです。

東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助金は、インバウンドの大部分を占める東アジアなどの外国人観光客の誘致を札幌市や運輸局などと連携しながら実施するため、小樽国際観光客誘致委員会に対し補助するものであります。

修学旅行ガイドブック作成費補助金は、教育旅行誘致キャンペーンなどにおいて本市の歴史や文化を生かした体験学習等を紹介し、教育旅行の誘致促進を図るため、ガイドブックの作成費を小樽市教育旅行誘致実行委員会に対し補助するものです。

まちなか観光にぎわいづくり調査事業費は、中心市街地において市場調査、動線調査、外国人の国別動態調査を行い、今後の誘致戦略、受入れ戦略に活用するための事業予算であります。

北海道新幹線開業効果を生かした誘客促進事業費は、新幹線の開業効果を最大限に生かすために誘致促進を図るイベントやキャンペーンに参加するなど、関東・東北圏をはじめとする道外客に対しプロモーションを実施するものです。

これらの観光客誘致事業等を実施することにより、アジア圏をはじめとした外国人観光客や北海道新幹線開業効果による関東・東北圏の観光客、そして新しい修学旅行ガイドブックによる修学旅行生などの誘客効果が期待されるものであり、受入れ体制においても、観光案内所の充実が図られ、特に外国人観光客に対する機能強化が期待されるものです。

また、まちなか観光にぎわいづくり調査事業により国内外観光客のニーズや動線等の把握、このたび初めて行っている日帰り外国客の動向調査とその分析により的確な観光誘致施策を推進し、さらなる滞在時間の延長や小樽市総合戦略における観光入込客数などの目標達成につなげてまいりたいと考えております。

次に、市民所得と実質市内総生産の幸福度目標値についてですが、市民所得や実質市内総生産を押し上げる施策につきましては、ブランド化による生産性の向上や生産拠点の増加、観光客の消費拡大を図ることが必要であると考えております。そのため、産業振興においては、水産物ブランド化推進事業や「小樽産品」ものづくり・販路拡大事業、企業立地促進事業などに取り組んできたところであります。

また、観光においては、国内外観光客誘致や受入れ環境整備などにより、多くの観光客が地場産品を購入することで市民所得及び市内総生産の向上につながることから、今後においては、これらの事業を総合的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 第4項目め、厚生常任委員会に関連してお聞きします。

初めに、介護予防・生活支援サービス事業についてお聞きします。

全国一律の保険給付から市町村の実情に応じて実施する地域支援事業への平成29年度の本格移行に向け、今年度予算では、訪問型サービス費668万6,000円、通所型サービス費1,183万8,000円を計上しましたが、このたび一部施行に踏み切った理由をお聞かせください。

また、29年度には地域支援事業は市の裁量によるところが大きく影響するとのことですが、本市のサービス内容は、他市と比較してどうなるのか、また、どうしていくつもりなのかお答えください。

次に、乳幼児等医療費助成についてお聞きします。

現在、3割負担となっている小学生の入院外医療費を市独自の助成を加え、8月から1割負担に軽減するなどして3,920万円、市の独自助成を含む財政負担が伴う乳幼児等医療費助成費1億7,510万円が計上されました。自民党としては前から述べていますが、乳幼児等の医療費の軽減には異存はなく、むしろ遅すぎたぐらいだという思いです。しかし、前市長のときに実現できなかった最大の理由はやはり財源対策で、独自助成に伴う継続的な財政負担の重さにあります。乳幼児等の医療費助成制度の今回の拡大分について詳しく説明してください。

平成28年度一般会計財源対策として4.8億円を投じ、除雪費をほとんど計上していない状況で、一度始めたらもう引き返せない乳幼児等医療費助成に踏み込む理由と、財源確保及び今後の展望についてお示しください。

一説にはコンビニ受診やコストの高い時間外診療の増加、病院側の薬剤過剰投与の懸念もありますが、この点の対処はどうお考えですか、お答えください。

また、今施策について市内小児科の受入れ態勢は万全なのかもお答えください。

この項最後に、幸福度目標値（医療体制）についてお聞きします。

小樽市総合戦略、子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上度の健康の項、医療体制や保健予防に対する満足度で現状値が平成19年度調べで5.3パーセント、31年度の目標が6パーセントとありますが、この数値の算出方法と5.3パーセントがどのような内容で他市と比べてどうなのか、また、今期予算の改善施策が組まれているのかお答えください。

以上、第4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、厚生常任委員会に関連して御質問がありました。

初めに、介護予防・生活支援サービス事業についてですが、まず、一部施行に踏み切った理由につきましては、地域支援事業への移行は猶予期間が設けられているものの、国からは早期移行が求められております。本市としては、平成29年度からの円滑な移行に向け、一定の試行期間を設け、関係する地域包括支援センターや各事業者などと制度の確立に向けた調整を図る必要があると判断したためであります。

次に、本市のサービス内容と他市との比較につきましては、本市で検討している内容としては、基本的には既存の事業者によるサービスの提供を担っていただけるよう、現行の予防給付と同程度のサービスのほか、人員基準を緩和し、サービス提供を生活援助に絞るなどして、単価を一定程度低減した本市独自のサービス基準を設定したいと考えております。できるだけ早い時期に実施可能なサービスの基準を定め、平成28年10月からの試行実施を目指しております。

また、他市との比較ですが、現在は関係する地域包括支援センターや事業者団体などと協議を行っている段階であり、実施済みの自治体も少数であることから、現時点では比較できる状況にはありません。

次に、乳幼児等医療費助成についてですが、まず、今回の拡大分の内容につきましては、これまでの助成の対象外であった小学校1年生から6年生までの入院外の医療費を助成するものであります。助成の内容、小学生の保険診療における自己負担分は3割ですが、それを非課税世帯は初診時一部自己負担金580円のみ、課税世帯は医療費の自己負担金が1割に軽減されるよう市において助成するものです。

次に、乳幼児等医療費助成拡大に踏み込む理由につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるように子育て支援を充実し、人口減に歯止めをかける施策として公約に掲げたものであり、人口対策として重要な施策と考えております。

財源の確保については、暮らす人に優しい市民幸福度の高いまちを実現するためには、不可欠な施策と考えていることから、厳しい財政状況の中でも財源を捻出し、事業を継続してまいりたいと考えております。

また、今後の展望といたしましては、2年程度継続しながら子供の医療需要などを分析するとともに、現在、国が設置している子どもの医療制度の在り方等に関する検討会において示される方向性や、本市の財政状況を踏まえ、公約の最終形である小学生までの自己負担無料化の実現に向けた判断をまいりたいと考えております。

次に、医療費助成を拡大することによるコンビニ受診や時間外診療の増加、薬剤過剰投与の懸念と対処につきましては、コンビニ受診や時間外診療のような不要不急の受診を避けるよう、広報おたるや市のホームページなどを活用した市民周知に取り組むとともに、北海道の小児救急電話相談事業のチラシを受給者証交付時に同封するなどして、医療の適正な利用の啓発に努めてまいります。

また、病院側の薬剤過剰投与の懸念につきましては、各保険者が、近年、医療給付の適正化に取り組んでいることから、その成果に期待するものであります。

次に、市内小児科医の受入れ態勢につきましては、小学生の入院外の医療は必ずしも小児科のみに集中するものではなく、受診する診療科は多岐にわたると考えており、市内の医療機関で対応可能と認識しておりますが、本事業拡大の実施に当たっては、医師会などの関係団体との打合せを行い、制度の周知に万全を期してまいります。

次に、医療体制の幸福度目標値についてですが、医療体制や保健予防に対する満足度が5.3パーセントである現状がどのようなものであるか、今期予算に改善施策が含まれているかにつきましては、第6次小樽市総合計画を作成する際に実施した市民意向調査において、医療体制や保健予防対策について満足度を測定しており、そのうち満足が0.8パーセント、やや満足が4.5パーセントという結果から、現状値を算出したものであります。

新年度につきましては、胃がん検診事業や特定健康診査等事業など予防事業に重きを置きつつ、満足度の改善に努めたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）

○12番（鈴木喜明議員） 第5項目め、建設常任委員会に関連して質問します。

初めに、住宅エコリフォーム助成事業についてお聞きします。

市長は、議員提案により条例化された小樽市エコリフォームの促進に関する条例に基づき、よりよい住環境の促進と市内経済の活性化を目的とした住宅エコリフォーム助成事業費510万円を議員に配慮した形で新設したように見えますが、本来は平成26年第4回定例会で条例制定されており、27年第2回定例会補正予算に盛り込まなければならない性質のものでした。助成費については、もう少し盛り込んでいただきたかったと思います。断熱性の向上を目的とした改修等の住宅エコリフォームを対象に工事費の一部を助成するとのことですが、助成内容と予定対象件数及び予算を超えた場合の対応についてお答えください。

次に、幸福度目標値（市営住宅・除雪）についてお聞きします。

小樽市総合戦略、子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上の基本ニーズ・住居の項の市営住宅の建替え・改善の実施棟数で、現状18棟から平成31年度目標値48棟とかなりの棟数が予定されていますが、今後の予定と新年度予算ではどのように反映されているか、お答えください。

また、現状の幸福度を高める除排雪についてお聞きします。

2月19日、除排雪現状を市民に伝えるために市総連合町会の関係者6人と建設常任委員会所属の市議会議員6人を招き、除雪パトロール体験を実施しました。今冬の累積降雪量は17日現在358センチメートルで、過去30年の平均の8割ほどにすぎず、市の除雪業者や市民が雪を捨てる幸1丁目雪堆積場でも雪の受入れ量が17日現在約9万2,000立方メートルと、前年同期約3分の1程度でおさまっている状況でした。連合町会関係者から排雪をもっと徹底してほしいとの意見が出され、大きな予算がかかる排雪は抑制する方針と回答したと聞いています。

森井市長は、除雪作業についてはきめ細やかに進めてほしいが、排雪はできるだけ抑制するようにと対策本部に指示したと聞いています。また、実際ステーションの会議に森井市長みずからが出席され、排雪抑制の思いを話されたようですが、この数日の降雪により市内の状況は一変しました。直近の除排雪作業の進め方、特に排雪についてお答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、建設常任委員会に関連して御質問がありました。

初めに、住宅エコリフォーム助成事業についてですが、本事業は、居室の窓、壁、天井などの断熱改修及び省エネ型設備機器の設置を対象とし、工事費の10分の1、30万円を限度に助成する恒久的な事業であり、予定件数は30件としております。

平成28年度は予算に達した時点で受付を締め切る予定ですが、締切り以降も要望が多い場合には、翌年度の予算額について検討してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅と除雪の幸福度目標値についてですが、まず、市営住宅の建替え・改善の今後の予定につきましては、平成21年度に策定した小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、若竹住宅3号棟の建替えや老朽化した建物の改善工事を実施してまいります。

また、平成28年度予算では、祝津住宅1号棟から4号棟の外壁等の改修工事を計上したところです。

次に、直近の除排雪作業の進め方につきましては、今年度は幹線道路を中心に除雪作業を手厚く行ったことで、良好な路面状態を保持できているものと見ており、排雪作業につきましては、例年より降雪量が少ないことから、道路状況等を見ながら進めてきたところであります。

ここ数日の降雪に伴い、道路沿いの雪山も大きくなってきており、また、今後は暖気も予想されますので、引き続ききめ細やかな除雪作業を進めていくとともに、排雪作業についても現地の状況に応じて必要な箇所を適切なタイミングで行ってまいります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

○12番(鈴木喜明議員) それでは、何点が再質問をさせていただきます。

一つ目は、市長の政治姿勢について聞いた部分です。全然真摯に議会答弁をしていないと私は感じているのです。それで、もう一度聞かせていただきます。

質問でも述べたとおり、上林副市長が選任されれば、大事な新年度予算を決める今回の第1回定例会もスムーズに議論が進むと思っていた部分があるのですけれども、そのことが始めからかないません。森井ひであき後援会通信なるものが市長後援会の皆さんの中に出回り、ほかの人の目にもとまることになりました。当然、我々も市民からこの内容の真偽を問われるわけです。我々は当然、反論、抗議に値すると判断し、発行の制作意図と真意を確かめる必要に迫られました。

市長の後援会のことですから当然御存じであると思い、審議時間がそのことに費やされることを心配し、この第1回定例会には持ち込まないように事前に対処しようと、合同質問書を手渡そうとしたのです。市長は自分はあずかり知らないと言いたげですが、森井ひであき後援会発行で、なおかつ、かかわっていないとは言いつつ、その内容に「心強い」と記者会見でコメントをされました。これはかかわってなくても立派に内容を認めていることになるのではないでしょうか。ここに書かれている内容が本当に市長の考えと同じであるなら、市長の認識を問いたすために改めて質問書を市長に手交しなければなりませんし、その場合は、受け取っていただかなければなりません。市長のことなので、議会審議に影響しないと考えerということでしょうけれども、私は、議会審議にもこのことは影響があると思います。もう一度そのことについて議会審議に影響しているか、していないかも含め、しっかり議会に向き合って御答弁をいただきたい。それが1点目です。

次に、平成28年度の概括についてでありますけれども、先ほど28年度一般会計予算編成に当たって、財政健全型か財政出動型なのかという質問をしました。どちらでもあるというお答えでありましたが、私としては相反するものだということでお聞きしたわけでありまして、もう一度これが両立するというのを御説明いただきたいと思います。

それから、市長の選挙公約の中には、財源を生み出す公約は少なく、財政出動を伴う公約が多かったと私は認識しておりますが、新年度予算を見ると、継続的な産業振興施策が数多く見られ、方針としては今後は従来の施策を継承していくようだと捉えておりますけれども、その件についてもお答えいただきたいと思います。

それから、小樽市総合戦略でありますけれども、目標値を設定して、そして達成して初めて評価されると思うのですけれども、平成31年度目標達成に向けての市長の意気込みをもう一度聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、31年度設定値を決めたのは原部なのか、企画政策室なのかもお答えいただきたいと思います。それから、ふるさと納税についてお聞きします。

ふるさと納税の一番の狙いは、納税の真水部分を増やすことなのか、そうであるならば、還元率を抑えることになりすけれども、また、地場産品を買い上げ、宣伝することが狙いであれば、還元率を上げて人気を受け、数量をさばくということになります。今回のこのふるさと納税についての方向性といえますか、両方ともというお話でしたけれども、その方向性がどちらかということはどう一度ないのか、はっきりお聞かせをいただきたいと思います。

それから次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議についてでありますけれども、前回、何回もしつこく話しました。策定委員会の議決権のある委員として速やかに小樽商工会議所をお願いすべきです。それは前回も言ったのです。策定会議で平成27年の3回目が先日終了しました。市長が庁内で調整、調整と言っている間にも、粛々と策定会議が開かれております。平成28年度に、あと3回ほどの開催で内容を取りまとめるというところまで来ているのです。いつも市長が言われているように、本当に小樽商工会議所の協力が必要で、調整がつかないというならば、当然、次回の策定会議の開催を調整後まで延期するぐらいのお考えはないのかということをお聞きをしたいと思います。このままずるずる調整中の一点張りで策定会議が終了してしまうということが心配なのです。何よりも市長が委員として商工会議所に速やかに頼むのが一番の解決策だと思いますけれども、お答えください。

次に、銭函駅のバリアフリー化についてでありますけれども、国の予算化の結論を待っているという答弁をいただきました。新年度予算に盛り込んだのですから、もう少し情報とか手応えとか参考になるものはないのか、そういう手だてをしっかりと考えていただきたいと思いますけれども、その件についてお答えください。

それから、参与及び参与ポストについてです。参与は議会の賛同が取りつけられなかったにもかかわらず、任用を続け、結果的には3月31日に期限切れをもって終わりとなりました。流用の後始末で予備費を宛てがうということですが、市長は適正と発言されましたが、道義的にもこれは適正なのかということをお聞きしたいのです。これだけ混乱を招いて、確かに処理上はそうだとすることは、適正に処理しましたというようなニュアンスはちょっと合点がいかないのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

それから、後始末というのは、我々は6月10日からの参与任用の必要性を認めていないわけです。昨年の第3回定例会で、参与の条例案を否決し補正予算も修正可決しました。しかし、その後、森井市長は参与を任用し続け、議員から聞かれるたびに、皆さんに納得していただくような方法を提示できるように、現在、検討していますとずっとはぐらかして来たわけでありました。結局、何も提示されないまま任用期限が来て、再任用しなかっただけという形で我々は認識しているのです。そういう意味で後始末はどうなっているのですかということをお聞きしました。そういうことも含めて、どういうお考えをお聞きします。

それで、再任用しなかったら全てなかったことにするつもりなのか、そのこともお答えいただきたいと思います。

また、市長が記者会見で参与ポストの構想をあえてあのタイミングで話された意図を、もう一度お聞かせください。

最後に、市民の冬の幸福度を左右する除排雪の件でありますけれども、質問の中でも述べましたが、2月17日の時点では累積降雪量が358センチメートルとなり、例年に比べて本当に少ないのです。排雪の必要性については、気温が高くて路面がざくざくで、車両のタイヤ等が埋まって身動きができないということで、市民から排雪の要請はありましたが、その時点では我慢できないほどではなかったのかもしれない。しかし、その後、降雪が続きまして、2月29日現在では、かなりの数の排雪の希望が我々

自民党市議会議員にも殺到している状態であります。必要な箇所を適宜に行うということではありますけれども、市長は除雪対策本部に排雪の抑制を指示されました。この降雪で排雪に対する認識は変わられて、また、除雪対策本部には、いまだ排雪の抑制指示が出されたままのようでありすけれども、その件について何か変更があったかお聞かせください。

それから、排雪の都度、その許可は市長が判断しているという声もあるのでありますが、それが本当かどうかお知らせ願いたいと思います。

質問の中で触れましたけれども、除雪ステーションの会議に市長みずから出席されて思いを話されたようですが、市長からの除雪対策本部への指示が徹底されていないと不安に思われたから出席をされて、そう発言されたのか、そうでなければ、どのような理由から参加されたのかお答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁をしたこと以外におきましては、各担当部長から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

私からは、まず、平成28年度予算で歳出予算と歳入予算が両立するのかという御質問だったかと思えます。

答弁させていただきましたけれども、もちろん鈴木議員から御指摘のあったように、私の公約において財政出動をするような予算が必要な公約もありましたので、そのような御指摘もそのとおりだというふうに思っております。その中でやはりそれを実現していくためには、当然に財政健全化というものは進めていかなければならないという思いを持っておりますので、そういう意味では両点をしっかり考えて、先ほど答弁したようにバランスに配慮しながらということでは話をさせていただいたところでございますので、そのように御理解いただければと思います。

それから、今、話させていただいたように、予算出動型で従来についての取組にもあるけれども、それを継続していくのかというお話だったかと思えますが、もちろん今まで市政として取り組んできたことに関しましては、今は行政評価等もありますけれども、もちろん私自身も職員とともに今回の予算ヒアリングにおいてかんかんがくがく行っておりますし、これまでも市政の取組について私の思いを伝えながらも、今までの取組に対しての効果等を聞いているところでございます。

そのような取組の中で、このまちにとって活気づく、また、プラスに働くことは当然続けていくことだというふうに思っておりますし、その時々で縮小であったり、不要であったりということに関しては、そのような方向性で考えていく、その都度においての判断によるというふうに思っているところでございますので、効果のあることに関しては、もちろん今まで取り組んだことにおいても、継続も考えてやっていきたいというふうに思っております。

それと、総合戦略についての意気込みということでよろしかったでしょうか。

昨年、地方創生の取組に伴い、それぞれのまちにおいて総合戦略をつくられたというふうに思っております。

その中で、小樽市もその流れにのっとらせていただいて、つくらせていただいたところでございますけれども、私自身が掲げた公約等はもちろんですが、人口対策会議等で多くの市民の皆様から御協力をいただいた中でつくった総合戦略でございますので、この総合戦略の将来都市像が実現できれば、やはりこのまちにおける再生に大きく結びついていくだろうというふうに思っておりますので、この総

合戦略にのっかって、これからも私もしっかり取り組んでいきたい、このように思っております。

それと、JR駅舎のバリアフリー化の手応えというお話だったかと思うのですが、これについては平成28年度予算の中で銭函駅も繰り入れていただいているというふうに聞いておりますけれども、先ほどの答弁の繰り返しになります。その個々の駅に対しての配分という意味合いにおいてはまだ確定をしていないということです。しかしながら、それぞれの所官庁である国土交通省であったり、また、今、会議にも参加していただいている運輸局であったりとか、都度お伺いさせていただき、要望を話させていただくとともに、今いろいろと一生懸命取り組んでいるというお話も聞いておりますので、きっと実現するのではと期待をしているところではございます。

それと、除排雪の考え方でございますけれども、これについては先ほどお話ししましたが、鈴木議員からも御指摘のように、例年に比べて本年は少雪であったということもあって、道路状況を見極めながら進めてきているところでございますが、最近、数日おっしゃるように雪も降ってきておりますので、今後においても排雪作業においては現地状況をしっかり見て、必要な箇所を適切なタイミングで進めていきたいというふうに思っておりますし、ステーションの会議に出たという話においては、何度も鈴木議員からも言われていますが、除排雪が1丁目1番地だろうという話をされているかと思えます。私もできれば現場に出てとか、そういう会議にも参加させていただいて、直接その取組をされている方々のお話を聞いたりするのも非常に重要だというふうに思っておりましたので、会議に参加をさせていただいたというところでございます。

(「だめだよ、後援会通信答えていない」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

私からは、初めに森井ひであき後援会通信についての考え方でございますが…

(「何で副市長が答えるんだ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

この内容の個々について議会という場で市長が意見表明することについては大変難しいというふうに考えておまして、答弁については差し控えさせていただきたいと答えたものでございます。

(発言する者あり)

続きまして、商工会議所が第3回新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画策定会議に参加をしていなかったことの経緯についてお答えいたします。

これまで、森井市長が就任以来、市政に対しての市民参加、これをできるだけ多くの意見を市政に反映させたい考え方で、各種協議会でありますとか、審議会にできるだけ多くの市民の参加を得たい、又は小樽まちづくりエントリー制度の検討、さらには行政評価への市民参加、それらの方針で、現在、進めておりますし、また、関係機関とのかかわり合いについて、これまでと違う新たな方法を、改善を、今、模索しているところでございまして、それらの一環として委員への参加又は商工会議所とのかかわりについて、現在、協議を進めているところでございまして、いましばらく時間をいただきたいというふうに考えております。

(「何にも答弁になっていないでしょ」と呼ぶ者あり)

それから、参与については以前から説明しておりますとおり、市長の公約実現のためのアドバイザーということで任用し、その後、主に除雪に関して貴重な意見をいただき、ステーションの増加でありますとか、それから実際の除雪のやり方などについて2月いっぱい、1月、2月で、3月で一応のめどが

立ったという評価をした上で一区切りをつけたということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(小鷹孝一) 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、総合戦略の目標値の設定については総務部で定めているのか、それとも原部なのかということでございますけれども、総務部企画政策室から原部に問い合わせをいたしまして、それについて原部から返ってきたものを企画政策室で取りまとめたということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私からは、ふるさと納税についてお答えいたします。

全国の自治体の中には、無名の自治体で多額の返礼品を出すことによって収入増を図っている自治体もございますが、本市の場合は、一定程度知名度がある自治体でもございますし、また、あくまでも寄附に対するお礼の気持ちという部分で考えてございますので、当面は地場製品のPR、それを通じての地域経済の波及効果、こういったことを重点的に考えていきたいというふうに考えております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

○12番(鈴木喜明議員) 副市長にお答えしていただきましたけれども、市長でなければ答えられないことを聞いているのが参与の問題、それからもちろん政治姿勢の問題、それから策定会議の問題で、要するに市長みずからどうする、頼むのかということを含めて聞いているわけなので、副市長が今お答えになって、ここでは答弁できないとかうんぬんということは答弁にはなっていないというふうに思っていますけれども。

(発言する者あり)

(「市政にかかわっているのですよ」と呼ぶ者あり)

(「答えないとだめだ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 議事進行ではなく、今のは答弁漏れを指摘したんですね。

○12番(鈴木喜明議員) はい、そうです。

○議長(横田久俊) 今の答弁漏れについてどうでしょうか。

少し整理をさせていただきます。

副市長がお答えになりました市長の政治姿勢といいたいまいしょうか、後援会通信ですか、そのお話については、後援会のことなので、答弁するのは難しいといいたいまいしょうか、そういうお答えでありました。

議事整理上、市長に1点お伺いいたしますけれども、その後援会通信を発出した森井ひであき後援会、これの代表者というのは市長御自身だと聞いていますけれども、それで間違いないでしょうか。間違いはないですか。はい。

鈴木議員が聞いているのは、後援会通信の内容ではないと思います。内容ということではなく、後援会通信に書かれている内容を市長も大変うれしいといいたいまいしょうか、心強い、力になるというお話をされています、これは記者会見の中でおっしゃっています。ですから、そこから判断すると、後援会通信の内容は市長も了承して同意をしているということだと思えます。普通に考えると、そういうことになるかと思えます。ですから、その市長が同意していることを鈴木議員は質問しているわけです。市長が同意されていることについて、そのことをお知らせくださいということなのだと思います。ですから、

後援会のことは、それはまた人格別ですから、後援会のことではなくて、市長の同意している、了承している思いを聞かせてください。政治姿勢ということだと思います。

さらに、やはり後援会の代表者ということであれば、後援会が発出したものについては相応の責任があると思います。最終責任ですね。市長は公人でありますから、中には議会のことも書いてあるようですから、それで議会で質問されているわけです。そういうことについて鈴木議員からは再質問であったのが、答弁が漏れているという御指摘かと思います。

(発言する者あり)

それで、今、副市長がお答えになったように後援会のことですのでということではなくて、今、私が述べました市長が内容を了解している、同意している、そのことについての市長の見解をお願いします。政治姿勢を尋ねること、ただすことは、どこの自治体でもございますので、それについては答弁いただきたいと思います。

市長が答弁することによって、例えば誰かの名誉を毀損するだとか、人権を侵害するだとか、そういうときには、これは答弁を拒否することもあることかなと思いますが、今回のことについては私の判断ではそうではないと思いますので、市長のほうでお答えができれば、もしできなければ、議事整理権によって若干の時間をとりますので、答弁された副市長と協議していただけないかと思います。すぐに答弁できればよろしいですし、できなければ総務部長も入れて協議されたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 議長のお話に対してでよろしいですか。

○議長(横田久俊) はい。

○市長(森井秀明) たぶん心強いというお話であったかと思いますが、それは記者会見において話をさせていただいたところでございます。そのときには、内容等は把握しておりませんでした。

(「うそ言っちゃだめだって」と呼ぶ者あり)

それで、私自身は心強いという話をさせていただいたのは、そのような後援会通信で私を応援しようという、支援しようというその思いについて大変うれしかったので、それを心強いという話をさせていただいておりますので、今の議長におけるお話においては、もう前段で同意していることではということだったのですけれども、そのときには内容をそこまで把握できておりませんでしたので、そういうことではございません。

それと……

(「答弁が違うよ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 静かにしてください。

○市長(森井秀明) 先ほどの、今、そのお話を整理させていただいた上で改めて答弁をさせていただきますけれども、やはり私の立場ではお答えする事項ではないというふうに考えておりますので、この場における答弁については差し控えさせていただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 私も記者会見の記録は見ましたが、あの場では見ましたと言っていますね。ですから、今の答弁は若干違う。後で読んだというふうになっています。

(「虚偽答弁になるよ」と呼ぶ者あり)

(「何でそういうそつくんですか」と呼ぶ者あり)

それで、市長にもう一度伺いますけれども、そのときはわかっていなかったというのは、私も違うか

などと思いますので、それで後者で説明したとおり、議事整理上、また同じ答弁になってもこれ以上進みませんので、時間を切って休憩をいたします。その間に、市長、副市長、総務部長あたりで今の答弁でいいのかどうかをしっかりと協議していただきたいと思います。

傍聴人の方もおられますので、10分程度、今の私の時計で13分ですから、3時25分に再開いたしますので、2分前までには着席してください。

それから、市長、副市長、総務部長については別室でも構いませんが、そこで10分間協議していただければと思います。

それでは、休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時25分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩前に市長にお願いした件について発言を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 記者会見の件についてでございますけれども、私、このときに文面に書かれているように大枠は聞いておりましたけれども、内容は読んではおりませんでした。それで、そのときに私は後ほど読ませていただきますという思いで話をしたところでございますけれども、言葉としてはこのようになっていたようでございます。その点については、私も公人として記者会見においてもしっかり言葉を間違ふことのないようにしてまいりたいというふうに思っておりますので、それについて御理解いただければと思います。大変恐縮でございます。失礼いたしました。

○議長（横田久俊） 記者会見のことは市長のおっしゃるとおりかもしれません。文字面では「後で読ませていただきました」になっていましたけれども、本質は、後で読まれて、後でというか、この記者会見以降でも後で読むということですから読まれたかと思いますが、後で読んで、それでやっぱり心強い、ありがたいということをおられたのであれば、質問の最初に戻るような格好になってしまいますね。同意している、あるいは了承していることについて市長の政治姿勢についてそのとおりなのか、そうでないのかを、また改めてお話しいただくこともあるのかなと思いますが、どうでしょうか。記者会見の件はわかりました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） その件につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおり、議会における中身にそぐわないものだというふうに思っておりますので、私の立場でお答えすべき事項ではないと考えております。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 再三私が申し上げたことを、そうではないという市長の発言ですが、繰り返しますけれども、後援会についての中身のことだとか、中身というのは、後援会の組織のことだとか、そういうことを聞いているのではなくて、市長がそれを見て思ったことに対する政治姿勢を鈴木議員は尋ねているわけです。ですから、それについては、記者会見では大変ありがたいというお話だったけれども、今でもそうなのかということも含めて聞いていると思うのです。そうであれば、同意されているということなので、何か思いがあればお伝えくださいということで、ここにそぐわないと言われると、議事整

理上、困るのですが、いかがでしょうか。

(「ちゃんと自分のやっていることに責任もってくださいよ」と呼ぶ者あり)

後援会の代表者は市長御本人だということを先ほどお聞きしましたので、全く関係ありませんというのは、聞いている市民の皆さん方も答弁しないことは、なじまないと思われるという気がいたしますので、もう一度だけ聞きます。

市長の政治姿勢について後援会通信の内容も含みながら、何か思い、全くあのおりだと、私もそう思っているというのであれば、それはそれで一つの答弁になりますが、ただ、お答えいただかないというのは議会の責任者としては遺憾に思うところでありますので。

(「提案説明のときに、議会と連携、協力すると言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり)

いずれにしても答弁を拒否するのは、先ほど申し上げましたように、くどいですがけれども、誰かの名誉を毀損するとか、答弁することによって、あるいは人権の侵害をするというときであれば、そういう理由を申し述べて拒否するというのであれば、それは議会の形としていいのかなと思いますが、そういうことでなくて、議員の質問に真摯にお答えいただけないというのは、議会の機能が低下してしまうことになりかねないので、これは改めて市長にもお願いしたいところです。今、不規則発言がありましたけれども、議会と真摯に向かい合うという御答弁も第4回定例会のときにされているわけでありますので、ぜひよろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 後援会通信の内容について、やはり議会という場で意見を言うということはやはり難しいと考えておりますので、答弁については差し控えさせていただきたいと思えます。

(「だめだわ、それは」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「市長のお考えを聞いているのであって後援会通信うんぬんはいいませんが、市長のお考えを聞いているのです」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長は再三の答弁で、お答えはしないと。私も人権のこと等も言いながらも投げかけたわけですが、答弁をしないということであります。

今、再質問でとまっていますので、先ほど申しましたように時間を切って休憩しましたので、まず再々質問があれば続けてください。

(発言する者あり)

いいですから、再々質問を続けてください。

(発言する者あり)

(「いえ、今のことをしっかり答えていただかないと、それによって再々質問もかわりますので」と呼ぶ者あり)

これだけ言ってもお答えいただかないわけですから、これはまた違う方法、手続、その他の方法もありますので、今はまずは鈴木議員の質問をしっかりと最後までやっていただきたいと思います。

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 鈴木議員の本質問の中でもありましたけれども、自民党、公明党、民主党、

新風小樽の4会派で市長に質問状を手渡したい旨お話したのです。しかし、答えていただけない。それで、市長と市長の後援会の幹事長宛てに封書を配達証明つきで郵送させていただきました。しかし、今日付で、先ほど控室に戻ると、その配達証明つきの郵送されたものが戻ってまいりました。結局、市長も幹事長も受け取らないわけです。自分たちが発行していて、議会の会派について選挙違反をしているという批判をしておきながら、そのことについて問題であるというふうに思っておりまして、鈴木議員は細かいことは聞いておりませんでしたけれども、要するに議会の会派に対して、そういう認識なのかということについても答えないというのであれば、今後、まともに議論を進めていくような形にはならないというふうに思います。そうならないように私たちは努力してきたのですが、この本会議場においても市長はそうにとぼけた答弁を繰り返すのであれば、これ以上本当に審議を続けることはできないというふうに思いますが、議長はいかがお考えですか。

○議長（横田久俊） 繰り返しになりますけれども、市長は議会とは真摯に向き合うということをおられました。ただ、今の状況ですと、何かそうでもないような感じがあります。議会には市民の負託を受けた25人の議員がいて、釈迦に説法でしょうけれども、二元代表制として市長と対等の立場でいろいろ議論するわけです。そして、市政をチェックするという重大な仕事を市民の皆さんから負託されているわけです。その議員が質問することに対して、正当な理由なく、拒否するのは、先ほど申しましたように、いかなものかというよりも、今、秋元議員の議事進行にありましたように、議会として信頼関係が築けないのであれば議論できないというお話でしたけれども、そういうこともあり得ると思います。

それで、この後の処理ですが、ただいま再質問の途中で、再々質問が残っていますけれども、ここで休憩をとって議会運営委員会を開催いたします。そこで審議いたしたいと思います。傍聴の皆さん方には大変申しわけありませんが、再度の休憩となりますことを御了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 6時40分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鈴木議員の会派代表質問の途中ですが、議事の都合により、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 6時41分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 中 村 吉 宏

議 員 小 貫 元

平成28年
第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成28年3月7日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹									
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義							
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	小	鷹	孝	一					
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章			
産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	三	浦	波	人			
保	健	所	長	秋	野	惠	美	子	建	設	部	長	相	庭	孝	昭				
消	防	長	明	井	隆	生	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	迫	俊	哉	事	務	部	長	日	栄	聡							
総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤誠一
庶務係長	伝里純也
調査係長	大崎公義
書記	佐々木昌之
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	伊沢有里

開議 午後 5時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第57号、議案第59号及び議案第60号」を一括議題といたします。
開議に当たり、私から一言申し上げます。

2月29日開催の本会議、鈴木議員の代表質問における再質問での答弁で審議が中断して以来、本日に至るまで再開に向けて議会と市長部局との交渉を精力的に行ってまいりました。

発端は、市長が代表者を務める後援会の通信について、市長の政治姿勢をただしたことに対し、答弁を差し控えるという市長の発言を答弁拒否と捉えた議会側と、その発言をもって答弁を行ったとの市長の認識の違いに端を発したものであります。

その際、私から市長に答弁を促したところですが、市長の御見解は変わらず、双方の溝が埋まらなかったことから、議会運営委員会で協議を行うために本会議を休憩したものであります。

その後、開催された議会運営委員会において、私に交渉、調整が一任されましたことから、高橋克幸副議長に議会側の交渉役をお願いし、この1週間、副議長には、副市長を窓口として、鋭意、話し合いを進めていただきました。その結果、本日の開議に至ったところでありますが、この間、副議長はもとより副市長には大変な御尽力をいただきましたことに深く敬意を表するものであります。

これまでも再三申し上げておりますが、市長と議会とは互いが二代表制の機関であることを十分肝に銘じ、議会は市民のための議論の場であることを改めて認識していただき、ともに今後の議会運営に臨んでいきたいと考えております。

これより、2月29日に引き続き、会派代表質問を行います。

議事の都合により、中断しておりました鈴木議員の会派代表質問の再質問への答弁漏れに対する理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（上林 猛） 鈴木議員の再質問に答弁漏れの御指摘がございましたので、私から答弁させていただきます。

初めに、参与についてでございます。

参与の後始末はどうなっているのかということについての考えと記者会見のタイミングで話した意図についての御質問があったかと思えます。

第3回定例会以降、議会からの御指摘を踏まえ、参与の報酬額、職務内容、勤務時間、任用期間の4点について検討を重ねてまいりました。その延長線上で、新たな参与のような制度が必要との考え方に至り、本会議開催の前に各会派の皆様に対して、近い将来、御提案する旨を説明させていただいたものでございます。

次に、排雪の判断につきましては、現地の状況確認をし、必要な箇所を適切なタイミングで進めておりますが、市長とも相談の上で除雪対策本部が作業実施の判断を行っております。

最後に、市長でなければ答えられないことを聞いているので、副市長の答弁では答えにならないとの御指摘もございましたが、誰が答弁するかは事前に市長と十分な意思疎通を図った上で理事者側において判断したものでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

〇12番（鈴木喜明議員） それでは、再々質問をいたしますが、その前に、2月29日から議会が中断し、今日で8日目を迎えるわけであります。市長から答弁を差し控えるという本質問の中での御答弁があった、それは答弁に当たらないということで我々は考え、そして、そのことがそごを生んで、今回の事態になったというふうに思っております。再開したということは、確実にお答えをいただけるというふうに理解し、この本会議に臨んでおります。そういうことで、しっかりと答弁をしていただきたいということが一つ。

それから、本来でありますと、本質問の中で1回目の答弁に今回答弁をしていただくことが含まれているのが筋だと思いますので、今後はしっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

それから、議会開議に当たりまして、先ほど議長が申しましたけれども、副議長と副市長とかなり綿密に打ち合わせていろいろしましたけれども、市長が態度を硬化することによって議会がなかなか再開できなかったことも事実であります。今回、その硬化が解けたということでございますので、しっかりと私も再々質問でお聞きをしたいと思ひます。

それでは、質問させていただきます。

先ほどの副市長の答弁では、私が伺った森井ひであき後援会通信に対する森井市長本人の御見解と、本質問でも述べましたけれども、森井ひであき後援会通信の内容に対する我が会派を含む小樽市議会4会派による質問書への対応について答弁したことにはなりません。なぜならば、これは市長の御見解を聞くものであって、いくら綿密に打ち合わせているからといって、それで市長の答弁することではないということには私はならないと思ひます。

改めて、森井ひであき後援会通信に対する御見解と森井ひであき後援会通信に対する質問書への対応を、市長みずからの言葉でお答えいただきたいと考えます。よろしくお願ひします。

それから次に、2月29日の私の自民党会派代表質問における再質問に対する市長の答弁の中で、1月29日の記者会見の時点では、大枠は聞いておりましたが内容は読んでいないとの答弁がございましたが、実際、そのときの映像では、質問は既に読んでいるのかという記者からの問いに、市長は「はい」と答えております。この答弁には整合性がとれず、どちらかを訂正、又は撤回、そして削除をしていたかなければなりません。どちらの発言を訂正するおつもりなのか、お答えいただきたい。

それから、森井市長の答弁拒否にかかわって今回本会議が中断したわけでありますけれども、市長の政治姿勢、私は、これは質問ではありませんけれども、本当にこの第1回定例会で平成28年度予算をしっかりと議決してもらおうという気持ちがあるのか大変疑問に感じました。そのことについても懸念をもちしておりますので、どうかその前の森井ひであき後援会通信の件につきましても、しっかりと御答弁をいただきたいというふうに思っております。

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の件でありますけれども、2月29日の再質問の答弁では、これまでと違う新たな方法を、改善を、今、模索しているところで、それらの一環として委員への参加、又は小樽商工会議所とのかかわりについて、現在、協議を進めているので、しばらく待ってくださいとのことでしたが、待てません。

はっきり言いまして、再質問のときにも申し上げましたけれども、策定会議をどんどん進めて、結局、時間をかけているうちに終わってしまう、そういう懸念があるので、しっかりと商工会議所との協力が本当に必要と思うなら次回の策定会議の開催は、その協議結果が出てからにしていきたいと質問をしました。その点についてどうお考えかをお答えください。

市長には申しわけありませんけれども、この点につきましては、市長のお考えと行動についての質問でありますので、市長に答弁を願ひます。

なおかつ、私は、市長がしっかりと商工会議所に頼んでいただいて、早期にこのことを解決していただきたいというふうに述べたわけであります。そういうことから、市長のお考えだというふうに思っておりますので、市長に御答弁をお願いしたい。

次に、参与の件でありますけれども、今回の答弁は、私が聞いた市長が質問するたびに議員の皆さんに納得をしていただく方法を提示すると時間を稼ぎ、そして最終的には期限が来て、再任用をしないという形でありました。その内容をしっかりと、腹案は考えられたのか、一つでも二つでもそういった形で考えられて、それを言う間に時間が来てしまったというならともかく、そのことすらしたということがわかりませんので、腹案が一つないし複数あったのか、そのことについてもお聞きをします。ない場合は、やはり時間稼ぎとしか考えられません。そのように受け取ってよろしいかお聞きします。

また、市長の御見解もお示しく下さい。

次に、除排雪の件でありますけれども、答弁では、排雪の都度、市長にお伺いを立てることはない私の質問に答えられました。それでは、その判断を下すのは、先ほど副市長が御答弁されたように、除雪対策本部と協議をしてとありますけれども、最終的にお決めになるのは除雪対策本部長の上林副市長かということになりますけれども、その点はいかがでしょうか。

また、市長みずから市内の除排雪状況を把握することにあえて異は唱えませんが、今後の除雪に生かすために除雪路線調査業務費の予算をつけ、人員も増やす。そういう予算を、第3回定例会でですか、ついたはずであります。市長みずから除排雪状況を把握することとそういう調査をすることがかぶるのではないかと、そういう考えがありますが、その点についてもお答えください。

これで再々質問を終わりますけれども、先ほど述べましたように、この議会が市長の答弁拒否でとまったわけであります。それが再開するという意味をしっかりとお考えの上、再々質問にお答えいただくようよろしくお願いいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、後援会通信に対しての見解についてということだったかと思っておりますけれども、私は、後援会通信を発行していただいたということそのものは、やはり私のことを応援していただいているということになるかと思っておりますので、それについては大変ありがたいと思っておりますし、そういう思いから記者会見において、心強いという思いを持っておりました。私は、その後援会通信においては、そういう思いを持っているということでございますので、御理解をいただければと思います。

そして、内容に対しての、質問書についての対応というお話でありましたけれども、それについてのやりとりは、後援会に対して直接やりとりをしていただければと思っておりますので、御理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それと、1月29日の記者会見については、記者会見についてのことを訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、参与についての見解ということでございましたけれども、私は何度も話をさせていただいておりますが、その参与のような制度、今、新しいものを提案させていただきたいということで皆様に説明させていただいたところでございますけれども、このまちの大きな課題であったりとか、又は新たに

このまちを活気づけていくための取組であったりとか、それに対しての専門性を持って取り組んでいただく方に身近にいていただくことが、大きな流れを、そういう形をつくっていくであろうというふうに思っておりますので、私としては、やはりそのような制度を導入していくことを求めていきたいというふうに思っておりますし、それについて今後においても皆様にいろいろと御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。私の参与についての考え方の見解は、このように考えているところでございます。

それと、排雪における、今回、新たな調査費を上げて、また、さらにはパトロール、人員も増やして取り組んでいるというところでございますけれども、それと私自身がそのように回ることが、かぶるといような表現をされていたかと思えますけれども、もちろんその調査費を上げたりパトロールを増やすということで、現行の除排雪の状況を鑑みていくことはもちろんのこと、将来的な改善策のために調査費等を上げているところでございますが、その状況を私自身がじかに見ていろいろな状況を自身自身でも鑑みていくことは、今後の流れに伴って私としては非常に必要なことだというふうに思っておりますし、私自身も現場を感じることによって、その調査であったり現在のパトロールであったりとか、その体制に対してよりこのようにしていきたいとか、このようにしたほうがいいのではないかという課題とかも見つけられるというふうに思っておりますので、かぶることにはならないというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) 私からは、先ほども新幹線の委員のことについて、商工会議所のかかわりについてでございますが、再質問への答弁でも申し上げましたとおり、今、細部にわたって、細かなことは今この場で申し上げられませんが、商工会議所とその方向で協議を重ねているところでございますので、いままし時間をいただければというふうに思います。

それから、参与についてのことで言えば、この間ずっとその4点について検討して、その腹案などについてもあったものというふうに承知しておりますし、その経過の中で新たな制度が浮上したということでございますので、任用期間とのかかわりとの関係で新しいことを考えたということではなくて、それとは切り離して、新しい制度が必要だというふうな思いに至ったということでございますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

(発言する者あり)

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 答弁漏れですか。

○12番(鈴木喜明議員) はい。答弁漏れの部分をお聞きしたいです。

私は、市長に、森井ひであき後援会通信の件で、その出されたバックグラウンドの状況、要するに自分を応援していただいたということは一つあるでしょうけれども、この中身を見て市長がどうお考えなのか、このことも含んでお聞きをしております。そのことについて述べておりませんので、答弁漏れというふうに解釈をしますけれども。

もう一つ、次回の策定会議の開催は、その議論が、結論が出てからにしてくださいという質問についてはいかがですか。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めますが、どうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長（森井秀明） 先ほどの御質問の中でも、その通信における見解という認識でございましたので、私としては、先ほどの繰り返しになりますけれども、内容を読んでも同じようにありがたいという思い、心強いという思い、そのように思ったというところがございます。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 新幹線のほうはどうでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（上林 猛） 商工会議所、新幹線の委員の問題で、第4回の策定会議までにということですけれども、極力それに間に合うように努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横田久俊） 鈴木議員の質問は、協議ができるまでその策定委員会を延期するべきではないのかということですので、協議というか、いろいろ検討されるのはもちろんわかりましたけれども。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 発言許可を求めてお願いします。

どうですか、副市長、今のは。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（上林 猛） 繰り返しになりますけれども、極力それに間に合うように進めていきたい、状況に応じてさまざまなことが想定されますので、あくまでもそれに向けて努力をしてまいりたいと思いますので、現在のところは、その程度で御理解をいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 一応答弁の形になっていましたので、質問は3回までということになっていますので、今後、いろいろなところでやる場面もございますので、そちらでお願いいたします。

鈴木議員の会派代表質問を終結いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 日本共産党を代表し、質問します。

1項目めは、国政関連の質問です。

アベノミクス新3本の矢について伺います。

昨年9月、国会終了間際に、安倍総理大臣はアベノミクス新3本の矢を発表し、一億総活躍社会を打ち出しました。安倍総理大臣は、アベノミクスの成果を自賛しますが、異常な円安と物価上昇、消費税増税と大企業減税、雇用や農業の規制緩和などで、日本経済と国民の暮らしは大きな打撃を受けています。大企業の内部留保は300兆円を超えているのに、労働者の実質賃金は、この3年間でマイナス5パーセント、年収400万円なら年間20万円もの目減りです。雇用増といっても、非正規は増えていますが、3年間で正規雇用は20万人も減少しています。国内総生産は、2015年10月から12月期マイナス0.4パーセント、年率1.4パーセントと報道されています。国民生活基礎調査でも、生活が「苦しい」との回答は63.4パーセントに上っています。貧困と格差はますます拡大し、子供の貧困率は、2012年16.3パーセント、約6人に1人です。中でもひとり親家庭の子供の貧困率は、2009年以来、OECD諸国の中で最悪を更新し、54.6パーセントに上っています。

市長は、これまでのアベノミクスをどう評価していますか。

日銀が追加金融緩和策としてマイナス金利導入を決めたことで、2月9日、長期金利がマイナスにな

り、ゆうちょ銀行をはじめ各金融機関は金利を下げました。マイナス金利は、自治体に恩恵と報道されていますが、小樽市財政、小樽経済、市民生活にどのような影響があるのか見解を伺います。

アベノミクス新3本の矢の柱は、1、国内総生産600兆円、2、出生率1.8、3、介護離職ゼロとしていますが、現実とかなり乖離したものです。

市長のアベノミクス新3本の矢に対する見解を伺います。

消費税10パーセント増税について伺います。

安倍内閣は、来年4月、消費税を10パーセントに引き上げます。国民の反対が多いため、軽減税率を導入するといいますが、軽減といっても8パーセントに据え置くだけで、品目は食料品、新聞等に限定され、8パーセントと10パーセントの区別も明確ではありません。政府答弁では、消費税10パーセント増税で軽減税率を導入しても1人世帯の負担は年間2万7,000円、4人世帯で6万2,000円です。消費税増税分は社会保障の財源にするといいますが、自然増分を毎年5,000億円以内に抑え込み、診療報酬引下げ、介護保険要支援1、2の介護給付外しなど、社会保障は改悪の連続です。

その一方で、大企業優遇の法人実効税率を現行の32.11パーセントから29.74パーセントまで引き下げ、中小企業予算は2012年度以来の減額です。

北海道商工団体連合会が行った企業アンケート調査では、消費税を転嫁できていると回答した企業は、2014年6月も、2015年3月も、40パーセント強にとどまっています。消費税を価格転嫁できない多くの中小企業は、収益を削って納税しているのです。

川村雅則北海学園大学教授の調査、北海道における1か月の消費支出（2人以上世帯）では、2012年27万4,270円が2015年7月から9月は24万8,911円に落ちています。物価上昇、実質賃金と年金の引下げで消費支出も落ちているのに、消費税10パーセント増税は一層の景気悪化を招くだけです。2014年の消費税8パーセント増税で小樽市経済にはどのような影響があったのか見解を伺います。

10パーセント増税がこのまま実行されると、小樽市一般会計に係る歳出の影響額と小樽市立病院の損税、家事用の水道料金・下水道使用料の公共料金は幾らの負担増になるのか、お示してください。

10パーセント増税に対して、安倍政権内部から、来年4月の消費税10パーセントへの再引上げを凍結すべきだ、これこそが最大の景気対策になるという声が上がっています。日本共産党は10パーセント増税の中止を求めています。市長の消費税10パーセント増税に対する見解を伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、国政関連について御質問がありました。

初めに、アベノミクス新3本の矢についてですが、まずこれまでのアベノミクスの評価につきまして、本市の経済動向に鑑みますと、小樽商工会議所の平成27年度第3四半期、10月から12月における小樽市経済動向調査によると、全業種平均での業況におけるDI値が10.9ポイントであり、前年同期のDI値のマイナス14.4ポイントから一貫して増加をしております。

また、しりべし経済レポートによる同期間の総括判断においても、「管内経済は、持ち直している」と報告をされており、昨年同時期から一貫して同様の評価となっておりますが、アベノミクスの効果や評価は国全体にかかわるものであり、単に本市の経済状況においてのみ判断できるものではないと考えております。

次に、マイナス金利による本市への影響につきましては、小樽市財政への影響については、市債の借入れに有利に働く一方、基金の預金利息の減が見込まれます。

また、小樽経済、市民生活への影響については、預金利息の引下げによる資金運用の低下が懸念される一方、ローン金利の引下げによる住宅や自動車などの購入意欲の向上が予想されます。

私としては、事業資金の融資金利の引下げなどにより、企業による設備投資の促進が図られるなど、市内の景気を刺激する効果となることを期待するものであります。

次に、アベノミクス新3本の矢につきましては、新3本の矢は、従来の経済政策に加え、少子高齢化の対策を講じることで、これまで掲げてきた経済の好循環をさらに強化し、長期的な視点で成長と分配の好循環を促し、一億総活躍社会の実現を目指すものと認識をしております。その実現のためには、都市部のみならず、地方を含めた全国各地で強い経済を実現する地方創生の取組が重要であり、地域それぞれの特徴に応じ、みずからの創意工夫による取組を国が支援することで地域の稼ぐ力を引き出すことが求められております。

本市においては、昨年10月に小樽市総合戦略を策定したところであり、将来都市像として掲げた「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」を目指しているところでありますが、その実現に向けて国がどのような道筋を示して、地方の主体性を生かしながら支援してくれるのか見極めていくことで、政策についての見解を示すことができるようになって考えております。

次に、消費税10パーセント増税についてですが、まず消費税8パーセント増税の影響につきましては、小樽商工会議所の経済動向調査において、増税直後の平成26年度第1四半期では、増税前の駆け込み需要の反動減による景気失速が見られましたが、平成27年度の第1四半期から直近の第3四半期までを前年同期と比較いたしますと、売上げDI値が3期連続してプラスで推移をしていることから、現在は増税直後の影響からは回復基調にあるものと考えております。

次に、消費税の10パーセント増税の影響額等につきましては、平成28年度予算ベースで影響額を試算いたしますと、負担増は、一般会計の歳出で1億5,500万円、病院事業会計で4,200万円となります。また、水道料金、下水道使用料のうち、家事用基本料金における負担増は、それぞれ1,500万円、1,400万円となります。

次に、消費税10パーセント増税による市内経済への影響につきましては、消費税率の引上げに伴って一時の駆け込み需要が想定されますが、その後の反動減、消費マインドの冷え込みが予想され、食料品には軽減税率の導入などの措置が講じられるとのことでありますが、本市経済への影響が心配をされるところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）

○22番（新谷とし議員） 財政問題について伺います。

2016年度政府予算の地方財政対策についてです。

地方財政対策の問題の第1は、地方税の実効的な徴収対策の一層の取組を促進するとして、地方交付税の基準財政収入額算定に用いる徴収率を見直すことです。2016年度、個人均等割、所得割、固定資産税の土地、家屋は現行の98.0パーセントから98.1パーセントに、償却は98.5パーセントから98.6パーセントに引き上げることとしています。さらに5年間で段階的に引き上げるとしていますが、その内容を御説明ください。

小樽市の2014年度決算での課税標準額、市民税の収入率は98.2パーセントで、国が示す徴収率を超えていますが、固定資産税は93.1パーセントで、大きく乖離しています。地方交付税を抑制し、地方税の徴収率を上げよというのは、徴収強化で市民を追い込むことになりかねず、国のこのようなやり方は問題ではありませんか。

二つ目の問題は、地方交付税の基準財政需要額の算定にトップランナー方式を導入することです。歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるようなものを推進し、単位費用に計上されている23の業務について民間委託や指定管理者制度にし、庶務業務の集約化や情報システムのクラウド化で経費水準を下げます。2016年度は、16業務について着手し、3年から5年程度かけて段階的に反映するとしています。一例として、小・中学校の学校用務員事務を5年間で民間委託にし、経費水準を1校につき370万7,000円から292万7,000円に下げることが示されています。

小樽市では、既に学校給食の民間委託や体育館管理の指定管理者制度など、多くの事業に取り入れています。今年度の16事業のうち、幾つの事業を取り入れていますか。

これ以上の民間委託や指定管理者制度を進め、国の経費水準に合わせると、市民サービス低下と今でも問題の官製ワーキングプアを一層推し進めることになりませんか。

本来、地方交付税は、地方自治の本旨の実現に資するように配分されるべきで、地方交付税の算定を通じて民間委託など、一律に自治体に迫るべきではありません。これまで自治体に取り組んできた努力の成果さえも、地方交付税の削減という形で奪うこととなります。トップランナー方式導入をやめるよう、国に申し入れるべきではありませんか。市長の見解を伺います。

次に、2016年度小樽市一般会計予算編成にかかわってお聞きします。

予算編成で心配なのは、地方交付税が対前年度比12億4,000万円増額といっても、2015年度は当初予算で特別交付税を計上していないので比較対象にならないことや、予定どおり配分されるかどうか、過疎債を当初予算から枠いっぱいを使うこと、毎年10億円以上支出する除雪費が1億5,450万円しか計上されていないことなどです。歳入では、市税収入を2億3,000万円増とし、法人市民税、固定資産税・都市計画税、特別土地保有税を伸ばしています。固定資産税の収入率を93.3パーセント、都市計画税は92.7パーセントにしていますが、2015年度予算での収入率は、それぞれ92.5パーセント、91.9パーセントです。固定資産税・都市計画税の収入率を上げたのは、課税対象数が増えたからか、また、地方財政対策の実行からですか。

また、固定資産税・都市計画税を増やした理由を御説明ください。

また、2015年度の固定資産税・都市計画税の決算見込みについて、2014年度と比較して御説明ください。

また、市税収納向上対策経費を、前年度比293万円増やした理由を説明してください。

歳出については、対前年度第2回定例会補正後と比べ、扶助費が2.4億円、負担金補助及び交付金が4.1億円、繰出金が4.3億円と大きく膨らんでいます。扶助費は、子供の医療費助成拡大など、市民生活を応援するものが多く、地方自治体の役割を果たす上で必要なものですが、負担金、繰出金で見直さなければならないものもあります。

石狩湾新港管理組合負担金に3億907万6,000円、簡易水道事業特別会計に1億1,060万5,000円繰り出します。石狩湾新港では、北防波堤延伸工事が続けられていますが、我が党が指摘しているように、マイナス14メートルバースの船舶利用の20隻のうち18隻が王子エフテックスのチップ船で、貨物量全体の114万787トンのうち113万8,685トンで、99.8パーセントを占め、公共埠頭と言いながら、事実上、王子エフテックスの専用埠頭になっています。港内の静穏度は、荷役作業に特別問題はなく、工事

延伸の必要性はないものです。どうしても必要というなら、王子エフテックスに負担を求めるべきです。

また、この工事に対する国の事業費が予算要求どおり入らないというのは、国も必要性を重視していないためではありませんか。北防波堤延伸工事は、凍結すべきです。

簡易水道事業は、昨年、大口利用企業の倒産により、使用料は、2015年度比612万2,000円の減額、使用水量は1万5,500立方メートル減っているにもかかわらず、石狩西部広域水道企業団からの受水量は、2016年度50万4,430立方メートルで、前年度より2万5,550立方メートルも多く、受水費は6,210万6,000円で、前年度より314万6,000円増えています。受水量は、毎年増やす計画で、無駄に買いすぎえています。

市長は、石狩湾新港管理組合の負担金と簡易水道への繰出金について、このまま続けてよいとお考えですか。それとも見直しを求める考えはないのか、見解を伺います。

除雪費については、今年度の検証を踏まえて、第2回定例会以降、補正するといいますが、降雪量、積雪量はまだ最終結果が出ていないものの、近年にない少雪と灯油・ガソリン代が下がっていることから今年度は参考にならないと考えますが、2月24日時点での項目別の予算執行状況と、これまでの検証結果をお知らせください。

市民からは、今年一度も排雪が入らず、雪山で前が見えないから何とかしてほしいという苦情が寄せられています。除雪予算を今年度第3回定例会補正後の予算範囲内におさめるため排雪を抑制しているのではないですか。

第2回定例会以降の補正に当たっては、今年度見直したもので引き続き進めることと新たに改善することをどのように考えていますか。

また、毎年、十数億円以上必要としてきた除雪予算の財源はどこから出すのですか。

おたるドリームビーチについて伺います。

市長は、提案説明の中で、違法建築物の除却が終了したことから駐車場開設などの経費を計上したと述べられましたが、北海道は海岸保全区域の占用許可についてどのような見解を示していますか。

海の家仮設建築物の許可期間、違法な建物かどうかの確認については、どのように検討しているのか、お聞かせください。

市営室内水泳プールについて伺います。

市長公約と全会一致で採択した陳情に対して、またもや調査費さえつけませんでした。2005年から10年間も、市営室内水泳プール存続を求める署名と新プール建設を求める署名、合計5万3,013筆も集め、運動を続けてきた市民団体やプール利用者は森井市長に期待をしているのですから、市民に誠実な姿勢を示すべきです。

2016年度の小樽市教育行政執行方針では、市長部局と連携しながら引き続き検討するという説明がありましたが、市長は、昨年の第4回定例会で我が党の酒井隆裕議員の再質問に、横断的組織を何とか形にできるよう努力していきたいと答弁されています。いつ形を立ち上げるのでしょうか。長年待ち望んでいる市民のために、2016年度こそ最低限、土地の選定を行い、実行に向けた報告を期待します。お答えください。

議案第15号年金生活者等支援臨時福祉給付金についてです。

2017年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけとして、年金生活者等支援臨時福祉給付金が提案されています。

まず、年金生活者支援給付金制度の内容をお知らせください。

また、2016年度には、年金生活者等支援臨時福祉給付金として、高齢者と障害・遺族基礎年金受給者

にそれぞれ1人当たり3万円が支給されます。この二つの給付金の対象者数、支給総額をお知らせください。

政府は、消費喚起を目的に、年金生活者等支援臨時福祉給付金創設に伴って、2014年度から消費税8パーセント増税に対する低所得者への措置として実施した臨時福祉給付金を2016年度で廃止し、子育て世帯への臨時特例給付金も2014年度と2015年度のわずか2年間で廃止しました。二つの事業の1人に対する支給額、対象者数と支給者数、予算額と支給総額について、年度ごとに説明してください。

あわせて、二つの事業で廃止される人数と支給総額をお知らせください。

これらの措置はいずれも申請制度ですから、支給されない人も出ました。対象者で、申請されない人にはどのようにお知らせをしたのですか。

年金生活者等支援臨時福祉給付金と臨時福祉給付金の支給額、合わせて1人3万3,000円はうれしいことではありますが、たとえ無年金であっても家族の扶養になっていれば支給されないという矛盾があります。このような非課税の高齢者で、支給対象外の人は何人いますか。

年金生活者等支援臨時福祉給付金は1回限り、年金が下がる中、物価上昇に加え、介護保険料だけでも年間最低3万1,320円以上、それに医療保険料を加えると、それだけで支給額以上になってしまいます。これで消費喚起・安心の社会保障と言えるでしょうか。年金生活者等支援臨時福祉給付金は、7月の参院選前に支給されますが、選挙前のばらまきと言われても仕方ありません。

消費税10パーセント増税で軽減税率を導入しても、低所得者には臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の廃止でダブルパンチです。2016年度1回限りの給付金と引換えに、毎年1人当たり2万7,000円の消費税増税を押しつけるやり方は道理がありません。消費税10パーセント増税を中止し、労働者の賃金を引き上げ、生活できる年金にすることこそ実行すべきではないでしょうか。市長の見解を伺います。

議案第16号2015年度補正予算地方創生加速化交付金に関連して伺います。

地方創生加速化交付金は、「期待される効果」として、「地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など「目に見える地方創生」の実現に寄与」とされています。東京一極集中や地方の過疎化をつくり出してきた自民党政治の失敗を地方の責任で創生をとというのは責任転嫁ではありますが、小樽市の活性化の糸口になるものとも考えます。

2月17日、2015年の国勢調査の速報値が発表されました。小樽市の人口は、2015年10月1日現在12万1,910人、人口増減率マイナス7.6パーセントで、全道10万市で最も大きい減少率です。国勢調査の結果をどう受け止めていますか。

小樽市の大きな人口減少を食いとめるためには、安心して住めるまちと若い人たちが定住するまちにしていかなければなりません。提案された移住促進事業だけではなく、小樽市総合戦略で位置づけている若者などへの地元就労支援は、どのような施策をお考えですか。

また、2016年度の地方創生推進交付金申請に当たっては、人口減少に歯止めをかける提案を職員の知恵を結集して進めるよう求めます。いかがですか。

2項目目を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、2016年度政府予算の地方財政対策についてですが、まず、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直しにつきましては、現行、全国の平均的な徴収率を基準としておりましたが、平成28年度からは、全国の上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に用いることとされたものであり、平成28年度から5年間で段階的に反映することが予定をされております。

次に、国による地方交付税を抑制するため、地方税の徴収率を見直すという手法につきましては、今回の改正は、平成27年6月30日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015において示された地方交付税改革の一環と捉えており、単に徴収強化を求めているものではないと理解をしておりますが、今後5年間で地方交付税が段階的に減額される内容であり、私といたしましても、地方交付税の減額は本市の財政に大きな影響を及ぼすことから、強い懸念を抱いているところであります。

次に、トップランナー方式の対象となった業務の本市の状況につきましては、16事業のうち、民間委託等に関係しない庶務業務の集約化と情報システムのクラウド化を除いた14事業中7事業で民間委託や指定管理者制度を導入しており、残りの7事業につきましては、直営あるいは一部民間委託となっております。

次に、国の経費水準に合わせると市民サービスの低下やワーキングプアを推し進めることになるということにつきましては、国が示している経費水準は、あくまでも普通交付税算定の積算基準である単位費用の内容の一部を示したものであり、実際に業務委託等を契約する際の金額と連動させるものではないことから、トップランナー方式が市民サービスの低下やワーキングプアを推し進めるとは考えてはおりません。

次に、トップランナー方式の導入に関する国への申し入れにつきましては、本市では、経済財政運営と改革の基本方針2015でトップランナー方式の導入が示された段階からいち早く、単に地方交付税の減額ではなく、地方自治体の置かれている状況を十分に把握し、それらを反映した仕組みとなるよう慎重に検討することを要望してきたところであり、今後も北海道市長会や全国市長会などを通じて、引き続き算定方法の改善について強く要請をしまいたいと考えております。

次に、平成28年度小樽市の一般会計予算編成についてですが、まず固定資産税と都市計画税の収入率につきましては、直近の収入率増加傾向の推移を勘案し、新年度予算案における収入率の増加を見込んだものであり、課税対象数の増加や地方財政対策に基づくものではありません。

次に、平成28年度の固定資産税・都市計画税を増やした理由につきましては、近年、収入率が増加傾向にありますことから、新年度予算案における収入率の増加を見込むとともに、企業立地促進条例に基づく課税免除の終了に伴う増加分を見込み、固定資産税で1億2,280万円、都市計画税で1,980万円の増額となりました。

また、平成27年度の決算見込みと平成26年度の決算との比較につきましては、平成27年度の現年課税分の固定資産税の決算見込みでは、収入見込額51億1,240万円、収入率93.4パーセントであり、平成26年度決算では、収入額52億3,710万円、収入率93.1パーセントで、収入額で1億2,470万円の減少、収入率で0.3パーセントの増加を見込んでおります。都市計画税の決算見込みでは、収入見込額9億7,910万円、収入率92.7パーセント、平成26年度決算では、収入額10億920万円、収入率92.4パーセントで、収入額で3,010万円の減少、収入率で0.3パーセントの増加を見込んでおります。

次に、市税収納向上対策経費を前年度比293万円増やした主な理由につきましては、不動産の所有者が死亡し、その相続人全員が相続放棄している、あるいは不動産を所有している法人が解散や破産などにより実体がないなどで固定資産税が滞納となっている場合に、その不動産を公売するため、裁判所に

相続財産管理人や清算人の選任を申し立てる費用及び不動産を公売するに当たり適正価格を判断するために行う不動産鑑定費用として、計約220万円を新たに計上したことなどが主な要因であります。

次に、石狩湾新港管理組合負担金につきましては、石狩湾新港地域の小樽市域は、企業誘致を通じ、税収面など、本市の都市経営上、重要な地域であることから、石狩湾新港の港湾経営に対して一定の負担は伴うものと理解をしておりますが、今後におきましても、その時々々の社会・経済情勢や本市の財政状況を踏まえ、港湾整備事業などの投資効果を十分に勘案した上で、できる限り負担の軽減に努めていくべきと考えております。

また、簡易水道事業会計への繰出金につきましては、過去からの経緯があり、解決方法をなかなか見いだせていない問題ではありますが、この問題へ主体的にかかわった北海道に対して、今後においても、本市の簡易水道事業の赤字を解消する方策を実現してもらうよう粘り強く要請を行っていくなど、状況の改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、除雪費の予算執行状況等につきましては、除雪費のうちロードヒーティング整備助成金、市内一円砂箱補充事業費を除いた予算額12億8,400万円に対して、執行額約8億5,700万円、執行率約7割となっております。項目別では、除排雪費が6億9,500万円に対して約5億1,200万円、ロードヒーティング経費が2億9,700万円に対して約1億1,700万円、雪堆積場等経費が1億2,700万円に対して約9,600万円、凍結路面対策経費が5,300万円に対して約3,500万円、貸出しダンプ経費が7,000万円に対して約6,400万円、その他の経費が4,200万円に対して約3,300万円となっております。

また、除排雪体制の見直しに関する検証結果につきましては、現時点ではまだ検証を進めているところですが、バス路線を中心とした幹線道路のガタガタ道路の解消、除雪出動基準の見直しにより、幹線道路、補助幹線道路の路面状況はおおむね良好な状態を保持できており、また、雪堆積場の増設も、ダンプの運搬距離が短縮されるなど、それぞれ効果があるものと認識をしております。

次に、排雪作業につきましては、冬の市民生活を支えるため、道路幅員の確保や路面状況を良好に保つとともに、除雪費の執行に当たりましては、効率的、効果的に進める必要があると考えております。このため、除雪作業につきましては、きめ細やかな作業に取り組み、また、排雪作業につきましては、現地の状況に応じて必要な箇所を必要なタイミングで行っているところであります。

次に、今年度見直した内容の進め方につきましては、先ほど説明をさせていただいたとおり、今年度の見直し内容はそれぞれ効果があるものと認識をしておりますので、来年度の除排雪体制においてもこれらの内容を継続し、あわせて検証も重ねていきたいと考えております。

次に、除雪費の補正予算の財源につきましては、財政調整基金による財源対策が基本とはなりますが、今後、当初予算に盛り込むことができなかつた財源や平成27年度決算での黒字額なども想定されますので、それらなども活用しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、ドリームビーチの海岸保全区域の占用許可につきましては、違反建築物の除却は完了しておりますが、北海道に確認をしたところ、ドリームビーチ協同組合が設置をした車両進入防止用のコンクリートブロック等が残っているため、撤去を指導中であり、これらを撤去した後に許可を行うと聞いております。

また、同組合からは、3月から撤去作業を開始すると聞いております。

次に、海の家仮設建築物の許可につきましては、許可期間については、海水浴場の開設期間に建物の建築及び除却に必要な期間を加えたものを想定しておりますが、海岸保全区域の占用許可が前提となりますので、管理者である北海道と連携を図ってまいりたいと考えております。

また、建物の違反については、建物完成時に現地に赴いて、建築基準法に適合しているかどうかを検

査するとともに、許可期間終了時には除却されていることを確認いたします。

次に、新・市民プール整備に向けた横断的組織につきましては、新・市民プール整備検討会議として、先月18日に第1回目の会議を開催したところであります。会議は、私と副市長のほか、教育委員会、総務部、財政部、建設部により構成をしており、今後は必要に応じて関係部署の参加を想定しているところであります。

次に、新年度こそ最低限、土地の選定を行い、実行に向けた報告をとのことにつきましては、先日開催をした検討会議は1回目であったことから、現状の情報共有を中心としながら、建設場所や補助金等の財源などについての意見交換を行いました。今後は、より具体的な議論となるよう積極的な検討を進め、できるだけ早く建設に向けた報告ができるよう努力をしまいたいと考えております。

次に、議案第15号年金生活者等支援臨時福祉給付金についてですが、まず、年金生活者支援福祉給付金の制度内容につきましては、3種類の新たな給付金が低所得高齢者等に支給をされることとなります。一つ目は、所得基準額を下回る老齢基礎年金の受給者に支給される老齢年金生活者支援給付金、二つ目は、所得の逆転が生じないように、所得基準額を上回る一定範囲の人に支給される補足的老齢年金生活者支援給付金、三つ目は、一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に支給をされる障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金であります。

また、支給金額については、各給付金とも月額5,000円を基準としていますが、国民年金の保険料納付期間、免除期間の要件等により支給額が決定をされるものであります。

次に、年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象者数、支給総額につきましては、高齢者向け給付金の対象者は2万2,000人、支給総額は6億6,000万円、障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の対象者は3,000人、支給総額は9,000万円と見込んでおります。

次に、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の年度ごとの、それぞれの1人当たりの支給額、対象者数と支給者数、予算額と支給総額につきましては、まず、臨時福祉給付金については、平成26年度では、1人当たりの支給額は1万円で、基礎年金受給者や児童扶養手当受給者等には5,000円の加算措置があり、予算で見込んだ対象者数は3万2,000人で、支給者数は2万2,900人、予算額は4億円で、支給総額は3億562万5,000円であり、平成27年度では、1人当たりの支給額は6,000円で、加算はなく、予算で見込んだ対象者数は3万人で、支給見込者数は2万9,650人、予算額は1億8,000万円で、支給見込総額は1億7,790万円であり、平成28年度予算では1人当たりの支給額は3,000円で、27年度と同様に加算はなく、予算で見込んだ対象者数は3万6,000人、予算額は1億800万円であります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金については、平成26年度では、1人当たりの支給額は1万円で、予算で見込んだ対象者数は1万人で、支給者数は8,810人、予算額は1億円で、支給総額は8,810万円であり、平成27年度では、1人当たりの支給額は3,000円で、予算で見込んだ対象者数は1万3,000人で、支給見込者数は1万1,150人、予算額は3,900万円で、支給見込総額は3,345万円であり、平成28年度の予算計上はありません。

次に、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の二つの事業で、廃止される人数と支給総額につきましては、平成28年度の臨時福祉給付金と平成27年度の子育て世帯臨時特例給付金の支給見込みで申し上げますと、廃止される人数は約4万9,000人、支給総額は約1億4,000万円となります。

次に、対象者で申請されない方へのお知らせにつきましては、申請期間中においても広報やホームページで周知をしておりましたが、平成27年度には臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金ともに、申請期間終了の約1か月前に、申請をいただいていない方に申請を奨励するお知らせを送付いたしました。

次に、非課税の高齢者で支給対象外となる方の人数につきましては、市外に居住する家族に扶養されている方もいるので正確な数字はわかりませんが、おおよそ8,000人ほどではないかと思われます。

次に、消費税の増税を中止し、労働者の賃金引上げと生活できる年金にすることにつきましては、消費税率引上げによる増収分は、子ども・子育て支援、医療・介護の充実、年金制度の改善など、社会保障の充実・安定化に向けられるものと認識をしておりますが、国においては増税によって国民の生活が苦しくならないよう、国民の生活向上に資する政策に責任を持って取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

次に、議案第16号2015年度補正予算地方創生加速化交付金についてですが、まず、2月17日に公表された2015年国勢調査の速報値につきましては、前回は上回るマイナス7.6パーセントという減少率になり、大変厳しい結果であると受け止めております。

次に、小樽市総合戦略で位置づけている若者などへの地元就労支援につきましては、本市において若年層の人口流出を抑制することが大きな課題であり、若者の地元定着を促進する取組が重要であると考えております。そのため、新規未就職者、早期離職者及び結婚や出産に伴う若年女性離職者を対象に座学や実習による研修を行い、市内企業で活躍できる人材を育成する、女性・若年者等の地元定着を目指した人材育成事業に取り組んでおり、また、高校生就職スキルアップ支援事業においては、これまでの取組に加え、企業見学会を増やすとともに、インターンシップの仲介やわかりやすい企業情報の提供を行うなど、事業を充実させ、若者の市内企業への定着を図ってまいりたいと考えております。

次に、地方創生推進交付金申請に当たっての進め方につきましては、人口減少を抑制する上で地方の創生に寄与する事業などが対象とされ、先駆性が求められることから、これまで検討してきた事業案のブラッシュアップや再構築を試みるとともに、新年度から若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、庁内横断的な政策検討を推進してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）

○22番（新谷とし議員） 厚生関連の質問です。

初めに、多子世帯の保育料軽減についてです。

新アベノミクス第2の矢の一つが、多子世帯の保育料軽減で、年収360万円未満世帯に限り、第1子の年齢制限を撤廃し、第2子保育料は半額、第3子以降の保育料は無料にします。

小樽市の場合、要件に合致する世帯数と割合をお示してください。

年収360万円未満では、幾らの支援にもなりません。市長は、選挙公約で第3子以降の保育料を無料にするとしていましたが、今回は見送られました。実施のめどはいつごろになりますか。

待機児童解消についてです。

全国的に保育所の待機児童が問題になっていますが、小樽市でも同様で、中でもゼロ歳児の待機児童は毎月増えています。ここ半年のゼロ歳児の待機児童数をお示してください。

また、ゼロ歳児の保育需要が増えていますが、保護者の事情をどう把握されていますか。

ゼロ歳児の待機児童数が減らない理由は、受入れ保育所の不足と保育士不足が原因です。ゼロ歳児の待機を早急に解消していかなければなりません。どのような施策をお考えですか。

子供の医療費助成制度拡大についてです。

市長公約でもある小学校6年生までの医療費助成拡大は、我が党の公約にも近づき、全面無料化の第

一步を踏み出したものと評価をいたします。

ここで問題は、自治体独自に子供の医療費無料化を行っている自治体に対し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置が行われていることです。小樽市の乳幼児医療助成に係る減額を、ここ3年間でお答えください。

こうした国の措置に対して、2015年12月14日、地方6団体が、幼児教育・保育料の無償化による多子世帯の支援の拡充や子供の貧困対策への国の積極的な財政措置などとともに、子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を国に強く要請しています。

小樽市議会では2015年第3回定例会で、北海道議会でも第4回定例会で、国庫負担削減の廃止を求める意見書を可決しました。こうした各方面の声から、厚生労働省は、子供の医療費全体に対する国庫負担減額調整措置廃止の検討をせざるを得なくなり、昨年9月、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会を設置し、議論をしていますが、進捗状況はいかがですか。

子供の医療費助成制度は、本来、国の責任で行うべきです。2015年7月、全国知事会が地方創生に関する国への緊急要請を採択し、子育て世帯の大幅な軽減として、子供の医療費助成制度を創設することを、11月には全国市長会、全国町村会も、国において実施するよう要請、地方自治体の大きな声となっています。市長も、国の制度として行うよう、引き続き積極的に働きかけていただきたいのですが、いかがですか。

地域支援事業について伺います。

地域支援事業は、2017年度からの予定を繰り上げて、2016年10月をめどに試行するとしていますが、なぜ早く取り組むことになったのですか。

訪問型のサービスの内容は、どのように取り組むのですか。

私の昨年第4回定例会一般質問では、「本市における現状では多様な担い手の確保が当面は難しいものと考えており、まずは既存の事業所にサービス提供を担っていただきたいと考えております」と答弁していたのに、担い手は事業所が雇う訪問介護員の資格のない人やボランティアでもよいといいますが、事業所の報酬は下がり、安い賃金で雇用し、それで安心のサービスを受けられるのですか。

要支援は病気を持っている方々がほとんどで、身体状況も把握できることから専門の知識を持った訪問介護員が訪問するのが妥当です。しかし、サービス料金が安くなると、資格のない人のサービスを受けたい人も出てきます。訪問型サービスでは、どれくらいの人がそれに移行する見込みで、単価は協議中といいますが、他市の状況と、市として幾らにしたいのか伺います。

3項目目を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、厚生関連の御質問がありました。

初めに、多子世帯の保育料軽減についてですが、まず、国が予定している保育料軽減の該当世帯数とその割合につきましては、国の改正内容では、市民税の所得割課税額5万7,700円未満の世帯について、兄弟姉妹の範囲に関する年齢制限が撤廃となりますが、新たな要件として保護者と子供との生計同一要件が示されております。

今後、対象となる世帯に改正内容を周知し、申請を取りまとめた上で軽減措置に該当する世帯を把握することになるため、現時点では世帯数と割合についてはお示しできないものであります。

次に、公約である第3子以降の保育料無料化につきましては、ただいま申し上げました国の負担軽減策が平成28年度から実施予定であり、公約の実施については、国の軽減内容を踏まえた上での制度設計になるため、本年4月からの国の軽減策に基づく保育料改定を行い、その後、平成29年度以降に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、待機児童解消についてですが、まず、ここ半年のゼロ歳児の待機児童数につきましては、平成27年9月から28年2月までのゼロ歳児の入所待ち児童数を申し上げますと、9月は17名、10月は25名、11月は31名、12月は39名、1月は38名、2月は44名となっております。

また、ゼロ歳児の保育要望に関する保護者の事情につきましては、これから仕事を求める場合や育児休業明けで職場復帰する時期を予定より早める場合などがあるものと認識をしております。

次に、ゼロ歳児の待機解消の施策につきましては、入所待ちが発生している主な要因は、必要な保育士の雇用確保が難しいためであり、今後も、保育士資格を持っているが働いていない人を対象とするセミナーの開催などにより人材の掘り起こしを図ることや、民間保育事業者との意見交換などを通じて、有効と思われる施策の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、子供の医療費助成拡大についてですが、まず、子供の医療費助成に係る国保の国庫負担の減額調整措置につきましては、直近3年度の決算を基に試算をいたしますと、平成24年度は400万円、平成25年度は330万円、平成26年度は230万円の減額となっております。

次に、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会につきましては、第1回が平成27年9月2日に開催され、これまで課題の検討や地方自治体、有識者などの関係者からのヒアリングが行われてきました。本年2月25日に開催された第4回の検討会では、3回にわたる検討会の議論の整理がなされております。

次に、子供の医療費助成制度を国の責任で行うよう働きかけてはどうかということにつきましては、これまで小樽市といたしましても、北海道市長会や全国市長会の重点要請や提言などを通じ強く訴えてまいりましたが、今後も市長会を通じ、継続して要望してまいりたいと考えております。

次に、地域支援事業についてですが、まず、予定を繰り上げて試行する理由につきましては、地域支援事業への移行は、猶予期間が設けられてはいたものの、国からは早期移行が求められております。本市としては、平成29年度からの円滑な移行に向け、一定の試行期間を設け、関係する地域包括支援センターや各事業者などと制度の確立に向けた調整を図る必要があると判断したためであります。

なお、本市の現状では、国の指針に示す多様な担い手の確保が当面は難しいものと認識をしており、本試行においては、既存の事業所にサービス提供を担っていただきたいと考えております。

次に、訪問型サービスの内容につきましては、基本的には既存の事業者によるサービスの提供を担っていただけるよう、現行の予防給付と同程度のサービスのほか、人員基準を緩和し、サービス提供を生活援助に絞るなどして、単価を一定程度低減した本市独自のサービス基準も設定したものにしたいと考えております。

次に、安い賃金で安心のサービス提供が受けられるのかどうかにつきましては、人員基準を緩和したサービスでは、訪問介護員などの資格を持たない方の雇用も想定しますが、基本的な制度の概要や事故発生時の対応、個人情報の保護など、サービス提供に必要な、研修を受講した上で業務に従事することとし、サービスの質を保つことを考えております。

また、平成29年4月の本格移行となるまでにサービス提供体制を確立するためにも、平成28年10月からの試行期間を設定したところであります。

次に、訪問型サービスへの移行の見込みと単価につきましては、まず、訪問型サービスへの移行の見

込みですが、新年度予算案では、28年10月以降の新規及び更新の要支援認定申請者のうち、1割程度が移行すると見込んでおります。

また、訪問型サービスの他市の状況ですが、既に移行しているそれぞれの市でサービス提供内容や基準が異なりますので、単純な比較にはなりません。現行の予防給付の報酬単価の3パーセントから20パーセント程度削減した単価を設定している例が見られます。

本市といたしましては、こうした事例も参考としながら関係者との協議を行っており、実施可能で適切な単価を設定してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）

○22番（新谷とし議員） それでは、鉄道の問題について伺います。

初めに、北海道新幹線と並行在来線についてです。

2014年度に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画（案）で、現況等の調査を行っています。それによると、新幹線開業予定の2030年、小樽市の人口推計は9万2,396人、高齢化率41.9パーセント、生産年齢人口は50.8パーセントと、少子高齢化が加速する様相です。大きな人口減少の中で、駅周辺整備費用など、市財政に大きく負担がかかるかと推測されます。

JR函館本線の存続を求める住民の会が2014年9月に行った市民アンケートの自由記載には、「新幹線完成後、人口減の北海道で経営は大丈夫か」「新幹線に対して全く期待していない。小樽市が負担する建設費用などを考えると、旅行者や人が小樽にやってくる元を取るなどという夢を見ることなく、在来線のきめ細かなグレードアップで交通は対応すべきと思う」など、新幹線の経営や小樽市が負担する建設費用、後年度の負担の心配から必要ないという声が大勢でした。

まちづくり計画案に載っている市の経済、市税収入に影響を及ぼす産業構造についての資料は2010年の国勢調査のもので、14年後の姿が見えません。14年後の市の財政はどうなるのか、駅前広場や駅舎の建設費負担金が市民の大きな負担増とならないのか、市民の心配はもっともなことです。これらの心配点についてお答えください。

新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画案で示されている市民アンケートの利用頻度では、「よく利用する（月1回以上）と思う」が3.2パーセント、「ある程度利用する（年数回程度）と思う」が26.1パーセントに対し、「たまに利用する（数年に1回程度）と思う」は40.3パーセント、「利用しないと思う」が30.3パーセントと、あまり利用しないとの回答が70パーセント以上です。

また、報道によると、北海道新幹線しりべし協働会議が1月20日から22日に宇都宮、仙台、八戸で行ったPRキャラバンでは、「北海道で旅行したい地域はどこか」という問いに、7割が札幌周辺を選び、札幌に近い小樽へ足を運びたいという声も多かったとのこと。このことは、新幹線が札幌延伸になっても関東・東北方面からの観光客は札幌に直行し、札幌を起点に小樽観光をするという従来型ではないのかと懸念されます。これらの点を史料すると、新駅は利用頻度が低いのではないのかと考えられますが、いかがですか。

新幹線の小樽市の通過延長距離は約22.3キロメートルで、後志トンネル、朝里トンネル、手稲トンネルと、三つのトンネルが約97パーセントを占めます。現在、トンネル掘削等による建設残土およそ245万立方メートルの受入先を募集中ですが、受入れ場所と決まった受入先はあるのですか。

新幹線の安全性と所要時間についてです。

2月9日、北海道新幹線開業前に行われた火災発生時の避難訓練中に、救援列車が青函トンネル内で突然停電するという事態が起きました。専門家も、トンネル内で一たび事故が起きると大きな惨事になりかねないと指摘しています。他の新幹線よりトンネルが多い北海道新幹線は、超高速で安全に運行できるのか疑問です。当初の東京－札幌間の運行時間3時間57分が5時間と大幅に修正されたのはどのような理由からですか。

環境への影響についてです。

トンネルを掘ったときに出る鉱化変質岩が、水や酸素に反応して鉛やヒ素などの重金属を溶出させるという有害性が問題になっています。鉱化変質岩は、札幌に近くなるほど含まれるのではないかとされています。ほかにも、掘削中黄鉄鉱などの硫化鉱物が空気と接触して酸性水の発生も起き、周辺環境に影響を及ぼす可能性があるという北海道大学の研究論文が発表されています。これらの環境影響評価はいつ行われ、その結果はどのようなになっていますか。

小樽市にかかる三つのトンネルの地質調査の結果、鉱化変質岩はどのような状況ですか。

新幹線の通過ルートには、勝納川、朝里川、銭函川など6本の川があり、銭函浄水場の川上でトンネルが掘削されます。川への酸性水流入のおそれや飲料水への影響はないのですか。

小樽・後志で問題になっているのは、並行在来線についてです。JR函館本線の存続を求める住民の会が行った塩谷駅、蘭島駅周辺の住民アンケートでは、JRを利用している人は対象者全体の72.2パーセントで、利用目的は、「買物」29.5パーセント、「通院」26.0パーセント、「通勤」12.9パーセント、「通学」3.8パーセントでした。自由記載では、「公共交通の核として鉄道を重視、拡充してほしい」「低エネルギーで国民の生活である在来線を残してほしい」「買物・通院に必要。本線がなくなれば過疎化が進む」など、JRが生活に欠かせない存在であり、並行在来線がなくなれば過疎化が進むことを心配する声がたくさん寄せられています。市長は、こうした市民の声をどのように受け止めていますか。

また、2015年5月1日現在、道教委の調べでは、JRを利用して小樽市の道立高校へ登校している高校生は387人です。14年後の生徒数はわかりませんが、輸送人数や通学定期代などを考えると、JRは必要不可欠ではありませんか。

JR北海道の並行在来線経営分離は、法的根拠があるのですか。

市長は、北海道新幹線並行在来線対策協議会の一員ですが、JRを利用している市民の切実な声や通勤・通学の利便性からも、並行在来線はJR北海道が経営すべきとお考えになりませんか。見解を伺います。

JRダイヤ改正に伴う影響についてです。

JR北海道は、北海道新幹線の開業に伴って3月26日からダイヤ改正を行います。函館本線の後志管内から長万部間は、車両の老朽化や利用客減少を理由として普通列車26本中、下り3本、上り2本が一部区間廃止になるため、後志管内の高校は、登下校時の列車減便による始業時間の変更や部活動や課外実習後の帰宅が夜10時を過ぎ、健康や学習への影響、帰り道の心配など、さまざまな問題が生じ、沿線各自治体は大きな影響を受けます。

札幌－小樽間は、午後7時55分以降の快速列車4本全てが各駅停車になり、安定した新千歳空港アクセス輸送のためとして快速エアポートの直行運転を取りやめ、各駅停車にします。銭函住民は快速エアポートの停車を希望していましたが、停車は夜のみであり、いしかりライナーも各駅停車になるため、小樽市民全体から見れば、通勤・通学は時間がかかり、バスへの乗り継ぎにも影響が出ます。明らかに札幌圏を重視し、札幌から30分で帰れるという小樽市民へのサービス低下にほかなりません。夜のみと

はいえ、観光客の呼び込みにも影響が出るのが考えられます。

後志では、黒松内町、長万部町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町の5町が、昨年11月9日、JR北海道に対し、ダイヤ改正の改善を求める要望書を送りました。

小樽市は、JR北海道からダイヤ改正の報告を受け、それによる通勤・通学、観光などへの影響を把握、判断してきたかと思います。JR北海道など、関係機関へダイヤ改正の改善についてどのように対応するつもりでしょうか。

次に、JR南小樽駅のバリアフリー化に向けた基本構想策定について伺います。

日本共産党は、駅舎のバリアフリー化で基本構想策定について質問してきました。予算案では基本構想策定協議会委員報酬が計上されていますが、協議会の構成はどのようにするのですか。この中に障害者の方にも参加していただき、意見を聞くべきではないでしょうか。

また、基本構想における特別特定建築物は、どこが対象となりますか。

あわせて、基本構想策定から南小樽駅の工事着工までのスケジュールもお知らせください。

4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、鉄道の問題について御質問がありました。

初めに、北海道新幹線と並行在来線についてですが、まず、14年後の市の財政状況や駅前広場等の建設費による市民の負担増などにつきましては、現時点で14年後の財政状況をお示しすることはできませんが、駅前広場等の建設費については、国庫補助の導入を検討するほか、駅舎等の負担金についても交付税措置のある有利な起債を活用するなど、将来的な負担軽減が図られるよう、適切に判断をしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、新小樽（仮称）駅の使用頻度が低いのではないかとにつきましては、札幌延伸後の新駅の利用客数については推計をしておりますが、実際の利用頻度がどのようになるかについてはわかりません。しかしながら、新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画の策定に当たって、駅前広場や駐車場の整備のほか、来訪者を呼び込む魅力づくりの方策などについても検討を行う予定であり、少しでも利用頻度を高めるために、ハード、ソフトの両面から来訪者を快適に迎え入れる環境を整えていきたいと考えております。

次に、トンネルの掘削等による建設残土の受入先につきましては、平成26年度に受入先の募集を開始し、これまでに3件の応募があり、これらの情報を鉄道・運輸機構に提供しておりますが、現時点で決定をした受入先はありません。今後も募集を継続するとともに、市としても、受入先の候補地の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、東京－札幌間の運行時間の修正理由につきましては、主に、想定している北海道新幹線の最高速度の違いであり、これまでに公表されている資料によりますと、平成24年に新函館北斗－札幌間の工事実施計画が認可されるまでは最高速度が時速360キロメートルでありましたが、認可後は時速260キロメートルとなったことから、運行時間が長くなったものであります。

次に、土壌汚染に関する環境影響評価の結果等につきましては、北海道新幹線新青森－札幌間の環境影響評価は平成14年に公表をされ、土壌汚染に関する評価結果は、「計画路線周辺には土壌汚染を発生する鉱化変質帯が存在する可能性があるが、掘削土の定期的な測定を行うとともに、掘削時の管理体制を整備し、重金属類を確認した際には、基準に基づく適切な処理・処分を行うことにより、周辺に与え

る影響は未然に防止できるものと予測している。したがって、土壌汚染に係る環境影響は実行可能な範囲で回避できるものと判断した」となっております。

また、小樽市内の三つのトンネルの地質調査の結果についてですが、鉍化変質岩から溶出される重金属の基準値を、手稲トンネルでは超えており、朝里トンネルでは超えていないという結果が出ております。なお、後志トンネルは、まだ調査を実施しておりません。

次に、トンネルの掘削による川への酸性水流入のおそれや飲料水への影響につきましては、鉄道・運輸機構によりますと、トンネル掘削に伴う酸性水など重金属を含む排水などは、全て濁水処理施設で化学処理や吸着処理などを施し、水質汚濁防止法に基づく排水基準以下の濃度に処理をした上で適正に放流をされるとのことです。

また、銭函浄水場付近のトンネル掘削に伴う排水の放流位置は、取水施設の下流とするよう配慮する予定であり、影響はないとのことであります。

次に、並行在来線がなくなることに對する市民の声をどう受け止めるのか、並行在来線は必要不可欠ではないかにつきましては、並行在来線が住民の足として定着をしている実態やさまざまな面で心配をされている声などがあることから、その重要性については認識をしておりますので、並行在来線経営分離後の住民の足の確保に向けてどのような対応ができるのかについて、北海道や沿線自治体で構成される北海道新幹線並行在来線対策協議会の中で十分検討してまいりたいと考えております。

次に、並行在来線の経営分離の法的根拠と並行在来線をJR北海道が経営すべきではないかにつきましては、並行在来線のJR北海道からの経営分離については、法的な根拠はありませんが、北海道新幹線札幌延伸の認可の条件であり、本市としましては、平成24年5月に同意をしております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、並行在来線の重要性については認識をしておりますので、住民の足の確保について、北海道新幹線並行在来線対策協議会の中で十分検討してまいりたいと考えております。

次に、JRダイヤ改正に伴う影響についてですが、今回のダイヤ改正への対応につきましては、このたびのダイヤ改正を受け、大変残念に思っておりますので、今後におきましては、本市よりJR北海道に対して、本区間の利便性の向上を求める要望書の提出とともに、市民の鉄道利用の促進に向けて話合いの場を設けることについて要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、JR南小樽駅の基本構想についてですが、まず、基本構想策定協議会の構成などにつきましては、バリアフリー法第26条第2項に基づき、基本構想を作成する小樽市、周辺道路の道路管理者、市立病院、公安委員会、JR北海道などの交通事業者、高齢者団体、障害者団体、学識経験者などのほか、公募等により市民の皆様にも御参加いただく予定としております。

なお、障害者の方には、協議会に御参加をいただくほか、駅周辺の視察会を開催し、利用者としての御意見をお聞きすることとしております。

次に、特別特定建築物の対象と南小樽駅の工事着手までのスケジュールにつきましては、特別特定建築物とは不特定多数の方又は主に高齢者、障害者等が利用する病院等の建築物であります。今回の基本構想では小樽市立病院と小樽協会病院が対象となるものと考えております。

また、工事着手までのスケジュールにつきましては、まず、本市が平成28年度末までに駅及び周辺のバリアフリー基本構想を策定した後、JR北海道が国と本市から補助金の交付決定を受け、工事着手することになります。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）

○22番（新谷とし議員） 最後に、泊原発再稼働について伺います。

昨年8月と10月に九州電力は住民多数の反対を押し切って川内原発1・2号機の再稼働を進め、今年1月29日には関西電力が高浜原発3号機を再稼働させました。

安倍総理大臣は、世界で最も厳しい規制基準をクリアしたと原子力規制委員会が判断した原発は再稼働を進めていくのが政府の方針として、原発再稼働を推し進めています。

高浜原発再稼働に当たっては、原子力規制庁の山形氏は、新規規制基準は重大事故が発生し得る前提でつくられており、対処をしていけば事故は起こらないという従来の考え方を大きく変えたと言っています。このような原発再稼働推進の新規制基準に対する市長の見解を伺います。

北海道電力は、原子力規制委員会に対し、泊原発の基準地震動を引き上げ、新たに八つの基準地震動を追加したことで規制委員会の審査会合でおおむね了解を得たとして、原発再稼働に向けた取組を進めています。

今後、原子力規制委員会の原子炉設置変更許可が出されれば審査合格となり、2017年、再稼働が見込まれています。再稼働には地元自治体の同意が必要ですが、自治体の範囲は決められていません。

市長は、1月29日の定例記者会見で、小樽市を地元同意の範囲に入れるために国に働きかけるための体制は考えていきたい、取組の時期やタイミングも重要と、前進した意向を示されましたが、今がその時期ではありませんか。

泊原発再稼働に反対している後志の首長とも力を合わせ、市民の命と安全を守るために具体化を急ぐべきです。市長の決断と見解をお示してください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、泊原発再稼働について御質問がありました。

初めに、新規規制基準に対する私の見解につきましては、新規規制基準は、福島第一原発事故の教訓や最新の技術的知見のほか、国際機関の安全基準なども踏まえ策定したものと承知をしており、その内容について皆様さまざまな見解をお持ちなのではないかと考えておりますが、私としましては、新規規制基準に適合したとしても100パーセント事故が起きないというものではないと考えております。

次に、今が本市を地元同意の範囲に入れるための取組の時期ではないかということにつきましては、泊発電所への原子炉設置変更許可が出されれば、再稼働に向けた地元同意の議論が本格化するとの報道がありますが、許可の時期については、現時点で見通せない状況であると承知をしているところです。

また、原発再稼働に係る地元同意の範囲につきましては、法的な規定もなく、国においても再稼働に向けた明確な手続を示していない中、北海道においては、国に対して具体的な手続を示すよう求めていると伺っておりますので、これらの動向を注視しながら、本市を地元同意の範囲に入れていただくよう努力をしまいたいと考えております。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

○22番（新谷とし議員） それでは、再質問をいたします。

最初に、国政関連の問題を質問いたしました。

アベノミクスの新3本の矢について、第1次のアベノミクスについての見解を伺いました。確かに小樽市経済動向調査には、市長が答弁されたように載っております。しかし、設備投資について、2009年以降「実施していない」が「実施した」を上回ったままです。これは、消費税の増税、8パーセントに引き上げた後、そういう状態になっております。

現在、中国など、外国人観光客が急増して、いわゆる爆買いで観光関連の売上げはいいと思いますけれども、この経済動向調査で、来期の見通しはどうかといいますと、全業種で「好転」と回答している企業は11.3パーセントしかありません。

そういうことで、読売新聞の世論調査でも、このアベノミクスに対して、この3年間の経済政策を「評価しない」というのが57パーセントで、「評価する」が42パーセントです。景気の回復を実感しているかという問いに対しては、「実感していない」が84パーセントに上っております。景気回復を期待できるかという問いに対しては、65パーセントが「期待できない」、それからトリクルダウンの考え方は「適切でない」が63パーセントに上っており、本当にこのアベノミクスが国民に大きな負担を、国民とか中小企業に負担をかぶせているということが、この読売新聞の世論調査でも明らかになっていると思います。

小樽市が緩やかに景気が回復していると、それはいいことなのですが、そういう点ではしっかりと今後の新3本の矢も見えていかなければならないと思います。

それから、消費税の10パーセント増税です。これについては、小樽市の一般会計の歳出、それから病院の損税、また、市民の家事用の水道料金・下水道使用料で大きな負担がかかるということで、本当にこれが景気を一層後退させるのではないかなという心配があります。市長も心配される点があるというふうにお答えしていましたけれども、やはりこれは本来であれば増税しないでどうかということではいかがですか。

それから、小樽市の2016年度の予算編成についてですけれども、石狩湾新港の北防波堤延伸工事、簡易水道の見直しを求めているということでしたが、本当にこれは小樽市にとって大きな負担となっているわけですから、引き続き要望していただきたいと思います。

それから、除雪予算についてですけれども、この時期に至って、質問原稿をつくってから1週間もたつてかなり雪が解けているという状況ですが、依然として排雪をしてほしいという要望が出されております。執行状況は7割ということでしたけれども、あれから1週間たっていますので、もう少し増えたかなとは思いますが、先ほど自民党の鈴木議員の質問に対しても、市長みずから除排雪状況を見て回っているという答弁でしたけれども、やはり市民が必要としている、そういう状況をしっかりとつかまえていただきたいと思いますが、必要とする判断基準はどのようにしているのかお聞きします。

それから、新・市民水泳プールです。

2月18日に、市長、副市長、教育委員会などが集まって会議を開いたということで、この点では本当に前進だと思います。この連携をしっかりと形で、市民の目に見えるものにしていただきたい。そして、市民との話合い、協働も行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

市長は、市民幸福度の高いまちにしたいと常々おっしゃっております。室内水泳プールは、スポーツ振興はもとより、市民のよりどころでもありました。子供たちの体力向上、高齢者、障害者の健康保持のためにも、今年こそ期待に応えて、知恵を集めて適地を見つけるという目標を持って進めていただきたいと思います。先ほどは期待に応えるように頑張っていきたいというお答えでしたけれども、これは最低限の目標だと思いますが、いかがでしょうか。

それから、年金生活者等支援臨時福祉給付金についてです。

これは本質問でも言いましたけれども、たとえ無年金であっても家族の扶養になっていれば、これが支給されないわけです。対象外の方は8,000人にも上るといって、3万円出るとかと思っていたが、息子の扶養なので、年金が低いだけでも本当に残念とがっかりしている人もおります。こういう点では、公平性の観点からしても問題ではないかなと思います。

それから、2017年度から年金生活者支援給付金が支給されるといっても、最高額で国民年金5,000円です。これで消費税増税で1人2万7,000円の負担ですから、とても追いつかないわけです。ですから、本来であれば、この給付金は消費税10パーセント増税を前提としたものですから、真に消費の喚起をするというのであれば、10パーセント増税中止こそが最大の保障ではないでしょうか。

それから、厚生関連です。

ゼロ歳児の待機児童解消に向けて、保育士セミナーなどを行って人材確保をしていきたい、民間保育所との連携というか、交流をしたいというお答えでしたけれども、このゼロ歳児が2月1日現在で44人もいるというのは、何とかしなければならぬと思います。

保育士不足に対して、潜在的保育士の調査も必要ではないかと思えます。2011年に厚生労働省の委託で民間が行った潜在的保育士の全国的調査では、賃金、勤務形態など、さまざまな要望や不安を持っていますけれども、「条件を整えれば就労できる」が3割、「不安要素を取り除けば就労できる」が3割という結果が出ています。一番の問題は賃金が安いということですが、こうした潜在的保育士のアンケート調査を行うなどして、保育士確保につながる施策を講じることも必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

それから、地域支援事業です。

先ほど担い手、事業所をお願いしたいということでしたけれども、事業所が雇う訪問介護員の資格のない人、ボランティア、それはやらないということなのか、いかがですか。

それから、事業所の声を紹介しますけれども、募集しても人が来てくれるかどうか分からないと、若い人はなかなか来ないし、研修を受けるといっても、結局高齢者が雇われる、老老介護になるのではないかと、また、安い単価では赤字が増えるばかりで、とてもやっていけませんと、こういうふうに話しております。単価はまだ決まっていないということですが、事業所の報酬がこれ以上下がらないようにすること、それから安い賃金でサービスの質を落とさないようにしなければならない、この点をしっかりと検討すべきですが、いかがでしょうか。

また、介護報酬にもかかわってくると思うのですが、利用者負担、これは他市では3割にしているというところもありますが、こういう点についてもどう考えるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、鉄道の問題です。

新小樽駅（仮称）駅の駅舎、駅前広場について、負担にならないようなこととということでお答えがありましたけれども、この最終的な駅舎、駅前広場、周辺の移転などの明確な費用負担というのは、いつごろはつきりするのでしょうか。

それから、利用頻度についてですが、頻度についてはわからないということでしたが、2003年に北海道経済連合会が北海道新幹線の新函館駅の1日乗車数を9,700人としていましたけれども、昨年11月のJR北海道の発表では5,000人と、約半分になっています。小樽市が行った市民アンケートでも、小樽市民の新幹線利用はあまりなさそうですし、それから札幌―東京間が5時間で当初描いたものとは違ってきております。

それから、報道では、2月17日の第3回新駅周辺まちづくり計画策定会議での会合で、市内の商店街

加盟店を対象にしたアンケートでは、7割以上が出店の意向がないと、こういうことは新幹線利用客数に期待できないということではないのでしょうか。

14年後の日本経済がどうなるのかわからない中で、果たして利用客がどれだけあるのかによっても、この計画も変わってきます。こういう点ではまだまだ検討が必要で、この広場の策定、これは急ぐべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

それから、並行在来線の問題で、しっかりとその重要性は認識しているというお答えでした。

それから、JR北海道の並行在来線の経営分離は法的に根拠がないということで、こういう点では改めて、確かに小樽市は平成24年5月に同意しておりますけれども、大変、余市町長や蘭越町長は苦渋の選択で経営分離に同意したと述べておりますが、最近、蘭越町長が日本共産党の質問に対して、在来線の存続を願う蘭越住民の会設立総会の席上、これまでバスへの転換を代替案の一つとして申し上げてきたけれども、他方で、鉄道だから担い得る、鉄道だから出し得る存在意義がある、地域にとって最もよい方法を選択していきたい、沿線自治体の多くの皆さんが望むのであれば、行政の長としてその先頭に立って行動しなければならないという思いですと挨拶をしましたという、大変勇気のある発言をされております。本当にこのJRの存在というのは、小樽市内でも通勤、通学、通院に欠かせないものです。ですから、これが第三セクターになって、経営がうまくいかなくなり、バス路線に転換して、結局は全部なくなってしまうというのが、今までも例があることですから、やはり責任を持ってJR北海道が経営すべきだと思うのです。

並行在来線といえば、小樽一札幌間も並行在来線です。しかし、ここは黒字というか、だからここだけはJR北海道が経営して、ほかは分離するというのは、これはおかしいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

それから、原発について、国に対して北海道が申し入れているということで、地元同意の範囲は入れていただくように努力していきたいということでしたけれども、市長自身が本当に国に申し入れたいということで、後志の町村長にも呼びかけていただきたいと思うのです。

2016年度の日本共産党の倶知安町委員会が、町長に対して予算要求を行いました。その中で、泊発電所は直ちに廃炉を目指すよう国・道、北海道電力に求めることという要望に対して町長は、「原発に対する私の考えですが、基本的には廃炉です。放射能漏れ事故が一たび起きれば、チェルノブイリや福島のように長期間住めなくなるとも、これは明白な事実と認識しており、原発は新たにつくらない、既にあるものは可能な限り早期に廃炉処理すべきと思います。国に対しては、代替エネルギーを早急に確保し、可能な限り早急に廃炉処理をしていただきたいと考えております」、このように述べております。ですから、このようにはっきりと明確に物を言っている後志の首長とも力を合わせて、道の様子を見るということではなく、市長自身も努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外に関しましては、各担当より答弁させていただきたいと思います。

私からは、まず、消費税の増税をしないほうがいいのではないかというお話があったかと思いますがけれども、先ほども答弁させていただいたように、現在、消費税においては社会保障に対して取り組んでいただけるというふうに認識をしているとともに、やはり小樽市民に限らずではありますが、大きな負担をかけることがないように、さまざまな配慮はいただきたいというふうに思っているところでござい

ます。

今、小樽市としても、社会保障に携わるさまざまなところがありますけれども、それに対しての財源が不足している部分もありますので、そのようなことをしっかり視点に置いて、さらにはその負担感が薄れるように、消費税を納めることによって市民の満足度、又は国の満足度が高まるようにしていくことが行政としても、また、国としても大変重要なことだというふうに思っておりますので、その方向性に向けて国もいろいろ鑑み、取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

2点目が新・市民プールについてでございます。

市民の皆様と協働する、またさらに見えるものにしていただきたいということだったかと思えます。私も、できるだけ早期に市民の皆様に見えるように努力をしていきたいという思いもあり、定例会で御指摘がありました連携について、まず庁内において会議を立ち上げたところでございます。このように、まず一歩ずつ進んでいくことが重要かというふうに思っておりますので、一歩ずつ進み、見えるようにしていきたいと思っておりますし、現在において、その取組の中で市民の皆様にご参画いただくかというところは決められていないところではございますので、今、御指摘いただき、その協働についてどのような形がとれるのか、内部であわせて検討していけたらというふうに思っております。

それと、鉄道の駅舎についてですけれども、恐縮ですが、いつごろできるかというのは、今の段階ではっきり表明はできません。先ほども答弁いたしました、その利用を高めていけるかどうかというのも当然にこれからにかかっているのかというふうに思っておりますので、さまざまな視点で快適に使っていただく環境を整えたり、また、市民の皆様にとっても使いやすい、新幹線に乗っていきたいという思いになるように、行政としても考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

そして、在来線の点でございますけれども、私も、在来線が、現在、市民の皆様、住民の皆様の足として使われているということは認識をしているところでございますので、在来線の今後のあり方とともに、住民の足の確保をやはり考えていかなければならないと思っておりますので、協議会等でその辺についても協議をしていきたいというふうに思っておりますし、先ほど蘭越町長のお話がありましたが、町長ともその点について意見交換をしてみたいというふうに思います。

また、原発に対してでありますけれども、何にしても私としてはやはり再稼働には反対の意思は貫いていきたいというふうに思っておりますし、以前にもお話ししましたが、それについてはもう私は公約でももちろんそうですし、北海道電力に対しても直接話をさせていただいているところでございます。

今後において、御指摘のように、重要なのは地元同意の範囲のこと、それが何も現行で決まっていないう中で、それぞれの地域における原発の再稼働が動いているという状況がありますので、やはりそれは北海道とも連携しながらまず明確にしていくとともに、その範囲の中に小樽市が入るよう私としても取り組んでいきたい、努力していきたいというふうに思っております。

○議長（横田久俊） どうですか。こちらから順番にあれしますか。

新谷議員、アベノ……

（「議長」と呼ぶ者あり）

少しお待ちください。

アベノミクスの話のときに、新3本の矢を見ていかなければならないと思うで終わっているのです。これは質問になっていなかったかと思うのです。

再質問、再々質問できちんと、これが質問だよというのを、新谷議員に限らず皆さん方もしっかり、理事者が答弁に困りますので。

どうですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 済みません。今、議長の御指摘があったように、質問なのかどうかは私も判断できなかったところもありまして、改めて私から答弁させていただきます。

まず、新3本の矢については、今後においてどのような取組になるのかが見えてくるのかというふうには思いますが、まず、その取組においてはやはり自治体ごとに違いがあるというふうには思っておりますし、3本の矢に限らず、国から、やはり地方が自発的な取組を促す流れで地方創生という取組があるというふうには私は認識をしております、そのような国における取組に、小樽市として地方創生がしっかり果たせるように、いわゆる市としてもしっかり取り組んでいかなければならないというふうには思っておりますので、もちろん見ていかなければならないというふうには思っておりますけれども、その流れの中で小樽で酌み取れることをしっかり酌み取って、市の活気に結びつけたいという思いを持っております。

もう一点、石狩湾新港についても、引き続き行ってほしいということだったと思いますが、先ほど答弁させていただいたとおり、おっしゃるように引き続き必ず行っていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(小鷹孝一) 新谷議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

私からは、石狩湾新港と簡易水道の件につきましてでありますけれども、石狩湾新港につきましては、これまでも答弁で申しておりますとおり、一定の負担は伴いますが、その負担につきましても、その時々々の社会情勢ですとか、本市の財政状況も当然踏まえていただきまして、投資効果も十分勘案した上で、過大投資とならないようにしていただくということを申し添えながら進めていくべきだと思っておりますので、そういったスタンスに変わりはありません。

それから、簡易水道につきましても、ぜひ要望してほしいということで、私どもといたしましても北海道に対しまして、北海道は企業誘致を進めることしかないのだという言い方をしておりますけれども、そういったことも含めて何らかの手だてをしていただけるように、粘り強く要請をしまいたいというふうには思っております。

それから、北海道新幹線の駅の利用につきまして、出店の意欲もあまり出ていない、それから駅の利用頻度も低くなるのではないかと、そういった意味ではあまり期待できないのではないかと、それに対してしっかりとした検討が必要ではないかということでございますけれども、それにつきましては、来訪者呼び込むための魅力づくりといたしまして、一つには、ソフト面で申しますと、インフォメーション機能の充実を図るとか、イベントや展示の開催をするとか、そういったこと、それからハードの面につきましては、ビジネス・観光客向けの利便施設を充実させる、例えば案内所、それからお土産店、そういったものも充実させるとか、そういったことのほかに、中心部との連絡交通手段のためのバス、タクシーの充実、そしてそれをとめるための駅周辺の広場の整備とか、そういったことが必要になってくる。駅前広場は急ぐ必要はないのではないかとということでございますけれども、そういった観点も総合的に考えながら、全体としての進みぐあいに支障が出ないような形で対応してまいりたいというふうには考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

除排雪の判断基準ということでございますけれども、除雪につきましては、御案内のとおり、出動基準というのを設けてございまして、幹線、準幹線については10センチメートル以上の降雪が見込まれる場合については除雪をするということで進めてございます。

それで、除雪を進めまして、必要な幅員等を確保してまいります。その後、幅員等が確保できて交通障害が起きない、そういったことで確保していきますが、拡幅がこれ以上できないといった場合、交通障害が起きるおそれがあるといった場合につきましては、個々の判断で必要な箇所に必要なタイミングに排雪をするということで、除雪本部で判断しているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（小山秀昭） 新谷議員の地域支援事業に対する再質問に答弁いたします。

新谷議員の御指摘のとおり、さまざまな課題があります。それらにつきましては、これから調整をして、10月からやりたいということでございますけれども、原課に私も言っているのですが、決して無理をして、無理やりやろうという思いではありません。平成29年度から本格施行、本格実施をしなければならない、これはもう決まっていることですから、それに向けて円滑に、事業者と調整がついたもの、そして本格実施に向けて課題等が整理できるように、そのような視点で試行に向かえということを言っておりますので、そのように御理解願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 私からは、保育士の確保のためにもアンケート調査を行うべきという点でございますけれども、私どもといたしましても、保育士の労働について、労働内容と賃金のバランスという面で敬遠される要素があるということですか、あるいは労働時間も早番、遅番というのがありますので、その点でもやはり条件的に難しい要素となっていることは認識しているところでございます。

そのような中で、今年2月に、家庭にいる有資格者を対象に、答弁にもありましたように、セミナーを行いました。そこでも、配偶者の扶養になっているということで、年収の壁といいましょうか、そういったことをおっしゃってる方もおりましたけれども、私どもとしては今後も、大々的なアンケート調査ということではなく、こうしたセミナーも平成28年度も開催するなどして人材の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（横田久俊） 年金のお話もされましたよね、私のメモには書いてあるのですけれども。無年金でもうんぬんと、それは問題ではないのかと……、臨時福祉給付金か、給付金ですね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 年金生活者等支援給付金の、家族の扶養に入っている方が8,000人ほどいるということ、これは問題ではないかということでございますけれども、一応扶養に入っているということでございますので、それなりに、何と申しましょうか、それほどの貧困の状態にあるとか、そういったことではないのではないかとというのが国の考えだと思っております。国の制度にのっとって、これは我々としては支給をして、きちんと仕事を終えるべきだろうというふうに考えてございます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

○22番（新谷とし議員） それでは、再々質問をいたします。

(「排雪基準、聞いてください」と呼ぶ者あり)

いや、それは言おうと思っていたのです。

除雪ですけれども、必要な判断基準は、歩くですか、車両の通行ですか、そういうように幅員が確保されていないと思われるときは排雪するということですよ。こういうところはいっぱいあるのではないですか。それでも、排雪をしてもらえないという苦情がいっぱい来ていましたし、今でも来ております。

雪が解けるのを待っているような状況があると思うのですけれども、それであれば、排雪を抑えているのであれば、第2回定例会以降の補正予算の比較対象に、参考にならないと思うのですよ、そのようなことをしていたら。まず第一は、市民の生活に支障が出ないようにしっかりと排雪をしていくという、そういう視点に立つかどうかということだと思うのです。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「そうだそうだ」と呼ぶ者あり)

それから、地域支援事業については、決して無理をしてやるべきではないと、円滑にいくように事業者と協議をしていきたいということでした。

私は、事業所が雇う人、資格のない人を雇って進めるということではないのかということを知りました。要するに、資格のある人がこれをやるのかということなのです。既に先行してやっている自治体では、シルバー人材センターなどに委託していますけれども、受入れのキャパシティがないということで非常に困っているわけです。利用者負担が3割になるというところもあって、これではもう大変だなと思っているのですけれども、その辺はこれからなのでしょうが、まず、事業所に全て責任を負わせるのか、それから、資格のない人を研修させて、それで事業所に責任を任せるのか、それから、これも雇用が確保できないといった場合はどのようにしていくのでしょうか。

それから、新幹線の新小樽（仮称）駅舎の建設ですけれども、鈴木議員は別な角度から話をされましたが、私たちが聞いているのは、本当に、小樽市の財政がどうなるかわからないという中で、市民負担がどうなるのか、市民サービスが削られるようなことがあってはならないと思うのです。いろいろ意見があるわけです。

先ほども言いましたけれども、地元の企業が7割も出店しない、これはやはり期待できないからだと思うのです。そういう中で、さっさと計画だけ先にありきというのは、私はうまくないと思うのです。もっと市民の議論を経て、2016年度中に策定するというけれども、それを延ばしてもいいのではないかなと思うのです。

それで、新幹線が開業する新函館北斗駅の利用状況も参考にしなければいけないし、やはり何も急いで策定する必要がないのではないのでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

排雪についてですけれども、市民の方から要望がたくさん上がってきている、これはステーションに入っているところでございます。その中で、私ども担当員もしっかりその要望について、現場を見ながら必要な箇所について判断してまいっているところでございます。それにつきましては、これ以上除雪をしても、交通障害が起きる、幅員が狭くなる、そういったところについて個々個別、必要なエリアについてやっていく、若しくは雪の厚さですね、これがざくざくになって、これ以上放っておくと、特に

これから春を迎えますので、そういったところもありますので、そういった道路の状況を個別に確認しながら、把握しながら、随時判断しているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(小山秀昭) 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

担い手の問題でございますが、今、事業者とも調整して、新谷議員がおっしゃるように本当に集まるのか、そういう問題もございます。その辺は、集まらない場合に既存の有資格者の中でも、サービス内容として今までとは違うものができるのかできないのか、そういうように考えております。決して集まらないのに無理に集めるとか、そういう考えはございませんので、よろしくをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(小鷹孝一) 新谷議員の再々質問にお答えいたしたいと思えます。

駅前広場等の設備については、急ぐ必要はないのではないかとということでございますけれども、先ほども申しましたとおり、全体的な進行の状況に何とか遅れないようにということで申しましたが、それにつきましても、規模・機能の詳細、それからその時期についても、それから負担の費用につきましてもまだ決まっていない、これからということでございますので、その辺をにらみ合わせながら考えてまいりたいというふうに思っております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 答弁漏れですか。

○22番(新谷とし議員) 答弁漏れだと思います。よろしいですか。

駅前広場の策定は平成28年度中にとっているけれども、急いで28年度中にやらなくてもいいのではないかとことを聞いたのですよ、市民にいろんな意見がありますので。

○議長(横田久俊) どうですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(小鷹孝一) 申しわけございません。そういった意味であれば、勘違いしてお答えしておりました。

平成28年度中に策定をするということで、そのことについては決まっていることでございますので、私どもとしては、その予定で進めさせていただきたいと考えてございます。

○議長(横田久俊) 新谷議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 7時33分

再開 午後 8時05分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま上程中の案件のうち、議案第15号及び議案第35号については、先議することといたします。これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、議案第15号2015年度小樽市一般会計補正予算に

ついて否決の討論を行います。

低所得の高齢者1,100万人に対する3万円の年金生活者等支援臨時福祉給付金です。たった一回だけのばらまきで、市内では2万2,000人が対象になるといいます。

その一方で、来年度から、子育て世帯の臨時特例給付金は1万1,150人が受けることができなくなり、来年度で臨時福祉給付金が廃止され、合わせて4万9,000人も受けられなくなります。みずからの年金切下げ政策を棚上げにしてばらまきをするのではなく、年金生活者の暮らしを気遣うなら、消費税増税やマクロ経済スライドを撤回すべきです。

以上、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第15号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第35号について採決いたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 8時08分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 濱 本 進

平成28年
第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成28年3月8日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々	木	秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹												
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義										
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	小	鷹	孝	一								
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章						
産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生			
医	療	保	險	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	三	浦	波	人						
保	健	所	長	秋	野	惠	美	子	建	設	部	長	相	庭	孝	昭							
消	防	長	明	井	隆	生	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	迫	俊	哉	総	務	部	長	日	栄	聡										
総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公			

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一
庶務係 長 伝里 純也
調査係 長 大崎 公義
書 記 佐々木 昌之
書 記 眞屋 文枝

事務局 次長 林 昭雄
議事係 長 柳谷 昌和
書 記 石澤 麻由美
書 記 深田 友和
書 記 伊沢 有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第14号、議案第16号ないし議案第34号、議案第36号ないし議案第57号、議案第59号及び議案第60号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（斉藤陽一良議員） 平成28年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

まず、森井市長の政治姿勢について伺います。

市長就任からはや1年を経過しようとする現在、いまだにこのような議論に明け暮れることに情けない思いを禁じ得ませんが、質問をさせていただきます。

参与について、森井秀明市長は、就任間もない6月10日以来、公約実現のための市政全般のアドバイザーと称して、みずからの後援会幹部を条例上何ら位置づけられていない参与という名目の嘱託員として、既定の臨時職員給与を流用する異例の予算措置により、議会からのたび重なる批判や重大な疑義が呈されたにもかかわらず、一切無視して根拠のない月額30万円という高額な報酬で任用し続けてきました。第3回定例会では参与にかかわる補正予算が減額修正され、予算措置されなかったにもかかわらず、その議会意思を無視して10月以降もその任用をなし崩し的に引き延ばし、結局、当初からの任用期間である平成27年度末まで継続しました。

平成28年度以降、参与についてどのような対処がなされるのかということ以前に、これまで議会から示された数々の疑義、すなわち任用の経緯、理由への疑惑、必要性の不明確さ、任用に関する起案書類の改ざん、職員課長や総務部次長の決裁拒否と総務部長の代決による任用の適否、報酬額の根拠、既定予算の流用という財政手法の適否、議会による予算統制への侵害、勤務時間遵守義務違反などの疑義の全てに対して、的確かつ真摯に改めて答える義務があると考えます。それに答えることなしに新たな制度をうんぬんすることは、到底許されるものではありません。ましてや新たな制度においても、みずからの後援会幹部を登用するなどあってはならないことと考えますが、この点に対する市長の明確な答弁を求めます。

次に、職員人事について伺います。

上林副市長は、就任に当たっての報道機関からのインタビューに対して、市長は「役所の中で部下の職員との信頼関係がうまくいっていない」「人事異動で部下とぎくしゃくしている」などの見解を述べられております。また、市職員のモチベーションの低下の問題が議会で取り上げられ、さらに市民の間でも市役所職員の面従腹背の様子が話題になるなど、今や職員の士気の低下に対する不安が現実のものとなりつつあります。

まず伺いますが、平成27年6月の人事異動以降で降任を申し出た職員の数をお示してください。過去にこのような申出がたび重なる事態はあったのか、今後についてはどのようにお考えか、お示してください。

これらの問題の根源に、森井市長の職員人事における異例の独断専行、さらに言えば、職員任用の根本基準を定めた地方公務員法第15条にもとるような、すなわち能力の実証を欠いた恣意的な人事があります。言うまでもなく、いかなる組織においても人事はその運営の根本であり、かなめであります。そ

の人事における公平・公正を保つために、市役所内で長年にわたって築かれてきたルールを破ることは許されません。このルールは、一党一派のためのものではなく、野党も与党ありません。行政事務の中立性、公平性、継続性を確保する上での絶対条件であります。それは市長の一存で左右されてはならないものであります。

森井市長が平成27年6月に行った人事異動は、本来必要で用意されていた内申書類の大部分を等閑に付し、市長とその周辺の専断によって行われた市役所始まって以来の、ふらち千万きわまりない人事であり、市政に大きな禍根を残すものであります。これは市政の改革でも何でもなく、単なる森井市長とその周辺による行政の私物化以外の何物でもありません。このような人事がまかり通るようでは、職員の士気が上がるわけがありません。森井市長におかれては、これらの点を厳しく反省し、以後このような恣意的な人事を行わないことを明らかにし、平成28年度の職員人事の基本的な方針をお示しください。

次に、森井ひであき後援会通信について伺います。

本年1月中旬、森井ひであき後援会通信なる文書が、郵送又は森井ひであき後援会の会合などで配付されたようであります。この文書は、A4判1枚の両面刷りで、発送元も「発行：森井ひであき後援会」とあるだけで、発行責任者名、連絡先などは一切明記されておられません。

森井市長は、本年1月29日の記者会見において、みずから読んだのかどうかはいくぶん曖昧にしながらも、少なくともこの文書の存在は認めて「心強い」「ありがたい」と述べていますが、このような怪文書まがいの後援会通信なるものについて、市長はしっかりと内容を確認した上で心強いなどと発言をされたのか、もししっかりと確認をせずに発言したとすれば、それ自体、不適切きわまりないことではないのか、説明を求めます。

さらに、去る2月5日、我が党をはじめ自民党、民主党、新風小樽の4会派が連名で提出しようとしたこの文書に関する質問書についても、森井市長は後援会のことだからというだけの理由で、みずから森井ひであき後援会の代表者であり最終的な責任を負うべき立場にあるにもかかわらず、まともな説明もなしに受け取ることさえ拒否しています。

2月15日に行われた会派への議案説明の折、この後援会通信なるものに関して質問がある場合、森井ひであき後援会において対応してくれる人は誰かをただしたのに対し、市長は明確な回答を避けたため、我が党としては後援会長及び後援会幹事長の名前について確認をさせていただくのみにとどまらざるを得ませんでした。これでは到底、議会と真摯に向き合おうという態度とは言えません。

そのため、2月19日、4会派連名の質問書を、森井ひであき後援会の代表である森井市長と同後援会の幹事長に郵送したところあります。特に幹事長に対しては、郵送前に送ることについて了解をいただいて、さらに配達証明つきで郵送したにもかかわらず、森井市長、幹事長ともに現在までその不在通知に対しても何の応答もありません。

我々は、後援会の問題について、後援会との間で話し合いたいとの思いから、早い段階からその代表である森井市長に対して、担当は誰かも含めて、回答を求めてきました。しかし、市長は、回答はおろか、受け取ろうとさえしませんでした。市議会に対して真面目に向き合おうというのであれば、市長は文書の存在を認め、「心強い」「ありがたい」などの発言をしている以上は、速やかかつ率直にみずからの言葉で答えるべきであります。

もし市長が、市長御自身が関知せず、不明な点があれば、森井ひであき後援会の政治団体としての最終責任者である代表者として、必要な調査を行い、明確な答弁をすることは、小樽市長という政治家である公人として免れ得ない責務であると考えますが、見解をお示しください。

中でも特に重要と思われる数点について伺います。

「選挙違反を一緒にやってきた人達がなぜ選挙違反を盾に反対できるのでしょうか？」とは、具体的にどういう選挙違反の事実があるのか。また、「一緒にやってきた人達」とは誰のことか。具体的な事実の裏づけもなく漠然とこのように述べることは、多くの人に誤解を与え、間違った印象を与えかねないが、市長後援会としてそれが正しいと考えておられるのか、お答えください。

また、除排雪に関して、「応札業者が現れない事態は、何らかの『圧力』以外考えられません」とは、どういうことを想定して述べているのか、説明を求めます。

この項最後に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の正式メンバーから小樽商工会議所が外されている問題について伺います。

市長は、昨年12月の第4回定例会において、商工会議所の正式参加に関して、商工会議所メンバーが参加していない不自然さについて指摘され、商工会議所から希望があれば正式メンバーとして考えなければならないという趣旨の答弁をされました。

しかし、去る2月17日に開催された第3回会合にも商工会議所の参加はありませんでした。ある意味で、それは当然と言わなければなりません。市長は、自分が商工会議所を正式メンバーから外しておいて、商工会議所に対して、入りたかったら入れてやると言わんばかりの姿勢であります。これはあまりにも失礼な言い方ではないでしょうか。

この問題は、オール小樽で力を合わせて取り組まなければならない重要問題であります。いわば、商工会議所が参加してくれないと、困るのは市役所のほうではないですか。それならこちらから頭を下げて、最初の判断は間違いでした、大変失礼なことをしたけれども、ぜひ参加していただきたいをお願いをしなければならない立場ではないでしょうか。それにもかかわらず希望があれば考えるというのは、尊大にすぎるのではないのでしょうか。これでは商工会議所側がおいそれと参加することにならないのは、当たり前と言わざるを得ません。森井市長は、速やかに態度を改め、商工会議所側にみずから頭を低くしてお願いをすべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、参与についてですが、まず、任用の経緯、理由、必要性につきましては、私の公約の早期実現に向けて政策に関するアドバイザーが必要とっておりましたので、行政と民間の両方の経験と知識を有する方を任用したものであります。

次に、任用に関する起案文書につきましては、任用期間を年度末の3月31日までとすべきところを6月10日の「発令日より1年間」とした錯誤であり、決裁後に起案者がその錯誤に気づき、私と専決者代理の総務部長に説明があったことから、その訂正について了承したものであります。

次に、総務部長の代決による任用の適否につきましては、この代決は、一日も早い公約実現を望む私の思いをしんしゃくした総務部長が事務専決規程の定めにとって行ったものと理解をしておりますので、任用手続として不適正なところはなかったものと考えております。

次に、報酬額の根拠につきましては、市長直轄のアドバイザーという職務をしんしゃくし、1日当たりの報酬単価を1万5,000円と設定し、月の平均勤務日数20日から21日とし、月額30万円と設定をし

たものであります。

次に、予算の流用につきましては、予算は、款項目節に分類され、歳出は、その目的に従って款項に区分されるもので、議会の議決の対象となる議決科目とされています。地方自治法では、地方公共団体の長は、歳出の各款の間又は予算の定めのない各項の間において相互に流用することができないとありますが、目節は、議決の対象とはされず、予算執行のために設けられた、いわゆる執行科目でありますので、目間又は目内の流用については、特に制限は規定されていません。したがって、流用の措置は適法であり、議会の予算統制を侵害していると考えておりません。

次に、勤務時間の遵守につきましては、参与の勤務時間は、労働基準法の規定に基づく嘱託員就業規則で定められているものであります。規則上この時間を超えて勤務することは想定されていないものです。現実にはこの時間を超えて勤務をしていた場合もあったと認識をしておりますが、労働基準法にいたしましても、これに基づく就業規則にしましても、労働者保護を目的に制定されているものでありますので、参与がみずからの判断で超過勤務を行っていたとしましても、これを理由として参与自身が法令違反に問われるようなことはないものと考えております。

次に、新たな参与制度につきましては、市政における多くの課題や懸案事項の解決に向けた取組、活力のあるまちづくりを実現するための新たな施策について専門的な視点から助言をいただく仕組みは大変重要と考えていますので、近い将来、新たな制度として皆様に御提案をさせていただきたいと考えているものであります。

次に、職員人事についてですが、まず、昨年6月の人事異動後の希望降任の申出者数につきましては、人事管理上、慎重な対応が必要と考えますので、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、過去の事例につきましては、平成20年度の希望降任の制度化以降、結果的に降任となった人数は延べ7名となっております。これからも職員が降任を申し出ることのないよう、適材適所の観点に立って人事配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成28年度の人事異動に向けた基本的な方針につきましては、私としては、昨年来申し上げておりますとおり、今年度の異動に当たりましては、職員個々の能力を評価した上で適材適所の配置に努めたところであります。来年度の異動に向けましても、各職員の資質を可能な限り把握をしながら、職員の士気をより高められる配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、森井ひであき後援会通信についてですが、まず、後援会通信につきましては、私自身を御支援していただいている方々がいろいろな状況に鑑みながら、私を支えようと思ってつくっていただいていると思っております。その意味において心強いと発言したものであります。

次に、後援会通信について、必要な調査の上で明確な答弁をすることが責務ではないのかという件につきましては、それについては、私としては調査をする考えはございません。

次に、後援会通信について、記載されている内容につきましては、後援会に問い合わせをしていただきたいと思っております。

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり策定会議の正式メンバーから小樽商工会議所が外されている問題についてですが、まちづくり計画策定会議への協力要請は市側からお願いをするものであると認識をしております。第4回定例会後、私なりに熟慮を重ね、副市長とも協議をしてきたところでありますが、先日開催をした第3回計画策定会議までには結論に至らなかったというのが現状であり、もうしばらく時間をいただきたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇)

○11番(斉藤陽一良議員) 次に、経済・財政問題について伺います。

日本銀行札幌支店が本年1月22日に発表した平成27年12月の道内金融経済概況によれば、道内の景気は緩やかに回復しており、個人消費は雇用・所得環境の改善を背景に回復、観光は好調さを増し、労働需給も着実に改善し、雇用者所得も回復しています。

また、小樽商工会議所の経済動向調査によれば、平成27年10月から12月の本市経済は、総体的に、個人消費回復の歩幅は狭まりつつあり、このところの暖冬・少雪は業種・業態によりプラス・マイナス両面がある。原油・燃料価格の低下と暖冬によるエネルギー使用量の減少や原材料価格の上昇が落ちついてきたこと、価格転嫁の浸透などにより採算の回復が見られる。業況については、全業種平均で「好転」したとする企業が23.1パーセント、「悪化」したとする企業12.2パーセントで、DI値は10.9で、前年同期のマイナス14.4から25.3ポイント回復し、2四半期連続のプラスとなりました。

さらに、ハローワーク小樽管内の月間有効求人倍率を見ますと、平成27年7月に1を超えて以降、9月の1.17をピークに、12月まで連続して1を超えています。

これらの動向から、市内経済にも全国的な景気回復の流れがようやく届きつつあるように感じられますが、原油価格の下落に端を発した年初来の株価の不安定な動きなど懸念材料も出てきている中、今後の本市経済の見通しをお示しください。

続いて、本市の平成28年度予算など、財政問題に関連して伺います。

平成28年度一般会計の予算規模は566億4,000万円、前年度比10億3,000万円、1.8パーセントの伸びで、総合戦略～OTARU PRIDE～の実現に向けた施策の展開とされています。主な内容としては、JR駅のバリアフリー化や住宅エコリフォーム助成、空家等対策計画の策定や所有者調査を盛り込んだほか、小学生の入院外まで助成を拡大したこども医療費助成、小学校における英語教育の推進やALTの増員、さらに日本遺産認定を目指す小樽市歴史文化基本構想の策定などが挙げられています。

まず、公約実現との関係で、28年度予算について、市長はみずからどのように評価されているのか、見解をお示しください。

また、小樽イングリッシュキャンプ関係経費は、森井市長就任以前からある事業であり、歴史文化基本構想策定事業費は、市長公約で具体的にうたわれていたわけではないと考えますが、どうして市長公約の実現とされているのか、お示しください。

次に、歳入について、市税や交付金の伸びが見込まれるとされるものの、市税においては132億円で、前年度比2億3,000万円、1.8パーセント増のうち、その半分以上に当たる1億3,000万円が固定資産税の伸びで、個人市民税は42億4,000万円で、前年度比0.2パーセント、1,000万円の減、法人市民税は12億5,000万円で、前年度比0.8パーセント、1,000万円の増と、市民税全体としてほぼ横ばいの予算計上となっています。常識的に判断して、前述のとおり平成27年度の本市の経済状況が好転しつつあり、企業業績も上向き、雇用者所得も回復していることを踏まえれば、国の地方財政計画が見込んでいられるように、個人市民税の伸びが見込まれると考えるほうが自然だと思われそうですが、固定資産税が大きく伸びる理由と市民税が横ばいとなる理由とをお示しください。

また、一般に、本市において経済動向が税収に与える影響について、より予算編成に的確に反映される推計方法を研究すべきと考えますが、見解を求めます。

歳出については、義務的経費のうち公債費が52億8,000万円と、前年度比1億1,000万円の減となっ

ていますが、来年度以降の公債費の推移と一般会計の年度末市債残高の推移についてお示しください。

この項の最後に、中期財政収支見通しについて伺います。

昨年10月に公表された平成32年度までの中期財政収支見通しでは、財政健全化を目指して毎年度4億円の収支改善が必要とされています。平成28年度予算編成においては、財源対策前の財源不足額4億8,000万円を2億6,000万円の過疎債ソフト分の充当と5定補正後の財政調整基金残高22億3,000万円からの2億2,000万円の取崩しで、収支均衡を図るとしています。

しかし、歳出において、除雪費が改選期の骨格予算を除いて通常当初予算に8ないし9億円程度計上されているのに対して、28年度は除排雪や貸出ダンプの検証をした上で見直す必要があるとして、1億5,450万円のみでの計上としていることは、予算を上回って歳入が大幅に増加するのではなければ、財政調整基金の取崩しなどを含む財源対策を必要とする財源不足はさらに数億円膨らむことが考えられ、これは実質的な財源不足隠しなのではないかと考えますが、説明を求めます。

森井市長は、公約として掲げた小学生までの医療費の無料化をはじめ、港湾や道路・橋梁の長寿命化、公共施設の整備・更新など、相当な財源を要する事業に対して、どのように財源を確保するお考えか、お示しください。他会計からの借入れが32億円余りに上る中、このような状態では、中期財政収支見通しにうたう「毎年度4億円の収支改善」は絵に描いた餅とならないのか、見解を求めます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、経済・財政問題について御質問がありました。

初めに、経済動向についてですが、今後の本市経済の見通しにつきましては、北海道財務局小樽出張所が発表した、しりべし経済レポートによる平成27年度10月から12月期の総括判断においても、前回比較で市内の新設住宅着工戸数が前年を大きく上回るなど、「管内経済は、持ち直している」との報告があり、他の景気判断と同様、この期間において、総体的には本市経済が回復傾向にあるものと認識しております。

小樽商工会議所による市内の経済動向調査報告によれば、平成27年度第3四半期における来期の見通しについては、全業種平均の業況におけるD I値はマイナス6.5ポイントであり、前年同期と比較すると、いずれもマイナス幅を縮小、原油・燃料価格の低下を前提に、前年同期並みか、やや上向きの動きが見られております。しかしながら、第2四半期と比較をすると、マイナスに転じているところであります。

今後の本市経済の見通しといたしましては、好調なインバウンド消費が追い風になっているものの、製造業を中心に円高傾向や海外経済の不透明感など、さらには消費税の引上げなど、懸念要素が重なり、楽観できない状況にあるものと考えております。

次に、財政問題についてですが、まず、公約実現に向けた新年度予算の評価につきましては、公約の実現に向けては担当部局との打合せを行い、私から指示を出しながら議論をしてきておりますが、多くの課題が山積する中、全ての公約が実行段階に移行しているものではない状況にあります。そうした中にもあっても、小学生までの医療費無料化に向けた段階的实施のほか、JR銭函駅のバリアフリー化に向けた事業費やふるさと納税の推進などについて予算を提案させていただいており、私の思いや公約を今後の市政に反映させていくための第一歩となる予算編成になったのではないかと考えております。

次に、二つの事業を市長公約とした理由につきましては、まず、小樽イングリッシュキャンプ関係経

費は、これまでも取り組んできた事業であります。が、予算編成作業の中で、私が公約として掲げた外国語教育の取組に資する事業として判断をし、継続して予算を計上したものであります。

また、歴史文化基本構想策定事業費につきましては、私が市長就任後に教育委員会と打合せを行いながら、公約に掲げた街の素晴らしさを子どもたちに伝えるや小樽の素晴らしさを発信に資する事業として判断をし、予算を計上したものであることから、それぞれ公約に関連する事業として整理をしたものであります。

次に、固定資産税が伸びる理由と市民税が横ばいとなる理由につきましては、固定資産税は、近年、収入率が増加傾向にありますことから、新年度予算案における収入率の増加を見込むとともに、企業立地促進条例に基づく課税免除の終了に伴う増加分を見込んだことから、1億2,280万円の増加となりました。

市民税は、個人市民税が収入率が増加傾向にあるものの、納税義務者数が減少傾向にあるため、1,310万円の微減となりました。

また、法人市民税は、算出基準となる課税標準額は企業業績の回復基調により増加が見込まれますが、平成26年10月事業年度開始分から適用された新税率による税率引下げの影響もあることから、1,100万円の微増となりました。

次に、経済動向を市税予算編成に反映させる推計方法につきましては、経済動向は、市税全体の増減傾向を図る指標としては活用できますが、個々の企業の業務実績を予測することは難しい面があります。したがって、今後とも経済動向などを勘案して作成された地方財政計画で示された数値を参考として予算編成作業を進めたいと考えております。

次に、来年度以降の公債費と市債残高の推移につきましては、現在の中期財政収支見通しで見込んだ額となりますが、平成29年度から平成32年度まで、公債費と年度末市債残高の順で言いますと、平成29年度は51億3,000万円、486億3,000万円、平成30年度は49億6,000万円、471億6,000万円、平成31年度は48億2,000万円、448億3,000万円、平成32年度は47億4,000万円、423億2,000万円となっております。

次に、中期財政収支見通しについてですが、まず、除雪費の一部計上は財源不足隠しなのではないかにつきましては、当初予算の除雪費は降雪期までにかかる必要な経費のみを計上し、本格的な除排雪などの経費については、今年度の調査分析を踏まえ、第2回定例会以降に計上することとしています。これは、よりよい除排雪体制や貸出ダンプ制度構築のための措置と考えていますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、公約の実現や既存インフラ施設の老朽化対策などに要する財源の確保につきましては、限られた財源の中での市政運営となりますので、事業の実施に当たっては、その有効性や優先度などを見極め、後年度の財政負担なども考慮しながら、厳選をしていかなければならないものと考えております。とりわけ施設の老朽化対策は、大変大きな財政負担を伴いますので、実施年度における一般財源の負担が過重とならないよう常日ごろから国などによる財源の活用に向けて情報収集に努めるほか、起債による負担の平準化を図りながら、中・長期的な収支を見通し、計画的に取り組んでいく必要があると認識しております。

次に、他会計等からの借入れがある状態で、中期財政収支見通しの収支改善は絵に描いた餅とならないのかにつきましては、中期財政収支見通しは、各年度の予算編成や決算の状況を踏まえ毎年度見直しを行うこととしていますが、今後も財源不足が生じることが予想されますので、収支改善に向けて鋭意努力をしてみたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）

○11番（斉藤陽一良議員） 次に、乳幼児等医療費助成の拡大について伺います。

平成28年度予算では、4月から7月まで、従来の乳幼児等医療費助成制度を、8月から小学生の入院外まで助成を拡大したこども医療費助成制度を開始することとし、道の施策分として1億3,586万円余りを、市単分として3,927万円、年度合計で1億7,513万円余りを計上しています。

これまでも子供の医療費の助成の拡大については、我が党として全国の自治体において推進をしてまいりました。しかし、本市財政の逼迫により、道の施策に上乘せをできない状態が続いていました。したがって、財政状況が許せば助成拡大は積極的に取り組む必要があると考えます。

今回の拡大は、市単の拡大分が8月開始となるため、拡大による純増分は3,900万円余りにとどまりますが、年度を通じて実施されれば、市単の純増分は5,200万円、同施策分と合わせた制度全体の一般財源所要額は1億600万円と推計されています。このような財政支出は、ハードの建設事業費のように二、三年で終了するというものではありません。いったん制度を開始すれば、財源が不足したからといって数年でもとに戻すなどということは許されません。

さらに市長は、公約として小学6年生まで全て一部負担なしとする無料化を完成形として示され、その実現を目標とすると明言されています。その場合、一般財源所要額は、毎年度1億7,000万円であります。

こども医療費助成事業が重要な施策であることは十分に理解いたしますが、本市財政がその財源負担に耐えられるのか、市長の具体的な充当可能財源の見通しをお示しいただくとともに、公約実現に向けての覚悟のほどをお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、乳幼児等医療費助成拡大について御質問がありました。

この事業は、「暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」を実現するために不可欠な施策と考えていることから、事業の実施に係る財源の確保につきましては、厳しい財政状況の中でも財源を捻出し、事業を継続してまいりたいと考えております。

子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるように、子育て支援を充実し、人口減に歯止めをかける施策として公約に掲げましたが、人口対策として重要な施策であるという私の考えは変わっておりません。そのため、公約の最終形である小学生までの自己負担無料化は、実現をしたいと強く思っております。今後は、国が設置している子どもの医療制度の在り方等に関する検討会において示される方向性や、本市の財政状況を踏まえながら判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）

○11番（斉藤陽一良議員） 次に、本市の周産期医療とがん対策について伺います。

昨年7月、小樽市を含む後志総合振興局管内をエリアとする地域周産期母子医療センターに北海道から認定をされている小樽協会病院が、分娩の取扱いを休止してから8か月を経過いたします。現在、市内で分娩を扱う医療機関は1施設のみとなっています。7月以降、直近までの市内における出生数を、前年の同時期と比較してお示しください。当然のことながら、分娩を扱う唯一の医療機関には大変な負担がかかっていることと思われませんが、市としてのお考えがあればお知らせください。

市民の間には大きな不安が広がっており、特に妊娠中又は妊娠の可能性のある女性とその御家族にとっては、切実、深刻であります。実際に、市に対してどのような相談や要望が寄せられているのか、また、少しでもそのような不安を取り除くために、市としてどのような対策をとっているのか、お示しください。

本市の人口減対策はまさに待ったなし、今回の問題が市内の出生数の減につながることは避けなければなりません。そのためには、現状における市民の不安をできる限り少なくするとともに、何よりも一刻も早く小樽協会病院に産科医師を確保しなければなりません。

そこでお聞きいたしますが、小樽協会病院における分娩再開のめどは立っているのか、見通しをお示しください。

次に、がん対策について伺います。

国のがん対策が本格的にスタートしてから今年で10年目を迎えます。公明党が主導をして2006年のがん対策基本法が成立し、それを受けて翌年、計画期間が2011年までの第1期がん対策推進基本計画が策定されました。2012年策定の第2期基本計画には、働く世代や子供のがん対策なども盛り込まれました。その結果、当初は10パーセント台だったがん検診受診率も、全国的には30ないし40パーセントに向上し、拠点病院も135か所から現在401か所となっています。

厚生労働省は、昨年12月、がん対策をさらに前進させるがん対策加速化プランを発表しました。本市においても死因の第1位は悪性新生物、すなわちがんではありますが、その死亡率を減少させるには、何といたっても早期発見・早期治療であります。

そこで、お伺いいたします。本市における直近のがんによる死亡者数と、全国、全道に対するがん死亡率の比較をお示しください。

次に、本市における胃がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、大腸がんについて、それぞれ直近5年程度の検診受診率の傾向についてお示しください。全体として近年は受診率が低下していると考えますが、その原因についてはどのように把握されているのか、お示しください。

また、子宮頸がん検診、乳がん検診については平成22年、大腸がん検診については平成23年に若干受診率の上昇が見られますが、その理由は何かわかればお示しください。

そもそも、がん対策としては、罹患率そのものを減少させる必要があります。禁煙の推進など、そのための本市での取組についてお示しください。

その次の段階として、残念ながらがんに罹患したとしても、早期発見・早期治療によって死に至らないようにする、すなわち死亡率を減少させる必要があります。その方法として、がん検診があります。胃がん検診については、新年度予算で、小樽市内の医療機関4施設で予約がとれ次第受診できる方法が考えられていますが、肺がん検診については同様の方法は考えられないのか。

また、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診で用いられているクーポン券の効果については、どのように評価されているのか、お示しください。

国では受診率50パーセントを目標に、市区町村に対して個別受診勧奨・再勧奨、いわゆるコール・リコールの徹底を呼びかけていますが、本市の考え方をお示しください。

また、小樽市立病院は、北海道がん診療連携指定病院となっておりますが、どのような取組をされているのか、お知らせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、周産期医療とがん対策について御質問がありました。

初めに、周産期医療についてですが、まず、7月以降直近までの市内における出生数の前年同時期との比較につきましては、7月から12月までの件数でお示しをしますと、平成27年分が185件、平成26年分が218件で、33件の減となっております。

次に、市内で唯一となった分娩取扱医療機関にかかわる市の考えにつきましては、北後志地域において唯一の分娩可能な医療機関であることから、その重責を感じていらっしゃると思われるので、一日でも早く複数の医療機関での分娩が可能となるよう市として取り組んでいるところであります。

次に、市に対して寄せられた相談や要望につきましては、分娩可能な医療機関が1か所となったことによる待ち時間の長さや市外の医療機関での分娩に対する不安の声、複数の産婦人科の開設を希望する声が寄せられております。

次に、妊娠中又は妊娠の可能性のある女性とその御家族の不安を取り除くための対策につきましては、母子健康手帳交付時の妊婦面接、母親学級、両親学級、家庭訪問、乳幼児健診や医療機関との連携を図るなど、不安の解消に努めているところであります。

次に、小樽協会病院における分娩再開の見直しにつきましては、現在も医育大学をはじめ北海道や小樽協会病院と、医師の確保などについて、継続をして協議を重ねているところであります。現時点では見込みをお示しできませんが、地域住民が安心して子供を産み育てることができる環境づくりのためにも、早期に分娩再開できるよう取り組んでいるところであります。

次に、がん対策についてですが、まず、本市の平成26年のがん死亡実数につきましては、574人であり、がん死亡率につきましては、全国、全道よりも高い状況であります。

次に、本市における直近5年間のがん検診受診率の傾向につきましては、平成22年度から26年度では、胃がん、肺がん検診ともに低下傾向が見られます。

また、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診は、がん検診無料クーポン券事業を導入しており、その初年度に一時的な受診率の上昇が見られましたが、その後は低下傾向となっております。

次に、本市においてがん検診の受診率が低下している原因につきましては、平成22年度に本市が実施したがん検診に関するアンケート調査の中で、未受診の方の回答に自分はがんにならないと思っているから、心配なときはいつでも医療機関を受診できるからという理由が多くありました。今後は、28年度に実施するアンケート調査により、改めて把握をしてみたいと思います。

次に、子宮頸がん、乳がん検診については平成22年度に、大腸がん検診については23年度に若干受診率が上昇した理由につきましては、各検診ともにがん検診無料クーポン券事業の導入によるものと考えております。

次に、本市での禁煙なども含めたがん対策の取組につきましては、第2次健康おたる21の中で、禁煙宣言プロジェクト事業、受動喫煙防止、ウオーキングの推進、食事バランスガイドの普及などの取組を進めております。

次に、市内医療機関での肺がん検診の実施につきましては、平成24年度に小樽市医師会と検診の見直

しについて検討をいたしました。医師の体制などに課題があり、実施が困難であるという結論に至ったところであります。

次に、クーポン券の効果につきましては、先ほどもお答えをいたしました。導入時においては一定程度効果があつたものと認識しております。

次に、個別受診勧奨・再勧奨、いわゆるコール・リコールにつきましては、他都市の動向を注視してまいりたいと考えておりますが、本市におきましては、当面は、昨年7月に設置いたしました小樽市健康づくり推進ネットワーク会議の構成団体と協働した取組により、がん検診の受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) がん診療の小樽市立病院の取組についてお尋ねがありました。

がん診療は、脳・神経疾患診療、心・血管診療とともに、小樽市立病院における三つの診療の柱の一つであります。

北海道がん診療連携指定病院は、平成25年4月に旧市立小樽病院のときに指定を受けており、地域のがん診療の中核を担ってまいりました。肺がん、胃がん、乳がん、子宮がん等の検診を実施しているほか、新病院ではPET-CT装置を導入したことから、精度の高い診療が可能となっております。

また、後志医療圏唯一のリニアックの導入により、高精度の放射線治療が可能となったことから、手術や化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療が可能となっております。

また、がん相談支援センターの開設やがん患者サロン「ポプラの会」の開催など、相談体制や緩和ケア体制の充実に努めるとともに、がんをテーマにした市民健康講座を開催し、市民に啓発を行っているほか、医師や医療技術者を対象としたがんの症例報告会やPET-CTに関する講演会などを実施し、医療技術の向上に努めており、ハード、ソフトの両面から取り組んでいるところであります。

今後も、必要な人材の確保や設備の充実に図り、患者に対し、質の高い信頼、安心できる医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇)

○11番(斉藤陽一良議員) 次に、除排雪について伺います。

平成27年度の地域総合除雪については、市長公約によるきめ細やかな除雪を実現するためとして、除雪ステーションを従来の6から、第2ステーションと第3ステーションの間に第7ステーションを設けて、七つのステーション体制とし、第2種路線の出動基準を15センチメートルから10センチメートルに引き下げました。

今冬は少雪傾向が続いており、むしろ除雪の出番がなくて困るという声も聞かれますが、現在までの降雪量、積雪深、除雪費の執行率をお示しください。

また、前年同期と比較して、苦情の件数とステーションごとの内訳などをお示しください。

平成27年度の除排雪については、出動基準が下がって、かき分け除雪の回数が増えるほど道路脇の雪山が高くなり、その分排雪の回数を増やさなければ、逆にかき分け除雪の出動を抑えなければならないとの説明も当初からありました。出動基準の見直しに関して、現状で把握している効果や課題についてお知らせください。

今冬は雪が少ないこともあって、全市的に排雪が行われていない路線が多いように見受けられますが、市からそのような指示が出されているのか、また、排雪を開始する基準や排雪スケジュールについては、どのような指示が行われているのか、あわせて、現状でステーションの運営に支障が出ていないのか、お示してください。

次に、共同企業体の入札について伺います。

昨年、地域総合除雪業務を担当する共同企業体の構成業者数を、従来の2社以上から4社以上に突如変更したため、入札が2度も不調となり、市は、応札できる事業者の範囲を広げ、また、最終的には構成業者数を3社以上として、辛くも担当する共同企業体を確保できました。しかし、新年度の地域総合除雪業務においては、27年度の変更点、すなわち「2社以上」を「4社以上」に、「地域に密着」を「地域に精通」などと変更点を当初の変更に戻し、さらに再入札の際に広げた応札業者の範囲も広げたまににして平成28年度の入札を行うかのごとき議会答弁がなされておりますが、現在もそのような考え方なのか、見解をお示してください。

除雪ステーションの構成業者数を増やしても、1ステーション当たりの作業量の合計が増えるわけではありません。作業量の合計は同じですから、業者数が増えた分だけ各構成業者が自分の作業量を減らして全体の作業量が増えないようにします。これでは業者の数が多くなったからといって、今までできなかった作業がやれるようになるわけではないことは明らかです。それをできるようにするためには、業者数を増やすのではなく、ステーションごとの作業総量を増やすように設計変更しなければなりません。それは予算の増加に直結します。予算額や作業総量をそのままにして業者数だけ増やしても、パトロール車両が増えるとか機材に若干の余裕が出るくらいで、除雪そのものの中身が作業的に充実できるわけではありません。共同企業体構成者数は、従来どおり2社以上で何ら問題はないと考えます。見解を求めます。

さらに、応札できる業者の範囲も本来の道路除雪の範囲に戻すべきであり、市外の業者が共同企業体の代表者になれる要件の変更についても、それがどうして市内業者を育成することにつながるのか全く説明になっていません。これも従来の規定に戻すべきと考えます。市長の見解を求めます。

この項の最後に、福祉除雪関係事業について伺います。

現在、本市の福祉除雪関係事業は、1、福祉除雪サービス、2、屋根雪おろし助成、3、置き雪除雪の3種類が実施されています。このうち福祉除雪サービスと屋根雪おろし助成は小樽市社会福祉協議会が、置き雪除雪は小樽市が事業主体となっています。いずれも、担当の民生・児童委員を通じて利用の申込みを行い、福祉除雪サービスと屋根雪おろし助成は小樽市社会福祉協議会会長が、置き雪除雪は小樽市長が利用の決定を行います。

対象となるのは3種類、いずれも市民税所得割非課税世帯のうち高齢者のみの世帯など、6種の実質的要件のいずれかに当てはまる世帯とされています。ここで対象となる要件のうち3種類の事業に共通の要件とされている市民税所得割非課税は、社会福祉協議会が事業主体となっている2事業については妥当するとしても、小樽市が事業主体である置き雪除雪については、妥当しないと考えます。福祉除雪サービスと屋根雪おろし助成については、民間の有料除雪サービスの利用が困難な所得の少ない方への扶助的な事業としての意味合いから、所得制限が合理的であることは理解できます。しかし、置き雪除雪は、かき分け除雪という行政の行為によって生じた不利益の実物弁償であり、本来何ら扶助的意味合いのないものと考えます。

また、置き雪除雪が試行され始めた当初は、その対象の選定に当たっては実質的要件のみが考慮されており、所得制限は、その申込窓口が民生・児童委員となったための付随的、便宜的なものにすぎない

と考えます。置き雪除雪については、実質的要件のみとし、所得制限の撤廃を求めます。市長の見解をお示しください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪について御質問がありました。

初めに、地域総合除雪についてですが、まず、現在までの降雪量、積雪深、除雪費の執行率につきましては、2月24日現在で、降雪量は418センチメートル、積雪深は最大値で89センチメートル、除雪費の執行率は約7割となっております。

また、苦情の件数につきましては、毎年度集計をしております市民の声の件数で、昨年2月25日までの集計と本年2月24日までの集計で比較をいたしますと、総件数は、昨年3,042件であったのに対し、本年は1,608件と、約半分になっております。ステーション別で比較をいたしますと、第1ステーションは昨年が421件であったのに対して本年は232件、第2ステーションは昨年が552件であったのに対して本年は260件、第3ステーションは昨年が888件であったのに対して本年は307件、第4ステーションは昨年が171件であったのに対して本年は140件、第5ステーションは昨年が494件であったのに対して本年は203件、第6ステーションは昨年が516件であったのに対して本年は251件、第7ステーションは今年度新設をしたもので、本年の件数は215件となっております。

次に、出動基準の見直しに関する効果や課題につきましては、現時点ではまだ検証を進めているところであり、今回の出動基準の見直しにより、補助幹線道路の路面状況はおおむね良好な状態を保持できていると認識しておりますが、来年度以降も検証を重ねていく必要があるものと考えております。

次に、排雪作業につきましては、効率的、効果的に進める必要があると考えており、道路状況を見ながら進めてきたところであり、排雪作業の基準につきましては、道路に降った雪については、道路脇の雪山として堆積する方法が一般的で、この場合、各路線に応じて必要な幅員を確保するため、まず、きめ細やかな除雪作業に取り組み、また、ロータリ除雪車を活用して拡幅作業を行います。雪山が大きくなり道路幅員が確保できなくなった段階で排雪作業を実施することを基本としております。今後とも各ステーションと協議を行いながら、現地の状況に応じて、必要な箇所を必要なタイミングで排雪作業を行ってまいります。

次に、平成28年度の地域総合除雪の入札条件につきましては、きめ細やかな除排雪に取り組むとともに、将来的な除排雪体制を見据えて、より多くの業者の皆様にご携わっていただくため、基本的には共同企業体の構成員数は4社以上と考えておりますが、今年度の除排雪作業の状況を踏まえるとともに、業界関係者の皆様にも御意見等を伺ってまいりたいと考えております。

次に、共同企業体の構成員数につきましては、除排雪作業に少しでも多くの業者の皆様にご携わっていただくことで、担当区域内の路面状況等により、より目が行き届き、また、大雪などにおいても、お互いの業務を補完することが容易となり、作業の遅れや住民の皆様からの苦情などに速やかに対応が可能となりますので、構成員数を増やすことが必要であると考えております。

次に、応札できる業者の範囲等につきましては、市外の業者が共同企業体の代表者となれること及び道路河川の登録業者を含めたことは、あくまでも昨年10月の入札不調を受けての条件緩和措置であり、現段階では、当初からの条件緩和を考えてはおりませんが、今後、より多くの業者の皆様にご参加をいただき、お互いに切磋琢磨し経験を積むことで技術力を高められるような方策を検討

してまいりたいと考えております。

次に、福祉除雪関係事業についてですが、置き雪除雪の所得制限撤廃につきましては、本市の雪対策が市民との協働を基本としていることから、置き雪の処理も市民の皆様に御協力をお願いしているところではありますが、低所得の除雪弱者に対しましては、福祉サービスの一環として市が処理をしているところでもあります。このため、一定以上の所得があり業者に委託することなどが可能な場合には、みずから処理いただくことが原則ではありますので、置き雪除雪の要件から所得制限を除くことは困難であるものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）

○11番（斉藤陽一良議員） 最後に、教育に関して伺います。

平成28年度小樽市教育行政執行方針において、小澤教育長職務執行者は「確かな学力の育成」について、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、本市の児童・生徒においては、全国に比べて基礎的・基本的な学習内容が十分定着していない者が多い状況との認識を示し、家庭での生活習慣に大きな課題があると指摘されました。

それを受けて、基礎学力の定着と学習意欲の向上を図るため、実物投影機と50インチの大型液晶テレビ等の配備が提案されております。学習における記憶、思考、表現といった高度に知的な活動も、興味や意欲といった感情的側面に多く支えられています。その意味で、基礎学力の定着は、学習意欲の向上に支えられています。子供たちに、これはおもしろいと思ってもらえる瞬間をどれだけ多く提供できるのか、ICT機材の活用ももちろんですが、自然や社会集団の中で外界と直接触れ合い、みずからを創造的に表現するような体験的学習をより多く取り入れる努力も必要ではないでしょうか。見解を求めます。

次に、小中一貫教育について伺います。

上林前教育長は、昨年の第4回定例会において、小中一貫校の現実性について、できるだけ早い時期に実現してまいりたいと答弁をされました。さらに、小中一貫教育は、いわゆる中1ギャップの解消や学力向上に成果が期待され、施設一体型、隣接型、分離型で行う義務教育学校のタイプと、通常の小学校と中学校で一貫した教育課程の編成を行う小中一貫型の小・中学校とする二つの形態があり、本市での可能性としては、施設隣接型や分離型などが考えられるとされています。

また、同定例会の学校適正配置等調査特別委員会で指導室主幹は、本市におきましては、小・中学校の立地や複数の小学校から中学校へ進学する場合も多いことなどに鑑みて、今のところ、小中一貫型小学校・中学校が適当ではないかと考えておりますと答弁されております。ここで問題となるのは、施設分離型の義務教育学校にせよ、通常の小学校と中学校で一貫した教育ができる一貫型の小・中学校とするにせよ、小・中9年間で一貫した教育課程を、いかに本市の実情に合った形で学力向上や、いわゆる中1ギャップの解消につながるように編成できるかという点であります。現行の小・中学校の学習指導要領に準拠して特徴ある教育課程を編成するポイントはどこにあるとお考えになるのか、教育長の御所見を伺います。

また、中学校の教員が小学校で指導する乗り入れ指導は、メリットの一つと考えますが、現状、本市で取り組まれている乗り入れ指導はどのように行われているのか、学年や教科など、具体例をお示しく下さい。

さらに、教職員や保護者、地域の関係者へどのように説明されているのか、お示してください。

この項の最後に、本市におけるフリースクール開設について伺います。

フリースクールは、学校に通っていない義務教育課程に在籍する小・中学生を受け入れる民間施設をいいます。不登校や引きこもりの子供たちの居場所として開設されてきましたが、近年、より広い目的を持った子供たちも受け入れるようになっていきます。学校に行かない、あるいは行けない子供たちの教育を受ける権利を保障する役割も担っています。本市における、病気や貧困など以外の理由から年間30日以上欠席した、いわゆる不登校児童・生徒の数は、この10年程度でどのように推移しているのか、お示してください。

適応指導教室やスクールカウンセラーの活動は、基本的に学校に戻ることを前提としています。学校に戻ることを前提にしないフリースクールは、学校には行かなくても、学ぶことを欲している子供たちにとって貴重な教育の機会となっています。本市で、フリースクール設立に当たって、支援を求められた場合、教育委員会としてどのように対応されるか、お考えをお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、教育に関して御質問がございました。

初めに、「確かな学力の育成」には、体験的な学習をより多く取り入れる努力も必要ではないかということについてでございますが、体験的な学習は、直接見たり聞いたりすることで実感を伴った理解が得られますことから、児童・生徒の興味・関心や学ぶ意欲を高め、みずから考え、主体的に判断し、表現する力などを育む上で大変有効な学習であります。各学校では、これまでも各教科や総合的な学習の時間などにおきまして、さまざまな教育資源を生かした自然体験や社会体験、ボランティア活動などが行われておりますが、体験的な学習は、児童・生徒に社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促す上でも重要な学習でございますことから、今後も積極的に取り入れていくよう、さまざまな機会を通じ学校や関係機関へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育について御質問がございました。

まず、現行の小・中学校の学習指導要領に準拠した特徴ある教育課程を編成するポイントについてでございますが、小中一貫教育における教育課程は、9年間で目指す学校の教育目標を踏まえ、計画的かつ継続的な教育を施すものであることが大切であり、学習指導要領に定められております履修内容事項が適切に取り扱われることや総授業時数が確保されていること、児童・生徒の発達段階や特性に応じた内容の系統性及び体系性への配慮、さらには、保護者の経済的負担や児童・生徒の転出入への配慮などが教育課程を編成する上で重要であると考えております。本市におきましては、今後、小樽にふさわしい小中一貫校の早期実現に向け、教育課程の編成におきましても、具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、本市における乗り入れ指導についてでございますが、市内の中学校では教員が校区の小学校に出向いて授業を行っており、主に6年生を対象として、英語になれ親しむ活動や音楽の合唱指導など、中学校生活に向けての意欲化や不安の解消を図るために、年1回程度実施をしております。

また、保護者や地域の方々に対しましては、乗り入れ指導を実施した学校が、学校便りやホームページ、学校評議員会などで意義や内容、取組の成果などについて説明をしており、市内の教職員に対して

は、教育委員会で発行をしております実践事例集の中で小・中連携のすぐれた取組を取り上げて紹介するとともに、乗り入れ指導を積極的に行うよう校長会等で指導しているところでございます。

次に、フリースクール開設について御質問がございました。

まず、本市におけます不登校児童・生徒数のここ10年程度の推移についてでございますが、平成18年度は54名でしたが、その後、増加傾向となり、21年度の108名をピークに、24年度には58名まで減少いたしました。しかしながら、25年度から再び増加傾向となり、平成26年度の不登校児童・生徒数は81名となっております。

次に、フリースクール設立に当たって支援を求められた場合、教育委員会としてどのように対応するかについてでございますが、フリースクールは、NPO法人などの民間や個人が経営しており、規模や内容もさまざまで、勉強したり遊んだりする居場所の提供を主な目的とするものと考えており、実際に設立に当たって支援を求められた場合につきましては、例えば、どのような場所があるのか、さらには、どのような人的な支援ができるかなど、相談内容に応じてできる限りの対応をしてみたいと考えております。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

○11番(斉藤陽一良議員) 再質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢についてであります。

参与について、任用の経緯や理由をお聞きしましたが、なぜ堤氏だったのかということなのです。行政と民間の両方の経験のある方というのは、いろいろいらっしゃると思います。ほかにもたくさんいらっしゃると思います。自分の後援会から一本釣りで、市役所にいまだかつてそういうポストがなかったにもかかわらず、新たにわざわざポストをつくって、そして議会の審議もなしに、もともと予算もないわけですが、流用して、そうしてやっていいのかということでございます。そのようなきれいごとの話ではなくて、しがらみしがらみと言って、当選したら、それこそしがらみではないですか。しがらみのことをやっているということですので、きちんと答えていただきたいと思います。

もう一点は、再質問というより答弁漏れだと思いますが、代決だとか起案書類の改ざんの前に、職員課長と総務部次長が決裁を拒否した理由についてもお示しをいただきたいと思います。これは答弁漏れです。ここは答弁されていないです。

それから、報酬額の根拠につきましては、1日当たりの報酬の単価をなぜ1万5,000円と設定したのか。掛ける20日で30万円ということではなくて、何でその単価が1万5,000円なのかと聞いているわけです。これが嘱託員報酬として適切なものとする根拠をお聞きしたいと思います。また、参与以外の嘱託員の、通常の嘱託員の1日単価の平均というのは大体どのぐらいなのか、それも比較してお答えいただきたいと思います。

新たな参与制度ということですが、そのようなことを言う前に、6月から3月31日まで不適切な任用をした責任はどう取るのか。期限が切れたからそれで済んだ、それで終わったということにはなりません。間違っていたということをしきりと認めて、任用すべきでない者を任用して三百数十万円に上る不当な公金の支出を行った。これはきちんと市民に陳謝をして、その不当な支出について返還するという必要があるのではないか、そこについて伺いたいと思います。

職員人事については、一部新聞報道もございましたが、隠す必要はないと思うのです。答弁を控えさせていただくということなのですが、降任を希望されている人について、新聞ではいろいろと報道されているのですが、なぜ隠さなければならないのか、そういうことを答弁していただきたいと思います。

全く差し控える必要のないことだと思います。

それと、もう本当に異常としか言いようがない職員人事を行っているわけですが、これからの職員人事について、去年のようなことをまたやるのかと。方針だとか、きちんとした考え方、要するに内申をきちんと重視して、従前のルールをきちんと守って、人事をやるのですかということにお答えをいただきたいと思います。

次に、後援会通信についてです。「心強い」「ありがたい」の件ですが、心強い理由を聞いているのではないのです。私は、その内容を確認した上で発言したのかどうか、記者会見で発言した時点で、読んでいたのかどうかということを知っているのです。昨日の鈴木議員への答弁で、記者会見のほうを訂正するのだと答弁をされました。記者会見では「読んでいますね」と聞かれて、「あの、後で、後で、読ませていただきました」と答えています。これを、「後で、読ませていただきます」に訂正するという事なのかどうか。その後、記者の方からもう一度畳みかけるように、もう一度「読んでいますね」と確認されました。そして、「はい」と答えているのです。ここも「はい」を「いいえ」に訂正するのか。

ここまで変えるというのは、訂正というレベルではないのです。これは、事実そのものを変えるようなものです。まさに白を黒と言いくるめると、そういう話です。記者会見は、何度聞き直しても「後から読ませていただきます」とは聞き取れません。「あの、後で、後で、読ませていただきました」と、もう間違いなく「ました」と答えています。それが「ます」を言い間違っただけという話にはならないわけです。記者会見の時点で既に文書を読んでいて、心強い内容だと言っているわけです。こちらが真実です。記者会見で言ったのが真実なのです。市長は、それを無理に、読んでいなかったと言い張っているだけなのです。このようなでたらめを、事実をないがしろにするようなことを認めるわけにはいかないです。内容は別として、応援してくれている人が私を支えようとしてつくってくれたのだから心強いと言ったというのは、市長お得意の詭弁です。記者会見が真実で、本会議の答弁を訂正すべきだと思いますが、いかがですか。虚偽の答弁をしたのではないですか。まず、この点について、お答えをいただきたいと思います。

もう本当に市長独特の詭弁なのですが、記者会見の時点では文書を読んでいなかったことにしておきたかったのだと、内容は別として、応援してくれている人たちが私を支えようとしてつくってくれたから、「心強い」「ありがたい」と言ったのだということにしておきたかった。ところが、記者の方が厳しく追及してきて、つい、読んだと言ってしまった。そして、さらに昨日ですよ。鈴木議員の再々質問で、中身を見てどう思うかと、そのバックグラウンドの話ではなく、中身を見てどうなのだと見解を聞かれて、「私としては、先ほどの繰り返しになりますけれども、内容を読んでも同じようにありがたいという思い、心強いという思い、そのように思ったということでございます」というように、市長の認識も、この通信なる文書に述べられている内容のその立場と同じで、だから実際にその内容を読んでも、心強い、ありがたいと思ったということで、よろしいですね。見解を求めたいと思います。

したがって、内容的にも、心強い、ありがたい、そういうものとして文書の存在を認めた以上は、森井ひであき後援会という政治団体の最終責任者、代表者が森井秀明小樽市長ですね、小樽市長森井秀明という政治家本人として、その発行した文書について、説明責任は免れ得ないのではないですか。後援会に聞いてくれという話ではないです。

昨日の鈴木議員への答弁では、内容についてのやりとりは後援会に聞いてほしいというようなニュアンスでしたが、その前には市長は、議会議論にそぐわないから答弁しないと聞いていたのです。答弁を差し控えると言っていました。なぜ、そうやって逃げるのですか。差し控えるとか、後援会に聞いてく

れとか、内容を読んで心強いと思うのは、自分の考え方や認識が同じだからですね。まるっきり違う考え方に心強いとは思わないと思います。市長に説明責任があるのです。他人事ではないのです。後援会のことだからどうのという言い訳はできないのです。私の立場ではお答えすべきことではないとか、そういうことを言っている場合ではないのです。今は、後援会に聞いてくれと言っていますが、本当につい1日、2日前までは、議会議論にそぐわないから一切答弁しない、しないと聞いていたのです。

4会派で出した質問書にも、答えがないどころか、受取もしない。これほどいいかげんなことがありますか。私どもが、4会派で配達証明つきで郵送をしました。ここに実物がありますよ。森井ひであき後援会代表森井秀明様宛て、それから幹事長宛て。この2通を、2月20日12時4分となっていますが、こちらは2月20日15時37分、届けなければも不在だったのでということで、戻ってきてしまった。19日に郵便局に出して、20日に届けに行ったら戻ってきて、それが10日たって2月29日、ちょうどあの空転になったその日ですよ、2月29日に戻ってきたのです。どうして受け取らなかったのかも答えていただきたいと思います。

この期に及んで、後援会の誰に聞けというのですか。今までさんざん答えない答えないと言って、誰が担当者なのだと何回も聞いたのです。それを、この期に及んで誰に聞けというのですか。自分がわからなかったら、市長自身がわからなかったら、調べてわかる人に聞いて、そして議会に、また市民に、説明しなければならないのではないのですか。後援会に聞いてくれというのは、全くだめです。

昨年の第3回定例会で副市長の選任案に不同意をした件で、「選挙違反と一緒にやってきた人達がなぜ選挙違反を盾に反対できるのでしょうか?」、こういう文言があります。具体的にどういう選挙違反の事実があったのか、「一緒にやってきた人達」というのは誰のことで、こういう誤解を招く表現というのか、事実に基づかないことを小樽市長の後援会ともあろう者が、後援会の発行する文書に載せていいのですか。除排雪に関しても、「応札業者が現れない事態は、何らかの『圧力』以外考えられません」と書いてありますが、どういうことを想定してこういうふうにしたのか、市長の説明を求めます。

2月26日に質問通告してから何日たつとと思っているのですか。調べて答えようと思ったら、とつづくにわかることです。調べる時間は、いくらでもあったはずですよ。市長に説明責任があると考えますので、お答えをいただきたいと思います。

それから、財政の関係で、除雪費は、財源不足を隠しているのではないかと質問したわけですが、その見直しをした後で、第2回定例会や第3回定例会でうんぬんと言っていますけれども、結局、その第2回定例会なり第3回定例会なりで財政調整基金を取り崩して除雪費の補正をするということになれば、結局、財源不足を隠していたということに結果的になるのではないかと思います、これは全然疑問が解消しません。

それから、周産期医療について、医師確保の見通しということで聞いたのですが、答弁できないというのか、全く見込みがないということで、医育大学にお願いしているというようなことは答弁されていましたが、もう少し具体的に説明をいただきたいと思います。

それから、がん検診について、肺がん検診の受託という、胃がんについてはその受託というやり方が今年から四つの施設でできるようになったと。肺がんについては、医師の体制がうんぬんということで困難だったのですが、医師の体制のどういうところがネックになって困難なのかというところを、先ほどの答弁ではあまりにもわからなかったので、もう少し御説明をいただきたいと思います。

それから、除排雪についてですが、最後のほうで2社以上を4社以上というのは、これは変えないと。ただ、代表者要件だとか、いわゆる道路除雪というところから道路河川とかというふうに広げた部分については、昨年の臨時的な対応だったので、28年度の当初の条件にはしないのだというような答弁

だったのですが、その2社以上を4社以上というのも、何か無理に必要性があるような答弁をされて
いましたけれども、これも説明になっていないと思いますので、もう一度言っていただきたいと思いま
す。4社以上にする必要はないと思います。

あと、福祉除雪関係事業について、実質的要件のみとして所得制限は撤廃をということで聞いたので
すが、これは、理を尽くしていろいろ理由を述べて聞いているのにもかかわらず、あまりにも簡単に困
難だということでした。困難ではないと思うのです。やろうと思えばできることだと思うのですが、こ
れももう一度答弁いただきたいと思います。

教育に関して最後に、「確かな学力の育成」ということで、体験的学習ももう少し力を入れたらどう
ですかと聞いたのですが、一時代前と違いますか、総合的学習の時間が脚光を浴びていたころには、い
わゆる体験学習みたいな部分がすごく重視されていたのですけれども、最近はやはり、ゆとり教育の反
省ということになるのかもしれないのですが、若干そういった部分で意識が後退してきているのではな
いかという部分で、いわゆる視聴覚教育というか、最近あまりそういう言い方をしないかもしれないの
ですが、そういう大型液晶テレビとか、実物投影機というの、いわゆる視聴覚教育というのか、実物
教授というか、そういう範疇には入ると思うのです。それで、体験学習というようなことも、いわゆる
実物教授というか、直感教授の範疇の中のことなので、一くくりにはできないけれども、いわゆるそ
ういう学習意欲を高めて、勉強がおもしろいなと思う、そういうきっかけとしては、その実物視聴覚、I
CTですか、そういったものと体験的学習というのは相補うものだと思うのですが、両方兼ね合わせた
形でそういう学習意欲の向上ということを図っていく必要があるのではないか、最近少しその意識が薄
いかなと思ったものですから、そこら辺をもう一回、御答弁いただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長、6番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

○6番（石田博一議員） 先日の、空転をして約1週間、高橋克幸副議長の御尽力によりやっとこの議
会が復活したわけでありまして。そして、今朝の北海道新聞の記事にも、議長から、本来議会は市民のこ
とをやる場であると、はっきりそのようにおっしゃっています。それで、本日の斉藤議員の質問の内容
をよくお聞きしましたら、またこの後援会の部分でかなり、しかも鈴木議員よりもまだひどい追及の仕
方……

（「ひどいとは何だ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） これは慎んでください。

（発言する者あり）

○6番（石田博一議員） そのような、そのようなことが……

（「問題発言でないかい」と呼ぶ者あり）

質問の内容として議会の中で認められれば、これはまた空転する可能性があると思うのです。これを
議長として、空転させないで、このまま議会を継続できる自信があるのであればまだしも……

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） それは何ですか。どういう議事進行ですか。どういう趣旨の議事進行ですか。は
っきりお伝えください。

○6番（石田博一議員） 要するにやはり、市長がおっしゃいますように、このような質問は、この議
会にそぐわない、そのような采配をお願いしたいという議事進行でございます。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） ただいまの石田議員の議事進行にお答えをいたしますが、議員は、議会の中では質問する権利がある。長は、それに答える義務がある。これは、もう議会の鉄則であります。

それで、今し方の斉藤議員の本質問、それから再質問も、これは議員の権利として質問しているわけですから、これがまた新たな再質問になったとか、そういうふうになると私は制止をいたしますけれども、全くそうではなくて、本質問どおりの本答弁に対する再質問であると認めますし、これはしっかりとお答えをいただかなければならないと思います。ただいまの議事進行については、そういう処理をいたします。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 斉藤議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁しなかったことに関しては、各担当から答弁をいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず、参与の任用理由については、先ほどもお話しはしましたが、やはり行政と民間の両方の経験をされているという視点で任用したというのが大きな理由でございます。なぜ堤氏だったのかというお話もありましたが、前にもお話ししたように、さまざまな政策についてアドバイスをいただきたいという思いはあったところではあります。そのような中でも、このお役目について、その時点でまだ予算がきちんと組まれていなかった除排雪において、まずここから着手したいという思いは強くありました。ですので、特に行政における土木経験とともに民間でも同じような土木における経験を有している方となりますと、大変人数は少ないのかなと思っておりまして、その中でその経験を両方有し、また、それについての専門的なアドバイスもいただけるという思いもありましたので、皆様に任用前にお知らせをさせていただき、堤氏で行いたいということで任用させていただいたという理由、経緯でございます。

それと参与の件について、幾つかあるのですけれども、もう一つ、当時の職員課長と総務部次長の決裁のお話がありましたが、恐縮でございます、質問の内容がその話と総務部長の代決による任用の適否、これを私としては同じように受け止めて一つの答弁とさせていただいたところがありましたので、そのお話については、今、この場にお二人がいませんので、後ほど確認してお知らせさせていただきたいと思いますが、よろしければそうさせていただいて、よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

では、それは後ほどお話をさせていただきます。

それと、その中でもう一つ、責任はどうとるのかというお話だったかと思います。

私は、6月の時点で任用させていただき、その後、議会の議論をいただきながら、第3回定例会でその議論を踏まえて提案をさせていただいたところでありましたが、結果的に、それは皆様から否決という形でお話を受けました。しかしながら、もともと任用を違う形でさせていただいたところであったとともに、3月31日まで任用期間があったということ、さらには今お話ししたように、やはり除排雪の改善に彼には大きく貢献していただけるのではないかという思いもあったことから、結果的に3月末日までということになりましたが、私としては、その任用そのものが間違っていたというふうに思っておられません。ですから、責任をどうとるのかと言われても、私は必要な任用を行ったという認識でございますので、そういう形での責任のとり方は考えておりません。ただ、さまざまな議会議論をいただ

いて、さまざまなお話を受けておりますから、今回、新たな提案をしたいということでお話しさせていただいておりますが、議員の皆様にも御理解いただけるような内容にしっかりつくって、改めて提案をさせていただきたい、そういう意味では、提案させていただくことが一つの責任なのかなと思っているところでございます。

それと、人事においても幾つかあったのですけれども、そのうちの一つ、私も降任者が出るということは大変残念なことだと思っております。やはり職員の方々には、モチベーションを高く、士気を高めて行っていただくことが非常に重要だと思っておりますので、やはりそのことをしっかり踏まえて、先ほども答弁しましたが、適材適所の配置に今までも努めてきたと私は認識しておりますし、来年度に向けても、そのように取り組めるよう努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

それと、記者会見の件で、それについては昨日鈴木議員に御説明させていただいたところでございますので、記者会見における訂正をしたいと思っております。現在は、読んでおります。読んでいても、気持ちは同じでございます。心強いというふうに思っております。

それと、内容については、やはり後援会にお聞きいただきたいと思っております。恐縮ですが、郵送が届かなかった理由についても聞かれたかと思うのですけれども、それについてはわかりませんので、何かほかの方法でアプローチをしていただければというふうに思っております。

(発言する者あり)

(「うそばっかりいって」と呼ぶ者あり)

いや、ぜひアプローチをしていただければと思います。

(「したでしょう」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 静かにしてください。

○市長(森井秀明) その方法でだめであれば、ほかの方法をとっていただければと思います。

(「受け取らないのだと言ったでしょう」と呼ぶ者あり)

いや、では直接、後援会にお話をいただければと思います。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 答弁中ですから静かにしてください。

○市長(森井秀明) それで、昨日も答弁させていただきましたけれども、この議論そのものは議会の議論としてはそぐわないという気持ちに変わりはありません。

それと……

(発言する者あり)

除排雪予算のことで、財源不足隠しではないかという表現をされておりましたが、私たちは提案説明の中でも、それについてはきちんと説明をさせていただいたと思っております。除排雪予算においては、検証させていただいた上で、第2回定例会以降で出したいという思いはもう伝えておりますし、それについて予算がどれぐらいかかるかはまだ明確にはできてはおりませんが、例年やはり10億円前後のお金がかかっているというのは、もう皆さんも御理解をされているところだと思いますので、それを除いた現行予算において、皆様にお示しをさせていただき、雪に対しての対応においては、その後に予算組みしたいということでお知らせをさせていただいているところでございますので、私としては、初めからそのようにお伝えをさせていただいたと思っております。

それと、除排雪の地域総合除雪のJVの構成数ですが、私自身としては、先ほども答弁いたしましたけれども、やはり多くの小樽市内における業者の方々に公共の除排雪業務に携わっていただける、そのような公共の除排雪にも携わっていただけるような高い技術というか、そういうのを多くの業者に身に

つけていただきたいという思いは変わりはありませんので、そのような環境を整えていく中で、4社以上というお話でも提供させていただいているところでございます。

今度、来年度において、今年度のことも検証しながら、又はそういう除排雪に携わる業者、関係者の方々にもいろいろとお話を伺わせていただきながら、多くの方々に参画していただけるような制度が構築できるか検討をしながら、それについても皆様に、ぜひかんかんがくが行っていただきたいと思っておりますが、斉藤議員がおっしゃるように、必要ないとは私は思っておりません。必要だという認識の下で今後も進めたいというふうに考えております。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 斉藤議員の再質問にお答えをいたします。

参与についてであります。参与の単価を月額1万5,000円とした根拠でございますけれども、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例によりまして月額2万4,000円又は月額60万円以内で定めることができる中で、参考例として、まず、月額としては臨床心理士1万4,340円というのがございます。それから、ALTが月額として30万円というのがありまして、参与の想定される勤務日数が20日ないし21日ということでありますので、これで30万円を割り返すと1万5,000円くらいになるということをお案しまして、それから市と民間の両方の経験と知識を有されている方といったことなどを勘案いたしまして、月額1万5,000円程度がよろしいのではないだろうかということで、これに勤務平均日数を掛け合わせますと30万円ということと算定をしたということでございます。

それから、もう一つ質問のございました通常の嘱託員の単価はということでございますが、これにつきましては、いろいろな種類の嘱託員がございますけれども、一つ想定されるものとしては、いわゆる事務補助的な嘱託員ということで申しますと、これは月額6,150円ということになってございます。これに仮に平均日数21日間というものを掛け合わせますと12万9,150円程度になるということで、月額にいたしますと13万円になるということでございます。

それから次に、職員人事についてであります。新聞等で数字等も出たりしているのに隠す必要はないのではないかということでございますけれども、この降任者数につきましては、現時点で仮に申出書の提出があったといたしましても、その申出書といいますのは、こちら側で受け取っているにすぎないという状況にあるわけでございまして、申出書の提出そのものをもって降任が確定するものではないと考えてございます。それで、申出書の提出があったかどうかも含めまして、その数字をお答えするという事は、ある意味では、誰が出したのかということがわかってしまう、そういったことにもつながりかねませんし、仮に、ここでお答えした数と結果として降任した数というのが後々相違した場合には、これもまた問題になるということもございまして。

それから、申出をした本人も重大な決心をしてそういうものを出したということでございましょうから、そういった意味では、さらにその本人に対して精神的な圧迫を与えることにもなりかねないということをお心配いたしまして、今、申し上げたような格好で、現状では未確定な人事情報ということでございますし、それから、職員保護の観点からいたしましても、先ほど市長からお答えするという事は差し控えたいと申し上げたものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、過去の実績につきましては、既に確定した数字でございますので、既に人事異動の際にも周知の事実となっているということもございましたので、その数字についてはお答えをさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私からは2点ございまして、一つは周産期医療、分娩再開についての見通しを示せないということについての再質問でございました。

現在、医育大学ですとか、北海道、それから病院側と協議をしておりますので、現時点で見込みをお示しできないということでございます。これは御承知と思いますが、市だけでできるものではございませんで、相手もでございます。例えば、医育大学の医局の体制もでございますし、医局の人事などもございます。それは複数の病院との関係も出てまいりますし、それから病院で言いますと、病院のスタッフのこと、あるいは病院を経営する法人の事情など、いろいろありますので、そうした中で可能性を今、探っているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、もう一点ですが、除雪に関して、福祉除雪の件でございます。

こちらにつきましては、現在、福祉部で福祉除雪サービスを行っておりますが、以前、平成19年から4年ほど試行で実施をしていたときがありました。そのときに、置き雪の対策について、当時の対象世帯にアンケートを行っておりますが、その中では、福祉除雪の登録世帯を対象とするということについて意見を聞きましたら、「よい」とか、あるいは「どちらとも言えない」という方の意見が96.5パーセントございまして、そうした中で、低所得の方の世帯を対象にサービスを行ってきているという事情でございますので、この点も御理解をいただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 保健所長。

○保健所長(秋野恵美子) 斉藤議員のがん検診に関する再質問にお答えしたいと思います。

胃がん検診については、新年度予算において市内医療機関4施設での予約がとれ次第、受診できる方法が考えられている、では肺がん検診については、どうしてできないのかという御質問かと思いますが、どちらのがん検診につきましても、二重読影というものが必要とされております。これは二人の医師で読影するということでございます。胃がん検診につきましては、新しく小樽に来られたドクターから、ぜひこの二重読影の2番目のドクターとして全面的に協力をしたいという、そういう申出がございましたので、体制をとることが可能になりました。肺がん検診につきましては、お二人で胸部写真を読影するという、そういう体制は不可能であるというのが当時の医師会の見解でございまして、現在もそれ以上は変わっていないということでございます。

もっと申し上げますと、やはり胸部写真を読影するというからには、呼吸器の専門医であるとか、あるいは実績があるとか、いろいろな条件を持ちませんと安易にお願いをするということにはなりませんので、当時も今も胸部写真の読影に関しては同じ体制だということで御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 斉藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

体験的学習とICT教材など視聴覚教材との互換性といいますか、相互補完した取組が必要ではないかということかと理解しておりますが、議員御指摘のとおり、子供たちに興味・関心を持たせながら、意欲を喚起していく学習手法は大変大切であると認識をいたしております。ICT教材を使用して実際に見たり聞いていく、そういう学習の手法、それから体験的に屋外で活動したり、それからいろいろな歴史のものを見たりというような体験的な学習も、これもまた大変大切だと思っております。そういった中で、小樽市の学校教育推進計画「23の指針」の中でも、そういう互換性を持たせながら子供たち

を育てていこうという取組の手法が出ておりますので、そういった観点に立って私としても、今後、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 1点だけ、人事のところ、去年の6月に人事を行っているけれども、来年度の人事は、その方針、ルール等を守ってやるのでしょうかというお話があり、これは当然お答えは一つだと思いますがどうですか。もう少し言うと、斉藤議員はこういうふうに言ったのですね。異常な人事を行ったのだけれども、またそれをやるのかと。方針、ルールを守ってきちんとやってくれるのですかという、再質問の中でお話がありました。これはどうですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） まず、斉藤議員が御指摘されているのは、去年の人事が異常な人事だというお話だと思いますが、私自身はそのようには考えておりません。私自身は、先ほどもお話ししたように、適材適所の配置に努めてきたところでございます。今年においては昨年よりも、私自身もこのお仕事につかせていただいたということもありますし、当然、内申においても上げていただいて、それらの活用も含めて、しっかり取り組んでおりますので、昨年よりもより精度の高い人事となるように、私自身も、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、職員の士気を高められるよう努力をしていきたい、このように考えているところでございます。

○議長（横田久俊） 答弁漏れはありますか。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 斉藤議員、答弁漏れでお願いいたします。

○11番（斉藤陽一良議員） 答弁漏れを指摘させていただきます。

まず、政治姿勢のところ、記者会見の訂正なのですが、「後で、読ませていただきました」という部分を「後で、読ませていただきます」に訂正するのかという部分と、それから、その後もう一回記者から聞かれて、「読んでいるのですね」と確認されて「はい」と答えているのですが、「読んでいるのですね」で「はい」ということは読んだということなのですが、「読んでいない」と市長が言いたいのであれば、この「はい」を「いいえ」にするということになるのか、これを聞いています。

記者会見のほうを訂正しますという一言がありましたが、それでは全然答えになっていないと思いますので、本会議の答弁を訂正するしかないのではないですか。それしか方法はありません。市長は虚偽答弁をしたのではないですかと聞いているのですが、そのことについては全く答えられていないと思います。

（「選挙違反のことについても」と呼ぶ者あり）

それから、市長の認識という部分なのですが、読んでも、ありがたいという話なのですけれども、市長がこの文書を、内容をしっかり読んで把握したと。その状態においても、心強い、ありがたいという、そういうことを言っているのであれば、そしてそういう内容的にも……

（「再々質問か」と呼ぶ者あり）

いやいや、答弁漏れを聞いているのです。

市長がそういうことをありがたいという、そういう文書を、自分と同じだと、自分の考えと同じですというのであればなおさら、森井市長は後援会の責任者なのですから。最終責任者ですよ。最後の責任は森井市長が自分でとらなければならない。そういう立場であるにもかかわらず、後援会の人に聞いてくださいと。市長は、名前を言っているわけではないのだから後援会の誰だかわかりませんが、その誰だかに聞いてくださいという他人事の態度ではだめですよと、説明責任は免れ得ないと考えます

が、いかがですかと言っているのですが、その私の質問に対して市長は何も答えていないということで、答えていただきたいと思います。

(「選挙違反についてもあります」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) はい。今の2点……

(「斉藤議員、選挙違反のことをちゃんと聞いてくださいよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

○11番(斉藤陽一良議員) 答弁漏れです。

(発言する者あり)

後から言おうと思ったのですが、全部言ってしまうと、説明責任があるにもかかわらず、我々4会派で質問をした、質問書を出した、さらにそれも受け取らないので郵送もした。本当になぜそういう態度をとるのか、なぜ受け取らないのか。そういった部分も含めて、どうして受け取らないのか、それから、具体的な内容について、市長に説明責任のあることを数点にわたって具体的に聞いていますから、そのことについても「選挙違反と一緒にやってきた人達がなぜ選挙違反を盾に反対できるのでしょうか?」と、具体的にどういう選挙違反の事実があったのかと、「一緒にやってきた人」いうのは誰のことなのかと。こういう誤解を招く事実に基づかないことを市長後援会が発行する文書に載せていいのですかと、また、除排雪の「応札業者が現れない事態は、何らかの『圧力』以外考えられません」というのはどういうことを想定しているのか。これらのことについて、しっかり市長が説明してくださいよ。聞いているのですから、答えていただきたいと思います。

○議長(横田久俊) どうですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) まず、訂正については、斉藤陽一良議員がおっしゃったように、記者会見のほうを訂正させていただきたいということで先ほど答弁をいたしました。

それと、質問書をなぜ受け取らないのかということでしたか。

(「記者会見のことを訂正できるわけない。どこをどう訂正するのだ」と呼ぶ者あり)

ですから、斉藤陽一良議員がおっしゃったように訂正をいたします。それと……

(「違うよ」と呼ぶ者あり)

そこがありましたら恐縮ですので、御指摘をさせていただいたとおりに訂正をさせていただきます。

(発言する者あり)

それと、質問書については、市政運営にはかかわりはないものだとということで、秘書課長からお話を聞いたときに、そのお話を私はさせていただいた上で受け取らなかったということでございます。

それと、内容については、大変恐縮ですけれども、何度も繰り返しますが、後援会にお聞きをいただければと思います。

(「記者会見のほうがおかしくなっちゃうんじゃないの」と呼ぶ声あり)

○議長(横田久俊) 記者会見のお話は、どう訂正するかは記者会見のほうでしていただくしかない、この議会でどうするという話にはならないかと思いますが。記者の皆さん方に訂正をしてください。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 再々質問でいいですか。

○11番(斉藤陽一良議員) 答弁漏れです。

○議長(横田久俊) 答弁漏れですか。11番、斉藤陽一良議員。

○11番(斉藤陽一良議員) 私が再質問のところでは聞いているのは、どこをどう直すというのは、例えばの例で私は言いました。「後で、読ませていただきました」を「ます」にするとか「はい」を「いえ」にするとか、それはこういうふうにしなさいと言っているわけではないのですよ。このような訂正はあり得ませんという例を言ったのです。このような訂正をするのだったら、もう記者会見をひっくり返す話ですよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

事実をないことにする訂正ですよ。そのような訂正はありますか。だから、そのようなことはできませんよね、本会議のほうを訂正しなければならないのですよねと、そういう聞き方をしているのです。そういうふうには聞いているのです。全然答えではないです。

○議長(横田久俊) 繰り返しますが、記者会見の訂正はここで議論できないと思いますので、それを市長がどうするかは、あるいは記者会見のメディアの方たちがどう対応するかは、これはそちらのお話になるわけで、市長の答弁では、記者会見のほうで訂正する、斉藤議員の言うとおりの言い方でしたが、どうされるのかはわかりませんが、そういうお答えで答弁いたします。

(発言する者あり)

いや、それは私に言われても困りますね。

(発言する者あり)

それは、議会で、ここで私とやりとりする話ではありませんので。

(発言する者あり)

発言があれば、手続に沿って言ってください。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

○11番(斉藤陽一良議員) 本会議の市長答弁を訂正すべきだと思いますがいかがですかという1点ですが、虚偽の答弁をしたのではないですかと聞いているのです。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 答弁漏れということですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 私は、答弁はしたということで締めたのですが、だめですか。記者会見を訂正するという市長の御答弁ですので、それで御納得いただけませんか。

○11番(斉藤陽一良議員) 納得できません。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 本会議のほうを訂正したらいかがですかという斉藤議員の御質問ですよ。それについては、本会議ではなくて記者会見のほうが間違ったというか、こちらを訂正するという市長の答弁ですので。

(「そんなことあり得ない」と呼ぶ者あり)

あり得るあり得ないは、私はわかりません。

(発言する者あり)

どうでしょうか。

私の判断では、再質問は答えしていると思いますので、再々質問に入っていただけませんかでしょうか。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

○11番(斉藤陽一良議員) 再々質問です。

私は、るる説明をして、市長に聞いたわけです。このような訂正はあり得ませんよと。「はい」を「いいえ」にする。訂正と言わないですよ、これ。事実を、白を黒と言えというようなものです。だから、先ほど、市長に、市長の心の内まで説明したのですよ。内容は別として、応援してくれている人がうんぬんという、そういうバックグラウンドの話ではないのだと。昨日、鈴木議員がいい言葉で説明されていましたが、バックグラウンドの話ではないのです。中身なのです。読んでいたのですよ、市長は。重々わかった上で、「心強い」「ありがたい」と言ったのですよ。それで、読んだ今の時点で、読んだらどうなのですかと聞かれて、それでも、ありがたいと言っていましたよね。そうであれば、自分の考え方と一致する、自分の考え方と同じだということであれば、そういう文書を出した、その文書について質問が来た、ではしっかり議会での説明責任があるのではないですか。市民に説明しなければならないのではないですか。どこに聞いたらいいかかわからないような文書なのですよ。誰だかわからないどこかの後援会だったら知りませんが、森井ひであき後援会発行なのです。森井秀明市長が代表の後援会から、そういう文書が出ているのですよ。何でその説明をしないのですか。聞かれて誰だかわからない、そもそも受取もしない。なぜ受け取らないのか。

あげくの果ては、議会の議論にそぐわないと。なぜ、そぐわないのですか。一言説明して、そぐわない根拠を言って、これこれこうだと思ふからそぐわないという話ではない。ただ、私がそぐわないと思ふからそぐわないのだと、そういう言い方ですよ。そもそも受け取らないのだから、質問もできないではないですか。だから、こういうことになっているのですよ、議会が7日も空転して。空転する前に、2月5日から何回聞きましたか。聞いても答えないからこうなるのです。答えてくださいよ、きちんと。

先ほど項目をきちんとと言っていますから、この「選挙違反を一緒にやって」うんぬんというのを本質問から何回も言っているのですよ。本質問でも言ったし、再質問でも言ったし、これは、きちんと答えてください。そもそも、こういう説明責任があるのかどうなのかということを知っているのです。それにしっかり答えなくて、後援会に聞いてくださいと、それはだめです。森井市長が、後援会の代表として、自分の後援会なのだから、自分の後援会の代表としてしっかり市民の前で説明する責任があるのです。答えてください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 何度も繰り返しになりますが、私は今でも議会の質疑の中でそぐわないことだと思っておりますし、それについて、ここでの説明責任はないと思っております。

(発言する者あり)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

○11番(斉藤陽一良議員) 今のは、答弁になっていません。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 説明責任はあると思っていないというお答えです。斉藤議員は、説明責任は当然あるのではないかという御質問ですが、それについて市長は、私には説明責任はないと思っている。これは答弁になっていると思います。

（発言する者あり）

いや、答弁になっていると思います、自分が思っているわけですから。ですから、この後はこの答弁を基にしていろいろなこれからの御質問もあるかなと、委員会等での御質問もあるかと思いますが、今の斉藤議員の再々質問には市長はお答えになったという私は判断をします。それから先ほど……

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

少しお待ちください。

記者会見を訂正するという先ほど来のお話ですが、この訂正の仕方は市長に委ねるということで、この本会議場でどうするという話ではなく、市長に委ねるしかないのかなというふうに思います。

（「議長、18番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） 斉藤議員の御質問の中にあっただのは、そぐわないという気持ちを聞いたのではなくて、なぜそぐわないのかお答えくださいという御質問がありました。その、なぜそぐわないのかという理由について答えておりませんので、それをお答えいただくように促していただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 市長に申し上げますが、今、議事進行で佐々木秩議員から、そぐわない、説明責任もないと市長は思っているということでありますが、そぐわない理由というのがおっしゃられていない、答弁されていないということです。なぜそぐわないのかということがあればということですが、ただいまの議事進行の処理は、市長に私からも再確認をさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） あくまで私の認識ということにはなりますが、私としては、やはり市政運営には全く関係のないことだと認識をしておりますし、また、政策にも予算にも携わらないことでございますので、そういう意味合いで、私はそぐわないという認識を持っているところでございます。

○議長（横田久俊） 一連の、空転のときからも言っておりますが、ただそぐわないと言って答弁をしないということは、これは適切でないということで、ずっとお話をしておりました。ただいま、市長の言葉で、そぐわない理由を、これは皆さん方が満足するかどうかは別にしても、おっしゃいましたので、答弁といたします。

（「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 先ほど来、斉藤議員が質問されていることですが、2月29日の鈴木議員の代表質問の際に、市長が議会にそぐわない質問だということで答弁をされませんでした。その際、それ以降、議会運営委員会の中でも、議会の権能であったり、議会の議決権だったり、それに関して、議員の質問に対して、そぐうそぐわないという判断を市長がしてしまうことがいかなものかということで私はずっと言っていました。その際、議長も、市長が議員の質問をそぐわないということを受け入れてしまうことは議会の自殺行為だと言われておりました。私も全くそのとおりでありますが、今の市長の答弁では、私は百歩譲っても、答えられないので後援会に聞いてくださいというのであればそれはわかりますけれども、議会の予算にもかかわらないと、かかわるのですよ。議会の会派のことに対して

選挙違反をやっているとか、また、事業者に対して、市民目線ではないとか、圧力がかかっているとか、ましてや市の職員の一部の人たちが、また、経済界の人たちが、市長を引きずりおろそうとしている、このような発言をしていて、その予算に携わる方々がいるわけですよ。議員もその予算の審議をするのですが、市長は、直接かかわらないというその認識が私は信じられませんし、議員の質問がそぐわないということを受け入れてしまったら、今後、市長が、その質問は議会にそぐわないので答えられません、ほかに聞いてくださいと言われてしまったら、それで終わってしまうのです。

議長は御自分で、そぐわないということを受け入れてしまったら議会の自殺行為だと、このように言われましたが、そこを、今、受け入れてしまうのかどうなのか、その判断を伺いたと思います。

○議長（横田久俊） 大変難しい議事進行です。

確かに、2月29日の議会運営委員会で、質問がそぐうか、そぐわないかというのでしょうか、これを判断するのは、これは市長ではなくて議会サイドであり、これを市長がそぐわないからといって答弁を求めないのは、議会の自殺行為だというお話もいたしました。

ただ、あの場所でも申し上げましたが、市長の発言が、答弁が、いろいろな影響を及ぼすときには、これは人権侵害だとか、例を挙げまして名誉毀損ですとか、そういうときには、理由をしっかりと行って、答弁を控えるということもあり得るとい話をしました。今の市長の御答弁は、そこまではいいいないかと思いますが、なじまない、そぐわない理由を、市長なりの言葉で言われましたけれども、もう少し、こういうことだからなじまない、議会で答弁できないという具体の、もう少し踏み込んだ答弁があると斉藤議員も御了解いただけるのかなと思います。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

どうでしょうか。今、市長にお聞きしていますけれども。

お先に、そうしたら、どうぞ。11番、斉藤陽一良議員。

○11番（斉藤陽一良議員） 今、そぐうそぐわないの話ですが、先ほど説明責任がないと思うということもおっしゃっていましたので、それも要するに答弁しないという意味なのですが、説明責任がないという言い方についても、しっかりその根拠、理由を説明していただきたい。

○議長（横田久俊） 自分に責任はないと思っているということですので、これは、そういう市長の認識かなと思います。

佐々木議員、それから秋元議員からの議事進行について、市長にもう少しそのそぐわない理由をしっかりと伝えてくれということでもありますので、決して私も、そぐわないので質問を差し控えるということをやるとするわけではありませんし、きちんとしっかりと説明をしていただきたいなと思っています、今も。これを市長のほうで、もう少し具体的に言っていただけるとよろしいのですが、今、秋元議員が説明したように……

（「議長、12番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

少しお待ちください。

説明したように、予算に絡まないというお話ではないという指摘もありましたので、その辺も踏まえていかがでしょうか。

（「議長、よろしいですか」と呼ぶ声あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 今の秋元議員の議事進行については、議長に対して、その認識を確認されていると私は理解をしていたところでございますので、それについてお答えいただければよろしいのではないかなと思います。

○議長（横田久俊） 私の認識ではなくて、こういうことなので、議長、議事の進行を進めてくださいということですよ。そうだと思うのですけれどもね。

12番、鈴木喜明議員。

○12番（鈴木喜明議員） 済みません、議事進行になりますが、ただいま秋元議員がおっしゃった内容は、議長には取り上げていただきましたけれども、この議会の権能に本当にかかわることでありまして、すごく慎重に答弁していただかなければいけないことだと考えます。逆に言うと、この場で少しの間考えて言えるような話ではないので、やはりこれはしっかり答弁を考えてから御発言いただきたいと思っておりますので、若干ではありますけれども休憩をとってやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（「議長、20番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫元議員） 今、非常に議事進行が乱発してしまっていて、本来、質問者の再々質問までという、要は質問の権利があるわけなのですが、それに付随していろいろなところから、本来、答弁漏れを質問者が指摘して行わなければいけないことを、どんどん拡大解釈されてきていますので、こういうことを今後続けていきますと、議事運営上問題が出てくると私は思います。

それがまず1点と、もう一点はですね……

（発言する者あり）

いや、もう一点は、本当はこれは公明党から出たほうがいいのですが、冒頭の石田議員の議事進行の中で、斉藤陽一良議員の質問に対して、ひどい質問という表現がありました。これが、それこそふさわしくない質問だとか、そういう表現だったらまだいいのだと思うのですが、そういう言い方は失礼に当たると思っていますので、これは後で削除ないしは何かの手立てをとっていただきたいと思っております。

○議長（横田久俊） 私の議事の進行がまずいせいとか議事進行が乱発されているようですが、若干事務局と協議させてください。

先ほど来からの議事進行、斉藤議員の本質問、再質問、再々質問、そして、その後のさまざまな議事進行がありました。これは尋常ではない。議事進行によって質問みたいなことになってしまうと、本来の議事運営とは違ってきますので、この後、議事を進めますが、一番大事なところでもありますので、すぐわないうんぬんのところがございますね。これは、私も議会運営委員会で言いましたので、責任もあります。

それで、今から16時まで休憩をとります。その間、市長サイドで答弁を調整していただければと思います。

極めて大事なところなので、秋元議員の指摘もそうですし、それから佐々木議員の指摘もございましたので16時まで、16時2分前には着席をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 4時50分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩時間が若干延びましたことを、まずおわび申し上げます。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 先ほどもお話をさせていただきましたが、やはり私自身は、議会の場合は、政策論議を行っていく場であると思っておりますので、予算案であつたり条例案はもちろんのこと、政策についての取組が中心であるべきだと思っております。後援会通信におきましては、それとは違い、議会議論にはなじまないものというふうに、私自身がそのように考えているところでございますので、そのように答弁をさせていただいたところでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（横田久俊） 1点、議会側が心配しているのは、議会の権能に影響を与えるようなことになると困るという、これは当然の心配であります、そういうことではないということによろしいですね。

○市長（森井秀明） はい。

○議長（横田久俊） よろしいですね。斉藤議員、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 斉藤議員の会派代表質問を終結いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○16番（面野大輔議員） 1週間、出番がおくれ、眠れぬ日々を過ごしておりましたが、今日、ようやく緊張から解かれ、眠れそうです。

それでは、民主党を代表して、平成28年第1回定例会の代表質問を行います。

一つ目に、平成28年度当初予算総括について質問いたします。

新年度の当初予算を決める第1回定例会、森井市長就任以来、初めてとなる当初予算です。森井市長の公約実現の第一歩となる平成28年度当初予算、市民の期待も大きく注目の集まる予算案となっていることと思います。

初めに、平成28年度予算編成総括について質問します。

昨年、10月28日に財政部長より予算編成について公表があり、その中には、国の動向、本市の財政状況や予算編成方針についての記載がありました。

また、同日に私の机にも小樽市総合戦略の冊子が配られました。

先日、予算編成に関する学習会が開催され、新人議員をはじめ多くの議員が参加した学習会となりました。その中で、一般的な予算編成に関するスケジュールについて説明があり、その中には、予算編成方針が通知されてから、約1か月後には経常的経費、そして臨時的経費の要求締切りが行われるという御説明がありました。昨年、10月28日の予算編成方針の通知と、小樽市総合戦略の策定日が同時に行われた中で、締切りの迫る1か月前のごく限られた時間の中で、各担当者が総合戦略内の各事業についてしっかりと理解し、予算要求がなされたものなのか疑問に思いました。

そこで、新年度予算を策定の上で、森井市長の公約どおりの編成はできたのでしょうか。

次に、予算編成方針の中でも触れられているとおり、本市の財源は厳しい状況が続くと見込まれておりますが、予算編成を行うときに、本年度予算に財源不足のために入れられなかった市長公約実現のための事業があったのでしょうか。

また、その事業があれば、今後どのように不足する財源を確保し、事業を行っていくお考えなのかお聞かせください。

次に、今回の予算は、森井市長就任後、初めての当初予算ですが、今年度の事業を土台として、将来に向けての足がかりとして想定している事業があれば御説明ください。

次に、他会計等からの借入金についてです。

他会計等からの借入金の残高は、ピーク時には約55億円あったものの、平成27年度見込みでは約38億円まで減少しておりますが、今後、具体的にはどのように借入れを解消していく考えであるか、お聞かせください。

次に、予算編成の基本方針の中に、歳出のことについて触れられている点がありました。歳出の削減について、昨年、第2回定例会で市長のおっしゃった事業の取捨選択を行うということで、常々、森井市長は歳出の削減を念頭に置き取り組んでおられる姿勢と感じますが、今回の予算編成で削減を行った事業は何でしょうか。

また、今後、削減していく事業は、既に想定されているのでしょうか、お聞かせください。

一つ目の項目については、以上です。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 面野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま平成28年度当初予算総括について御質問がありました。

初めに、公約どおりの編成はできたのかにつきましては、公約の実現に向けては、担当部局との打合せを行い、私から指示を出しながら議論をしてきておりますが、多くの課題が山積する中、全ての公約が実行段階に移行しているものではない状況にあります。そうした中であっても、小学生までの医療費無料化に向けた段階的な実施のほか、JR銭函駅のバリアフリー化に向けた事業費やふるさと納税の推進などについて予算を提案させていただいており、私の思いや公約を今後の市政に反映させていくための第一歩となる予算編成となったのではないかと考えております。

次に、公約実現のための事業と財源の確保につきましては、事業費等は、その有効性や優先度などを熟慮し選定しているところであり、その中で、私の公約についても、将来の財政負担も考慮しながら、できるものから今回予算計上をしたものであります。

また、財源については、基本的には私の公約に係る事業も含め、全体の事業費を見据えて調整をしているものです。

次に、今後の足がかりとして想定する事業につきましては、小学生までの医療費無料化を目指し、新年度に段階的に実施予定の乳幼児等医療費助成のほか、JR南小樽駅及び周辺のバリアフリー化を促進するためのバリアフリー基本構想策定事業費、日本遺産認定に向けた取組となる歴史文化基本構想策定事業費などの新年度予算を足がかりとしながら、今後、事業を展開していく取組として挙げられます。

次に、他会計等からの借入金の解消につきましては、借入金は借入時に立てた償還計画に基づき償還することとしており、基金からの借入金は平成35年度、他会計からの借入金は平成38年度での完済を予定しております。

なお、償還財源は一般財源であり、毎年度の予算編成の中で必要な額を予算措置してまいりたいと考えております。

次に、歳出削減につきましては、平成28年度の予算編成に当たっては、市民の皆様が将来に明るい希望を持てるよう私の思いや公約を盛り込んだ小樽市総合戦略を重点施策として位置づけ、積極的に取り組んだところです。原部からの予算要求額から4億円ほどを査定で減額しましたが、限りのある財源のため、事業の有効性や必要度などを検討しながら編成をしたものであり、今後においても同様な考えの

下、予算編成をしていきたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）

○16番（面野大輔議員） 第2項目め、小樽市総合戦略についてお伺いします。

当初予算における重点施策、1番、「あずましい暮らしプロジェクト」の中から何点が質問いたします。

新規事業であり、市長公約となっているのは、鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金、バリアフリー基本構想策定事業費の2点です。

バリアフリー化に対する事業は、JR銭函駅とJR南小樽駅との優先順位を考え取り組んでいくことは理解できますが、森井市長が先に銭函駅のバリアフリー化事業に取り組んだ明確な理由は、どのようなことが挙げられますか、お示してください。

次に、平成28年度中の整備を目指すとのことでありましたが、JR銭函駅のバリアフリー化の工事が着工する時期、また完成する時期のめどをお聞かせください。

次に、JR銭函駅とJR南小樽駅のバリアフリー化に関しては、以前から市民の強い要望と議会議論がなされてきたと思いますが、長い時間を経て、平成28年度JR銭函駅のバリアフリー化整備事業に取りかかる予定とのことですが、28年度予算で計上されておりますJR南小樽駅のバリアフリー基本構想に関して、基本構想策定からどの程度時間をかけて整備事業に着手するお考えなのか、事業者であるJR北海道との協議の進捗状況も含め、お聞かせください。

次に、移住促進事業経費、この事業の内容は、小樽市への移住を促進するためワンストップ窓口を設置するとともに、首都圏でのプロモーション活動やホームページによる情報発信などを実施する事業とあり、その詳細は物産展開催時にコンシェルジュデスクを設置するほか、スキーリゾート地での短期滞在者向け移住相談会や、起業希望者向けの空き店舗ツアーを実施となっております。ホームページによる情報発信とは、小樽市のホームページにおいて、どのような情報発信をしていくのでしょうか、お聞かせください。

次に、昨年11月に「北海道暮らしフェア2015（東京会場）」に参加したようですが、イベントに参加した結果、相談・問い合わせ数は何件あったのでしょうか。

また、フェア参加後に感じられた課題や移住促進への効果的なヒントなどがありましたら、お聞かせください。

次に、物産展開催時にコンシェルジュデスクを設置とありますが、その概要をお聞かせください。

次に、スキーリゾート地での短期滞在者向け移住相談会とありますが、現在、該当する短期滞在者はどれほどいて、どこに滞在しているのか、どのような不満を持ち、小樽に住むメリットとしてどのような点を売り込み、移住の促進を行っていかなどの調査が必要と考えますが、リゾート地短期移住者に対し、どのように移住促進を進めていくのかは具体的に決まっているのでしょうか、お聞かせください。

次に、空き家対策事業について、小樽市総合戦略の資料によると、空き家に関する相談の解決件数の目標値が、平成31年度で累計50件と数値目標が立てられておりますが、これから目標達成に向けて、どのように取り組んでいく考えなのかをお示してください。

次に、拡大事業として示されておりますが、平成27年度の空き家に関する予算額とその内容をお示ください。

次に、昨年5月から完全施行されている空家等対策の推進に関する特別措置法がありますが、今定例会の議案第27号小樽市空家等対策会議条例案の空家対策会議の組織構成は、建築士、弁護士、学識経験者とありますが、そのほかの構成員はどのように考えていますか、お示してください。

次に、2番、「樽っ子プライド育成プロジェクト」について、総合戦略の数値目標が設定されている地域子育て支援センター事業、母子保健推進事業、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児医療助成事業のいずれも現状値と平成31年度の目標値が同じである理由をお聞かせください。

次に、乳幼児等医療費助成事業について質問です。

森井市長の重点課題である小学生までの医療費を無料化にするという公約の先駆的的事业であります。これまで対象外だった医療実績のデータ把握など検討材料が多ければ、より正確な扶助費推計の算出ができるようになり、恒久性のある事業へと完成する道筋が立てやすくなると考えます。

しかし一方で、小樽市の財源不足を勘案すると、助成拡大が難しくなることも予想されます。平成28年度予算において、入院外についての助成拡大がなされ、一歩前進があったと理解しますが、やはり本制度に求められるさらに拡大された最終形、小学校6年生までの医療費無料化があると思います。先ほど述べたとおり、財源確保の課題もあり、今後の議論となると考えますが、将来的な展望、また他都市の動きも含めてどうお考えか、お示してください。

次に、「小樽イングリッシュキャンプ」関係事業について、国際交流を深めることにより、小・中学生の国際感覚を育成したり、英語漬けの時間を過ごすことによって語学の発達など、教育分野、教養、国際交流など、さまざまな点で子供たちの育成によい経験ができるイベントだと思います。総合戦略の目標値は100人と設定しておりますが、現状値は、67人と3分の2程度となっております。現在、少子化が進む中で目標値を達成するための今後の取組を、どのように行うのか御説明ください。

次に、周産期医療について、平成28年度の当初予算の中に、周産期医療支援事業費補助金が計上されておりますが、この項にて質問させていただきます。

これまで小樽市では、安定した周産期医療体制の維持、確保を目的とした周産期医療支援事業費補助金を予算計上してきました。また、昨年第2回定例会の冒頭で、森井市長は、周産期医療について「人口減少への対策は最重要課題であることから、周産期医療の安定化に向けた取組」「安定した周産期医療の実現に向けては、医師の確保が何よりも重要であることから、地域周産期母子医療センターとして認定されている小樽協会病院や、周産期医療に携わられている方々などから情報収集を行うほか、北海道をはじめとした関係機関との対話を進め、現状をしっかりと把握した上で、産婦人科医の働きやすい環境を整え、支援を強化できるよう、できることから一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております」と述べられておりました。

全国的な医師不足の中、医師の確保が難しい状況にあることは十分承知しておりますが、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりは行政の責務であり、地域住民の願いでもありますので、周産期医療体制の維持、確保にかかわる支援は行っていかなければならないものと考えます。

また、周産期医療体制については、以前から議会でも何度も取り上げられ、会派を越えて周産期医療について議論がなされ、さらには有志の方々が、周産期医療体制の継続を求める署名活動を行った結果、5万人を超える署名を集め、団体の方々が北海道庁を訪問し、北海道知事代理へ直接署名を手渡し、署名運動の趣旨、後志における周産期医療の厳しい現状を説明してきたということも耳にしています。

また、新聞でも何度も取り上げられ、本市を含む隣町村の住民や行政、議会、メディアなどさまざまな分野の方々が、安定した周産期医療体制の復活を待ち望んでいます。私自身も日々活動する中で、たくさんの方々に周産期医療に対し尋ねられることも多く、私自身も事の重要性を身を持って体感して

いるところです。

今定例会では、1点質問いたします。

今回、当初予算に周産期医療支援事業費補助金にかかわる予算が計上されなかった理由をお聞かせください。

次に、3番、「にぎわい再生プロジェクト」について質問します。

一つ目に、新規事業であるふるさと納税関係経費について質問いたします。

全国的に利用者の多い制度であると理解しておりますが、2008年から本制度の運用が始まり、実績を見てみますと、2013年中の寄附金税額控除適用者は13万3,928人、2012年中は10万6,446人、2011年中は74万1,677人、2008年から2010年中は約3万3,000人と横ばいの実績でありました。2011年の適用者が突出しているのは、東日本大震災の被災地への復興を願う寄附ということで、ふるさと納税を利用した方が多くいたことから、2011年は大幅に実績が上がっているということでした。

ふるさと納税制度自体に賛成意見、反対意見があることは承知しておりますが、小樽市がふるさと納税制度を実施するに当たり、考えられるメリットとデメリットはどのように認識されていますか。

小樽市では、現状でもありがたいことに小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に1,000万円以上の寄附をいただいておりますが、1,000万円以上の経費を使い、どれほどの歳入の増加を見込んでいるのでしょうか、具体的人数と寄附金額をお聞かせください。

次に、ふるさと納税の特徴として、お礼品目当ての利用者も決して少なくないのは皆さんも周知の事実です。実際に、「ふるさと納税」とインターネットで検索してみると、トップに出てくるサイトは、まるでインターネットショッピングサイトのようなレイアウトデザインで構成されています。

また、最近ではあまり見かけなくなりましたが、テレビでふるさと納税の特集を見ていたころも、返礼品のブランド力、ネームバリュー、オリジナリティーなどの高い特産品が取り上げられていた記憶があります。現実には、商品力を競い合う熾烈な争いが行われている半面を持っている制度だとも考えられます。その中で、後発的に本事業に参加するに当たり、どのような姿勢で取り組んでいくのか御説明願います。

次に、小樽の特産品精査方法と精査の公平性を保ちつつ事業に取り組んでいかれるのかについてお聞きいたします。小樽の特産品はもちろん、製造業者も多数小樽市内には存在しています。その中で、特産品をどのように選択すべきなのかということは、非常に難しい問題だと思いますが、現在、どのように考えているのかお聞かせください。

次に、小樽市が本事業に取り組んでいることを、全国の方々に周知する方法をお聞かせください。

小樽市民がふるさと納税を行うことで、小樽市への市税収入が減少している実態を把握しているのか、現在、確認できる範囲でお聞かせください。

次に、国内外観光客受け入れ環境整備事業について質問します。

現在、本市に観光目的で訪れる外国人観光客が増加しております。2014年度には、宿泊客数ベースで約10万人もの外国人観光客が訪れたというデータもあります。

また、小樽市総合戦略の中でも、「アジアを中心に海外からの観光客が増加していることから、観光案内所に外国語対応の通訳を配置するほか、特に外国人のニーズが高いWi-Fi環境の整備を行うことで、利便性やホスピタリティーの向上と、観光拠点への誘導による外国人観光客の回遊性を高め」と記載されております。

まず初めに、外国人に対応した観光案内所は、市内に何か所設置されているのか、また、各観光案内所の開設者やスタッフの配置についてもお聞かせください。

次に、運河プラザに設置されている案内所だけが国際インフォメーションセンターとされておりますが、国際インフォメーションセンターの設置目的と、ほかの観光案内所との違いについてお聞かせください。

また、国際インフォメーションセンターや観光案内所に訪れる外国人観光客の主な問い合わせの内容についてお聞かせください。

次に、国際インフォメーションセンターや観光案内所に訪れる観光客を観光拠点へ誘導し、回遊性を高めるために、スマートフォンやモバイル端末を利用した観光情報の入手や、小樽市内の観光をリアルタイムでSNSなどにアップして、情報を発信できるようにWi-Fi環境整備が求められております。国際インフォメーションセンターや観光案内所のWi-Fi環境の整備状況についてお聞かせください。

また、私は、先月開催された小樽雪あかりの路のお手伝いをさせていただきましたが、本部のある文学館・美術館に市で設置している移動式Wi-Fiの環境が整備されており、数多くの韓国人や中国人のボランティアと交流する中で、小樽雪あかりの路会場でWi-Fiがつながると便利であるという声を聞きました。そこで、移動式Wi-Fi環境は、総合戦略の目標値では、平成31年度に設置日数を30日としておりますが、この目標を達成するために設置場所や期間は、どのように想定されているのかお聞かせください。

4番目、「あんしん絆再生プロジェクト」についてお伺いします。

日本は、自然災害大国とも称されるように、地震をはじめ台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、火山噴火、津波などの自然災害が発生しやすい国土です。時には、多くの人の生命を奪い、災害の大きな爪跡を残し、復興に多大な時間と費用をかけなければならない事態に陥ることもあります。自然災害は、突然訪れ、人間の力が及ばないほどの恐ろしいものです。もしもの災害に備え、個人個人が防災への関心を高めることが求められておりますし、行政として防災について、対策を講じなければいけません。

そこで、防災関係経費について、質問します。

平成27年度予算は1,451万7,000円でしたが、28年度予算は1,045万8,000円と減少をしております。防災は地域住民の意識や近隣の住民のつながりなど、一概に費用をかければ災害に対応ができるというものでもない一面を持っているとは理解しますが、重点施策中にある避難所機能強化事業について、平成27年度は750万円の予算が計上されておりましたが、28年度は630万円と120万円減額しています。その一方で、基金繰入金は平成27年度よりも増加しているのはなぜですか。本事業では、備蓄品の整備と備蓄食料の更新ということですが、なぜ重点施策であり、また市長公約でもある予算が減額されているのかお聞かせください。

次に、福島第一原発事故を踏まえ、小樽市地域防災計画に原子力防災対策を盛り込みますと明言していますが、本年度予算は、原子力防災関係事業費は平成27年度とほぼ横並びです。平成27年度の予算執行状況と28年度の事業内容に何か変更点はあるのでしょうか、お聞かせください。

2月19日の北海道新聞の記事ですが、小樽市地域防災計画に原子力防災計画が追加されたという報道がありましたが、市長は、原子力防災計画には関心を持ち、対応していくということを以前から述べられておりましたが、現時点では原子力防災計画は最終形と考えますか。

また、これから市民の皆様への周知は、どのようにお考えなのかお聞かせください。

二つ目の項目については、以上です。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま小樽市総合戦略について御質問がありました。

初めに、「あずましい暮らしプロジェクト」についてですが、先に銭函駅のバリアフリー化事業へ取り組んだ理由につきましては、平成26年度の1日当たりの駅乗降者数が、銭函駅は約5,300人、南小樽駅は約3,600人で、銭函駅の利用者数がより多いことが要因の一つであるとともに、整備の検討を同時に行い始めた両駅において、南小樽駅のほうが周辺を含めて面的な整備に時間を要すると判断したことから、銭函駅を先行して整備をすることとなったものであります。

次に、銭函駅のバリアフリー化の工事の着工、完成時期につきましては、平成28年度の整備事業として、本駅が国に事業採択された場合を前提にお話をさせていただきますと、JR北海道より工事の着工は、本年6月ころ、完成、使用開始は、来年3月ごろと聞いております。

次に、南小樽駅のバリアフリー基本構想策定から整備、事業着手までに要する時間につきましては、南小樽駅のバリアフリー化は、平成28年度に策定を予定している駅及び周辺のバリアフリー基本構想に基づき実施されるものであります。本市と北海道運輸局、事業者であるJR北海道による協議会では、銭函駅の整備終了後、引き続き、南小樽駅を整備することで一致しておりますので、基本構想策定後、直ちに整備事業に着手できるよう今後も協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市の移住ホームページにおいて、どのような情報を発信しているのかにつきましては、小樽への移住をお考えの方に、まちの様子を知っていただくため、今年度制作した小樽を紹介する移住プロモーション映像を掲載しているほか、移住、起業希望者の小樽体験ツアーの募集や通年型の体験移住、いわゆる「ちょっと暮らし」の施設案内など、実際に小樽の暮らしを体験することで、スムーズな移住に結びつくような情報発信を心がけているところであります。特にプロモーション映像を掲載してから、アクセス件数の伸びは著しく、今年度は、問い合わせ件数も増えていることから、今後も効果的な情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、北海道暮らしフェアにおける相談件数や問い合わせは何件あったか、またフェア参加後に感じた課題や移住促進のヒントにつきましては、主催者発表による本市ブース訪問者は40人であり、全76ブース中、第2位という結果でした。実際に相談を受けた件数は35件であり、相談の中心は、仕事と同居で、関心の高い方が興味を示していたのは不動産物件の折り込みチラシでしたので、こうした情報を充実させることについて課題を感じました。相談は、「ちょっと暮らし」施設に関する内容が多いことがヒントとなり、避暑を兼ねて北海道で過ごす方も多いため、今後ここから完全移住につなげていく可能性についても見いだしてまいりたいと考えております。

次に、物産展開始時に設置するコンシェルジュデスクの概要につきましては、本年12月に、西武池袋百貨店などで開催を予定している小樽物産展の期間中において、会場内にコンシェルジュデスクを設置し、期間中に本市の移住担当者を派遣することで、本市が来年2月に開催を予定している市内での起業を希望する方向けの空き店舗ツアーの参加募集についてもPRを行いながら、移住に関する相談に応じるというものであります。

次に、スキーリゾート地での短期滞在者向け移住相談会で、どのように移住促進を進めていくかにつきましては、冬期間はリゾート地で働き、仕事のない夏期間は、本州などに帰ってしまう方について、夏期間の仕事周辺市町村においてマッチングをするのが移住相談会の主な目的であります。本市としましては、将来的には、地元への移住を視野に入れつつも、スキーリゾート地や近隣町村に配慮し、当面は、夏期間の仕事のマッチングに力を入れながら、移住に関する相談に対応してまいりたいと考えて

おります。

次に、総合戦略で示している空き家対策事業の目標達成に向けての取組につきましては、昨年6月に建設部内に空き家対策担当職員を3名配置して、ワンストップ相談窓口を設け、市民の皆様からの相談に対応しているところですが、新年度には、空家等対策計画の策定の中で、空き家の利活用や危険な空き家への対応についての検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成27年度の空き家に関する予算額と、その内容につきましては、市内全域を対象とした空家実態調査事業費として800万円を計上しております。そのほか、空き家対策事業費として、現地調査等に使用する専用車両のリース代や、セーフティコーンの購入費などの安全対策に係る経費など、60万円を計上しております。

次に、小樽市空家等対策会議のその他の構成員につきましては、市内の不動産、福祉、防犯などの団体に推薦をお願いするほか、小樽まちづくりエントリー制度や一般公募を通じて市民の皆様に参加をしていただきたいと考えております。

次に、「樽っ子プライド育成プロジェクト」についてですが、まず地域子育て支援センター事業、母子保健推進事業、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児医療助成事業の現状値と目標値の設定根拠につきましては、地域子育て支援センター事業の数値は、人口減少や出生数の減少により、利用人数等は減少傾向で推移することが予測されますが、現状値の維持を表すことで、サービスの水準の維持を示すこととしたものであります。母子保健推進事業、こんにちは赤ちゃん事業の数値は、既に実施率や受診率が9割を超える高い水準であり、現状維持を図ることで子育てしやすい環境づくりにつながるものとして設定したものです。

また、乳幼児医療助成事業の数値は、総合戦略策定時では、当該事業に係る拡大の規模や内容が未定であったため、平成26年度の数値を置いたものであります。

次に、乳幼児医療助成事業の拡大に係る今後の展望につきましては、私の公約の最終形は、小学生までの医療費自己負担の無料化であります。今後の展望といたしましては、2年程度継続をしながら子供の医療需要などを分析するとともに、現在、国が設置している子どもの医療制度の在り方等に関する検討会において示される方向性や本市の財政状況を踏まえ、公約の最終形である小学生までの自己負担無料化の実現に向けた判断をしてまいりたいと考えております。

また、他都市の動向については、旭川市、釧路市、北見市が、平成28年度に新たな拡大を目指していると聞いております。

次に、周産期医療支援事業費補助金を予算計上しなかった理由につきましては、現時点においても、分娩再開に向けて関係機関と継続して協議を重ねているところであることから、当初予算への計上は見送ったものでありますが、協議を進める中で、支援の内容を固められる状況になりましたら、改めて予算を計上したいと考えております。

次に、「にぎわい再生プロジェクト」についてですが、まずふるさと納税制度を実施していく上での本市のメリットにつきましては、まちづくり施策に対する賛同者の増加を促し、本市に対するイメージの向上が図られることや、地場産品を買い上げることによる地域経済への波及効果と地場産品のPR、さらには、本市来訪のきっかけづくりになるものと考えられます。

また、デメリットにつきましては、本市に限ったことではありませんが、市民が他都市へ寄附をした場合には、市税収入の減少につながることや確定申告が不要となるワンストップ特例制度による事務量の増加が考えられます。

次に、具体的な人数と寄附金額につきましては、寄附者の人数は、年間で2,000人を見込んでおりま

す。

また、寄附金額につきましては、返礼品が贈呈される対象金額を考慮すると、最低でも2,400万円と見込まれます。

次に、ふるさと納税に対しどのような姿勢で取り組んでいくのかにつきましては、返礼品は、他の自治体と商品力を競い合うものではなく、寄附を通して本市の施策に賛同していただいた方への感謝の気持ちとして表すものと考えており、高価ではなくとも小樽らしさをPRできる品物を贈ることを基本に取り組んでまいります。

次に、特産品をどのように選択すべきかにつきましては、まずは現在、小樽市のホームページに掲載されているお墨つきの小樽ブランドの商品を考えております。

次に、ふるさと納税の周知方法につきましては、現在もホームページやチラシなどを活用し、本市への寄附を募っておりますが、市のホームページのリニューアルや注目度の高い外部サイトを活用した周知を図るほか、北海道暮らしフェアや物産展などさまざまな機会を捉えて、さらなるアピールを図ってまいりたいと考えております。

次に、市税収入が減少している実態の把握につきましては、小樽市民がふるさと納税を活用して、市民税の税額控除を受けた人数及び金額は、平成26年度当初賦課において56人、約235万円となっております。平成27年度当初賦課においては200人、約286万円と把握しております。

次に、外国人に対応した観光案内所につきましては、市内4か所の観光案内所があるうち、2か所に通訳を配置しており、一つは、小樽観光協会が開設している国際インフォメーションセンターで、英語、中国語、韓国語を話せるスタッフ3名がおり、そのうち2名と日本語スタッフ1名が窓口配置されております。

二つ目は、堺町通り商店街が開設している堺町通り観光案内所で、英語と韓国語を話せるスタッフ1名と英語スタッフ1名が配置されております。

次に、国際インフォメーションセンターの設置目的につきましては、急増する中国、台湾、韓国などの外国人観光客の受入れ態勢を強化するため、平成24年4月に設置したものです。他の観光案内所との違いにつきましては、英語ばかりではなく中国語、韓国語に対応できるスタッフを配置しているところで、各観光案内所を訪れた外国人観光客にも、電話を通じて対応するなど、本市の総合案内所の役割を果たしているものであります。

次に、外国人観光客からの主な問い合わせ内容につきましては、目的地への交通アクセスや所要時間など、観光ルートに関する問い合わせが最も多く、次いで観光施設、土産店、飲食店等の情報提供依頼となっております。

次に、国際インフォメーションセンターや観光案内所のWi-Fi環境の整備状況につきましては、国際インフォメーションセンター、浅草橋観光案内所、堺町通り観光案内所にWi-Fi設備が設置されており、案内所スタッフが利用方法等の説明に当たっております。

今回、JR小樽駅コンコース内に、観光案内所窓口を新設することにより、JR北海道が設置しているWi-Fi設備についても、観光案内所スタッフが利用のサポートを行うことが可能となりますので、Wi-Fiの利便性が向上するものと考えております。

次に、移動式Wi-Fi環境の総合戦略の目標値につきましては、外国人客が乗船しているクルーズ客船が小樽港に寄港する接岸岸壁において、延べ20日間、市内で開催される二大イベント、おたる潮まつりでは、会場である第3号ふ頭基部に3日間、小樽雪あかりの路では、本部事務所に近い旧手宮線会場に10日間のうち悪天候日を除く7日間、合計30日間設置することを想定しております。

次に、「あんしん絆再生プロジェクト」についてですが、まず防災関係経費に関して、避難所機能強化事業の来年度予算額が本年度に比べ減額となっている一方で、基金の繰入額が増額となっていることにつきましては、基金の使途が非常用食料等の購入費用に限られており、来年度に更新が必要となる非常用食料が、今年度に比べ多いため、繰入金額が増額となっております。

次に、避難所機能強化事業は重点施策であり、市長公約である事業の予算がなぜ減額されているのかにつきましては、避難所機能強化事業では、東日本大震災を踏まえ、平成24年度から5年間で防寒、トイレ対策などの備蓄品や避難所標識の整備などを進めてきたところであります。平成27年度は、15か所の避難所に備蓄品を整備いたしました。最終年度となる28年度は9か所に減るため予算減額となりますが、今後は避難所機能強化事業を継続しながら、備蓄計画の作成に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、原子力防災関係事業費の事業内容につきましては、本事業は北海道の補助を受け、泊発電所における原子力災害に備え、円滑な応急活動や市民の安全確保のほか、古平町住民の受入れ支援のために必要な通信機器や広報車などの資機材等の整備を行うものであります。平成27年度は安全ベストなど応急活動を行う職員の装備品や、避難に支援が必要な方のデータを地図上で管理する地図情報ソフトを導入したところであります。平成28年度は、一時滞在場所等において、古平町住民に情報提供を行うための機器や、物質表面の放射能汚染測定に用いる測定器を新たに購入する予定としております。

次に、このたび追加された原子力防災計画が最終形のものであるかということにつきましては、この計画は各関係機関に御検討をいただきながら策定作業を進め、先日の小樽市防災会議において追加することが決定されたところでありますが、防災計画は常に最新の知見等による見直しや内容の検討を行い、必要な修正、新たな項目の追加を行っていくべきものであり、防災への取組に終わりはしないものと考えております。

また、市民への周知につきましては、ホームページへの掲載とともに、まち育てふれあいトークなども活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 面野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま小樽イングリッシュキャンプの目標値を達成するための今後の取組について御質問がございました。本事業は、外国人との宿泊を伴った活動や英語による外国人観光客への観光案内等の体験を通じて、観光都市小樽のグローバル化を担う人材の育成を目的に平成26年度から実施をしており、これまでは英語を用いた挨拶やゲームなど、小・中学生が同じ内容で実施をしてまいりました。しかしながら、小学生と中学生とでは、英語でのコミュニケーション能力に差が見られますことから、児童・生徒の能力等に応じて活動を分けて実施することで参加しやすい環境を整え、参加者の増加を図ってまいりたいと考えております。

また、外国語指導助手、いわゆるALTを2名増員することとしておりまして、外国人との英語でのコミュニケーションの機会を増やし、内容の充実を図ることで本事業の魅力を伝え、目標値の達成を目指してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）

○16番（面野大輔議員） 次に、第6次小樽市総合計画について質問します。

平成21年に策定されて以降、約7年の時間が流れました。小樽市のまちづくりや施策を進める上で基本となる指針が示されている計画ですが、総合計画は大きく分けて五つのテーマで構成されています。そのテーマの中で33の施策に分かれ、さらに67の象徴的な指標に分けられています。市民にとってわかりやすい市政運営のために、施策に対する数値目標を示し、より効率的で効果的に計画を推進しますと、そう書かれています。総合計画策定以来、小樽市はこれらの指標を用いて計画の推進管理を行い、施策の目標に対する成果を検証するよう進めてきました。まちづくりや人づくりは、数値目標を達成しても完成するわけではないと考えますが、総合計画における数値について質問したいと思います。

第6次小樽市総合計画の成果指標について、現状値と目標値が各指標に設定されておりますが、目標値の算出根拠と施策を行う上で、どのように活用しているか、お示してください。

また、指標の重要性をどうお考えでしょうか、御説明ください。

次に、数値目標の達成が事業の最終形とみなすのではなく、数値を達成した指標についても、その結果、どのような効果が得られたのかの十分か否かの検証が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、平成28年度当初予算には、次期総合計画策定に向けた取組を開始する関係経費として240万円の予算が出ておりますので、次期総合計画の策定を期待しているところです。

三つ目の項目については、以上です。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま第6次小樽市総合計画について御質問がありました。

まず、成果指標における目標値の算出根拠と活用につきましては、計画策定時点での最新の現状値を基に、近年の傾向や人口、経済などの外的環境を加味するとともに、施策を実行あるいは改善することで見込まれる効果を踏まえながら総合的に勘案し、目標値として設定したものであります。この成果指標については、施策の推進状況や効果のほか、課題や今後の方向性を検討するため活用しております。

また、施策の進行管理ばかりではなく、市民の皆様にも推進状況を目に見える形で示すことができることから、重要なツールの一つであるものと考えております。

次に、目標値の達成後も効果の検証が必要ではとのことにつきましては、計画期間に目標値を達成することは一つの成果として捉えることができますが、行政が取り組む事業については、その効果を把握するとともに、必要な点検や見直しを行いながら業務の改善を図る必要があることから、今後の施策の展開に向けては、PDCAサイクルを念頭に継続して検証を進める必要があるものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）

○16番（面野大輔議員） 次に、四つ目の項目、2月上旬に入港した米艦船について質問いたします。

現在、小樽港は物流やクルーズ客船の寄港など、商業港として機能しているところです。しかし、昨年に続き、小樽港には2月上旬、米海軍第7艦隊の掃海艇パトリオット、その後、まもなくしてミサイル駆逐艦ベンフォールドの2隻の米艦船が商業港である小樽港へと入港してきました。

先月、市民と語る会に参加された方からも、米艦船の入港に対する反対意見がありましたが、一部市

民の方も大変心配され、危険を感じている状況です。

米艦船の入港に際し、商業港としての機能維持はもちろん、どのような方針で対応をしていきますか。昭和57年小樽市議会にて核兵器廃絶平和都市宣言をしている本市ですが、米艦船入港時に問題視される核兵器搭載の有無が不透明な状況で入港を許可することは、自治体として矛盾すると思うがどうでしょうか。

小樽港港湾BCP策定事業費の内容で、自然災害や大事故などの危機的事象が発生しても、小樽港の重要機能が最低限維持できるよう、危機的事象の発生後に行う具体的な対応などを示す計画を策定するようですが、昨今、世界では紛争やテロなどが多発しております。そのような人為的な事件が小樽港で起きた場合、現在まで積み上げてきた商業港としての小樽港という立ち位置だけではなく、観光はもちろん、小樽市民も甚大な被害を受けることは容易に想像ができます。これからも米艦船の寄港を承認し続ける以上、このような有事が起きる可能性は全くゼロではないと思いますが、もし仮にもそのような有事に遭遇し、港湾施設の被害が発生した場合の対応も含め、今後、本計画を策定していくのか、お示しください。

四つ目の項目については、以上です。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま2月上旬に入港した米艦船について御質問がありました。

まず、商業港としての機能の維持につきましては、米艦船の小樽港への寄港時には、従前から入出港時及び接岸時の安全性のほか、貨物船などの商船の入港予定を確認するなど、商業港としての港湾機能への影響について検証した上で、岸壁手配に当たっての判断をしており、今後ともこれまでと同様の方針で対応をしたいと考えております。

次に、核兵器廃絶平和都市宣言をしている本市が、核兵器搭載の有無が不透明な状況で入港許可をすることは矛盾するのではないかとこのことにつきましては、米艦船が小樽港へ寄港する際には、外務省のほか、在札幌米国総領事館に対し、核搭載の有無について文書照会しております。外務省からは、搭載能力がない以上、核兵器を搭載しないことにつき、我が国政府として疑いを有しない旨の回答を得た上で判断をしているところでありますので、核兵器廃絶平和都市宣言と矛盾するものではないと考えております。

次に、有事に遭遇し、港湾施設に被害が発生した場合の対応計画につきましては、港湾BCPは、大地震等の自然災害、テロ等の事件、大事故などの危機的事象が発生しても、当該港湾の重要機能が最低限維持できるよう危機的事象の発生後に行う初動対応や事業継続対応などを内容として策定をしております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）

○16番（面野大輔議員） 次に、第5項目め、新教育長及び新教育委員会制度について質問します。

新教育長に就任した林教育長についてですが、森井市長は選任に当たり、市長の思いの丈や現在の小樽の課題などを事前に話し合いをした上で要請し、林教育長も市長の思いに同意、共感を得て承諾したこ

とと思います。林教育長との事前の話合いの内容や森井市長が林教育長へ期待する教育行政の取組をお答えください。

次に、林教育長が小樽市の教育長の職につかれました。

しかし、私たちの林教育長の事前情報としては、簡単な経歴のみとなっております。これから、市教育行政を進めていく姿勢について、また新制度への期待も含め、ぜひ一言お聞かせください。

次に、平成27年4月から施行となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって、以前の制度と異なる点が多くあります。改正前の課題について有識者の見解を探ってみると、権限と責任の所在が不明確、地域住民の意向が十分に反映されない、教育委員会が形骸化している、意思決定に迅速性、機動性が欠けるなどが挙げられています。前制度の課題、問題点について、本市でも実際にそのような問題があったと認識しているか、お答えください。

次に、新制度への移行の認識について伺います。

改正によって定められている教育委員長と教育長の一本化、総合教育会議の設置、教育に関する大綱を首長が策定など、タイミングの差はありますが、全自治体は新制度に移行しています。この改正により、本市における教育行政が具体的にどのように変わっていく見込みで、どのようなことが期待されるのか、お聞きします。

まず一つ目に、教育委員長と教育長が一本化されることにより、どのような効果が得られると考えていますか、お示しください。

二つ目に大綱の策定における市長の認識、姿勢についてお尋ねします。

教育の目標や施策の根本的な方針を決める大綱ですが、策定は市長の専決事項とあります。仮に総合教育会議内で大綱策定時に教育委員会との協議、調整が調わない場合に、市長はみずからの意向に沿って教育委員会の承認を得られずとも決定できる権限を持っていますが、そのような場合にどうするお考えなのか、お聞かせください。

最後に、この法改正が行われたきっかけとも言われている、2011年大津市で起きたいじめ自殺事件についてですが、法改正を行っただけで、いじめやいじめ自殺が解決に至るとは考えておりません。いじめめるほうもいじめられるほうも人間です。そして、学校の現場では、さまざまな問題が日々起こり、大きなストレスを感じながら過ごしている人も少なからずいることと思います。子供が減っている少子化とは逆行し、問題が少なくなっているという安堵の声は聞こえてきません。新制度は、教育行政に対する首長の影響力、関与の強まり、教育の政治的な中立性、教育行政の安定性、継続性が低下するのではないかと課題が指摘されています。それらに十分配慮の上、少しでも問題解決に近づけるために、児童・生徒はもちろん、生徒の父母の皆様や地域住民の意向を幅広く取り入れられるよう、教育行政を行っていただきたいと思っています。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま新教育長及び新教育委員会制度について御質問がありました。

まず、新教育長の選任に当たっての事前の話合いの内容や教育長へ期待する教育行政への取組につきましては、私から林教育長に対し、子供たちの学力の向上に向けた取組や地域との連携を通じた人材の育成、教育環境の整備など、本市の教育行政について、これまで前教育長が行ってきた取組を継承し、

さらに発展させていただきたい旨をお伝えいたしました。

林教育長には、そうした私の思いを理解いただき、同意をいただいたものと考えておりますので、これまでの豊富な経験を生かしていただき、本市の教育の充実、発展のために教育行政をリードしていただきたいと考えております。

次に、大綱の策定に当たって、総合教育会議で教育委員会との協議、調整が調わない場合への対応につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律についての文部科学省からの通知では、総合教育会議において教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会では、当該事項を尊重する義務を負うものではなく、その執行については、教育委員会が判断をするものとされております。このことから、本市における大綱と教育行政の執行とにそごが生じることのないよう、あらかじめ教育委員会と十分に協議、調整を尽くした上で、合意に至った事項を大綱に記載することが肝要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) ただいま新教育長及び新教育委員会制度について御質問がございました。

初めに、これから小樽市の教育行政を進めていく私の姿勢でございますが、平成23年度に就任以来、上林前教育長は、教育委員会と学校との距離を縮めること、小樽の恵まれた教育資源を活用すること、さらには、まちづくりは人づくりの考えを教育行政執行方針に掲げ、この間、そのリーダーシップの下、さまざまな取組を進め、着実に成果を上げてこられたものと認識をしております。

その上で、私といたしましては、前教育長が挙げられた成果を礎として、また、私のこれまでの教育行政における経験を生かし、教育環境を向上させるための取組を着実に進めながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた児童・生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

一方、教育委員会として取り組むこととしております文化遺産のまちづくりへの活用などのように、近年、教育の枠を越えて取り組むべき政策も多くなっていると認識をしておりますことから、新たに設置されます総合教育会議などを通じて、市長部局との連携をこれまで以上に密にして、より政策効果を発現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育委員会制度改正前の課題への認識についてでございますが、一般的に指摘されている課題につきましては認識をしておりますけれども、本市において、それらの課題が原因となり、具体的に問題となった事例は、これまでになかったものと考えております。

次に、教育委員長と教育長が一本化されることにより得られる効果についてでございますが、教育行政の一義的な責任が新教育長に一本化され、責任体制の明確化が図られるとともに、常勤の教育長が教育委員会の代表者となることによりまして、緊急時におきましても、迅速に会議を招集することができることなどの効果があるものと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、面野大輔議員。

○16番(面野大輔議員) それでは、何点が再質問をさせていただきます。

まず、小樽市総合戦略の重点目標である人口減少対策について、今回、事業、施策が多く示されている総合戦略でしたが、森井市長就任よりもかなり前から日本全国において人口減少は懸念されていたと思うのですが、今回、森井市長も公約に掲げているものから、そうでないものまで事業の中に入っていると思うのです。今までの小樽市の取組と、今当初予算の森井市長が今後取り組んでいかれる事業について、どのような点を考慮して違いを生み出そうとしたのかをお示しく下さい。

また、取組の違いがあるのであれば、以前の取組の検証結果と今後行っていく事業に、その検証結果をどのようにつなげていって、平成28年度予算に計上した事業というのが具体的にあるのであれば、それも合わせてお示してください。

次に、JR銭函駅のバリアフリー化について、2月22日にNHKで報道されていたというお話を市民からお聞きして、その方のお話では、その報道内容は平成28年度中に整備事業が始まるというニュアンスで放送されており、私もそういうふうに説明を受けたのですが、今定例会では、6月に着工予定だということで答弁をいただいています。やはりそういう方がかなり多いのかなとも思うのですが、もう着工が始まると認識されている方から市への問い合わせがあれば、その件数と内容をお知らせください。

それと、JR銭函駅のバリアフリー化については、国の予算がまだ充てられない状況で6月から整備着工予定ということで、今、認識しておりますが、何を根拠に6月から整備に着工できるというめどを立てられたのか、関係機関からの情報だとか進捗状況、その辺の国の予算づけがいつ決まるのかということ等を推察された上で、6月着工予定と言われているのか、それとも本当に希望的なもので6月着工予定ということなのか、逆に、いつ国の予算づけが決定すれば6月に着工できると考えているのか、お答えください。

次に、移住促進事業に関して、後志総合振興局が、倶知安町、ニセコ町、赤井川村でアンケート調査を実施したところ、その結果は、リゾート施設、観光、飲食業、農業ヘルパー、就農などの回答が多くあったようなのですが、その中には小樽市内を望む方も多く、今回の市の重点施策でもある移住促進事業に当てはめるとき、住まい、雇用というのは先ほども答弁いただいていたのですが、どのように取り入れていくというか、割り振りを考えているのか。どのようなところを提示してあげるのか。問い合わせが来たときに、どういうところをお勧めしていくのか、そういうところが具体的にあればお示ししたいと思います。

またさらに、これは新聞記事なのですが、地元の観光事業者などと住まいの確保に関する協力について盛り込んだ協定というのを、2月下旬に締結するとあったのですが、この協力体制への協定というのは、倶知安町、ニセコ町、赤井川村だけのものなのでしょうか、それとも小樽市もその協定の中に含まれているのか、お答えください。

次に、ふるさと納税の返礼品の決め方について、先日の答弁で、公募型プロポーザル方式を使用し、製品の精査、決定をしていくということでお聞きしていたのですが、この公募型プロポーザル方式というのは、公募上、発注者は小樽市になると思いますが、公募条件を取り決めて、その後、方式に従って参加者を募り、その案件に関して精査していくという流れだと思います。そして、この公募条件の取決めというところが一番大切な部分になってくると思うのですが、ふるさと納税の返礼品の取決めについては、予算は総務企画費で計上されているのですが、公募条件の取決めというのは、どのような体制で行っていくのか、お示してください。

また、このふるさと納税の開始時期は、いつなのかをお知らせいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 再質問の最初の総合戦略の関係が、新しい質問に聞こえたのですが、答弁にはありましたか、本答弁の中の……

（発言する者あり）

検証結果うんぬんというものがですね。

それと、少し整理させてもらいますと、移住の関係でお話があって、その後、観光事業者との協定の話がありましたが、これも新しい質問に感じましたし、それから最後のふるさと納税も、本答弁の中にふるさと納税のお話はもちろんありましたが、私の記憶では、公募条件の取決めの返礼品のうんぬんと

というのが、なかったような気がしますが、お答えができる範囲でお答えを願います。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 面野議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外に関しましては、担当部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願います。

私からは、人口減少対策に対して、日本全国で懸念をされているということで、大きな視野でお話しされていたかと思うのですが、今までの小樽市の取組との違いについてということだったかと思えます。今までも小樽市は、他の自治体、特に10万都市の中では先行して人口減少が進んでいたこともあるので、今までも人口減少に歯止めをかけるための対策というのは取り組んできたというところかと思えます。私としては、今までの取組で効果的なものは当然続けていくべきだと思っておりますし、さらにその違いというか、新たな取組ということで、先ほど答弁させていただいた対策について取り組んでいるところがございます。幾つか、先ほども御紹介させていただいているところがございますが、乳幼児の医療費の無料化のお話であったりとか、先ほど御指摘いただいた移住に対する対応においても、今までの取組にさらに取組を加えたりとか、新たな取組を考えたりとか、さらには北海道で取り組んでいるところに対して連携をさせていただいたりとか、さまざまな取組で、新たな取組が増えてきているという認識を私は持っているところがございます。そのような政策を実現することで、この人口減少に何とか歯止めをかけていきたい、このような思いを持っているところがございます。

もう一点、銭函駅のバリアフリー化の着工時期のお話ですが、これについては、協議会の中で、運輸局とJR北海道と、そして小樽市との三者協議の中で予算がしっかりと確定したら、この予定、流れで行ってきたいということで話合いが進んでいるというところがございます。そのような中で、まさにここもそうですが、今、予算案を提案させていただいているところがございますので、議員の皆様の方で、その予算が可決されれば、その予算がつくということで、それも決定してから動くということになります。国においても、その場所がまだ確定していないというところなので、それが決まったら、全てJR、運輸局、そして小樽市との三者の段取りがとれますので、それがとれましたら、この6月着工に向けて動き始めるということで御理解をいただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(小鷹孝一) 面野議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、バリアフリーの関係につきまして、2月22日にNHKで放送された番組の関係で問い合わせがなかったかということでございますが、電話等での問い合わせというのは、その後はございませんでしたけれども、2月中旬に行われました地元への説明会の中で、銭函連合町会長から、これについての質問があったというものが1件ございました。

○議長(横田久俊) 移住とふるさと納税はお答えできませんか。移住は、倶知安町、ニセコ町、赤井川村と、リゾートの関係で、小樽への移住にどのように取り入れていくのかという、これは新しい質問のようですが、これはよろしいですか。もし、よければ予算特別委員会でもう一回出していただければと思います。

ふるさと納税は。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） ふるさと納税につきましては、返礼品の発送分等の業務につきましては、現在、財政部で条件設定等の検討を進めているところでございます。

また、開始時期につきましては、4月に寄附していただいた方から間に合うように準備をしているところでございます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

○16番（面野大輔議員） 再々質問で2点だけお伺いします。

今、森井市長からも御答弁があったのですが、今定例会でJR銭函駅バリアフリー化のための整備事業について、例えば市で今回、当初予算が議決されても、国の予算がつくかどうかというのは、いまだわからないということなのですか、それともある程度のめどは立っているということなのでしょうか。

もし、国の予算待ちみたいところで、小樽市は予算をつけたけれども、最終的に国には予算がなかったというふうな、そういう最悪の事態というのは全く考えられないものなのか、本当に着工できるものなのかということ、しつこいようですが、最後にもう一度お答えください。

あと、ふるさと納税の返礼品については、検討していくということはもちろん検討していかなくてはいけないと思うのですが、もう今日は3月8日で、4月から寄附してくれた方に返礼品を渡していくということなので、タイムスケジュール的にどのぐらいの公募を行って、公募を行ったはいいけれども、どうやって詰め合わせにするとか発送元を決めるだとか産品を決めるとか、かなりタイトになっていくと思うのですが、スケジュール的にはどのようにお考えなのか、最後、この質問で終わりたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます、2点。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 面野議員の再々質問にお答えをいたします。

私の答弁以外については、担当部長より答弁をいたします。

私からは、JR銭函駅のバリアフリー化に伴う整備事業費の件でございますが、まだ国から正式なお話というのは受けておりません。それについては、本当に一日も早く聞けたらという思いはありますが、残念ながらまだ正式なものは来ていないので、めどが立っていないと言われれば立ってはおりません。

ただ、平成28年度予算の中の駅としては認められているというふう聞いておりますので、それが予算化された後に事業選定がありますから、その選定で銭函駅ということが決まりましたら、そのときに正式なお話来るのではないかと考えているところでございます。

そしてもう一つ、もしもそれがだめだった場合、それについては、先ほどお話しさせていただいた協議会の中で、平成28年度の予算の中に入らなかったということから、もう一度協議をしていただいて、その後において、例えば補正予算がつけられるのかとか、ほかの方法があるのかということ、その協議会の中で先々のことについて考えていただきたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） ふるさと納税に関しての再々質問でございますが、まず返礼品そのものにつきましては、市長の答弁にございましたとおり、お墨つきの小樽ブランド商品からということで考えてございます。問題になりますのは、安定的な調達ですとか発送業務がきちんと行われるという、そうい

う実施体制の部分をきちんと確認した上で業者を選定するという、そういう流れになってございます。実際の発送業務そのものは、4月1日に寄附したらすぐというのではなくて、一定程度まとめて、大体今のところは月2回ほど締めて発行者リストをつくって業者に渡して発送していただくという段取りで考えてございますので、予算が議決されれば、速やかに準備を整えることで十分間に合うと思っております。

○議長（横田久俊） 面野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時26分

再開 午後 7時10分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、石田議員から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

○6番（石田博一議員） 平成28年3月8日の第1回定例会において、私の議事進行における発言に不適切な文言があり、市議会並びに関係議員に対しおわび申し上げるとともに、今後の発言には十分留意することを申し添え、私の謝罪といたします。申しわけございませんでした。

○議長（横田久俊） 会派代表質問を続行します。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○5番（安斎哲也議員） 本会議が1週間延びた上、本日も5会派の代表質問最後ということもあり、夜遅くなった中ではありますが、通告どおり新風小樽を代表し質問いたします。

さてこの間、市長の発言拒否の問題から議会にそぐわないなどという発言が問題となっている森井ひであき後援会通信でございますが、市長も再三質問され嫌気が差しているとは思いますが、このように問題になることは十分予測できましたし、そもそも議会の前に質問書を受け取らなかったことから問題が大きくなったと、私としては考えております。

この定例会は、新年度の市の予算を審議し、1年間、そして今後、将来の小樽の行き先をどうするか考え、質問し、議論する重要な議会となっておりますが、この点について質問時間を割くことを大変残念に思っております。

森井市長は、24日の提案説明において、平成28年度予算編成に当たっての基本的な考え方の中で、「市民の皆様はもとより経済界をはじめとした各団体、市議会などとも連携、協力し、切磋琢磨しながら、スピード感を持って一つ一つの政策を着実に実施し、市政運営を進めていかなければなりません」と述べられました。しかし、1月に巡回した森井ひであき後援会通信では、「官民癒着の盤石な支持基盤が」「もろくも崩れ去りました」「一部の会派が、論点をすり替え、政策議論ではなく「反森井」で議事が進められて、森井市長に反対の為の反対をしている」「市議会でのマスコミに流れている報道は偏った見方によるある一部の意見をとり上げた報道」「一部の市議の方々の質問がいかにも市民目線で行われていないか」「いたずらに議会を空転させている」「一部の経済人や市役所内部の職員、反対派議員と一緒にあって森井市長を引きずり下ろすのに躍起になっている」などと、市長が述べられた連携、協力とはほど遠い悪質な誹謗中傷が森井秀明市長の名をつけた政治団体が行いました。

市長は、記者会見などで、この後援会通信について、大変心強いと支持しているとれるコメントを

正式に述べています。この後援会通信の内容と同様のお考えであるということであれば、本当に経済界や議会などと連携し、協力をしてよいまちづくりをしていこうと考えているのか、甚だ疑問でありますし、いわゆる前体制の与党ではない我が会派としても大変遺憾に思っており、4会派共同による質問状を提出したところでございますが、森井市長はその質問状を受け取りませんでした。

議会議論を深めるためには、お互い信頼関係を構築し、真摯に向き合う姿勢が必要でありますし、私としてもこれから質疑に移っていくためにも、後援会通信に書かれた我々などへの誹謗中傷について、明確にお答えをしていただかなければなりません。

この後援会通信は怪文書ではなく、市長の名前がついた文書でありますし、市長自身が、経済界をはじめとした各団体、議会などとも連携、協力し市政運営を進めていかなければおっしゃっているように、まさに市政運営に直結する問題であります。大変心強いや後援会のことだからなどと曖昧にするのではなく、後援会と同様の考えなのかどうか明確に示してください。誠実な答弁を求めます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 安齋議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、後援会通信について御質問がありました。私の市政の考え方につきましては、提案説明でも申し上げたように、市民の皆様はもとより、経済界、各団体、議会などとも連携、協力し、市政運営を進めていかなければならないと考えております。

このたびの後援会通信の内容についても、多くの市民の皆様の見の一つとして受け止めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安齋哲也議員。

（5番 安齋哲也議員登壇）

○5番（安齋哲也議員） 財政問題について伺います。

まず2月24日の提案説明における平成28年度予算編成に当たっての基本的な考え方の説明の中で、本市の財政状況について、「国の地方財政計画で示されたような市税の伸びが期待できないことに加え、地方交付税と臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税の減少が見込まれることから、引き続き厳しい状況にあります」と述べていました。

しかし、議案説明の際に配付された平成28年度予算編成の状況では、市税がプラス2.3億円、譲与税・交付金がプラス3.9億円、地方交付税がプラス12.4億円と説明されました。引き続き厳しい状況にあるという認識については、私も共通の認識をしていますが、提案説明と議案説明の際の資料とでは真逆の説明がなされることについては疑問です。どういうことなのでしょうか、説明してください。

次に、平成28年度一般会計予算の前年度と比較した説明の中で、27年度当初予算が骨格予算であったことを踏まえ、政策的な予算を盛り込んだ第2回定例会後の予算と比較させていただきます、と説明されましたが、比較した昨年の第2回定例会時には、歳入では特別交付税9億3,700万円が計上されておりませんでしたし、歳出では森井市長の重点公約である除雪予算11億2,900万円が計上されておりません。また、28年度当初予算においては、歳入では特別交付税9億7,000万円が計上され、歳出では除雪費が計上留保されています。

これらのことから、前年度との比較をするならば、第3回定例会後が適切ではないでしょうか。なぜ、第2回定例会後との比較にしたのか、理由とあわせてお聞かせください。

また、歳入歳出のバランスを比較すると、当初予算による財政調整基金の取崩し額を少なく見せようとしているだけで、財源不足のごまかしではないかと考えます。いかがですか、お答えください。

仮に、今年度の除雪費を予算として計上した場合、財源不足は幾らになりますか。

除雪費と特別交付税を計上した第3回定例会後と比較した場合、必要な一般財源としては前年度比何億円で何パーセントの増減になり、歳入歳出のバランスはどうなりますか。

除雪費の計上留保の理由が、今年度の除排雪の検証をするためとしています。今冬の積雪は前年度の半分程度で推移しており、市として設定した穏やかな気象条件と比べても相当少ないと思われます。残念ながら、今冬の降雪、積雪、気温などを考慮すると、今年度の状況だけでは検証に値しない状況ではありませんか。今冬での検証だけで、新年度の除排雪体制の変更をされるのか、確認させてください。私は、拙速であると思います。いかがですか。

次に、平成27年10月28日に示された、平成28年度予算編成方針に関連して質問します。

この方針の中では、本市の中長期財政収支見通しとして、27年度の第3回定例会補正後と比較しています。新年度予算のポイントとともに市長提案説明において、第2回定例会補正後と比較していることに違和感を持っているところです。昨年10月に示された中期財政見通しでは、第3回定例会補正後なのに今定例会に計上される予算説明では、第2回定例会補正後とした理由が理解できません。

また、中長期財政収支見通しにおける平成28年度の本市の財政状況では、市税及び地方譲与税・交付金が5,000万円の増となる反面、地方交付税及び臨時財政対策債が1億8,000万円の減、退職手当債が4億6,000万円の減となり、11億4,000万円の収支不足が見込まれていると説明されています。今後5年の見通しにおいて7億から14億円の収支不足が見込まれ、財政調整基金繰入金などの財源対策を考慮しても毎年度4億円の収支改善が必要になるとされていましたが、新年度予算を編成した現在における今後5年間の財政状況はどのように試算されているのか、お聞かせください。

森井市長の選挙公約では、本市の財政問題について触れていませんが、予算編成の基本方針の中では9点の取組をのせ、そのうちの1点目に真の財政再建を掲げています。また、市長提案説明では、まず私自身が本市の現状を十分に把握し、できるだけ対話を重ね、共通認識を得ることができるよう努めてきたつもりと述べられていましたが、共通認識とは何と何との共通認識で、内容は何でしょうか。

また、本市の財政状況や公共施設の老朽化の現状などについては、私が理解していた以上に厳しい状況と述べられましたが、理解していた以上には、どのようなものなのかお聞かせください。

予算編成方針の中で本市財政はきわめて厳しい状況が続くものと想定されていますとし、歳入に見合った歳出が予算の基本とし、真の財政再建に向けた取組が必要だと明記していますが、新年度では収入が16億円増加したものの、財源不足額が2億4,000万円となると説明しています。まず、新病院建設により、医療機器の起債償還が始まったこと、前体制から予定していた港湾整備による繰出金増、そして1人当たりの医療費の増加による国民健康保険事業特別会計、高齢化による介護保険事業特別会計への繰出金増などがあるものの、市長が公約に掲げたJR駅舎のバリアフリー化と乳幼児等医療費助成の予算額が、ちょうど財源不足額と重なっています。歳入に見合った歳出が予算の基本とし、真の財政再建に取り組むとしていますが、今後も市長公約を実現させるために予算をつけると、さらなる財源不足が生じることと考えられますが、今後もさらに財政調整基金を取り崩してでも公約実現にかじをとるつもりかお聞かせください。

また、選挙戦において小樽の恥、相乗り市長は要らない、しがらみと強く批判した前体制が残した貯

金頼みで予算編成をされていますが、あれだけ批判していたのに、その体制の貯金頼みであることの森井市長の心境と、中松市政で財政調整基金が20億円になったことへの認識と評価をお聞かせください。

次に、予算編成における要求額と市長査定について伺います。

平成28年度予算編成において、森井市長は市長査定として初めて予算編成に携わり、各部からの要求額計570億4,300万円に対し4億300万円を査定し、566億4,000万円を予算計上されました。中松体制から部別ごとの当初予算額と要求額、査定額が示されましたが、今回は新たに前年度の増減内容を表記してあります。私としては、その査定が増減の内容と理由を知りたいと思っていますが、いかがでしょうか。

予算編成過程の見える化としての取組が、さきに挙げた予算編成方針の公開と要求額と市長査定の公開であります。私はこれまでも予算編成作業のより一層の公開を求めてきましたが、市政の現状をオープンにしていくと公約した森井市長は、今回の編成作業を終え、より一層の見える化、特に市長査定のオープン化をするお考えはございませんか、御所見を伺います。

財政問題については、これで終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、市長提案説明に関連してですが、まず、提案説明と会派説明の際の財政状況説明につきましては、提案説明では本市の財政状況と地方財政計画との関連を述べたものであり、会派説明の資料は本市の実際の予算計上額についての前年度予算との比較を説明したものであります。

なお、各会派の説明に際しましては、平成27年度は特別交付税が第3回定例会での計上になったことや、普通交付税につきましても、当初予算計上額より大きく伸びていることなどをお伝えした上で、28年度の地方交付税総額の予算計上額は27年度決算見込額よりは実質的に減となっている状況も説明をしたところであります。

次に、第2回定例会との比較の理由につきましては、これまでも前年度の当初予算が骨格予算だった場合は、第2回定例会後の、いわゆる肉づけ後の予算額を前年度の通常予算として比較をしております。御指摘のとおり、平成27年度は特別交付税や通年度ベースの除雪費が第3回定例会での計上となりましたが、第3回定例会では前年度繰越金や前年度の国庫支出金返還金など肉づけ以外の要素の補正予算も計上しておりますので、今回もこれまで同様第2回定例会後の予算との比較で説明をしたものであります。

次に、財源不足を少なく見せているのではないかとしましては、本来予算は1会計年度間の歳入歳出を網羅して通常予算に計上するべきものでありますので、編成時点で見込み可能な歳入歳出は当初予算に計上したものであります。

なお、本格的な除排雪などの経費については、今年度の調査分析を踏まえ、予算計上額を検討することとしたため、第2回定例会以降に計上することとしたものであります。

次に、除雪費を当初から通年予算とした場合の財源不足につきましては、除雪費及びその財源が平成27年度の現計予算と同額で積算をしますと、収支不足は約14億3,000万円となります。

次に、当初予算で除雪費と特別交付税を計上した場合に必要な一般財源の増減額及び率、財源不足額につきましては、平成28年度の必要な一般財源は359億6,000万円となり、前年度比23億1,000万円、

6.9パーセントの増となります。また、27年度の財源不足額は7億3,000万円であるのに対し、28年度は14億3,000万円で、7億円、96.2パーセントの増になります。

次に、除雪費の予算計上の一部保留等につきましては、今年度から新たに取り組みました除雪拠点や雪堆積場の増設、幹線道路を中心としたガタガタ道路の解消や補助幹線道路における除雪出動基準の見直しなどについて、その効果等を検証する必要があることから、当初予算では当面必要な経費のみを計上したものであります。

今年度の見直し内容については、現在、検証を進めているところでありますが、気象条件にかかわらずそれぞれの取組については検証ができるものと考えておりますので、今後、検証結果を踏まえ、必要な見直しを行った上で追加の予算を計上したいと考えております。

次に、平成28年度予算編成方針についてですが、まず、今後の財政状況の試算につきましては、本市では今後の財政運営の検討に当たり、全庁的な共通認識を図るため、中期財政収支見通しを策定しておりますが、予算編成や決算の状況を踏まえて毎年度見直すこととしており、28年度予算編成後の試算はまだ行っておりません。とりわけ今定例会に提案をしております新年度予算には、除雪費予算の一部を計上留保していることや、今後普通交付税の算定結果により一般財源の状況も変わってまいりますので、それらを反映するとともに、27年度決算状況なども勘案しながら昨年同様新年度の予算編成に向けてお示ししたいと考えております。

次に、提案説明中にある共通認識と財政状況等の理解につきましては、まず共通認識については、私は「住みよいまち小樽」「人にやさしいまち小樽」の実現に向け、小樽に住んでいて本当によかったと思えるまちづくりとなるよう、市民の皆様や職員の方々と対話を積み重ね、小樽市総合戦略を策定いたしました。この総合戦略の確かな実現に向け、皆様方とともにこの展開を図っていくことが共通認識と思っております。

また、財政状況の理解については、依存度の高い地方交付税の先行きが今後も不透明な中、平成26年度決算で経常収支比率や財政力指数がより悪化した一方で、公共施設の耐震診断の結果や道路、橋梁、港湾などの施設の老朽化に伴う経費も理解をしていた以上のものであったと思っております。

次に、今後も財政調整基金を取り崩しても公約実現を図るのかにつきましては、私としては財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整することが本来の目的と考えておりますので、財政調整基金で財源対策をすることのない予算編成が理想であると考えております。また、私の公約は市民サービスの向上のみが目的ではなく、将来的な税収増も視野に入れたものもありますので、それらを確実に実行することにより、真の財政再建も進むものと思っております。

次に、財政調整基金頼みの予算編成に対する心境と残高に対する認識と評価につきましては、本市としては従来から財源対策として財政調整基金を取り崩してきたことは認識しており、そこからいまだに脱却していないことはとても残念に思っております。また、基金残高が20億円となったことの認識と評価であります。山田市政から続く財政健全化の取組や市民の皆様の御協力とともに、それに向けた市職員の努力の結果であると考えております。

次に、予算編成における要求額と市長査定についてですが、まず、部別要求額等の表につきましては、平成27年度の予算編成方針の取組として、部別ごとの要求額と予算額等を公開いたしました。28年度は新たな取組として前年度と比較をしての増減内容を追加いたしました。査定の増減内容と理由の表記については、要求額そのものが国の動向などにより、査定期限ぎりぎりまで変動することなどの課題もありますので、それらを含め研究をしてまいりたいと考えております。

次に、市長査定のオープン化につきましては、私としては常日ごろから市民の皆様にはできる限りの

市政の現状をオープンにすることが必要であると考えておりますが、予算編成日程の問題、オープン化の方法等課題も多く、市長査定のオープン化の到達には時間を要するものと思っております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）

○5番（安斎哲也議員） 重点施策と市長公約について伺います。

予算編成案のポイントとして、総合戦略に掲げた将来都市像の実現に向けた重点施策、将来を見据えた諸課題の対応、財政健全化に向けた取組として、大きく3本柱で構成されています。

総合戦略に掲げた「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」の将来都市像の実現に向けた重点的な施策の展開として、四つの施策パッケージにぶら下げて各施策を盛り込んでいますが、重点施策48本のうち37本を市長公約としてマーキングされており、私は、我が物顔で品がない手法であると感じているところです。市長公約とマーキングするのであれば、新規事業と拡大事業に特化すべきであったと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

百歩譲って、市長公約の中には、既存事業もありますので、それについてはマーキングしたとしても、公約で全く触れていないものまで市長公約とするのはいかがなものでしょうか。市長公約の大項目にひもづけ、それを市長公約の達成度として成果にするとすれば、それは大変な問題で市民を欺く行為に近いものと判断せざるを得ません。この手法で市長公約達成状況だと発表することはないでしょうね、確認します。

既存事業で市長公約としてマークした施策が、市長公約のどこに該当しているのかお示してください。そして、なぜその公約部分に該当させられたのか、理由もあわせてお聞かせください。

特ににぎわい再生プロジェクトと関連づけた、市長公約で言う、「街が元気になる経済対策を実行」ですが、そもそも森井市長が最初から考えていた施策は何だったのですか。これらにひもをつけたものの大半が既存事業であります。森井市長独自の施策は何だったのでしょうか。批判した体制が実施してきたものと一緒だったのでしょうか。

1期目1年目から全ての公約を達成できるとは思っていませんが、今回の重点施策の中にも盛り込まれていない市長公約が多々あります。私は、かねてより中心市街地での市営住宅建設、老健施設の充実については、そもそも実現不可能であったと指摘していますが、新年度予算編成を終えた段階の市長の認識を伺います。

また、市長が予算編成作業を通し、財政の中長期見通しを目にした中で、どの公約が実現できないのか、修正を加えてでも実現可能なのか、推進に向けて進められているものがあるのか、現時点でのお考えをお聞かせください。私としては、公約もその事象や社会現象によって変化させるものは変化をする必要があるという考えであります、いかがですか。

さらに、市長公約を実現させるとしたら、今後の財政負担はどれぐらいかかると試算していますか。現状の市財政の中で、市長公約を施策として推進可能なのか、お聞かせください。

冒頭に取り上げましたが、波紋を広げる森井ひであき後援会通信では、「子育て支援政策、公園管理、健康増進策、ふるさと納税、空き家対策事業、教育力向上等、関係部署と連携して粛々と取り組みを行っていますので、その成果を改めてご報告させていただきます」としています。確かに、教育力向上については、森井市長の姿勢が見えた予算編成であるなど感じておりますし、上林副市長が教育長時代から取り組んでおられた外国語教育の取組について、上をとった林教育長が、より一層の取組をされることに

については評価をしておりますが、中松体制からの継続事業も含めて全て自分自身の公約であったとしますか、そして成果はどうやって報告しますか、お聞かせください。

市長公約の中で、駅前広場の再開発、駐車場やプール建設による小樽運動公園というハード的な整備はすぐにできなくとも、私としても同様の考えを持っており、推進していただきたいと考えているところです。市内に点在する公共施設を将来的に見据えた中で、新・市民プールを含めた総合体育館、市民会館などの公共施設整備を進めていただきたいと考えます。また、これに市役所庁舎との複合化も視野に入れることも可能かと思えます。いかがでしょうか。

今回の予算で、乳幼児等医療費助成の予算が盛り込まれています。

まず伺いますが、人口対策を重点においた国の地方創生に関連した小樽市総合戦略にひもづけられたこの医療費助成は、人口対策の一つの施策として行うと認識してよろしいですか。

また、市長提案説明では、小学生の入院外医療費を助成対象とすることにより、道内主要都市の中でも充実した支援となると考えていると述べられましたが、道内主要都市はどこの都市のことを挙げ、その中でどこが充実すると考えているか、お聞かせください。

さらに、最終的な目標である小学生までの医療費無料化に向け検討を進めるとしてありますが、公約実現が目標としか思えません。小学生までの医療費無料化は手段であり、目的が人口対策であるならば、本当にそれが人口対策に結びついているのか検証した上で検討を進めるべきと考えますが、いかがですか。

る質問しましたが、このこども医療費助成は全国の自治体で導入され、当初、小学校入学前までが多かったのですが、小学校3年生まで、6年生まで、ある自治体では高校生ままでと競争が過熱しています。昨年、小樽医師連盟主催の市民セミナー「人口減少時代の自治体経営（市民自治）」についてが開かれ、千葉県我孫子市の福嶋浩彦前市長の特別講演が行われましたが、森井市長もこの席にいらっやいました。福嶋前市長は、このこども医療費助成について、本来はいい政策ではないと思う、医療費助成の適正水準をどこの自治体も調べていない人気取りの政策だと苦言を呈していますが、この意見について福嶋前市長の講演を拝聴された森井市長はどのようにお考えですか。

また、福嶋前市長は、人口減少社会に対するインタビューで、この助成がないと適切な医療を受けられない子供がどのくらいいて、この制度でどれだけ改善されたのか、どこの自治体も検証していないと指摘されていました。小樽市としては、乳幼児等医療費助成を行うに当たり、小樽市内の子供の医療需要についてどのように分析しているのでしょうか。この助成がないと経済的理由から受診を控えるような子供はどのくらいいますか。また、この拡大によりどのような改善が見込まれると考えますか、お聞かせください。

さらに、福嶋前市長は、実際に医療費負担のため子供の適切な医療が妨げられているなら、医療保険自体を改革する必要がある、自分のアピールに使う問題ではないと指摘していますが、私も同様に選挙のアピールに使うものではないと考える一人です。森井市長はこの指摘についてどのように考えますか。

「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」と将来の都市像を掲げる小樽市総合戦略の基本目標に、「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」としてありますが、こども医療費助成だけでこの目標を達成できるとは思えませんし、この個別施策だけをすれば人口対策として子育て世代のためにはならないと思いますが、どう考えていますか。

子供を大事にするという観点では、この個別施策だけで議論をするべきではなく、小樽市として子育て政策全体をどうしていくかが必要であると考えます。子供が成長、発達し、子育て家族の成長が具体的にイメージすることが重要であると思っています。これからの小樽市として重要なのは、子供に優し

いまちづくりを進めることが必要であると思っています。

全国で100を超える自治体が子ども条例を制定し、子育て支援や青少年育成の子供の施策の中に子供の権利の視点を盛り込むとともに、子供の権利を尊重する子供施策を展開しています。

世田谷区では、子供施策推進のための原則条例として2002年に子ども条例を施行し、2004年に子ども部を設置しました。2014年には子ども・若者部への名称変更も行われました。この中で、子ども基金を創設し、子供支援活動への新しい市民の提案への助成金制度をつくるなど、市の理念として子供、若者を盛り込み施策を推進しています。

小樽市としても、子ども条例を制定し、より一層未来を担う子供たちに向けた施策の展開を望みますが、いかがでしょうか。

JR駅舎のバリアフリー化に関連した市内公共交通について伺います。

小樽市総合戦略では、施策の方向性の一つとして、交通アクセスの改善等による住みよいまちづくりが挙がっていました。市長はバリアフリー化という個別施策、いわゆる手段が先行しているように感じますが、市内の公共交通機関全体の課題解決を議論するべきと思います。市長として、小樽市内の公共交通を全体で見て、課題はどこにあると考えていますか、お聞かせください。

銭函駅のバリアフリー化については、市の新年度予算で予算が計上されましたが、なぜ当駅の国の予算が決まっていないのですか。バリアフリー化については、住民要望もあるものは承知しておりますが、今年1月の新聞報道にあった、小樽一札幌間における通勤・通学者に大きな影響を及ぼしかねない夜の快速が4本減便されるという問題が深刻です。市長としてどのように受け止め、対策を講じていかれるでしょうか。

生活環境である市内公共交通機関の今後がより一層問題となり得るところと考えますが、御所見をお願いいたします。

また、この問題とは別ですが、小樽一札幌間の朝の快速列車についても、交通の利便性から増便要望があるのではないかと思います。バリアフリーというハード的な公約を実現させたい気持ちはわかりますが、ソフト的な対策にも力を入れるべきと考えます。いかがですか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、重点施策と市長公約について御質問がありました。

初めに、重点施策についてですが、まず重点施策における市長公約につきましては、新規事業や拡大事業はもとより、これまでの取組であっても、予算編成作業を通じ事業内容を把握していく中で、公約の実現に向けて必要であると認識をした事業もあることから、重点施策の中で整理をし、お示ししたものでありますので、今後は公約の実現に向けた事業として着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市長公約達成状況の発表につきましては、まだどのような形で発表していくのか詳細を考えておりませんが、このたびの予算編成を経て、公約の実現に向けた事業としてお示しし、今後、着実に取組を進めてまいりますので、そのような点も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、既存事業の公約の該当部分と理由につきましては、主なものとして、ICT教育促進事業費や音読推進経費、樽っ子学校サポート関係経費などを学力向上に資する事業として教育の取組に位置づけたほか、移住者促進事業経費や小樽港クルーズ推進経費、東アジア圏等観光客誘致広域連携

事業費補助金などは、小樽のすばらしさ発信に資する事業として、また、小樽港物流促進プロジェクト事業費や海外販路拡大支援事業費、小樽産品商品力・販売力向上事業費などは、地場企業への支援に資する事業としてそれぞれ経済対策に位置づけたものであります。

次に、公約である「街が元気になる経済対策を実行」につきましては、公約は私の小樽再生に向けた取組としての方向性をお示ししたものであり、これまで取り組んできた事業であっても、予算編成作業の中で、個々の作業の必要性を判断し、経済対策として効果的な事業については積極的に進めていくべきと考え、公約に関連づけたものであります。

次に、市長公約についてですが、初めに、公約の実現見通しについて重点施策に盛り込まれていない項目の認識につきましては、まず中心市街地での市営住宅建設についてですが、現在、建設候補地の調査をしているところですが、用地の確定に時間を要することから、まずは既存借上公営住宅制度により、市営住宅を供給すべきと判断し、制度設計を進めているところであります。

また、老健施設の充実につきましては、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画では、新たな施設整備を行わないこととしていることから、30年度からの次期計画を策定する段階で改めて充実の方向性について検討していきたいと考えております。

次に、公約の実現見通しと見直しにつきましては、現時点では全ての公約の実現に向けて取組を進める考えではありますが、新年度予算に提案をいたしましたこども医療費助成のように、段階的な実行としたものもあり、今後も財政状況をにらみながら実行に移していく必要があると考えております。

また、実現に向けては、財源をはじめ幾つものハードルが出現するものと想定されますが、多少時間を要したとしても、よりよい施策の実行に向けて検討を続けてまいりたいと考えております。

次に、公約実現に向けた財政負担と推進につきましては、財政負担額の試算は行っておりませんが、今後の子育て支援の拡充やハード事業の整備などを考慮いたしますと、相応の財政負担が発生することが想定されますので、財政状況をにらみながら、また事業の効果や優先順位を検討しながら取組を進めていく必要があると考えております。

次に、継続事業も含め、教育力向上の取組を全て公約とするのかにつきましては、教育の取組ではこのまちで育つ子供たちが夢と目標を持ってみずから進んで学ぶことができるよう、子供たちの教育環境をしっかりと整えてまいりたいと考えていることから、これまで取り組んできた事業であっても、公約の実現に向けて必要であると認識した事業については、積極的に進めていくべきと考えております。また、その成果の報告につきましては、まだどのような形で報告すべきなのか詳細を考えておりませんが、公約として位置づけた事業については、今後、着実に取組を進めてまいりますので、そのような点も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、将来を見据えた市内に点在する公共施設の整備につきましては、現在、小樽市公共施設等総合管理計画を平成28年度中に策定できるよう取り組んでおりますが、この計画は公共施設等の現状や将来にわたる見通し、課題を客観的に把握・分析をし、公共施設等の総合的かつ計画的な管理や施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めるものであります。この基本的な方針を踏まえ、今後さらに個別施設計画の策定を進めていくこととなりますが、その中で、複合化などの手法も視野に入れ、財政負担なども考慮しながら将来的な公共施設整備について取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、こども医療費助成に関連してですが、まずこども医療費助成につきましては、子育て世代の経済的な負担を軽減し、安心して医療が受けられるように子育て支援を充実し、人口減に歯止めをかける施策として公約に掲げたものであり、人口対策として重要な施策と考えております。

次に、道内主要都市につきましては、札幌市を含む道内の人口10万人以上の都市のことであります。その中で今回の当市の拡大案である小学生の入院外の助成は、現時点で当市と旭川市、函館市の3市のみであり、その点において充実をすると認識しているものであります。

次に、医療費無料化が本当に人口対策に結びついているのか、検証した上で検討を進めるべきということにつきましては、人口対策はさまざまな課題に対する多様な施策が必要であり、本事業のみで効果を測定することは難しいと考えております。しかしながら、子育て支援の充実が人口対策として重要な施策であると認識しており、総合戦略に位置づけ、平成28年度予算でその実現に向けた一歩を踏み出すこととしたものであります。

次に、福嶋前我孫子市長の人気取りのみの政策という御意見につきましては、先ほども述べましたように、こども医療費助成は子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるように子育て支援の充実を図り、人口減に歯止めをかける人口対策として重要な施策と考えておりますことから、人気取りのみの政策という認識は持っておりません。

次に、市内の子供の医療需要の分析につきましては、今回、拡大する小学生の入院外について、現状では通年でのデータはなく、詳細な分析をしたものはないため、平成27年5月分のデータを基に推計しております。しかし、今回の拡大により、ゼロ歳から小学校6年生までの助成の給付実績データから、受給者に係る医療需要を把握できることが可能となり、今後はそれを基に分析をすることができるものと考えております。

次に、この助成がないと、経済的理由により受診を控える子供の数につきましては、給付実績の数値だけで把握することは困難と考えますが、特に非課税世帯にとっては初診時一部負担金のみで、再診時は実質自己負担無料となるこの施策は、経済的メリットは大きいものと考えます。また、この拡大により見込まれる改善点については、これまで対象外だった小学生の入院外の助成が可能となるため、その世代の子供を育てる世帯にとって経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりの一助になると考えております。

次に、福嶋前我孫子市長の御指摘について、どのように考えるかということにつきましては、先ほども申し上げたように、人口対策として公約をしたものであります。

次に、こども医療費助成だけでは人口対策として子育て世代のためにならないのではないかとということにつきましては、私も人口対策はこの施策のみで成り立つものではないと認識しております。

次に、子ども条例の制定についてですが、近年いじめや不登校、非行、虐待、貧困など子供の抱える問題がある中、条例を制定している自治体があることは承知しておりますが、本市においては、これまでも子どもの権利条約の基本理念である生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の四つの柱に沿って、要保護児童対策、特別支援教育、未成年者の非行防止活動などの事業を実施しており、今後ともこれらの事業を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、JR駅舎のバリアフリー化に関連した小樽の公共交通についてですが、まず、小樽市内の全体的な公共交通につきましては、市内の鉄道やバスにおいては、交通ネットワークがかなり充実しているものと認識しておりますが、そうした中において、通勤、通学利用時における札幌間の交通利便性の向上、観光客の回遊性を高めるための市内交通網のさらなる充実、誰もが安全に安心して移動のできる人に優しい交通環境づくり等が課題であると考えております。

次に、銭函駅バリアフリー化の国の予算が決まっていない理由につきましては、国からは新年度予算については予算配分の作業中であり、現時点では決まっていない状況であると聞いております。

次に、小樽－札幌間における夜間の快速列車の減便につきましては、大変残念に思っておりますので、

今後におきましては、本市よりJR北海道に対して本区間の利便性の向上を求める要望書の提出とともに、市民の鉄道利用の促進等に向けて話し合う場を設けることについて要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、ハード事業のバリアフリー化のほか、ソフト的な対策にも力を入れるべきとのことにつきましては、今後においてはJR北海道と市民の鉄道利用の促進等について話し合う場を設け、情報交換を行っていくことで、本市を中心とした交通利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安齋哲也議員。

（5番 安齋哲也議員登壇）

○5番（安齋哲也議員） 人口減少、社会の中での持続可能な都市環境について伺います。

将来的に人口20万人規模になることを想定してつくられてきた市の行政区域について英断を下すときが来ています。ステーションを増やすとか、業者数を増やすとか、出動基準を15センチメートルから10センチメートルにするなどではなく、どこの道路までをすべきか、市役所による業務委託だけではなく、市役所と地域が連携し、地域の除排雪を進めるようにするなど小樽市の将来人口と居住分布等を把握・分析した中で、除雪体制を根本から考え直し、そして体制を変更するべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、提案説明の中で触れられていました貸出ダンプ制度ですが、現在の市が介入する制度ではなく、例えば町会が積込み重機とダンプの手配を行い、排雪したいときにできる地域が主体性を持った制度にし、その手配にかかった費用を市が助成金として支援する形はいかがでしょうか。今冬も市の排雪の時期と貸出しダンプの時期が連続し、一方は行政が、一方は地域のお金で排雪し、市の排雪が入らなかったという問題もありましたが、この問題点を把握されていますか。そして、昨年問題になった貸出ダンプ制度で、通し番号をつけるなどという小手先で後援会関係者への利益誘導と指摘されるような制度変更ではなく、抜本的に改善するお考えはございませんか、いかがですか。

次に、上下水道料金について伺います。

平成27年2月24日の小樽市人口対策会議資料によると、1人当たりの上下水道当たりの料金は8,758円で、比較対象とされる札幌市の7,030円と比べると1,728円高い状況にあります。森井市長は公明党の斉藤議員の水道料金が高いことが人口流出の一因になっているのではないかと指摘に対し、2か月で30立方メートルを使用した場合の本市の水道料金は、道内の人口10万人以上の都市9市の中で、安いほうから4番目となっており、一概に人口流出の一因とはいえないと答弁されました。私としては、この認識は誤りだと感じています。確かに道内人口10万人以上の都市と比較すると安いほうだというのはわかりますが、比較対象とされるのは隣の札幌市です。水道料金だけではなく、札幌市と比べて上下水あわせ料金が安いということが、人口流出の一因になっていると考えませんか。以前にも指摘していますが、この水道料金の設定によって問題となっているのは、使っていない水道料金まで支払われているという意識が根強くあるからだと思います。

2か月の基本水量が20立方メートルと設定されていますが、この基本水量に満たない加入者は過去5年で35パーセント程度と推移し、昨年に至っては37パーセントとなっている点です。基本水量20立方メートル未満の世帯の中には、母子家庭の世帯が多いと考えているとのこと、これらの世帯に対し4分の1の料金の減免をするという制度を取り入れ、負担軽減を図っているとのことですが、当初予算では水道事業会計で2億7,811万円、下水道事業会計で5億6,709万円の収益的収支黒字となっています。

水道料金の設定について、各会派から質問があるたびに、水道局は人件費や維持管理費、水道施設を整備するために借り入れた企業債の元利償還金など固定的にかかる経費が基本料金に含まれる経費の内訳と答弁します。それでは、家事用の基本料金のうち、固定的経費は幾らなのでしょう。お答えください。

現行の料金は平成8年度の改定の際に資金不足の解消を図ることを目的として経費の積み上げを行っていないとのこと。またさらに、施設の老朽化対策や耐震化対策を進めるため支出が増えることから、現行の料金は下げる状況にないという答弁がありますが、では今後、市内への安定的な給水を図るために将来コストはどの程度見積もっているのでしょうか。

先ほど来述べているとおり、除排雪体制しかり上下水道しかり、人口減少は避けられない状況の中、持続可能な都市環境、都市インフラの再編・構築をしていかなければいけないと思っています。市長の言う幸福度の高いまちをつくるためには、人口減少対策に取り組みつつ、一時的には減少してしまう小樽市人口に鑑みた行政インフラの配置、撤廃に英断を下すときが迫っています。いかにみんなが幸せになる持続可能な仕組みにしていくことこそ必要で、自治体の首長がしっかり方向性を示し、リーダーシップを図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、人口減少や少子高齢化という大きな課題を抱えるとともに、グローバル化が進展する時代の中で行政に求められる市民サービスも多様化しておりますが、それに加えて国からは、総合戦略や公共施設等総合管理計画、道路や橋梁などの長寿命化計画などとさまざまな対策を講じる際に、大量の計画の策定を求められています。計画の策定以外にも縦割りの行政組織として、議会質問でも部の横断的な質問があると、どこが答えるといった場面を何度も見てきました。また、他都市では多様化する行政ニーズに対応するため、先ほど例を挙げたように、あらゆる子育ての課題を解決するための横断的な組織づくりとして、子ども部、子ども・若者部を設置したりしています。

一部の例だけを出しましたが、これらを含めたことから、小樽市の現在の縦割りの組織では時代に合った組織運営になっていないと感じています。人口減少社会の中で、より効率的、効果的に小樽市役所組織を運営するには、組織・機構の変貌が求められていると感じていますが、市長の御所見を伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、人口減少社会の中で、持続可能な都市環境について御質問がありました。

初めに、除排雪体制についてですが、まず、除排雪体制の変更につきましては、本市の除排雪業務を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進展などにより今後変わっていくものと考えられる一方で、厳しい財政状況も続くことが見込まれることから、より効率的で効果的な除排雪作業を進めていかなければならないものと認識しております。本年度からよりきめ細やかな除排雪に取り組んでおりますが、将来の本市の状況を踏まえた上で、現在進めている除雪路線調査の結果や他都市の先行事例も参考に、持続可能な除排雪体制を構築していく必要性はあるものと考えております。

次に、地域住民による排雪に対する助成金制度につきましては、現行の貸出ダンプ制度は排雪作業の実施日が抽選により決定するため、必ずしも地域住民が望んでいるタイミングで利用できないことや地域総合除雪との日程調整等が課題であるものと認識しており、一つの方策として助成金制度の導入も考

えられるところですが、まずは貸出ダンプ制度が抱える課題を解決してまいりたいと考えております。

次に、市の排雪と貸出ダンプでの排雪時期が連続した問題などにつきましては、除雪対策本部より報告を受け把握をしておりますが、今後このようなことが起こらないよう連絡調整を徹底してまいりたいと考えております。

貸出ダンプ制度は昭和54年に制定以来、長らく利用される中で、利用団体が増え、希望する日程がとれないことなど、先ほど申し上げた課題を抱えていることから、市民と市の共同事業としての創設の趣旨を踏まえ、制度の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、上下水道料金についてですが、まず札幌市と比べて上下水道料金が高いことが人口流出の一因ではないかということにつきましては、転出者アンケート調査では特に札幌市に転出した理由として、勤務場所に近いや交通の便のよさなどの回答が多く、一概に上下水道料金の高さが人口流出の一因とまでは言えないと考えております。

次に、家事用の基本料金のうち、固定的経費につきましては、人件費や維持管理費、企業債の元利償還金など、固定的にかかる経費を平成26年度の決算数値に基づき試算をいたしますと、約1,820円となり、現行の基本料金1,270円を上回ることになります。

次に、市内への安定的な給水を図るための将来コストにつきましては、上下水道施設については平成21年度に策定をした30年度を目標とする上下水道ビジョンに基づいて、老朽化対策や耐震化対策を進めてきておりますが、今後も同様に保有する施設の対策が課題となっております。そのため、上下水道を含めた公共施設等の計画的な維持・管理や長寿命化を図るとともに、統廃合等を行い、将来負担の軽減のために公共施設等総合管理計画を策定しているところであり、これを踏まえ、上下水道の個別の施設計画を作成し、将来的に必要なコストを算定したいと考えております。

次に、持続可能な仕組みについてですが、まず、市民幸福度の高いまちをつくるため、人口に鑑みた行政インフラの配置、撤廃について方向性を示すことにつきましては、現状ではそこまでの視点を持ち合わせてはおりませんが、それぞれの地域においてまちづくりが充実するように本市として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市役所の組織、機構の見直しにつきましては、私としても現状は行政ニーズの多様化に伴い、一つの部局で解決できない課題が増加している傾向にあると認識をしております。このようなことから、平成29年度に全庁的な組織改正を行いたいと考えており、これに向け新年度に担当職員を総務部に配置をして、その準備に当たらせたいと考えているところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）

○5番（安斎哲也議員） 病院問題について伺います。

小樽市の財政と病院経営は表裏一体であります。今定例会に計上された病院事業会計の補正予算ですが、病院改革プランでは過去の不良債務の返済以外一般会計からの繰入れ、財政支援を使わないと確約していたのに、4億4,000万円もの大金を親から受け取る状況に陥りました。

新病院建設にかかわって医療機器の起債償還が始まり、今後、建物本体の起債償還も重なり、その額も大幅に増えていく中、病院事業会計がまた赤字体質なれば一般会計に負担が重くのしかかってくるという懸念を一層強く持っているところであります。それは、過去の小樽市財政を振り返ってもそうですし、どこの自治体も公立病院が赤字経営になっているところは、一般会計の財政も悪くなっているとい

う事実が物語っているからであります。

今回の財政支援に伴う一般会計からの繰入れについては、病院局側も一般会計の繰入れに頼るのはやむを得なかったとお聞きしますが、私としては過去の経緯・経過から今回の補正は許せないというのが本音です。なぜ繰入れをしなければいけなくなったのですか。

平成26年度末での5億6,000万円の地方財政法上の資金不足を、27年度で1億3,000万円圧縮しておりますが、今後、病院建設の起債償還が病院事業負担として増大していきますので、本当に病院事業として償還していけるのか危惧しています。また、一般会計からの負担も増えていきます。まず、現時点での年度ごとの償還額をお示してください。

起債償還額が増大する中、經常の経営部門に定期的に人事異動する行政職員を出向させる体制で大きな経営改善の見込みは薄いものと思われま。函館市では、行政職員をプロパー化するなど、赤字経営により一層のメスを入れようとしていますが、市立病院として経営部門に対する問題意識、改善策があるのであればお聞かせください。

また、新病院開院前と比較すると、小樽市内の公的病院を含めた医療環境は大きく変わってきています。改めて市内の医療連携を密にしていかなければならないと思いますが、再編・ネットワーク化協議会を立ち上げていくお考えはありませんか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 安斎委員の病院問題についての御質問にお答えいたします。

初めに、一般会計からの繰入れについてお尋ねがありました。

まず、病院事業では平成20年度におきまして、過去の不良債務解消のため公立病院特例債を借り入れ、その際、提出した収支計画では、27年度末には地方財政上の資金不足を解消することになっておりました。しかし、26年度決算において、移転に伴う入院抑制等で医療収益が減少したこと、新病院への移転経費が増加したこと、想定以上の退職者が発生し、退職金の支払が増加したことなどの26年度特有の事情があり、地方財政上の資金不足約5億6,000万円が新たに発生したところであります。

国からは、27年度で地方財政上の資金不足を解消しなければならないと強く指導されているものであります。

病院事業といたしましては、昨年11月以降、入院外来それぞれの目標を設定し、収益の確保に取り組んでいるほか、新病院開設時に購入した医療機器の保守点検の見直しを行い、約1億3,000万円の改善を図りましたが、26年度に発生した資金不足額が多額であり、単年度での解消は見込めないことから、4億4,000万円の繰入れをお願いしたものであります。

次に、新病院建設にかかわる起債の償還額についてお尋ねがありました。

新病院建設に伴う起債は約125億円であります。現時点では起債の償還予定額は平成28年度は約4億6,200万円、29年度は約4億6,600万円、30年度は約6億5,500万円、31年度は約7億3,500万円で、この年が償還のピークとなります。以降、32年度から38年度までは約5億5,000万円程度、39年度から55年度までは約4億円程度、56年度は約2億2,200万円、57年度は約2,500万円で償還を終える予定であります。24年度から57年度までの元利償還額の合計は約133億4,400万円を見込んでおります。

次に、経営部門に対する問題意識などについてのお尋ねがありました。

当院でも、医事業務や診療情報管理業務等については、医療専門職を採用しております。将来にわたって健全な病院経営を続けるためには、医療に関する専門的な知識を有する職員の配置が欠かせないも

のと考えております。今後も経営改善に向けて業務の見直し、組織の見直しを進めていく中で、経営部門において医療に精通した職員の採用拡大を検討していかなければならないと考えております。

なお、平成28年度には、新たな公立病院改革プランを作成するため、外部コンサルタントの導入を予定しており、詳細な経営分析を実施し、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、再編・ネットワーク化協議会についてお尋ねがありました。

再編・ネットワーク化協議会は、小樽市立病院改革プラン策定に当たり、市内の医療機関関係者を交えた議論が必要との認識から、平成20年5月に設置したものであります。28年度に新たな公立病院改革プランを作成することとしておりますが、再編・ネットワーク化は地域医療構想を踏まえた役割の明確化、経営の効率化、経営形態の見直しとともに、総務省が示した新たな公立病院改革ガイドラインにおいて改革を進める四つの視点の一つとされていることから、市内の医療関係者との連携について検討する必要があるものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）

○5番（安斎哲也議員） 参与問題について質問します。

森井市政誕生後、議会議論の中で常に渦中の存在であった参与が3月末で任用されないことになりました。私も随分と質問させていただいてきましたが、3点のみ伺います。

議案説明の際に、私が任用しないことに至ったことについて質問すると、森井市長は議会議論を踏まえ、としました。私はその答えに納得していません。いま一度伺いますが、参与はどこが問題であったと認識し、任用しないことにしたのか明確に教えてください。議会議論を受けてと濁すことなくお答えください。また、議会で何が問題であると指摘されてきたのか、市長の認識をお聞かせください。

もう一点、森井ひであき後援会通信では、参与問題について「人事は市長の権限で決められるため議員達が問題にすること自体おかしな話なのです」としていますが、市長を支える後援会が、また参与が幹部を務めていたその後援会がそのような考えを載せていますが、市長も同様の考えなのかお聞かせください。我々議員が参与のことを問題にすること自体おかしな話だと思っているのでしょうか。

最後に、議会の指摘を受け、市長が任用しないと決めたということは、やはり不当な論功人事であったのだと考えます。参与に支払われた約300万円が必要であった理由と、森井市長による除雪体制のどこに実績としてあるのか、具体的にお示しください。

以上、再質問を留保し、代表質問を終えます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、参与問題について御質問がありました。

まず、参与の問題点への認識と議会からの指摘につきましては、報酬額とその根拠、職務内容、勤務時間、任用期間についてのことや現参与の経歴などについての御指摘があったと認識しております。

次に、後援会通信に書かれている内容につきましては、このたびの後援会通信の内容についても多くの市民の皆様の意見の一つとして受け止めてまいりたいと考えております。

次に、参与に支払われた報酬の必要性と除雪体制における参与の実績につきましては、私の公約の早

期実現に向けて政策に関するアドバイザーが必要と思っておりましたので、行政と民間の両方の経験と知識を有する方を任用したものであり、それに見合った報酬として支払ったものであります。

除排雪体制における参与の実績としては、主なものとして、除雪拠点を増設したことにより、新設した第7ステーションのみならず、既存の第2、第3ステーションにおいても、除排雪作業を担う地域がよりコンパクトになったことで、道路パトロールや路面管理など除雪ステーションの管理の目が行き届くようになったものと考えております。

また、新たに開設した新港5丁目の雪堆積場は道路管理者専用ではありますが、新光方面の排雪については、従来望洋シャンツェ雪堆積場まで運搬をしていた距離が短くなり、作業効率がよくなることで経費低減の効果が図られるなど、除排雪業務の改善に取り組んでいただいたものと評価しております。

(「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安斎哲也議員。

○5番(安斎哲也議員) 再質問に入る前に、1点確認をさせてください。

森井ひであき後援会通信に関連して、今、参与の質問もさせていただきましたし、冒頭、市長の考えを確認してくださいと言ったのですけれども、多くの市民の人たちの声として受け止めているということが市長の考えなのかどうか全く答弁になっていないように感じていますので、その点を議事精査していただきたいと思います。

○議長(横田久俊) それは、再質問でもらえばいいのではないかと。冒頭の後援会通信の話と、それから今の参与のお答えの中で、多くの市民の声としてというふうに言っておりますが、それは追及になると思いますので、それに関するものは再質問でお願いをしたいと思いますが。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安斎哲也議員。

○5番(安斎哲也議員) それでは、本質問の中で、私の質問に1点答えていない部分がありますので、それを精査していただきたいと思います。

参与の部分で、後援会通信に書かれていることで、「人事は市長の権限で決められるため議員達が問題にすること自体おかしな話なのです」という件について、今、議長の裁きで多くの市民の人たちの声として受け止めているというふうに答弁しているということでしたけれども、その後段で、私は後援会にかかわってではなく、我々議員が参与のことを問題にすること自体おかしな話だと思っているのですかと質問していることに関しては答えていませんので、それは市長の考えとしてお答えいただかないと、再質問には入れないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(横田久俊) 第4回定例会でも、本質問と本答弁がかみ合わないことがありましたが、事前にレクチャーをやっているわけで、それがかみ合わないというか、答弁が漏れるというのは、第4回定例会のときにも申しましたけれども、どちらがいい悪いは別にしても、私としては遺憾だといいたまうか、ここも質問ですと言わなければならないのか、あるいは理事者側から、これも質問ですぬという確認がないのか。

それで、今、安斎議員から、後援会通信の内容と市長は同じお考えなのかと、人事のことを議員が問題にするのは問題ないのかということについて、市長のお考えも同じなのかという質問にはお答えになってなくて、多くの市民の声としてというふうに言っていると思います。これもあわせて、安斎議員にお願いしますが、再質問の中で答弁をもらうようにしますので。

(「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安斎哲也議員。

○5番（安齋哲也議員） 前回の建設部とのやりとりは、私もレクチャーのときに大まかに答えてくださいということで、私の伝え方も悪かったというふうに認識していますけれども、今回については、後援会の話と市長の話ということで、後援会についてどう思っているかということと、市長自体の感想を聞いているので、それを多くの市民の声だと言っているものは、はぐらかしでしかありませんので、これはしっかり答弁してもらわないと、再質問の中でやると、再質問と再々質問と限られた時間しかありませんから、この点は精査していただかないとならないかと思いますので、議長の見解を改めていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） それでは、原部側は、レクチャーしたと思いますので、その辺のところでは御答弁できないですか。

（「市長が自分の感想を述べてくれればそれでいい」と呼ぶ者あり）

わかりました、それでは市長、本質問に対する本答弁の答弁漏れということで、その点の答弁をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 失礼いたしました。安齋議員の御指摘では、我々議員が参与のことを問題にすること自体おかしな話だと思っているのかということに対しての答弁かと思えますけれども、参与のことについての質疑をすることに問題があるとは思っておりません。

○議長（横田久俊） それでは、再質問に入ってください。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安齋哲也議員。

○5番（安齋哲也議員） ありがとうございます。では、順次再質問をさせていただきます。

まず、冒頭の後援会通信の関係で、いろいろ質疑がありましたけれども、なぜか私の質問への答弁だけが多くの市民の声だという話で、どういうことだとか、市長の見解を聞いているのに、それが市民の多くの声だという答弁が本当に成り立つのかどうか、私は大変疑問でありまして、市長の考えとしてこれについてどう思っているのですかと聞いたら、それは多くの市民の声ですというのは、答弁として成り立たないと私は思っているのですから、市長がどう認識しているかを聞きたいのですから、改めて伺います。

多くの市民の声だという答えではなくて、それを受けてどうなのかという市長の答えを聞かせてください。

次に、これまでの議会議論の中で、この部分は、初めて答えが出てきたので、私も少々戸惑っているのですが、この後援会通信についてすぐわなわなとか何とかかといって話をしてきましたけれども、それでは、これまで私たちが公約だと議論してきた、この森井ひであき後援会討議資料ですけれども、これだって同じ扱いではないのですか、後援会発行の討議資料。なぜこちらはよくて、森井ひであき後援会通信はすぐわなわなというふうに言っているのか、この理由を明確にいただかないと、議会にすぐわなわなという答弁をしていることがおかしいと思えます。

また、先ほど少々質疑が煮詰まりましたけれども、答弁を差し控えることはなくなったということですので、申入書が3月1日ですか、鈴木議員の質問が終わった後に、市長から答弁を差し控えるということの云々説明あった申入書の部分ですけれども、これについてはもう答弁を控えないで、答弁になっているなっていないは別としても、答弁しているのですから、撤回すべきではないかというふうに思っております。

財政問題について伺いますが、私は、市長の理解していた以上にという答弁の中で、その市長がどう理解をしていたというところを聞きたかったので、現状のことはいいのですけれども、市長は最初にどのくらい理解していたのか、どのくらいの差があるのかということを知りたかったので、その点答えられるのであれば、お願いしたいと思います。

財政問題の中で、提案説明の際に、私が理解していた以上に厳しい状況であるということをおっしゃっていたと思うのです。私が質問したのは、市長がどれくらい理解していたかということを知りたかったので、その差がどの程度あったのかということをお聞きしたのですが、それについて少しお聞きしたいのですが、では、市長は現状と比較してどれくらいまで理解していたのかということをお聞きしてください。

次に、その厳しい財政状況であるからということで、今回、昨日、給与の部分、人事院勧告の部分は引き上げましたけれども、市長、特別職の部分は据え置いたということで、これについては以前から森井市長がその厳しい財政状況のときは、適切な給与にするのだということをおっしゃっていたと思いますので、そのことに際して今回人事院勧告の分について、特別職を上げていないというところを、この財政問題が厳しいということから、そうしているのかということだけ確認させてください。

次に、予算編成のオープン化ですが、市長の答弁では時間を要するというおっしゃっていましたが、一体どれくらい時間がかかるものなのかということを知りたのですが、予算編成のオープン化、時間を要するというおっしゃっていましたが、どれくらい時間がかかるか、それとも試算して時間を要するとおっしゃっているのか、お聞きしてください。

新たな質問と言われてしまうかもしれませんが。

(「だめ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

事例として市長は8年前からずっと市政の情報は全部オープンにするのだということをおっしゃっていたと思いますし、今回の公約の中でも、市政情報をオープン化するというおっしゃっていましたが、予算の決定前からでもやってもいいというような考えも昔あったと思いますが、今回、私は、再三質問していますが、若干予算編成のオープン化については、後ろ向きなかなというふうにおっしゃっていましたが、改めてこれについてはやりたいのだという意識があるのかどうかをお聞きしてください。

そのオープン化に際して、方法等課題が多いということおっしゃっていましたが、その課題というのはどこにあるというふうにおっしゃっているのか、お聞きしてください。

次に、市長公約についておっしゃっていましたが、市長公約に伴っての財政負担額の試算については行ってないというふうにおっしゃっているのに、では、なぜ相応の財政負担が発生すると想定しているというお答えになるのか、矛盾していると思っております。どの程度の財政負担が発生すると想定しているから、現状厳しいのだということなのか、お聞きさせていただきたいと思います。

子ども医療費無料化についておっしゃっていましたが、子育て世代の経済的負担を軽減するというおっしゃっていましたが、市長としては選挙前にいろいろ市内を回って考えられて感じられたり、いろいろな方から話を聞いて、そういうふうにおっしゃって盛り込んだと思うのですが、ではその人たちはどのくらい負担を感じているのか、どの程度軽減できるのかということをお聞きしたいのですが、今回の公約に際してお考えになっているか、お聞きしてください。

人口減少に歯止めをかけるという施策で公約に掲げたということおっしゃっていましたが、他都市でこの子ども医療費無料化によって、人口対策として減少に歯止めをかけているという事例があれば、私の中では調べきれなかったものから、御存じであればお聞きさせていただきたいと思います。

また、自己負担無料になるから軽減できるのだという話ですが、本来はどこの世帯、どういう世帯の

人たちが年間どれぐらいの医療費がかかっていたなどのデータがあって、それを負担して経済負担を軽減させるというように持っていかないと、本質問で私が指摘しましたけれども、我孫子市の福嶋前市長がおっしゃっていたように、ただのアピールではないかと思われまので、そのデータについてあるのであればお知らせいただきたいと思います。

参与問題についてですが、議会からの指摘は何ですかということに対しての市長の認識ではいろいろと給与や雇用など、今までの4点がありましたけれども、それ以外に現参与の経歴などというふうにおっしゃっていましたが、などには何が含まれているのかお知らせください。

私としては、今まで後援会幹部の人を市職員にするということが論功人事ではないかという指摘をしていましたけれども、それについての認識については伺えていませんので、お聞かせください。

その後援会についてですけれども、なぜ論功人事とか利益誘導という話を本質問で出ささせていただきましたかというのと、しがらみと言っていたのに、結局はそれと同じことをやっているのではないかという指摘があるというわけですので、その辺明確にお答えをいただきたいと思います。

次に、参与と除雪のアドバイスの部分ですけれども、まず除排雪の改善の上で参与のアドバイスがあったから、こういった改善があったということで御答弁いただきましたが、これまでも議会で各議員が質問していましたけれども、その排雪のタイミングとか、現地調査という部分についても、参与のアドバイスがあるということですが、私としては昨日ちょうど連絡が入っていたのですけれども、2月当初ごろから排雪のやり方を変えたのだと。そしてそれは参与のアドバイスで、その上の人からの指示だということでありました。ただ、それについては、かなり苦情があるというか、どういう基準でやってどういうふうなそれを指示しているのかが全く明確ではないので、本当に参与のアドバイスでやっているのであれば、こんなに苦情が来ないと思うのですけれども、この排雪のやり方の苦情に関しても、本当に参与がアドバイスしたのかどうかを聞かせてください。

貸出ダンプについて指摘というか、もっといい制度、補助金制度にしたかどうかということで提案させていただきましたけれども、市が介入することによって、やはり市の排雪と貸出ダンプが入っているのとバッティングしてしまうという問題意識は、たぶん市長も一緒だと思いますが、これについて最近になって、貸出ダンプを希望する団体に、キャンセルしていただけないかというような意向調査しているということですが、これについては希望する団体が増えているとあって、これから改善していくのだという市長のそのきめ細やかな除雪の部分と逆行している手段だと思うので、これについてなぜそれをしているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

組織・機構の部分ですけれども、大変前向きな御答弁をいただきました。ただ、その準備に当たらせるということで、平成28年度から新たな職員を設置するということですが、その組織・機構の部分はいつごろをめどにやるつもりで、次年度にその職員を配置させるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、病院ですが、医療の専門的知識を持った職員を、医療に精通した職員を採用拡大させるということですが、これはいわゆる行政職員をプロパー化するのではなくて、新たにそこに精通した人たちの雇い入れるという考えなのかどうか確認させていただくのと、どれぐらいの採用人数を予定されているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 3点目の人事院勧告の話ですが、確かに財政理解のその一環かと思いますが、これは本質問になかったと思いますので、よろしく願います。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 安齋議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外に関しましては、担当部長が答弁いたしますので、お願いをいたします。

1点目は後援会通信のことに対してのお話だったかと思います。るるお話をされていたので、まず今、質問だと思われることについて幾つか答弁しますが、最初に掲げられた公約と後援会通信というのは私は全く別物だというふうに思っております。公約は、今、御存じのように市長選においてはマニフェストとして正式につくって提出させてもらっているものなので、それと後援会通信は別物だという認識を持っているところでございます。

それと、鈴木議員のときの話を撤回すべきだというお話だったかと思えますけれども、そのときの思いはそのように考え、話をしたので、撤回をするつもりはございません。

それと、安齋議員からは、後援会の考えと同様なのではないかという表現ですけれども、私はその後援会通信においても市民の声の一つだという認識なので、私はその認識を受け止めて、その中でも内容として例えば参考にできることとか、本当にさまざまな多様な声があると思えますから、その多様な声の一つとして認識しているというところでございます。

それと、財政の、これは私の就任前と今ということですか、それともヒアリング前と今ということですか。

（「就任前です」と呼ぶ者あり）

就任前のことについては、たしか以前にもどなたかがお聞きされたときに答弁をしたかと思うのですが、もともと公表されております財政の概況状況の中における経常収支比率であったりとか、財政力指数など、そのような状況について私なりに把握をしていたところでありますし、また市債残高であったりとか、また他の基金からの借入れ等の状況も鑑み、その時点で財政は厳しいというふうに思っておりますけれども、就任後に、経常収支比率等も今年度がまた高まったりとか、さらには公共施設を市として抱えているものが大変多く、耐震化を確認したりとかしている中で、耐震構造に見合っていない施設も相当数あるということを知ったこともあるので、そういう意味では知っていた状況よりも、就任後のほうが今後財政的にはかかるのではないかという認識は持っているところでございます。

それとともに予算ヒアリング等のオープン化ということだったかと思いますが、私も市民の皆様と将来的にそういう財政を組み立てるといふところにも携わっていただいて、そういうオープン化をいつか目指してまいりたいという思いを持っているところではありますけれども、現時点では、先ほど課題の中では予算編成の日程の問題とかオープン化の方法など、まだそれらが全く見だせていない状況なので、それについて課題をといふことで答弁をさせていただいたところでございますが、それらも含めてもう少し時間を要するのではないかというふうに思っております。

現時点でいつまでにといふことは、現状では表明できませんけれども、将来的にその可能性について一つ一つ取り組めることをいろいろ研究していきたいという思いは、持っているところでございます。

それと、市長公約の実現に向けての財政負担のことでの御指摘もあったかというふうに思っておりますけれども、先ほどの答弁でお話しさせていただいたのは、その細かい状況の一つ一つまで算定をしていないということ御理解をいただければと思うのですが、今、御指摘の医療費の無料化等も含めて、先日四つの案を示させていただいた中で、全部取り組むとするならば、これぐらいかかるだろうということでは、皆様にもお話をさせていただいたところではありますけれども、これに限らずさまざまな取組においては、財政負担が生じるということが鑑みられるので、先ほどお話ししたような答弁をさせていただいたところでございます。

それと、私からはあと参与について皆様から論功行賞だというような御指摘をいただいているところではありますが、実際の仕事、業務量、又はそれこそ皆様からも御指摘を受けている立場とかも含めて、そのような論功行賞と言われるような業務状況では私はないというふうに思っております。特に、除排雪の改善等に向けても、大変な労力を費やし取り組んでいただいているところでございますから、私はそのような認識を持っておりません。

それと、排雪のタイミングなどについての参与のアドバイスということにおいては、恐縮ですが、私、今認識をしておりませんので、後ほど確認をしたいというふうに思っております。

それと、あと貸出ダンプ制度のことについてですが、安斎議員も御指摘をされたように、貸出ダンプは抽選による日程、排雪はその都度のそのタイミングということで、必ずしも同じ流れで動いていないので、御指摘のように重なっているという事実が改めて出てきているということで、私も認識をしているところでございます。それらの解消も含めて、今その現状とかの把握も含めて、貸出ダンプの方々に対してのアプローチもしているというのは、そのとおりだというふうに思っておりますので、今後それが当然庁内におけるコミュニケーションや連携も非常にそこは大切なところだと思っておりますし、そこは当初とれていなかったということも認識をしておりますので、それらも含めて、改善策を来年度に向けて図っていききたいという思いを持っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(小山秀昭) こども医療費助成に関しまして、何点かあったと思います。

先ほど市長が答弁したように、人口対策の歯止めの事例ということですが、このこども医療費助成だけをもって人口対策に歯止めがかかった、そういうことはなかなか難しいと思いますので、私はそれだけで人口対策に歯止めのかかった事例を存じておりません。

また、負担の実績はあるかということでございますが、これにつきましても、先ほども市長から答弁があったように、小学生の外来について、負担の実績を持っておりませんので、ぜひ実施したときにはそれらのデータを基に分析したいということでございます。

それから、どれぐらいの負担感を感じているかということでございますが、今、陳情が上がっておりますが、その陳情の中でも、やはり子供を育てる親の気持ちとしては、お金の心配で病院にかかれるかかれない、この辺の負担感というのは非常に大きいと思います。それは私も実際に子供を育てた中で感じていたことでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 大変失礼いたしました。組織・機構のことについて答弁をしていなかったと思います。恐縮でございます。

組織・機構においては、何とか今年のうちに人員を1人配置し、それに向けて取り組みたいと思っておりますが、1年間をめぐりして考えていきたいと思っておりますので、その内容が流れとしてしっかりできれば、早ければ平成29年度までに皆様にお示しをしてスタートをさせていきたいという思いで拝聴したいというふうに考えております。

失礼いたしました。

○議長(横田久俊) 病院関係が一つありましたが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局小樽市立病院事務部長。

○（病院）事務部長（笠原啓仁） 安齋議員の再質問にお答えいたします。医療に精通した職員の採用にかかわってでありますけれども、今、院内にいる医療事務等の維持業務、先ほど答弁で申し上げました診療情報管理に関する業務、こういうことに精通している職員がおりますので、こういう職員を異動で経営管理部門に配置するという考えもございますし、また新たに採用するという考えも当然ございますので、それにつきましてはそういう人材がいるかどうかも含めて採用に向けた検討の中でどういう形をとるか、それを詰めていきたいというふうに思っています。

また、後段でございました員数の関係につきましては、現時点で何名というようなことまでは申し上げられないということで御理解いただければと思います。

○議長（横田久俊） 1点、最後のところで、経歴などのなどというのは何かという質問にまだお答えが出ていないかなと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 失礼いたしました。

皆様から御指摘いただいた中では、その経歴などの中に、先ほど安齋議員からも御指摘のあった後援会の幹部だったのではないかとというそういう部分も含めてという意味合いでございます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安齋哲也議員。

○5番（安齋哲也議員） 再々質問いたします。

少々私も納得できないのが森井ひであき後援会で代表が森井秀明市長なのに、それを多くの市民の声だというふうに言われてしまうこと自体、後援会、政治団体の代表である市長の発言することではないかなというふうに思っておりますので、これについてはもう少し市長としては認識を改めたほうがいいと思います。

次に、財政のオープン化の部分で、市民と一緒に財政を組み立てるところをおっしゃっていたのですが、これについて少々私の中では理解ができないものですから、どういうイメージなのかお聞かせいただきたいと思っております。

編成の日程についてということですが、たぶん市長査定の部分で、今回結構時間がかかったという話も聞いておりますが、本来なれば4日間程度の日程でやると思っていますので、今後はそういった日程を鑑みて、やはりあの場を市民に少し見てもらうだけでも少しは開かれている感じはすると思いますので、来年度に向けてはそういったことで対応していただきたいと思っておりますけれども、先ほどいつまでには表明できないということでしたが、私の意見として受け止めていただいて、ぜひ前向きに動いてほしいと思っております。

次に、後援会の部分ですが、参与などについては後援会の論功行賞だという指摘があるという部分ですが、いわゆる、今はもう森井秀明市長なので、後援会のそういった運動というか、政治活動によって、こういった議会でのこの質問するのもおかしいことですし、やはり一市長として市政に臨んでいただきたいと思っているので、今回、任期が切れるということですから、これは質問ではありませんけれども、意見として聞いていただきたいのは、やはり後援会は後援会で、市とはまた別なところで活動していただくと。この市役所の中に入って、どうのこうのというのはやめていただいたほうがいいと思っております。後援会の幹事長も何か市長室に出入りしているという話も聞きますので、そういったことはやはり市は市、後援会は後援会、そういったことで位置づけて活動をしていただきたいと思っております。

以前、私は、政務と公務ということを行いましたけれども、そういったところから論功行賞だとか利益誘導だというふうに追及されますので、この点は意見として聞いていただきたいと思っております。

子ども医療費助成の部分ですけれども、医療保険部長は、子育てのときにそういった課題を考えたということで、その当事者意識として答えていただいております。私は、まだ結婚も子供もないものですから、この点については今後質問させていただきたいと思っております。

最後の病院職員の部分ですけれども、いわゆるプロパー化した場合に、いきなり新しい人が入ってきて、では今までいた医師や看護師とうまくやれるかという、そうでないという考えもあつたりとかして、私もすぐさまプロパー化して全員をどうのこうのという考えは持っていないのですけれども、ただやはり4年に1回とか3年に1回人事異動がある職員が、そこに入って、ではすぐ何か改善できるかという、そうではございませんので、やはり少しずつそういったところは進めていただきたいと思っております。これは意見として聞いていただければと思います。

ほぼ意見でありましたけれども、最初の後援会の部分についての認識を改めていただきたいというところだけお答えいただければ、これで質問を終わりたいと思っております。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 安斎議員の再々質問にお答えいたします。

まずは、御指摘のようにオープン化できるようにという思いを持っているところでございますが、それも大変時間がかかるだろうというふうに思っておりますけれども、これはあくまで私の理想であります。やはり住民の皆様とさまざまな政策についても、いろいろな場面で形にしていくことを一緒にやっていきたいという思いもありますし、またその中でその予算編成の中で、それに対してどれぐらい予算がかかるのかとかそういう議論も重ねて、それを形にしていくという過程に、市民の皆様と一緒にやっていきたいという思いを持っているところでございます。恐縮ですが、先ほどのお話の流れで、私自身がそういうふうな理想を持っていたものですから、その中で表現をさせていただいたということなので、御理解をいただければと思います。

もう一点、私は、後援会の方々も含めて市民の皆様だという認識を持っております。そういう視点で何か差をつけるとか、そういう考え方を持っておりませんので、市民の皆様は後援会の方々も含めて同じように市政に対しては携わっていただきたいという思いもありますし、そこだけ特別扱いをするという考え方は持っておりませんが、後援会の方々も含めてさまざまな団体の方々、そのような方々も含めて市民の皆様には、市政に対していろいろな場面で御協力もいただきたいですし、参画もいただきたい、このように思っているところでございます。

○議長（横田久俊） 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

次に、石田議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 平成28年第1回定例会に当たり、質疑及び一般質問をさせていただきます。

これだけのタイミングになりますと、私が用意していた質問とかなり重なっている部分もありますが、通告に従って質問をさせていただきますので、御了承お願い申し上げます。

まず、除排雪についてですが、この2月は私もみずから日々パトロールに出向きました。自分の居住

地と、その周辺ということで入船、住ノ江、奥沢、天神、松ケ枝、最上、緑、花園といった地区になります。そのほか望洋台、桜、幸地区にも出向いてまいりました。

今年の冬は非常に雪が少ない上に出動基準の見直しもあり、道路状況はおおむね例年よりはよい状況であると認識しております。このまま進めば今年度は予算内でおさまるのではと希望的観測をしているところであります。

そこで、パトロール中、疑問に思った点を述べますが、除雪と排雪についてであります。

道路両脇の雪山の高さは昨年から見れば問題にならないほど低く、まだまだ除雪で対応可能であると思われる道路に排雪が入ったり、ここはそろそろ排雪しなければという道路にはなかなか入ってこなかったり、除雪対策本部の方々も毎日パトロールされているということですが、一体どこをどのように見ているのか、いささか疑問に感じます。そこで、お尋ねいたします。

除雪をそのまま継続させるのか、そろそろ排雪を入れるのか、何を基準にしているのかお答えください。

次に、貸出ダンプ制度についてであります。平成27年度、貸出ダンプ制度御利用の手引というものが市から出されております。これには、まずその目的と称しまして、「市民がその居住する地域の冬期間における交通を確保するため、町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し、運搬処理を行うことにより、町会等の排雪費用の軽減を図るものです」と、このようになっております。そして、その対象となる道路については、「原則として幅員がおおむね4メートル以上の通り抜けができる道路で、除雪路線に接続した道路とします」ただし、そこには「国道、道道、市排雪1種路線、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法指定路線、バス路線を除く」となっております。そして、「本制度の目的から、屋根、駐車場など道路以外の排雪は御遠慮ください」となっております。

そこで、去る2月8日、9日のことですが、緑の第二大通に公務員宿舎があります。ここに貸出ダンプが入ってございました。ここは完全に国有地敷地内の簡易道路でして、近隣に通り抜けができる道路ではないことは明白であります。また、駐車場についても、いつの間にかきれいになっていたということは、どういうことでしょうか。駐車場については、その作業現場そのものを押さえたわけではありませんが、どう考えても駐車場だけ別の業者を仕立てたとは考えづらいところです。このような例はたぶん氷山の一角と思われれます。

そこで、お尋ねいたします。

この貸出ダンプ制度御利用の手引に反する場所への貸出しを認めたことについての見解を求めます。

雪が少なくて予算が余っているから何でもオーケーとしているのではないとは思いますが、厳しい財政の中ですので、きちんとルールの中で必要最小限の対応が望まれます。

次に、除雪・排雪の除雪のことについてですが、私のパトロール中、特に感動したのは第3ステーション地区であります。道路両脇もきちんとロータリ車を入れ、すり鉢状態の場所はほとんど見受けられませんでした。それに引きかえ、すぐ隣の桜地区や離れて幸地区は、いま一つという感想です。しかも、雪押し場や雪山の高さもまだまだ余裕があるにもかかわらず、道路上はわだちやざくざく状態のままで、本当に業務の仕様書に沿った作業を行っているのだろうかと思われれます。

そこで、お尋ねいたします。

業者への作業指導は本当に徹底されているのでしょうか。排雪をすれば、確かに業者は潤いますが、小樽市としてはできるだけ除雪だけで済むのであれば、それにこしたことはないわけで、もっと除雪の作業指導を微に入り細に入り徹底指導する必要があると考えますが、見解を求めます。

この除排雪の改善、貸出ダンプの制度変更など、まだまだ見直していかなければならない点は多々あると思いますが、毎年検証を重ね、市長公約のよりきめ細やかな除排雪の実現に向け、最低の予算で最高の実績が得られる、そのように常に創意工夫されることを除雪対策本部の皆さんにお願いいたします。市民生活に直結する重要な施策でありますので、本当に必要な予算は削るべきではありません。業者の方々のさまざまな御意見もわからなくはないのですが、あくまで細かなパトロールを積み上げ、業者目線ではなく市民目線での除排雪作業を心がけてほしいものです。除排雪の件はこれぐらいにして、あとは委員会でやらせていただきます。

次に、ふるさと納税についてであります。

新しい取組として、本市のまちづくり施策などに賛同し、一定額の寄附をいただいた方に対して小樽らしさをPRできる地場特産品を送付することで、まさに一石二鳥の大変よい取組であると感じております。そこでお尋ねいたします。

今までは、どのようなお返しをされていたのかお聞かせください。また、今後、永続的に続けていく上で、寄附件数の増加のため、例えばふるさと納税のキャンペーンを張るとか、ほかにどのような工夫をされていくのかお答えください。

最後に、橋梁の修繕についてです。

今回、小樽市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、銭函3丁目の望洋橋の改良工事が実施されます。市内にはこのような修繕が必要な橋が幾つもあると認識しております。そこで、お尋ねします。

今回はなぜこの望洋橋が優先されたのか、多数ある橋梁の修繕工事の優先順位の決め方は何を基準にしているのかお答えください。住民の苦情、予算の問題、危険度など、具体的にお願いたします。

以上、再質問を留保し、私の質問を終了いたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 石田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、除排雪について御質問がありました。

まず、排雪作業の基準につきましては、道路に降った雪については、道路脇の雪山として堆積をする方法が一般的で、この場合、各路線に応じて必要な幅員を確保するため、まずきめ細やかな除雪作業に取り組み、またロータリ除雪車を活用して拡幅作業を行います。雪山が大きくなり、道路幅員が確保できなくなった段階で、排雪作業を実施することを基本としております。

次に、公務員合同宿舍通路での貸出ダンプ制度の利用につきましては、御指摘の箇所は平成22年10月に定めた運用方針、貸出ダンプを利用した排雪箇所の特例の中で、集合住宅の通路等の排雪に係る特例として、幅員が原則4メートル以上ある集合住宅の通路で、一方が除雪路線に接続している場合には利用を認めることとしておりますので、排雪を認めたものであります。

貸出ダンプ制度は除排雪の入らない私道や市道において、沿線住民の皆様が通路を確保し、冬の安全で安心な生活を支えるために創設されましたが、本制度は長きにわたり利用されてきた中で、市民の皆様の要望に応える形で制度の解釈の拡大が行われてきたことから、制度本来の趣旨を踏まえ、利用箇所等について見直してまいりたいと考えております。

次に、除排雪作業の指導につきましては、これまでも定期的にステーション会議を開催し、今年度の除排雪作業の進め方について除雪対策本部から説明をしているほか、業務担当員がそれぞれ担当する地

域の道路パトロールを行った上で、各ステーションと打合せを行うなど機会あるごとに指導し、地域間における除排雪作業による道路状況の差についても生じないように努めております。

御指摘の差につきましては、改善に向けて道路パトロールを徹底し、引き続ききめ細かな除排雪作業ができるよう、各ステーションに指導してまいります。

次に、ふるさと納税について御質問がありました。

まず、寄附者に対するお返しにつきましては、現在は5,000円以上の寄附をしていただいた方に対して市立文学館、美術館、市総合博物館などの入館料が無料となる小樽ファン認定証を贈呈しております。

次に、寄附件数の増加のために今後どのような工夫をしていくのかにつきましては、市のホームページのリニューアルや注目度の高い外部サイトを活用した周知を図るほか、北海道暮らしフェアや物産展など、さまざまな機会を捉えてさらなるアピールを図ってまいりたいと考えております。

次に、橋梁の修繕について御質問がありました。

修繕工事の優先順位の決め方につきましては、本市の修繕工事は平成26年3月に策定をした橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁長寿命化事業として実施をしているところであります。同計画では、橋梁点検により、損傷度を5段階で区分するとともに、当該橋梁が部材の落下等により第三者に被害を及ぼす可能性があるかどうか、バス路線になっているかどうか、塩害環境地域にあるかどうかなどを基準に重要度を3段階に分類し、損傷度と重要度の高さに応じて優先順位をつけております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、石田博一議員。

○6番(石田博一議員) 1点だけ再質問をさせていただきます。

とりあえず、この除雪につきましては、先ほどから私も内容の中で言っているのですが、毎年いわゆるいろいろな検証を重ねながらよりよいものにしていくという基本で、今、動いてもらっていると思うのです。それはそれですごく大事ですし、それにはやはりきちんとしたパトロールがきちんと必要だということになってくるのだと思うのです。

私が最後に、どうしても先ほども納得いかないなと思ったのは、駐車場の除雪までやっているのではないかという疑いです。つまり、これもその日にやったのではなくて、例えば前の日とかその前の前の日とかに、例えば住民がママさんダンプで駐車場の雪を全て道路のほうに押し出していたら、これはやはり同じことなのです。だから、そこら辺のチェックというのは、どうしたらできるのかと。つまり屋根の雪だとかと同じですよ。だから、それについてやはり市長でもいいですし、原部の方でもいいのですが。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 石田議員に申し上げますが、先ほど御質問の中で除排雪の件はこれぐらいにして、あとは委員会のほうでやりますという話をしているのです。いや、再質問を留保はしたのですけれども、そういうことでありますけれども、これに御答弁いただければ、1点ということでありますので。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 石田議員の再質問にお答えをいたします。

今、御指摘のように駐車場においてのというお話でありましたけれども、先ほどの特例の中で、幅員が原則4メートル以上ある集合住宅の通路で、一方が除雪路線に接続をしている場合にはという形での利用を認めているのですけれども、それが現在、拡大解釈の中で本来は道路として、両方あり片方が一方が除雪路線にということなのですが、それが駐車場の範囲の中で一方しか出入口がないにもかかわらず

ず認められてきたという経緯があるのは事実でございます。ですから、この拡大解釈においては、大変今さまざまのところから要望を受け、その拡大解釈に伴って非常に多くの場所が増えているという事実がございますので、先ほども答弁させていただきましたが、制度の本来の趣旨、つまりは先ほども答弁させていただきましたが、狭隘路線であったりとか、なかなか排雪等が入らないような路線に対して、本来あるべき制度だというふうに思っておりますので、その本来の趣旨をしっかりと踏まえて、今後においてその利用箇所についてはしっかりと見直し、検証はしていかなければならないというふうに思っておりますので、それについて御理解をいただければと思います。

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 先ほど石田議員の質問の中で、いかにも日にちと場所が特定されていまして、いかにも何か規則に沿っていないやり方をしているのではないかと、また再質問の中でも駐車場の除雪も一緒にやっているのではないかとというようなお話がありましたけれども、業者が特定されてしまいますので、できれば日にちなり場所を削除したほうがいいのではないかとこのように思います。市では認めているということですので、規則に沿った運営がされているわけですから、これは業者のためにも、私は日にちと場所は削除したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(横田久俊) 日にちが確かに言われました、場所も言われましたが、その件について建設部では問題ないと、違法ではないということは今はっきりおっしゃいましたので、そこで作業をしていた業者も問題はないということになりますので、このままにしておきます。業者名が出たわけではないですし、類推できるということでしょうけれども、違法ではないということをしかりと明言していただきましたので、それは構わないかなと思います。

(「了解」と呼ぶ者あり)

以上をもって、石田議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 秋 元 智 憲

議員 中 村 誠 吾

平成28年
第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成28年3月9日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹												
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義										
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	小	鷹	孝	一								
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章						
産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生			
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	三	浦	波	人						
保	健	所	長	秋	野	惠	美	子	建	設	部	長	相	庭	孝	昭							
消	防	長	明	井	隆	生	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	迫	俊	哉	総	務	部	長	日	栄	聡										
総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公			

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤誠一
庶務係長	伝里純也
調査係長	大崎公義
書記	佐々木昌之
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第14号、議案第16号ないし議案第34号、議案第36号ないし議案第57号、議案第59号及び議案第60号」を一括議題といたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 昨日、斉藤議員からの代表質問における再質問の中で、参与の任用期間において総務部次長と当時の職員課長が決裁をしなかった理由についてですが、これまでの議会の答弁や本人からの聞き取りによりますと、性急なことでもう少し慎重に考えたいと思っていたとの趣旨でございました。

○議長（横田久俊） これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○18番（佐々木 秩議員） 一般質問をいたします。

一つ目は、総合戦略と市民幸福度について伺います。

2月17日に道から発表された2015年国勢調査速報値では、本市の人口は、昨年10月の段階で12万1,910人、前回調査の5年前より1万18人減少し、減少率は7.6パーセントと過去最大となっています。何とかこの流れに歯止めをかけるために昨年10月策定されたのが、小樽市総合戦略です。

2016年度予算案において、市民幸福度という言葉がキーワードとして使われていますが、これはその総合戦略の中で、初めて導入された本市にとっては新しい概念です。今後、5年間の人口減少問題への取組成果を表す指標として、市民幸福度を一定の尺度にすることとしていますが、一見口当たりのいいこの言葉を安易に聞き流してはいけないという思いで、改めて確認させていただきます。

まずは、市民幸福度について、総合戦略に採用した目的を説明してください。そもそも、幸福の感じ方は人それぞれ主観的で、それを指標として使うために幸福度という数値に変換するシステムがまだ確立していません。日本においても、国や先進自治体が研究途上にあります。この研究の中で、個人の経済的状況など市の施策事業以外の要因の影響を受ける、他者との比較により影響を受けるという相対的なものであるという意見も多く、幸福度をはかるのは難しいと指摘され、導入をためらう自治体もあります。それなのに、なぜ本市の人口減少対策の柱である小樽市総合戦略の達成度の指標に、このような幸福度という非常に難しい概念を選んだのでしょうか。このような難解で未成熟な概念を使わなくても、戦略は組み立てられたと思います。あえて幸福度を採用した理由をお聞かせください。

また、幸福度の指標化や数値化を図るための本市での手法について、簡略に御説明ください。

この総合戦略で示されている市民幸福度の算定の仕方、本当に市民の感じている実感としての幸福が表せるのかということです。行政の施策の結果として数値の変化の割合を合計していった結果は、確かに市民生活への何らかの効果を表す数値ではあると思います。しかし、それは市民の幸福のある側面にすぎないのではないのでしょうか。

例えば、先進事例として、実際に幸福度を開発、導入している東京都荒川区では、荒川区民総幸福度

(GAH)という指標を掲げ、区民の主観的な幸福実感度を測定していますが、その手段として住民へのアンケートにより住民の主観を指標化して用いています。加えて、住民の主観を唯一の指標として幸福度ははかることは困難であることから、健康寿命、労働時間、ごみの排出量などの客観指標も設定し、より多角的に分析をしています。

本市では、市民の主観、実感を捉えるための市民幸福度アンケートの実施についての考えはありますか。戦略を見ると、アンケート結果による項目も見られますが、過去の調査の流用と見られる古いデータも使われています。その扱いも含めてお聞きをします。

他の事例では、同規模自治体の共通指標を数値化し、比較することによって、自治体の優位性をアピールする手法もありますが、本市で用いる考えはありませんか。

本市が市民幸福度を取り入れたのは、単に5年間という短期間での変化を測定できればいいというのではなく、荒川区のような先進自治体のように、本気で区政は区民を幸せにするシステムであるという気概で、中・長期的に本市のまちづくりの根幹にかかわる概念として、腰を据えて取り組む覚悟で導入したと理解していますが、今後の本市での市民幸福度活用にかかわる展開について伺います。

市民幸福度の概念や利用はまだまだ発展途上ですが、市政やまちづくりの姿を捉え、改革していく本場に有効な手段、目標になり得ます。本市も今後は先進的に取り組んでいるほかの自治体への情報収集や意見交換、有識者のアドバイスなどを十分取り入れた上で、本気で市民幸福度向上に努めてほしいと思います。

2点目、子供の貧困対策について伺います。

我が国の子供たちを取り巻く経済的な困難度が年々悪化していることは、さまざまな視点から指摘されています。平均的な年収の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子の割合、相対的子供の貧困率は、2012年に16.3パーセントで過去最悪、中でも北海道は19.7パーセントと、都道府県中5番目の高さにあるとのこと。そのため、国においては、2014年に子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行、続いて子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定し、それを受け、道では、北海道子どもの貧困対策推進計画を示しています。まず、この道の計画の概要について御説明ください。

2014年第1回定例会でこの問題について伺いましたが、今、述べたように取り巻く環境が変化していますので、再度、子供の貧困問題に対する市の認識について伺います。

本市としても、子供の貧困の実態を把握するとともに、子供や子育て家庭にかかわる施策を子供の貧困対策の視点から捉え直すことが重要です。そのためには、庁内が連携して子供の貧困対策にかかわる市の推進計画を策定すべきと考えますが、どうでしょうか。

また、しっかりとした対策を立てるためには、本市での子供の貧困状況の把握、目に見える化は必要です。漠然とした捉えでは的確な対応策は立てられません。本市においても、まずは貧困状態の実態把握のための調査を行うべきです。お考えをお聞かせください。

札幌市では、子供の貧困対策では、特にひとり親家庭への支援が必要として、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画を策定するため、母子家庭2,000世帯、父子家庭450世帯、寡婦400世帯にアンケート調査を実施しています。この調査では、ひとり親家庭の多くが子供の学習面で不安を抱いていること、親が病気のときに子の預かり先がない人の割合が2割を超えていること、病後児の預け先がないこと、就業や収入が不安定であること、ひとり親家庭を対象とした行政施策の認知度が低い状況にあることなどが判明をしました。ひとり親家庭は年々増加しており、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うため、住居、収入、子供の養育等の面で、さまざまな困難に直面することとなります。このようにひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたることが多い上に、ひとり親家庭の就労率は、母子家庭

80.6パーセント、父子家庭91.3パーセントと非常に高い一方、相対的貧困率は54.6パーセントの実態があります。働いているのに貧困なのが、日本のひとり親家庭の特徴です。既に働いているひとり親には、収入を安定するための支援が必要です。

また一方、自身の病気や子供の障害など、すぐに就労できない方への就労支援については、それぞれの状況に応じた丁寧な自立支援が必要です。就労支援だけではなく、家事・託児サービスなどの生活支援がなければ安定した就労にはつながりません。よって、それぞれの状況に応じたきめ細やかで総合的な支援、一人一人がしっかり働き続けられる支援策が求められています。

そこで、本市でのひとり親家庭支援の状況について伺います。具体的支援策にはどのようなものがありますか、主なものについて説明ください。

先ほど述べたように、ひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたるため、それらに対応する支援の多様性が必要です。例えば、厚生労働省が事業として示しているひとり親家庭等日常生活支援事業は、本市での取組はどのようになっていますか。

また、本市でのひとり親家庭への支援策の存在を対象者は知っているのでしょうか。現在、利用できる制度をひとり親家庭に十分周知し、相手方が制度を理解するだけでも支援の可能性が広がると思います。市の認識と周知、認知度向上策をお示しください。

先ほど、札幌市のアンケートでは、半数以上が、それらの支援策の存在を知らないまま厳しい状況に置かれていることが明らかになっています。仕事と子育てに追われる生活環境を考えると、それはみずから調べようとしなくて悪いとは言えないと思います。

また、知っているも利用度の低い制度もあり、利用者にとっては使いづらい制度になっていることが考えられます。

この項最後に、先ほど質問した市民幸福度とのかかわりで言えば、このような大変な状況で頑張っている家庭の皆さんへの施策を実効あるものにしなれば、市民幸福度を上げることはできないと思います。よって、子供の貧困問題に関する施策を小樽市総合戦略に位置づけすべきと考えますが、御所見をお願いいたします。

3点目、特別支援教育での連携について伺います。

本市には、小樽市特別支援連携協議会が設置されています。まず、本協議会の設立の目的とメンバー構成、主な活動内容についてお聞かせください。

その活動の中で、幼稚園、保育所の先生方の交流会が持たれ、その主要な話題の一つに子供の情報を小学校に引き継ぐ際の意見・要望がたくさん出たとお聞きしました。要録の引継ぎのほかに子供たちのことを伝える機会が持てないか、園に来てもらい交流したり、子供の様子を見てもらえないか、小学校が幼稚園や保育所に求めている情報は何かを知りたい、幼稚園・保育所から小学校への引継ぎをきちんとシステム化できないかとのことでした。そこで、これらの意見・要望についての今後の対応をお聞きしたいのですが、今回は、特別な配慮、支援が必要な子供のうち、保護者が普通学級に入ることを選択しているが、心配がある場合に限ってお話を伺います。

現在の幼・保から小の対象の子供の情報管理と引継ぎ方法を説明してください。

小学校側としても、支援を要する子供の情報が欲しいのは共通意識としてあるはずですが、幼・保側からこのような要望が上がる理由について、把握されていたらお示しください。

この課題は、子供の成長にとって大きな影響を及ぼすと考えます。解決に向け取り組んでいただきたいのですが、その際、幼・保・小、それぞれ納得できる、そして何より対象の子供にとって一番ためになる引継ぎ方法が望まれます。小樽市特別支援連携協議会においては、今後、どのように取り組んでい

かれるのか伺います。

また、小樽市には、とむとむファイルという名称の療育カルテがあり、このファイルは、保護者の方が子供の個性や特徴、これまで受けた支援の経過など、さまざまな情報をファイルに記録し、関係機関に伝えることで、子供の成長、発達への一貫した療育や支援を受けることをサポートするものであり、かかわる支援機関がかわっても、保護者との情報共有ができ、子供の情報の引継ぎにも有効な方法として活用できると関係の方からお聞きをしました。その点についての見解を伺います。

最後に、市内に残るアスベストについて伺います。

毒性が強く、吸い込むと肺がんや中皮腫を引き起こすことから悪魔の鉱物と言われるアスベストですが、これまで日本は1,000万トンを入力し、約9割を建材に使用してきました。アスベスト含有建材は、今なお私たちの身の回りに大量に残っており、戦後、建てられたアスベスト建築の解体、改修が一斉にピークを迎えている今、重大なアスベスト飛散事故が繰り返されて健康被害が拡大する可能性があることがわかってきました。本市でも例外ではありません。

そこでお聞きします。2012年第1回定例会でこの問題について質問したときには、2005年の調査で1956年から1989年までに建てられた500平方メートル以上の木造以外の民間建築物でのアスベスト使用状況が示されましたが、その後、新たな調査又は追跡調査がされましたでしょうか。2012年調査時、アスベスト使用建物は58件、そのうち解体された件数、現在残るアスベスト使用の建物は何件ですか。

同じく不明の建物が22件ありましたが、どうなっていますか。

2012年より民間事業者や個人への対応として、本市では、国の制度を活用して建材にアスベストが含まれているかどうかを確認する調査に対し、必要経費の一部を助成する制度を創設していますが、この制度の内容と利用状況をお示してください。

アスベストの使用が判明し、除去等の作業をする場合、大気汚染防止法に基づく届出が必要になりますが、昨年度の届出件数と近年の傾向についてお示してください。

解体工事の際、一般にアスベスト対策を行った場合、コストは最大2倍に増加、その費用を浮かそうと、発注者や業者は、対策をとらずに解体作業を行うといった不正が行われているといます。自治体には、業者を検査する権限が法律で定められています。しかし、義務ではないため、自治体の対応がまちまちで、今の自治体の人員では監視等には不十分ではないかという意見も出ています。そこで、本市での立入検査の人員の体制はどうなっていますか。

また、実際、近年の立入検査実施件数と、その検査内容を示してください。

現在の本市での対応で、アスベスト飛散への対応は十分と言えるでしょうか。この問題に対する市の認識と、これからの対応についてお答えください。

市民へのこの問題全般について周知が改めて必要だと思いますが、広報おたるでの特集は、2006年6月以来ありません。ホームページだけでなく、いま一度この危険性と各種相談先等について、広報おたるなどで周知すべきですが、いかがでしょうか。

発がん物質であるアスベストは、現在も大量に私たちの周りに残っています。そして、現在、市内では、老朽化した建物の解体、改修が進んでいます。家の近所や通勤・通学路で何も対策がとられないまま市民は何も知らないままアスベストを吸い込んでいたらどうでしょうか。特に子供たちへの影響は深刻です。対応をお願いいたします。

以上、再質問を留保し、一般質問を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合戦略と市民幸福度について御質問がありました。

まず、市民幸福度を総合戦略に採用した目的につきましては、総合戦略を策定するに当たり、市民目線に重きを置く観点から、市民の皆様がそれぞれ抱く主観的な幸福感を各種指標により評価をすることで、住みよいまち小樽への進捗度を可視化するために取り入れたものであります。

また、幸福度や満足度を指標に採用し、総合計画の策定や行政評価を行う際などにも活用することにより、将来的に効果的、効率的な行財政運営を図ることができるものと考えております。

次に、市民幸福度を採用した理由につきましては、総合戦略の大きな柱として「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」などを挙げております。これは、今、住んでいる方の生活環境を整え、安定した雇用を確保することなどが人口対策に通ずるという考えによるものであり、これにふさわしい目標、指標として考えたのが市民幸福度であります。市民の皆様は、年代や業種の違いをはじめ、さまざまな方がいらっしゃることから、数値で客観的に表すことができる定量的指標と性質など主観的で数値に表せない定性的指標をアンケート調査などから読み取った上で、あらゆる角度から市民の幸福を推測した結果が市民幸福度で表れるものと考えております。

次に、幸福度の指標化や数値化の手法につきましては、平成23年12月に内閣府の研究会が発表した幸福度指標試案を参考に、「住居・基本的ニーズ」「子育て・教育」「雇用・ライフスタイル」「健康」「自然・地域とのつながり」の五つのカテゴリーに分類し、それぞれ関連する指標を定量的なもの、定性的なものに区分して設定しております。全ての指標には5年後の目標値を設定しておりますので、指標ごとに達成度を点数化し、カテゴリーごとの平均値を算出することにより、幸福度を数値化するという手法をとっているものであります。

次に、市民の実感としての幸福を捉えるためにアンケートを実施する考えがあるかにつきましては、市民の皆様の実感と市民幸福度が一致するためには、今後も適切な指標設定を検証する必要があると考えており、それを捉える手法の一つとして、アンケートの実施は不可欠と考えております。

まず、来年度につきましては、総合計画の策定に向けてのアンケートとあわせて実施をする予定であり、その後も継続して行ってまいりたいと考えております。

また、データが古いものにつきましては、継続してアンケートを実施することにより、順次データを更新していきたいと考えております。

次に、幸福度を他都市と比較し、優位性をアピールする考えがあるかにつきましては、本市が採用している幸福度については、個々人の主観的な幸福感に基づくものであり、他都市との比較については、性質的に難しいものと考えております。

次に、今後の市民幸福度の活用の展開につきましては、総合戦略における将来の都市像である「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」の実現に向けて、中・長期的に取り組んでいく考えです。市民の皆様の実感と市民幸福度が高いレベルで一致して初めて住みよいまち小樽が実現すると考えていることから、総合戦略の施策パッケージを着実に実施するとともに、次期総合計画や行政評価との連動についても検討することで持続性や継続性を高め、結果として行政サービスが向上し、住んでいる人が本当によかったと思っただけのようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、子供の貧困対策について御質問がありました。

まず、北海道の計画の概要につきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に定める都道府県計画として計画期間を平成27年度から31年度までの5年間として策定されたもので、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を柱とし、子供の貧困に関する指標を定めるとともに、重点施策や計画の推進体制などが記載されたものとなっております。

次に、子供の貧困問題に対する認識につきましては、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等が全国的に増加傾向にあるなど、子供の貧困問題に関する状況は、好転していないものと認識しております。市としましては、平成28年度当初予算で、乳幼児等医療費助成事業の拡大のほか、保育料の寡婦控除のみなし適用や年少扶養等控除の再計算などについても取り組むこととしており、今後も国の施策や北海道の推進計画等を踏まえ、子供の貧困問題に関連する施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困対策にかかわる本市の推進計画を策定すべきとのことにつきましては、市としましては、これまでもひとり親家庭への支援事業などに取り組み、このたびの予算編成においても、先ほど申し上げた支援策の拡充を図ることとしており、今後も実情に応じた施策の展開が可能であると考えますので、現時点においては、本市における計画策定は予定していないものであります。

次に、本市における実態把握につきましては、各施策の中で実情の把握に努めており、アンケート調査の予定はありませんが、本市の推進体制として、昨年11月に小樽市子供の貧困対策推進庁内連絡会議を設置したところであり、今後、関係課による情報共有を図りながら施策の充実につなげてまいりたいと考えております。

次に、本市のひとり親家庭への主な支援策につきましては、相談事業をはじめ、児童扶養手当の支給、医療費の助成、福祉資金の貸付け、自立支援給付金の支給、母子生活支援施設の入所などがあるほか、新たに保育料や市営住宅使用料の寡婦控除のみなし適用などに取り組むこととしております。

次に、ひとり親家庭等日常生活支援事業の本市における取組につきましては、国が示す事業の内容は、通学や疾病などにより一時的に家事援助や保育などのサービスが必要となった際に家庭生活支援員の派遣等を行う事業であり、本市においては、家事援助などの事業は行っておりませんが、市内3か所の保育所における一時的保育事業により、乳幼児の保育などを行っているところであります。

次に、本市が行っているひとり親家庭に対する支援事業の周知につきましては、各事業の概要や手続などをさまざまな機会に周知をしていくことが重要であると認識しており、今後も市の広報誌やホームページ、子育てガイドブックなど各種の媒体を活用し、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困問題に関する施策の小樽市総合戦略への位置づけにつきましては、総合戦略の指標として、子供の貧困問題に関する指標の設定がなじまないこともあり、位置づけは考えておりませんが、今後、総合戦略に掲げる暮らしに優しいまちづくりに向けて、子育てしやすい環境づくりのための各種施策の推進を図り、子供の貧困対策にも資するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市内に残るアスベストについて御質問がありました。

まず、アスベストの使用状況調査などにつきましては、平成17年の調査後、新たな全体調査は行っておりませんが、調査時にアスベストが使用されていた建物などについて、随時、その後の状況を調査してきたところであります。

現在、アスベストが使用されている建物は、平成24年以降に1件が解体されて56件です。

また、アスベストが使用されているか不明の建物は18件です。

次に、アスベスト調査への助成制度につきましては、建築物に吹きつけられた建材にアスベストが含まれているか否かを判断する調査に対して助成をするもので、助成金額は25万円を限度として調査に要

する費用全額となっております。当該制度については、平成24年度から3年間実施したところでありませんが、利用実績がなかったことから27年度に廃止をしたものです。

次に、大気汚染防止法に基づく昨年度の届出件数と近年の傾向につきましては、届出件数は4件で、近年の傾向としては、年度ごとに増減しているものの10件以内で推移をしております。

次に、立入検査の人員体制などにつきましては、まず、人員体制ですが、職員を4名配置しております。

次に、近年の立入検査実施件数については、届出のあった全てに立入りをしており、平成24年度は4件、25年度は10件、26年度は4件となっております。

また、立入検査の検査内容については、大気汚染防止法の規定に基づき、作業区域内の密閉や集じん装置の設置などにより、アスベストの飛散防止策が適切に行われていることについて検査をしております。

次に、アスベスト飛散に対する市の認識と、これからの対応につきましては、建設リサイクル法に基づく届出が必要な建築物の解体には、届出にアスベストの有無が記載されるため立入検査等の指導ができますが、小規模な建築物に関しては、届出義務がないため把握することが難しいと認識をしております。このため、アスベストを使用している小規模な建築物についても飛散防止策が必要であることを、ホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

また、平成17年に実施したアンケート調査において、アスベストの飛散のおそれがあると回答した建物所有者に対しては、必要な措置を講じるよう指導してきたところではありますが、是正されていない建物がありますので、引き続き、強く指導してまいりたいと考えております。

次に、アスベストの危険性などの周知につきましては、現在、ホームページにアスベストについての相談窓口の一覧などを掲載しておりますが、今後は、どのような方法が効果的なのかを検討し、市民の皆様への周知に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、特別支援教育での連携について御質問がございました。

初めに、小樽市特別支援連携協議会の設置目的やメンバー構成、主な活動内容などについてでございますが、この連携協議会は、特別なニーズを必要とする乳幼児期から学校卒業後の就労時期までの子供に一貫した相談、支援及び指導を行うことにより、特別支援教育の理念を実現するため、関係機関が連携の強化を図ることを目的といたしまして、教育委員会が中心となって平成25年7月に設置したものでございます。

メンバー構成といたしましては、後志管内の特別支援学校や市内の小・中学校、幼稚園連合会、民間保育協議会、保健所、医療機関、ハローワークなど、教育、福祉、保健、医療、労働その他関係機関等の職員と保護者、関係団体の会員で構成し、特別支援教育の推進を図るため、情報交換や必要に応じて実務担当者会議を開催し、個別の教育支援計画の定着に向けた取組や、幼稚園と保育所の交流会などの活動を行ってまいりました。

次に、対象となる子供の情報管理と引継ぎ方法についてでございますが、特別な支援の有無にかかわらず、幼稚園にあっては、学校教育法施行規則に基づく幼稚園幼児指導要録に学習及び健康の状況を記録し、保育所にあっては、保育所保育指針に基づく保育所児童保育要録に養護や子供の育ちにかかわる事項を記録し、これらの抄本や写しを就学先の小学校に送付しているところであります。そのうち、就

学に当たって不安を抱いている保護者が、教育委員会に就学相談の申込みをした子供につきましては、就学指導委員会の審議結果のほか、要録とは別に幼稚園や保育所での様子を記した書面を就学先の小学校に送付し、子供の状況をお伝えしているところでございます。

次に、幼稚園や保育所から引継ぎに関する要望が上がる理由についてでございますが、就学に当たって支援が必要と思われる子供が増えている中で、幼児指導要録や児童保育要録を送付する3月には、小学校の担任が決まっていないことや、特に幼稚園においては、就学先が多数に及ぶことなどから時期的にきめ細やかな引継ぎが難しい面がございますが、これまでかかわってきた子供のことを小学校にしっかりと受け止めてほしいとの願いから、幼稚園や保育所から引継ぎに関する要望が上がっているものと考えております。

次に、引継ぎに関する連携協議会における今後の取組についてでございますが、特別な教育的配慮を必要とする子供に一貫した支援を行う上では、幼稚園や保育所から小学校に就学する際の引継ぎは重要であると認識をいたしております。連携協議会といたしましては、昨年12月に幼保交流会を開催し、それぞれで支援を要する子供の状況について共通認識が図られましたので、今後は、幼・保と小学校との連携を深め、効果的な引継ぎが行えるよう、その方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、とむとむファイルについての見解でございますが、これまで連携協議会におきましても、とむとむファイルの活用方法について協議をしてきたところでございますが、とむとむファイルは、特別な教育的配慮を必要とする子供について、乳幼児期から学校卒業後の就労時期まで一貫した支援を行うために有用なツールであると認識しておりますので、今後も連携協議会として、幼稚園や保育所で活用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、佐々木秩議員。

○18番(佐々木 秩議員) 何点が再質問をさせていただきます。

市民幸福度についてですが、アンケートを実施するということでお答えをいただきました。先進事例で荒川区のお話をさせていただきましたが、そのところでも、アンケートの内容によって、市民の幸福度をどれぐらいキャッチできるのかということが非常に大事になると。ですから、その作成方法、それから処理の方法等についてさまざまな要素があり、それを多角的にやはり分析していくには、何人か少数の方が又は市役所の中だけで、職員の中だけでこういうのをやっていくというにはどうしても無理があるということで、専門家を交えたチームで行っている例がたくさんあります。やはり本市においても、これについては、さまざまな方の、専門家の視点をきちんと取り入れたチーム、そういう中でこのアンケートの扱いをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

再質問2点目です。

子供の貧困対策についてですが、計画はつくらないというお答えでありました。先日の報道で、子供の支援をしなかった場合、北海道の社会的損失は1,506億円、これは全国の都道府県の中でも影響の大きい順位で5位ということになっています。

さらに、本市の就学援助費受給者の比率というのは、北海道の中でも高いという、これを一定の指標として考えれば、やはり表には表れてはいませんが、この問題というのは、本市においての深刻度も、非常に予想がつきます。やはりこういう系統立てて、それぞれの施策を実行していくという事はわかりましたが、それぞれがそれぞれのところでばらばらにやっていく中では、この効果をしっかりと表すことはできないと考えます。よって、きちんとした計画があった中で、先ほどの庁内会議などをきちんと基にした計画を立てた中で進めていくべきと私は考えるのですが、道の段階でつくって、小樽

市で必ずつくれということでもないということでしょうけれども、いじめ防止対策推進条例についても必ずつくれと言われているわけではないですが、やはり小樽では必要だということの下にこれをつくっております。やはり同じように、この子供の貧困対策についても、小樽市で計画を立てるべきではないかなと改めてここで言いたいのですが、何かその辺について系統立ててという部分でお答えをいただければと思います。

それから、施策の中にいろいろと挙げていただきました。その中で、少し不思議というか入っていないかと思ったら、ファミリーサポートセンターの事業が行われています。このファミリーサポートセンターの事業というのは、例えば、ひとり親家庭の日常生活支援事業や何かと組み合わせ、システムを援用していけば、こういうことの中にも使えていくのではないかというふうに考えるのですが、ファミリーサポートセンターをこういうひとり親家庭、若しくは子供の貧困対策にうまく活用していく、そういうことは考えておられないのかということについて伺います。

アスベスト対策についてですが、1点だけ。確かに、今、いろいろとどういう事業を、対策を小樽市がとられてきたかということをお聞きしていきますと、アスベストがあると判明したものについて、しっかりとした対策が立てられてきている。それから、件数もそんなにあるわけではないというのはわかりました。ただ、私が、聞いていて、この質問の中で一番課題だなと思ったのは、アスベストがあるのかないかわからない建物があること。それから、あるのを知っていても正直に言わないで、先ほど述べたように不正をして、そこをないことにしている、そういう不正、不明の場合に対する対策というものがなく、やはり私たちのすぐ隣の家が解体されるときに、わからずにアスベストを吸い込んでしまう。それで何十年か後に、自分は中皮腫になったけれどもどこに原因があったかわからないという悲惨な状況になってしまうということだと思うのです。ですから、何らかの不正、不明なアスベストに対する対応というの、今後、必要ではないのかと考えますが、これについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

私からは、アンケートに関して専門家を交えたチームで取り組むことが幸福度を捉まえる上では必要ではないかということについてでございますが、幸福度に関しましては、私どもといたしましても、まだまだ改善や研究の余地があるものだとということで承知をしております、まずは市内においても引き続き検討してまいりたいと思っております。また、小樽市人口対策会議を今後も開催する予定でございますので、そういった中で指標の管理、それからアンケートの分析についても御意見をいただきたいと考えてございます。

それから、幸福度の研究をされている横浜市立大学の教授がおりますので、その方にも当市の市民幸福度関係資料をお送りしております、まだ何も反応は先方からございませんが、こういった方にも、できれば連絡をとるなどしてアドバイスをいただければということも考えてございますので、御了解をいただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 私からは、子供の貧困に関する再質問について2点ほどお答えいたします。

一つは、小樽市も計画を策定して進めるべきということでございますが、例えば北海道が策定した計

画を見ましても、対策の柱となっております教育支援、生活支援、就労支援等々の柱に沿って、現状ある各施策が網羅されていると、そして、それをしっかりと取り組んでいくことが大事だというようなつくりになっておりますので、私どももいたしましても、計画はつくらないでも、やはり必要な施策というのをそれぞれしっかりと進めていくというのが、まず第一に大切なことであろうと考えているところであります。

それから、ファミリーサポートセンターの活用という御質問がございましたが、この貧困問題の施策とファミリーサポートセンターの事業というのは、全く無関係とは確かに考えておりません。ひとり親家庭等日常生活支援事業とあわせての委託実施というお考えをお示されたのかと思いますけれども、この事業については例えば、国が示した事業ですが、内容によってはヘルパーの資格等も必要とされております。そういったこともありますので、今後も、ひとり親家庭のニーズなどを見極めながら、必要に応じて検討していくべきことと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 生活環境部長。

○生活環境部長(渡辺幸生) アスベストを含む建物の解体時の、不正に解体されるものへの対応ということでございますけれども、先ほど答弁にありましたように500平方メートル以上については、アスベストを含む建物というものは把握されておりますので、その部分については、解体時には必ず対策が必要だということでは周知徹底していきたいと考えております。

また、それ以下の小規模な建物につきましては、現在、残念ながら把握する方法ということで、そういったものはございませんので、全ての建物を調べるということもできませんので、ほかの都市で、どのような形で把握するような対策をとっているか、それは情報として集めて、今後、どのような方法が効果的か考えていきたいと思っております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、佐々木秋議員。

○18番(佐々木 秋議員) 再々質問させていただきます。

ファミリーサポートセンターの関係でございますが、何とか使えること、できる範囲で検討をいただけるのかなと思いますけれども、例えば私が調べた中では、旭川市においては、ひとり親家庭、それから非課税世帯等についてファミリーサポートセンターを使うということが可能で、その場合も5分4を市が助成をして使えると。この場合、1回100円から200円になるのだそうです。課税世帯であっても2分の1の負担で使えるようになってきているというような方法で、この支援をしているのですね。新しい制度をつくらなくても、ある制度を使った中で、そういう支援もできていくということもありますので、ぜひこれについては前向きに検討をしていただけるように再度お願いをしたいと思います。

以上、1点だけ再々質問、よろしく申し上げます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) ただいまの再々質問は、ファミリーサポートセンター事業のことについての御質問でございましょうか。子供の貧困対策とかかわっての御質問ということでしょうか。

(発言する者あり)

他都市では、例えば、一定の条件に当てはまる方に対して利用料を自治体が助成するという制度は確かにございます。小樽市のファミリーサポートセンター事業も平成23年にスタートしましたが、

そのときは、道内自治体としては、どちらかという後発に入りましたので、その時点では、利用料金なども比較的安い設定をさせていただいておりますが、現在、他都市の状況も変わってきておりますので、特にこの子供の貧困対策にかかわって、例えばひとり親家庭の方が利用される場合の料金も、今、一定の条件に当てはまる場合には料金の免除等も援助などもしておりますが、これからひとり親家庭だけではなくて低所得の家庭の方の利用というのも多々考えられますので、他都市との比較の中で、こういった料金、制度設計については、これは今後も常に見直しはしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（横田久俊） 佐々木議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 一般質問をいたします。

小樽市総合戦略などから港湾についてお聞きいたします。

現在、本市は二つの港を管理し、港湾振興関係者などの協力の下、本市経済に貢献してきましたが、近年、港を見ていると、老朽化した施設や設備が目立ちます。

また、関係者の話では、大型船の受入れ体制にも心配する声が寄せられています。

最初に、ポートセールスとは、船舶や貨物の誘致のため、国外にあつては誘致の目標とする航路や船社の所在国に港湾管理者や港湾運送事業者、商工会議所などの港湾振興関係者により構成されたミッションを派遣し、国内では背後圏域本社・支社機能の集中する都市、地元において説明会、見学会等を開催し、船社や荷主等を集めて当該港湾を利用するメリットの説明を行い、あわせて利用者のニーズを把握し、施設整備や管理・運営の改善に反映させていくものとしています。

そこで、小樽港を持つ本市が、港湾事業者や商工会議所と連携し、今後、国内外の誘致、継続を目標とする航路をどのように生かすのか、お聞かせください。

次に、クルーズ客船寄港数が昨年は20隻で今年度の予定が22回と、微増の見込みが発表されました。道外の状況では、中国からクルーズ客船で九州を訪れる観光客の急増が話題といます。小樽港入出港時には、市民による小樽クルーズ客船歓迎クラブが横断幕や潮太鼓でにぎやかに歓迎していますが、今後、ボランティア通訳や観光バスの受入れ体制、我が国のクルーズ客船観光客の掘り起こしなどの課題があると聞きます。対応策をお聞かせください。

さらに、港湾振興関係者による本社・支社機能の集中する国内外の説明会や見学会の開催が重要と思います。本市として、これまでの取組や利用者ニーズの把握などを行う説明会の開催の内容についてお答えください。

次に、ポートセールスは、初め主要8大港で行われてきましたが、近年、地方の港では、港湾施設の充実やF A Z施設の整備など港湾機能の拡大と荷主企業の地方圏への生産拠点の分散化、企業経営における物流の合理化やコスト削減の観点から、荷主の自社工場に近い港湾の利用や、さらには中国、韓国をはじめとする近隣東アジア諸港の急速なハブポート化も影響して、航路誘致を中心としたポートセールス活動が地方圏の港湾においても活発化して、現在、五十数港の地方圏の港湾にアジア域内航路を中心とした外貿コンテナ航路が開設されていると聞きます。

そこで、小樽港についてお聞きいたします。

平成28年度末までに策定されるとする新港湾計画では、親水性や各施設整備に期待している一人ですが、現計画と新計画を比較して、港湾の利用区分や運用面などの施策について、変更や改善点等をお聞

かせください。

次に、小樽港に接岸する船に必要なタグボートについてお聞きいたします。

私の認識では、十数年前までは2隻体制で、現在、リース契約でたていわ丸を使用していると聞きます。本年9月に更新時期を迎えるタグボートについては、新艇や中古艇の調査等を進め、レポートなどが上がり、さまざまな方に話を聞いていると聞きます。購入するにも金額が大きく、採算面でも負担となるタグボートは、道庁等の補助制度はなく、仮に買い上げたりリースする場合は、本市の全額負担と聞きました。港湾部時代のさまざまな船舶の更新状況を見ると、決して市民が納得する船舶の購入ではなかったと感じています。

我が党の酒井隆行議員が、昨年、一般質問でタグボートの質問をしていましたが、そこで改めてお聞きします。更新後の費用はどうなるのか、また、どのような機能を持つ船舶を希望しているのか、関係者の要望書などがあるのかお知らせください。

次に、生活困窮者自立支援制度について伺います。

生活困窮者は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活ができなくなるおそれのある人で、多くの場合、生活保護法などにより扶助の対象となる方と認識しています。この制度が始まり1年が過ぎようとしていますが、最初に、この制度の事業内容及び対象とならない人などについてお知らせください。

また、本市の実施事業の、その実績件数、全国の件数と比較してどのような傾向があるのか、わかる範囲でお知らせください。

次に、本人の相談では、これまでの仕事や健康状態、収入、借金、家族関係など目に見えないところの動き等に触れる情報が、この窓口に来ることになると思います。

そこで、相談者の個人情報について、市の他部署や関係機関と情報を共有する際には、どのように相談者本人の同意を得て、どのような管理をしているのか、お聞かせください。

最後に、就労支援では、支援員は企業やNPO法人などを紹介して、相談者本人が仕事に段階的になれることができるよう雇用契約を結ばない就労体験から入る場合もあると聞きます。この方法では、生活困窮者を支援する方々から、安い労働力として使われるのではと懸念する声が出ていると聞きます。就労体験を利用する際の留意事項や適切に行われていることをどのように確認しているのかお聞かせください。申請等については、生活保護に至る前の段階の自立支援であり、人間としての尊厳を回復する支援と思います。よりよい制度の維持をお願いし、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市総合戦略などから港湾について御質問がありました。

まず、港湾事業者や商工会議所との連携についてですが、国内外の誘致、継続を目標とする航路につきましては、既存のフェリー航路や中国コンテナ航路、ウラジオストクRORO船航路などの定期航路は裾野が広いことから、本市経済を下支えする重要な役割を担っているものと考えております。今後も引き続き、小樽商工会議所をはじめ、市内約60の経済・港湾関連団体などから構成される小樽港貿易振興協議会が主体となり、官民一体となったポートセールスにより、既存定期航路をはじめとする取扱貨物の増加に結びつけるとともに、新規航路の誘致については情報収集に努め、小樽港の優位性をPRしながら可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、クルーズ客船寄港の改善点についてですが、クルーズ客船受入れに際しての課題につきましては、外国人の対応は、現在、市内のボランティア通訳の協力をいただいておりますが、今後、外国人観光客のさらなる増加が予想されることから、市民や学生などに協力を呼びかけるなど体制強化に向けて取り組むほか、観光バスの受入れに当たっては、必要な駐車スペースの確保や人と車が行き交う埠頭内の安全対策にも努めてまいりたいと考えております。

また、船社や旅行会社と連携して、船内見学や説明会など市民がクルーズに親しむ機会づくりを行うほか、割安な料金で乗船できる市民クルーズの実施についても船社などに働きかけを行い、クルーズ客船観光客の掘り起こしにつなげてまいりたいと考えております。

次に、国内外のセールスについてですが、国内外の都市においての説明会等への開催につきましては、これまで本市として、東京や札幌で小樽港を利用する荷主や商社に対して小樽港を紹介するセミナーや情報交換のための懇談会を開催してきたほか、機会を捉えて道内外の荷主等の訪問を行ってまいりました。

さらに、昨年は新たな取組として、RORO船航路で結ばれているロシアのウラジオストクを訪問し、同航路のPRや航路活用に向けた情報収集を行ったところであり、本年は、それらの情報を生かした貿易セミナーを開催し、荷主などの利用者ニーズの把握に努め、ロシア貿易の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、新港湾計画についてですが、現港湾計画と新計画の利用区分や運用面などの施策の変更点につきましては、現在、小樽港の課題となっている物流機能や交流機能の混在を解消するため、第3号ふ頭及びその周辺を交流の拠点化、第2号ふ頭においては、ロシアをはじめとする外国貿易の拠点化を図るなど、港湾機能をすみ分けし、集約化する配置を新港湾計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に、タグボートについてですが、更新後の費用などにつきましては、現在のたていわ丸の裸用船契約が平成28年8月末までであり、この時点以降での更新を考えており、更新後の費用は、中古船を導入することにより、現状程度を基準と考えております。

後継船の機能については、現在のひき船が3,500馬力であり、同等か、それ以上の機能を持つ船舶を基本と考えております。

関係者の要望については、小樽水先区水先人会から、初めに4,000馬力以上の大型ひき船の配置について、次に新造による大型ひき船の配置についての2回の要望書の提出を受けているところであります。

次に、生活困窮者自立支援制度について御質問がありました。

初めに、この制度の全国、本市の状況や比較についてですが、まず、この制度の事業内容につきましては、必須事業として生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う自立相談支援事業及び離職等によって住居を失うおそれのある人に有期で家賃相当額を支給する住居確保給付金があります。このほか任意事業として、すぐに一般就労が困難な方に対して、日常生活や社会生活等の自立を支援する就労準備支援事業、ホームレス等への住居等の支援を行う一時生活支援事業、家計についての支援を行う家計相談支援事業及び子供に対して学習の援助を行う学習支援事業があります。

また、本制度の対象にならない方につきましては、生活困窮者自立支援法の定義からいたしますと、原則、経済的に困窮しておらず、今後も最低限での生活が維持できる方となります。

次に、本市の実施事業につきましては、必須事業である2事業のほかに任意事業として就労準備支援事業を行っております。

また、実績件数につきましては、平成27年12月末現在の延べ数で、自立相談支援事業が201件、住居確保給付金が6件、就労準備支援事業が23件となっております。

また、全国の件数につきましては、自立相談支援事業が17万1,643件、住居確保給付金が5,791件、就労準備支援事業が1,366件となっております。

また、全国の件数と比較した本市の傾向につきましては、比較できる数字として自立相談支援事業の10万人当たりの相談数が公表されていますが、全国の平均相談件数の約14.8件に対し、小樽市は、約18.2件であり、全国平均を上回っている状況となっております。

次に、この制度の情報管理などについてですが、まず、個人情報共有の本人同意につきましては、相談の受付をする際に関係機関等との情報共有について同意する旨の署名をいただいております。

また、個人情報の管理につきましては、原則として関係機関との会議後に資料を回収して適切な廃棄処分を行うなど、細心の注意を払って取り扱っております。

次に、就労体験における留意事項につきましては、就労体験を引き受けていただける企業には、生活困窮者自立支援制度の趣旨を御理解いただいた上で、事前に相談者の能力や健康状態等について情報提供し、本人に過度の負担のかからない業務を選定していただいております。

また、就労体験が適切に行われているかどうかの確認につきましては、期間中に本人との面談を行うほか、企業の担当者に定期的に就労状況や実績、能力評価などを確認しております。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) それでは、何点が質問させていただきます。

まず、タグボートに関して、質問の中で、レポート、また、関係者の要望書ということを私は言っております。まず、それはあるということでもいいのか確認したいと思います。

では、そのレポートや要望書があるとして、これは誰がいつ調査したのか、そして、その調査の結果はどうか、お知らせください。

また、タグボートについては、あらあら、この後、随意契約されていくとは思いますが、まだ決まっていないということで確認させてください。

それと、最後に、タグボートについては、ここ10年、20年ですか、随意契約でされていると思いますが、私としては、この契約については一般競争入札も視野に入れていただきたいと思っております。その点をお答えください。

それと次に、生活困窮者自立支援制度の就労支援の部分では、先般ある団体とお話しする機会がありまして、その方々は道との連携、民生委員との連携ですが、本当に困窮した事例をお話ししていただきました。ただ、その中で、まだまだその周知が広まっていないということも聞いております。その周知に関して今度どうされるのか、その点をお聞きしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(横田久俊) 1点目のタグボートの調査レポートあるいは要望書のお話、これはあるのかないのかというのは、あるというお答えをされたようですけれども、誰が調査したのか、それから決まっていなくていいのかというのは、本質問でやってもらえればよかったのですが、新しいというか。お答えが、もしできるようでしたら、産業港湾部のほうでしていただきたいと思っております。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事(田中泰彦) 山田議員の再質問にお答えいたします。

まず、ひき船、タグボートの関係で再質問がございましたが、山田議員の質問の中でレポート等ということでお話があったのですけれども、そのレポートというのが何を指して、具体的に想定して山田議

員が御質問されているのが、今ここで明確にはできませんが、ただ、今、経過をお話ししますと、ひき船が老朽化していると、それを基に平成25年から、いろいろ調査をしております。それは、私どももそうですし、現在、委託をしている石狩湾新港サービス株式会社も含めて老朽化に対応するための事前の調査ということを行っていますので、そういう中で報告を受けている部分は幾つかございます。それをレポートという形で全部表現できるかどうかわかりませんが、幾つかの報告を受けているものはあると思います。

それと、まだ決まっていないと確認させてほしいというお話ですが、これも、ひき船については、今、私どもが裸用船を借りておりまして、まだ期間が残っていて、これから先に向けて、ただ、すぐに船というのは調達ができるわけではございませんので、それで平成25年から候補を絞ってこういう調査等も積み重ねてやってきていて、今、候補を絞りつつあるという段階でございます。そういうことで、今、この段階で決まったということをお話することではないかとは思っております。

それと、契約の方法で随意契約ですとか一般競争入札ということでお話がありましたが、これについては、契約が随意契約、一般競争入札、何を求め、どの内容で契約をする、例えば運航委託ですとか裸用船ですとかその契約の内容に応じて判断をしなければなりませんので、その部分については、この場で何が適するという形は申し上げることはできないと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私からは、生活困窮者自立支援制度についての周知について再質問がございました。

これまで、広報誌やホームページ以外の取組といたしましては、市内の公営住宅等にポスターを張っていただくというようなことをしてまいりました。

また、先般は、市内小・中学校に、やはりポスターの掲示をお願いしたところでございます。

今後は、市内の高校に同様にポスター等の掲示をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) タグボートについては、予算特別委員会で詳しいことをお聞きしてまいります。

また、生活困窮者自立支援制度については、今後も市民の声を聞いてまいりますので、その分、皆さん方には、よりよい制度を市民に知っていただけるよう、これからもよろしく願いいたします。

○議長(横田久俊) 山田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、高橋龍議員。

(3番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○3番(高橋 龍議員) 一般質問に先立ちまして、一言申し上げます。

御承知の方も多いとは思いますが、ただいま議員インターンシップということで、私に小樽商科大学の学生が同行し、今定例会の議会議論や長きにわたる空転、又はその前段の議案説明等から市政の動きを見させていただいております。御協力を賜りました議員の皆様、市長及び関係理事者の皆様にも、この場をおかりして深く御礼申し上げる次第です。

また、そのインターン生の目線から、小樽の問題点、課題を挙げてもらい、一緒に質問を作成いたし

ました。これまでの議論の中で重複する部分もございますが、通告どおり質問をさせていただきます。

まず、小樽の観光事業にかかわり、W i - F i スポットの増設に関して質問をいたします。

本市において、観光業は重要な基幹産業であり、より多くの観光客に本市を訪れてもらうことは、経済の活性化を図る点からも不可欠です。近年の観光客の入り込み数を見ても、毎年数十万人、割合としては数パーセントずつ増加をしており、今後、数年にわたっても、さらに増加の傾向が見られることも容易に予想されます。

特に、インバウンドの観光客の伸びは顕著であり、宿泊を伴う外国人客も伸び率が32.8パーセントと東京にも劣らない数字であると言えます。そのような中、訪日外国人の方々の旅行にとって重要なのは、W i - F i 接続のできる場所です。かねてよりほかの議員も質問をされていましたが、小樽においては公共の場における無料のW i - F i スポットが不足している現状があります。海外、国内でも有名な観光地では、かなりの数の設置が進められている中、本市ではJ R小樽駅においてもW i - F i 設備の活用がうまくなされておらず、観光客の満足度をより向上させるためにも、一層の拡充が望まれるところでもあります。

そこで、本市における現在のW i - F i 環境については、どのようにお考えでしょうか。

また、現在の状況を維持するのか改善をしていくのかの方針と、改善をするのであれば、具体の案をお示してください。

次に、小樽駅の観光案内所に加え、駅コンコース内に窓口を新設すると伺っておりますが、それに伴いW i - F i 設備を設置してもらえよう、観光協会への働きかけを行っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、設置される際に懸念される点があれば、あわせてお知らせ願います。

現状、浅草橋などの観光案内所では、パスワードのカードを配布し、14日間無料で利用できる形となっているようですが、利用状況などは把握されていますか。

また、周知のための宣伝などはどのように行っていますか。

次に、子供の家庭学習時間に関して質問をいたします。

先般、本市においての家庭学習時間が問題となっており、その背景には、インターネットやスマートフォン、ゲームなどと接する時間が非常に多いという現状が挙げられます。特に、1日のうち4時間以上、それらに接する中学生が全国平均の2倍近くにも上るということで、平成28年度の教育行政執行方針の中でも、インターネットやスマートフォン、ゲームの利用時間を短くするための、いわゆる小樽市のルールの方針の策定を行うと伺っております。

また、何より学習意欲を向上させるための仕組みづくりが重要であると考えておりますが、そのために何が必要であるかを、今後、より具体化させていくことは不可欠であります。それらを踏まえ、何点かお伺いいたします。

まず、小樽市のルールとは、どのような流れで策定し、その特徴はどのような点ですか。

また、それに何を期待しているのでしょうか。ネットなどの時間の規制が主なのか、又は学力の向上を目指すのか、どちらでしょうか。

ネット等の利用時間の減少が単純に学力の向上に結びつくというよりは、家庭学習時間の確保が問題であると考えます。学校側も、より児童・生徒に対してさまざまな経験の機会を提供して興味を向けさせることが不可欠です。例えば、学力が高い他都市の事例でいくと、秋田県のリレーノートという取組があります。クラスの中でリレー形式でノートを回していき、成績のよい児童のノートも見ることができるといえるものです。家庭学習の定着や質の向上にもつながると考えられます。ぜひ、このような新た

な取組も小樽市のルールとは別に本市教育行政に生かしていただきたいと考えますが、御所見をお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

フリーWi-Fiスポットの増設について御質問がありました。

まず、フリーのWi-Fiスポットの現況と今後の方針につきましては、本市を訪れる外国人観光客が急増する中、Wi-Fi環境の重要性は十分に認識しており、昨年度は移動式Wi-Fiを購入し、クルーズ客船の寄港時等に活用したところであります。

しかしながら、広範囲の設置については、インシヤルコストやランニングコスト等費用負担の問題や、京都市で懸案となった個人情報セキュリティに対する課題などがあるものと認識しております。

現在、市内各商店街において設置を検討している動きもあり、市といたしましても、観光協会や観光事業者と連携し、まちなか観光にぎわいづくり調査事業の調査結果を活用して、外国人ニーズやWi-Fi環境整備の必要性を検証し、国の補助メニュー等の情報提供を行うなどにより、観光都市としてWi-Fi環境の充実を図っていくとともに、セキュリティ対策についても研究してまいりたいと考えております。

次に、小樽駅のWi-Fi環境整備につきましては、JR小樽駅には、既にJR北海道が設置しているフリーWi-Fiがあり、その利用促進についてJR側からも協力依頼がありました。今回、駅コンコース内に観光案内所の窓口を新設し、外国語通訳職員を配置することにより、Wi-Fiの存在や利用方法等を直接外国人観光客に説明をすることが可能となり、従来に比べ利用頻度の増加が期待され、観光客の満足度向上につながるものと考えておりますので、現時点で小樽駅構内に新たなWi-Fiを設置することは考えておりません。

次に、観光案内所で配布しているWi-Fi用IDパスカードの利用状況につきましては、平成27年1月から12月の発行枚数で浅草橋観光案内所1,707枚、運河プラザの国際インフォメーションセンター1,709枚と把握しております。

フリーWi-Fiスポットの周知方法といたしましては、現在、各スポット付近に告知ステッカーを掲示しておりますが、今後、平成28年度に刷新される外国人観光客向けの観光マップやウェブサイトにもWi-Fiスポットのマーク等を表示するなど、市としても観光協会等と連携をし、より一層利用促進が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、子供の家庭学習時間について御質問がございました。

まず、小樽市のルールを策定するまでの流れと、その特徴についてでございますが、教育委員会では、昨年11月に各学校に対して児童・生徒や保護者が話し合う場を設け、市内でどのようなルールが必要か、また、そのルールを守るためにどのような取組が必要かについて協議し、本年2月末までに報告するよう通知したところでございます。その報告を基に、教育委員会では、小樽市小中学校情報モラル対策委

員会と連携し、ルールの原案を作成した上で、その原案をもう一度各学校に提示し、児童・生徒や保護者から改めて意見を求め、その意見を参考にして小樽市のルールを決定し、5月をめどに公表する予定としております。

策定された小樽市のルールにつきましては、各学校において、児童・生徒に対し、全校集会や学級指導等を通じてルールの遵守を徹底させるとともに、保護者に対しては、学校だよりや保護者会等で周知し、家庭での指導を依頼してまいりたいと考えております。

また、このルールの特徴は、児童・生徒や保護者が課題や必要性を共有しながら主体的に作成することにより、その取組が自分たちでつくったルールだからみんなで守っていこうという意識の醸成につながるものと考えております。

次に、小樽市のルールに期待することについてでございますが、インターネット等の利用が長時間に及ぶことで、生活習慣の乱れはもとより、いじめや犯罪等に巻き込まれる危険性が危惧され、また、家族と触れ合う機会や家庭で学習する時間の減少により、学力にも影響するものと考えられます。教育委員会としては、インターネット等の利用に関する小樽市のルールを策定することにより、まずは本市の児童・生徒の望ましい生活習慣を確立し、あわせて学校から示される宿題の量や家庭学習の時間を増やす取組と連動させることで、学力向上にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、家庭学習時間の確保と児童・生徒に興味を向けさせる取組についてでございますが、教育委員会では、ノート指導に関する教員向けの指導資料や全国学力・学習状況調査の調査結果報告書を発行し、児童・生徒の学習意欲を高めるための取組例などを示しながら家庭学習の定着を図るよう指導をしております。各学校におきましても、家庭学習の内容や時間、分量などを示した手引を作成し、保護者の協力を得ながら取り組んでいるところでございますが、本市におきましては、依然として全国と比べて家庭等での学習時間が短いという課題も見られますことから、今後も御指摘のような秋田県の事例などの先進的な取組を学校に情報提供するなどして、家庭学習の充実につなげてまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、高橋龍議員。

○3番(高橋 龍議員) 質問ではなく要望としてお話をさせていただこうかなと思うのですが、まずWi-Fiの件について、セキュリティなどに課題があるということももちろん承知はしておりますけれども、我々日本人が思っている以上に、海外の方はWi-Fiの設備などを求めている傾向にあると考えております。

また、国、総務省でも、自治体向けのガイドブックを作成するなど推進しているところでもありますし、同様に総務省の行ったアンケートでも、特にアジア圏の旅行者のニーズが強いというデータもありますので、また実際、自治体主導でのWi-Fi整備というものは、大阪ですとか沖縄、仙台だったり、インバウンド客の多い観光都市では意欲的に進めているということなので、ぜひ小樽もより整備を進めていっていただきたいなというふうにも考えております。

また、補足ですが、そういった自治体主体で進めているところでは、防災だったりとか減災というものにも活用可能であると考えられているということですので、そちらも含めて観光だけではなく全庁的に活用できるものというところを探っていただければなと思っております。

また、教育に関してですが、非常に前向きな取組をお示しいただきましてありがとうございます。新たな取組をたくさん取り入れていただけますよう、林教育長の手腕には大いに期待をしておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長(横田久俊) 高橋龍議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 3時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 第1回定例会に当たり、一般質問いたします。

最初に、防災についてお伺いいたします。

東日本大震災から早いもので5年を迎えますが、私が議員になった年でしたので、この本会議場で初めて代表質問したときは、防災に関する項目もさせていただきました。とにかくこの震災は、私たちに自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけましたが、残念ながらいまだ復興途上と言えます。

また、先般の台湾での地震による建物崩壊では、またもや多くの犠牲者が出ました。そして、最近の天候の乱れは何とも言いがたく、爆弾低気圧による積雪でのオホーツク方面の集落孤立問題や、本州では水道が凍結し長期間にわたる断水騒ぎなどは記憶に新しく、想定外のことが起きています。小樽は、比較的災害が少ないまちと言われておりますが、備えあれば憂いなしで、常に最悪を想定していくしかありません。

そこで、お伺いいたします。

災害があったとき重要な役目を果たすのが緊急避難場所、そして避難生活を送る避難所ですが、平成26年に災害対策基本法が改正され、小樽市では土砂災害、地震、津波、洪水という4種類の災害に応じた避難所が指定されたようですが、避難所の指定基準をお聞かせください。

また、災害別の指定については、市民への周知を徹底する必要があると思いますが、どのように周知されたのかお聞きいたします。

今、小樽市では、学校適正配置に伴う学校の統廃合が行われており、閉校になった学校の跡利用が問題視されています。大規模な災害が起きた場合の緊急避難場所や避難所として全ての小・中学校が指定されておりますが、その場合は指定を解除せざるを得ないこととなります。既に、塩谷中学校の避難所は、塩谷小学校に統合されるということが決定したようで、これにより避難所が減ることとなります。避難所が減少することについてですが、塩谷中学校と塩谷小学校では災害別の指定区分がほぼ同じですので問題がないと思いますが、もし避難所を統合する場合、災害別の指定区分がそれぞれ異なる場合など、課題が出てくると思います。避難場所や避難所の統合について、どのような検討をしているのか、お聞かせください。

災害は時と場所を選びませんが、懸念されるのが北海道など冬場の災害です。避難所として使用されるのは体育館などですが、大規模停電などで暖房がとまったときに避難所生活が余儀なくされた場合、どうするのが課題です。地域によって、また、同一市内であっても避難所ごとに課題が違ってくると思います。帯広市では、最近、その課題を見つけるために冬季防災訓練を行ったといいます。また、防災教育という面でも、小樽市でもこのような取組ができないのか、お伺いいたします。

次に、介護問題についてお聞きいたします。

私は、これまで幾度となく介護問題についてお伺いしてきましたが、今回も介護者支援の立場から何点かお伺いいたします。

少子高齢化が急速に進み、高齢者が高齢者を介護する老老介護や認知症の人が認知症の人を介護せざ

るを得ない認知介護、そして男性が家族を介護する男性介護者特有の問題などが今まで課題として上ってきましたが、最近浮上してきたのが、子育ての忙しい時期に親の介護が重なるダブルケア問題です。

まだ聞きなれない言葉ですが、ある研究調査によれば、6歳未満の子を持つ母親の1割が介護にも携わっているというデータがあります。この背景には、晩婚化による出産年齢の上昇に加え、少子高齢化により育児や介護を手伝ってくれる兄弟、姉妹、親族の減少といった家族関係の変化が複雑に絡み合っているように思います。そして、それは共働き世帯で対応に追われる人も多く、その負担は、どちらかといえば女性に集中しています。中には、私の60代の知人のように、週に数回、午前中は御主人の親の介護をするために御主人の実家に通い、午後からは毎日、共働きの娘夫婦を支えるため、自宅で孫の面倒を見ている方もいます。

また、別の調査では、ダブルケアの経験者の9割は「負担である」「どちらかといえば負担である」と回答し、介護サービス、子育て支援サービスは「十分でないと思う」「あまり十分でないと思う」が8割を超えているとの報道もありました。小樽市では、このダブルケア問題について、どのような認識をお持ちなのかお伺いいたします。

このように、ダブルケアの理解と支援が広まっていない中、最近、その取組を始めた自治体があります。横浜市では、公明党横浜市議員団も推進し、対策に着手しています。地域のNPO法人が、ダブルケア経験者の知恵のほか介護や育児の制度をまとめて紹介するハンドブックを作成したり、介護も育児も理解できるサポーターを育てるために養成講座を開きましたが、そのダブルケアサポーターの養成講座に市職員の受講を促し、相談や対応の改善を試みているそうです。

また、ダブルケアの受皿となる育児や介護サービスを行う民間企業を育てるために、地元の金融機関と連携した融資相談事業も実施しているといえます。

道内でも室蘭市教育委員会が公益財団法人の助成を受けて、昨年12月にセミナーを開催し、女性を中心に50代から70代の市民が受講したと報道されていました。小樽市でも、既にダブルケアを経験し、一人でも悩んでいる方がいるはずですが、市としても、先進自治体の情報をキャッチし、ダブルケアの認識を高めることが大切だと思いますが、御見解をお伺いいたします。

政府でもこの問題を重視し、現在、ダブルケアの実態調査を行っており、この夏にも結果をまとめると聞いています。今後は、この調査に基づき、育児と介護の両立に直面する当事者に寄り添いながら、どのような課題があるか把握し、支援策につなげていただきたいと思います。御見解をお聞かせください。

次に、介護問題に関してもう一点お伺いいたします。

先日、ある市民の方から御提案がありました。それは、認知症の方が徘徊していることが周りの人にわかる方法、例えば服にバッジをつけるとか認知症マーク的なものを導入できないかということでした。その方は父親の徘徊で苦労したといい、見知らぬところで保護されてパトカーで帰宅したことが何回もありました。かつては隣近所や地域が顔見知りだと未然に防ぐことができましたが、今は人間関係が希薄になり、それも期待できなくなっています。そこで、認知症を発症している方だとわかると、知らない人でも声をかけやすいのではないかというのがその方の思いでした。私の知人も同居する御兄弟が自分の家がわからなくなって、とんでもない場所の交番から通報を受け、迎えに行ったといえます。市内でも同様なケースがあると考えますが、小樽市における徘徊による捜索願のあった件数など、わかる範囲内で状況をお聞かせください。

そして、最近、徘徊にまつわるショッキングな訴訟問題が起きています。それは、認知症の男性が徘徊中に列車にはねられてお亡くなりになり、家族に振替輸送費用などを賠償するよう求めたもので、認

知症患者の家族はどこまで責任を負うのかが問われました。今までは徘徊により行方不明になった本人への捜索という観点からの防止策でしたが、徘徊に伴う他者への損害賠償問題という新たな課題が浮上してきました。

そこで、徘徊者の早期発見という観点でお伺いいたします。市では、認知症高齢者の見守り事業として徘徊高齢者位置情報検索システムの導入経費の一部を助成していますが、助成基準と現在までの助成人員についてお示してください。

登別市では、本年1月からGPS機能付小型端末を徘徊する認知症高齢者に持たせ、行方不明になるのを防ぐ高齢者見守りサービスを始めたと聞いています。道内では、北見市や江別市が民間委託し、同様のサービスを行っているようですが、市がシステムを直営し経費を全額負担する方式は、登別市が初めてと聞いています。今後、小樽市でも、このような高齢者見守りサービスを行うことを要望いたしますが、御見解をお聞かせください。

ともあれ大事なことは徘徊を未然に防ぐことであり、たとえ徘徊してもすぐ発見されることが大切です。この点について、市を挙げて取り組んでいる自治体が増えてきています。中でも注目されているのが、安心して徘徊できるまち、福岡県大牟田市です。大牟田市では、年に1回、徘徊模擬訓練をしており、それは大牟田モデルと言われています。人口も11万9,000人余りで小樽市とほとんど変わりありませんが、平成16年度から始めたこの事業は既に12回を数え、認知症の人が行方不明になったという設定の下、高齢者等SOSネットワークを活用し、通報、連絡、捜索、発見、保護の情報伝達の流れを訓練するものですが、模擬訓練参加者は年々増加し、平成26年度には小・中学生、高校生、大学生も含め、3,000人を超えたといえます。

ただし、昨年からは徘徊という言葉は使用せず、認知症SOSネットワーク模擬訓練と名称を変えたようですが、これにより「認知症の人の人権を守り、地域で見守り・支える意識醸成」、そして「いざというときの実効性の高いSOSネットワークの構築」を目指しているといえます。参加した高校生が、「どのように対応すればいいか考えさせられた。そして高齢者を尊重していく気持ちが大切だと思った」と感想を述べられています。

小樽市でも急に訓練とはいかないまでも、このような意識改革が大事ではないかと思いますが、御所見を伺います。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

私は、厚生常任委員会に所属していますが、常任委員会として、昨年、長野県塩尻市を視察してきました。季節を問わずに子供たちが遊び、交流できる場について先進的に取り組んでいる塩尻市は、市長がマニフェストとして「子育てしやすいまち日本一」を掲げて子育て支援に力を注いでおり、その子育て支援拠点の一つが塩尻市こども広場「あ・そ・ぼ」という施設であり、未就学児の遊び場所の提供や母親の交流、子育て情報の提供などがされており、大変有意義な視察となりました。

小学生の孫と同居するある方から聞いた話ですが、孫のところにクラスの友達が数人遊びに来ました。あまりにも静かなので子供部屋をあげると、何と子供たちがみんな仲よく遊んでいるのではなく、自分たちが家から持ってきたゲーム機で、一人一人遊んでいるのを見て愕然としたといえます。子供部屋がゲーム機の遊び場となっていたのです。

最近、外で遊ぶ子供の姿を見ることが、めっきり少なくなりました。特に、冬は外で遊ぶ場所が少ないこともその理由の一つで、雪国では冬の遊び場の確保も課題です。子供の遊び場であるはずの公園が、ともすれば雪捨場になっています。私も以前、ある地域の方から子供の公園が冬になると使用できない、何とかならないのかという苦情を受けたことがあります。担当部署に問い合わせると、やはりこれも

雪捨場となっております。児童遊園の管理は町会に任せられていると聞いていますので、雪捨場になるのも町会の意向だと思いますが、冬は公園の使用ができないのだから、それならそこを雪捨場にするという考えには疑問が残ります。

そこで、お伺いたします。

小樽市の児童遊園の状況をお示してください。せめて何か所か冬でも使えるようにしてはいかがかと思いますが、市内で冬でも使用可能な公園の実態をお示してください。

先般、小樽雪あかりの路が開催され、多くの観光客が小樽を訪れ、幻想的なろうそくの明かりを見て、大変喜んで帰られました。

そして、同じ時期に地域版雪あかりの路が町会単位やその他で開催されました。雪あかりの路と言えば夜を想像しがちですが、ある地域では青年部を中心に雪山にスロープをつくって、タイヤチューブで滑りおける遊び場を提供し、昼も夜も楽しめる計画を立てました。2日目も小雨が降る中、思いきり体を動かしたくて、今か今かと開始時間を待っている姿に、実行委員は限度が来るまでやろうと判断しました。残念ながら天候悪化により夜は中止しましたが、歓声を上げながら本当に楽しんでいる様子を目の当たりにして、子供たちの遊び場、特に冬の遊び場の提供が小樽市の喫緊の課題ではないかと考えますが、御見解をお聞かせください。

確かに地域性もあるかもしれませんが、地域内だと見守りに限界があります。例えば、体育館のグラウンドを使うとか市内の何か所かを外で遊ぶ場として開放してあげられるのではないかと思います、御見解をお聞かせください。

小樽では、既に未就学児童とその保護者を対象にした「げんきがまちにやってくる！」という事業を行っていますが、私は、小学生を対象にした気軽に子供が交流できる場の確保を提案したいのです。今、全国に空き家が増え続けており、それは小樽市にとっても重要な課題です。全国的に危害を及ぼす空き家については、解体、除去などの方策が検討されていますが、まだ使える空き家の有効活用として、近年、老人施設や民泊施設などが挙げられておりますが、私は、これを子供の遊び場、交流の場として活用できないか提案したいと思います。

ここに来ると、高齢者の方からの読み聞かせや軽食をつくったり、同じゲームをするとしても、一人ではなくみんなで一緒にできるゲームをする等々、孤立をさせない交流の場として活用を図ってほしいと思いますが、市長の御見解をお聞かせください。

最後の質問になります。

最近、読書離れ、活字離れが言われて久しいものがあります。そのためか、まちの本屋も少なくなり、欲しい本はインターネットで購入する方もいるようです。

また、電子書籍なるものまでありますが、それだと誰もが利用できるものではありません。読書習慣は幼いときから身につけていくべきであり、小樽市としても音読カップなど、大変に力を入れています。それだけに図書館の果たす役割は重要なものがあります。

そこで、お聞きいたしますが、市立図書館の利用状況をお示してください。

私は、ちょうど2年前の平成26年第1回定例会の予算特別委員会で、図書館の利用促進を図る観点から、読書通帳の導入について提案させていただきました。読書通帳とは、銀行ATMのような専用端末機に通すと、自分の借りている本の書名と借りた日付を印刷することで読書の記録として残すことができるものです。導入後、図書館の貸出し、児童図書が貸出しが2倍に増えたところもあり、通帳に記帳する仕組みを楽しみつつ、読書習慣を高めようとするもので、道内では斜里町立図書館、美瑛町立図書館が導入しています。そのときの御答弁では、小樽の図書システムがそのようになっていないし、手書

きの読書ノートが既に作成されているので、今のところ導入は考えていないということでした。

そこでお伺いいたしますが、読書記録ノート「小樽っ子ノート」の発行状況と発行後と発行前では、利用状況にどのように変化があったのかお示してください。

また、そのときの御答弁では、大人向けの読書記録ノートを作成したいとのことでしたが、どのような状況になっているのかお示してください。

今、読書通帳をいろいろ創意工夫され、書籍代金も記録され、あたかも貯金しているような内容も記載されているようです。システム導入には財政問題もあると思いますが、他の自治体では、読書通帳に広告を入れるなど工夫しているようですし、来年度は、小樽市立図書館も創立100周年を迎えることになりますので、その記念の意味を含めて、再度導入できないのかお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 松田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、防災について御質問がありました。

まず、緊急避難場所、避難所の指定基準についてですが、避難所の指定基準につきましては、災害対策基本法第49条の7に基づき、想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること、被災者等の速やかな受入れが可能であること、被災者等を滞在させるために適切な規模を有していることのほか、車両による物資の輸送が比較的容易であることを指定の基準としております。

次に、避難所の災害別の指定の周知方法につきましては、広報おたるやホームページ、まち育てふれあいトークのほか、町会長と市の定例連絡会議で周知しており、今後とも継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、緊急避難場所及び避難所の統合についてですが、統合となる学校の周辺にある避難所や代替施設が災害別の指定区分が同様となることや、避難距離が長くなりすぎないことなどに配慮し、避難先の変更について検討することとしております。

次に、冬季宿泊訓練についてですが、冬季の訓練の有効性は理解をしておりますが、必要な暖房機材の準備費用や訓練実施に必要な人員の確保など、現状では訓練の実施は難しいと考えておりますが、帯広市で行われている冬季の訓練内容を調査し、実施の可能性について研究してまいりたいと考えております。

次に、介護保険について御質問がありました。

初めに、ダブルケア問題についてですが、まず、本市としての認識につきましては、子育てと親などの介護が同時に進行し、主に子育てをする母親が両方を担うことにより大きな負担を抱える問題と認識しております。こうした実態は本市においてもあり得るものと考えられますが、これまでのところ、関係部局にダブルケアに関する相談などが寄せられた実績はございません。

次に、ダブルケアの認識を広めることにつきましては、こうした概念自体が新しいもので、現状として認知度は低いものと思われれます。

報道によれば、既にダブルケアに直面していたり、過去に経験したという調査結果があるようですが、本市においては、こうした問題に対応するため、子育て支援や高齢者対策にしっかり取り組んでいくことがより重要であると考えております。

次に、課題の把握と支援策につきましては、今後、政府が行っている実態調査の結果を注視し、研究してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の見守りサービスについてですが、まず、小樽における徘徊による捜索願のあった件数などにつきましては、小樽警察署によると、過去2年間で平成25年度は17件、26年度は18件であります。

なお、このうち未発見者は平成25年度の1件となっております。

次に、徘徊高齢者位置情報検索システムの助成基準と助成人数につきましては、対象者は市内に居住する徘徊のおそれのある65歳以上の高齢者と同居する家族で、助成額は位置情報システムの導入経費を対象として1万円を上限に助成するものです。

本事業は平成18年度から開始しておりますが、これまでの助成実績は、18年度の2件と19年度の1件、合わせて3件となっております。

次に、GPS機能付小型端末による高齢者見守りサービスにつきましては、徘徊のおそれのある認知症高齢者が行方不明になることを防ぐ方法の一つであると認識しておりますが、一方で、こうした高齢者に常時発信端末を持たせて外出させることができるかという課題もあると認識しております。徘徊者への対応については、基本的には家族や地域の認知症への理解と見守りが重要であると考えますが、本市として有効な対策があるかどうか、他都市の例なども調査しながら研究していきたいと考えております。

次に、認知症高齢者を見守る意識改革につきましては、高齢化の進展に伴い、さらに増加すると見込まれる認知症高齢者への対応として、国は、昨年1月に新オレンジプランを策定し、柱の一つとして、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進を掲げ、国によるキャンペーンや地域での認知症サポーター養成などの実施を位置づけています。本市といたしましても、認知症サポーター養成を継続していくほか、市民向けの講演会や小樽地域SOSネットワークの周知を図るなど、市民の認知症についての理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援について御質問がありました。

初めに、子供の遊び場確保についてですが、まず、本市の児童遊園の状況につきましては、町会等が設置及び管理を行っている児童遊園が52か所あり、冬期間は、そのほとんどが住民の皆様の雪捨場として使用されております。

次に、冬でも使用可能な公園につきましては、規模の小さい公園は、児童遊園と同様に近隣住民の皆様の雪捨場として使用されておりますが、小樽公園など規模の大きな総合公園などでは、グラウンドの斜面を利用したそり遊びや、散策の場として利用されているものと認識しております。冬期間におきましても、公園の定期的な巡回を行い、管理を行っておりますが、凍結対策のためトイレが使えないことや駐車場の除雪を行っていないことなどから、利用に当たっては一定の制約があると考えております。

次に、子供たちへの冬の遊び場の提供につきましては、子供たちは遊ぶことで体力の向上を図り、みずからの創造性や主体性を発展させ、また、みんなで遊ぶことにより自分の役割を認識していくものであり、冬の遊び場の提供は、子供たちの成長にとって有意義なことであると考えております。

次に、遊び場としての公園の開放につきましては、冬期間、公園を遊び場として開放するには、子供たちが安心して遊べるようハード、ソフト両面の整備が必要でありますので、今後、どのような方法で開放ができるのか研究してまいります。

次に、空き家の子供の遊び場、交流の場として活用する提案につきましては、そのニーズや運営主体、運営経費などさまざまな検討課題があるものと認識しておりますが、御提案につきましては、空家等対

策計画策定の際の参考にしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松田議員の御質問にお答えいたします。

読書通帳の導入について御質問がございました。

まず、市立図書館の利用状況でございますが、平成25年度と26年度の一般の方と児童・幼児の貸出人数及び一般書と児童書の貸出冊数についてお答えをさせていただきます。平成25年度は、一般の方の貸出人数は6万3,831人、児童・幼児の貸出人数は6,275人、一般書の貸出冊数は24万1,638冊、児童書の貸出冊数は6万4,815冊です。平成26年度は、一般の方の貸出人数と児童・幼児の貸出人数は、それぞれ6万4,329人、6,364人、また、一般書の貸出冊数と児童書の貸出冊数は、それぞれ24万1,024冊、6万2,086冊となっております。

なお、平成27年度の1月末現在では、一般の方の貸出人数は5万4,240人、児童・幼児の貸出人数は6,339人、一般書の貸出冊数は20万4,463冊、児童書の貸出冊数は5万4,379冊となっております。

次に、読書記録ノート「小樽っ子ノート」の発行状況についてでございますが、平成25年度は約600冊、26年度は約450冊を発行いたしました。

また、利用状況の変化についてでございますが、発行後の平成25年度は、発行前の24年度に比べまして、児童・幼児の貸出人数、児童書の貸出冊数ともに増加をいたしました。26年度は、25年度と比べ、児童・幼児の貸出人数は増加し、児童書の貸出冊数は減少いたしました。

次に、大人向けの読書記録ノートの作成についてでございますが、平成28年度の図書館創立100周年記念事業の取組の一つとして、大人向けの読書記録ノートを作成する予定で準備を進めているところでございます。

次に、読書通帳の導入についてでございますが、読書通帳を導入するためには、読書通帳機の購入やシステム改修に多額の費用が必要となりますことから、現状では、直ちに導入することは難しいものと考えておりますが、利用者へのサービス向上の観点から、平成28年度に作成する大人向けの読書記録ノートの利用状況や効果、導入に係る費用やランニングコスト、さらには読書通帳を導入している他都市の状況を調査するなどいたしまして、今後、読書通帳の導入の可否について検討してまいりたいと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) では、何点か再質問させていただきます。

まず、冬季宿泊訓練については難しいというお話でしたが、やはりこれは大事なことであると思います。人数、何人かでも、また、市の職員だけでもいいですから、1回くらいでもこのような冬季宿泊訓練をしたほうがいいのではないかと思います。もう一度その点についてお聞かせ願いたいと思います。

また、ダブルケアの問題でございませうけれども、今のところあまりダブルケアについて相談がないという状況でしたが、政府においては、これから本当に大事な問題であるということで調査もし始めたという聞いております。ただ、小樽にないからということではなくて、やはり今後、この問題は重要な問題になってくると思いますので、もう一度このダブルケアについて、また、一人で悩んでいる方、どこに相談していいかわからない方もいるのではないかと思いますけれども、この点について、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、徘徊の件でございますが、先ほど小樽では、徘徊高齢者位置情報検索システムが平成18年度

が2件、19年度が1件ということで、大変少ないということなのですが、これは助成額が1万円であるということと、また、周知がされていないのではないかと思います。先般、この一般質問の原稿を書いた後に、徘徊の賠償問題について裁判の結果が出ました。そこでは、要するに徘徊した方の家族については責任はないと言われましたが、現実はこの徘徊した方がやったことによって被害をこうむっている方がいるわけです。そういったことについて、今後いろいろな課題が出てくるとは思うのですが、やはり一番大事なのが早期発見だと思いますので、もう一回この導入経費の助成について周知がされているのか、周知が少ないから助成してほしいという人がいないのではないかと考えますが、この点についても、もう一度御回答をお願いいたします。

それと、あと子供の遊び場についてでございますが、やはり確かに今の小樽の状況からいくと、児童公園が雪捨場に、これは本当に難しい問題ではございますけれども、やはり子供たちにとって外の遊び場を確保するというのが大事な問題ではないかと思いますので、何とかこの点についても考えていただきたいと思うのですが、この点についてももう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 松田議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外に関しましては、担当部より答弁させていただきます。

私からは、まず、冬季宿泊訓練の件でございますが、御指摘のように災害は、季節問わず、いつ来るかというのはわからないということもありますので、しかもその中で、冬において避難をする、そのときのやはり状況対応に何か遅れが出たり問題が起きたときには、冬の中における避難者に対する状況というのは苛酷な状況になり得るというのは私としても理解をしておりますので、現状で難しい部分は多々あるのですけれども、それが実施できる方向でいろいろと情報収集とともに研究をしてみたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

また、ダブルケアの問題ですが、これは今回の質問をいただいて、私、恐縮ですけれども、初めてその認識を得たところでございます。

このダブルケアという言葉が出たことによって、小樽市内で松田議員が御指摘のような潜在的に両方抱えられている方はいらっしゃると思いますし、出てくるのではないかなと思っております。その状況を先ほど答弁させていただいたように政府における調査をしっかりと注視をして、小樽市としても、その状況をどのように対応するのかを考えていきたいと思っておりますし、そのような中で、まず現行では、子育て支援の政策とともに高齢者の対応、対策も現状のものをしっかり行うことで、今、そのケアを行えるのかどうか、そういうことも鑑みながらやってみようと思っておりますのでございます。

もう一点、遊び場のことについてですけれども、これについては、私としても多くの子育て世代の方々に、小樽はもともと公園が少ないという御指摘もありますが、さらに冬においては公園自体も活用できないということで、要望等、高いものであるという認識をしているところでございます。その中で、子供たちが冬でも楽しめる又は遊べる場ということが必要だという考え方は持っておりますので、今後それを現在の児童公園を開放することで取り組んでいくのか、また、ほかの方法があるのか、それらについては、原部・原課といろいろと相談をしながら、何かしら具体的なものが取り組めたらと思っておりますのでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（小山秀昭） 松田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、高齢者の見守りサービスでございますが、助成額が少ないのではないかとということと、周知についてでございます。

助成額1万円、初期導入でございますが、実際にかかる費用が1万260円ということで、初期費用のほとんどは賄えるということでございます。ですから、その後のランニングコストというのは1,000円弱かかるわけですが、それを除けば決して少ないとは思っておりません。

また、周知でございますが、介護保険はいろいろな制度がございますので、年に何回かの広報の周知とパンフレットにもこの制度を載せておりますが、そういう中でこの利用だということでございます。ちなみに、道内で昨年の9月に予算をつけて、この年明けから始めた都市がありまして、50台の予算をつけたそうでございますが、今のところ申込みが5台ということで、なかなか先ほども申したように、持たせること自体が難しいというのも、その利用が進まない原因ではないかと考えているところでございます。

○議長（横田久俊） 松田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 一般質問します。

最初に、新しい教育委員会制度について、三つの角度からお伺いします。

第1に、教育長と教育委員会のあり方についてです。

2月1日より上林氏が副市長に就任し、新しい教育委員会制度になりました。そして、24日の本会議で、林氏が教育長に選任されたところです。新しい教育委員会制度について国会の審議では、教育委員会の三つの根本方針、教育の地方分権、一般行政からの独立、民衆統制は変わらないということでした。

新教育長が任命制になったことにより、教育委員会の教育長の任命権限が奪われました。このように市長の意を受けた方が教育長になり、新教育長は、専門的知識や情報の圧倒的優位の下に教育委員会を運営することになります。教育行政の意思決定について教育長と教育委員会のどちらに根本的な権限があるのか理由も含めて説明してください。

新しい教育委員会制度の下、新教育長は、大きな権限を有することになりますので、教育委員による教育長に対するチェック機能の強化の具体化を図ることが重要です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条では、新たに委員の側から教育委員会会議の招集の請求が定められ、第25条には、委員による教育長の事務執行状況の報告が定められています。小樽市教育委員会として教育委員に対する教育長の報告はどのように行う計画か、報告時期や対象となる事項について説明してください。

また、委任事務の見直しを検討するのか、お答えください。

第2に、大綱についてです。

地教行法第1条の3において、首長が大綱を定めることになっています。総合教育会議において、教育委員会と協議の上で定めることとなります。不安になることが、協議をすることになっていても、大綱を定める権限は市長にあるということです。小樽市において、教育委員会は協議するだけで、市長の定めた大綱に従わなければならないのでしょうか。大綱を定めるには、法律では国の「基本的な方針を参酌し」とあります。国の方針、言いなりの大綱をつくってしまえば、地域の独特の教育を行うことができません。参酌することに対し、どのように対応するのでしょうか。

また、住民合意を大切にしたい創造的な大綱にすることを求めるものです。答弁を求めます。

第3に、総合教育会議についてです。

総合教育会議は、市長と教育委員会との協議、調整の場です。この会議については、教育分野への権限が強まった自治体の長が暴走しないように注意し、あくまでも対等、平等な二つの機関の協議体であることです。緊急の場合、教育長が教育委員会を代表し、市長と二人だけで協議をして物事を決めることもできます。緊急だといって二者での総合教育会議で決められてしまつては、意思決定機関としての教育委員会がないがしろにされてしまいます。緊急とはどのような場合に限るのか、教育委員会で話し合ってもいないことを教育長が決断できるのでしょうか、説明してください。

法律では、総合教育会議の「議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない」とあります。現状の教育委員会の会議の議事録は、議事概要のみとなっています。文部科学省による2013年度の教育委員会の現状に関する調査では、市町村で61.5パーセントが詳細な議事録を作成しています。

また、昨年6月の新教育委員会制度への移行に関する調査では、市町村で63.3パーセントが総合教育会議の議事録を作成しています。総合教育会議の議事録は、詳細な形で作成し公表することを求めます。

また、教育委員会の会議の議事録についても、詳細な形で作成し公表することを求めます。お答えください。

次に、小・中学校の統廃合について伺います。

第1に、学校規模についてです。

財務省は、来年度、教員を3,475人減、2025年度までに3万7,000人もの教員を減らそうとしています。国の中央教育審議会では、「各学校の厳しい実態を無視した、あまりにも非現実的なもの」と痛烈に批判しています。今回の教員数の削減は、少人数学級を求める流れから後退するものです。国に対して少人数学級の実現を働きかけるとともに、北海道に対しても少人数学級の実現の教員配置を働きかけることを求めます。お答えください。

小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画では、望ましい学校規模として、小学校で12学級以上、中学校で9学級以上と決めています。教育委員会では、小学校で12学級未満、中学校で9学級未満は望ましくないと考えているのでしょうか、お答えください。

望ましい学校規模をつくりと言いながら、新年度から新しい学校としてスタートする手宮中央小学校では、2月12日の時点で8学級になる見通しと聞きました。

さらに、2018年度には、山手地区の小学校で統合が行われます。この年も住民票による推計では、花園小学校が10学級、手宮中央小学校も10学級です。学校規模ありきの統廃合を続ける限り、統廃合を再度行わなければならないようになります。既に望ましい学校規模による基本計画は破綻しています。まだ決まっていない統廃合については一度立ちどまり、基本計画を見直すことを提案します。御検討ください。

第2に、中央・山手地区の中学校についてです。

教育委員会は、ずっと新しいプランをつくりますと市民に対し約束をしてきました。プランをつくって、それをしっかり議論していただくという前提の話です。ところが、出してきた案は、商業高校を利用するというものであり、しかも日程的にはさっさと決めてしまおうというものです。

基本計画の基になっている市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の答申では、保護者や地域住民に説明をして学校の適正配置の必要性について共通の理解を深めながら進めていくことが必要であるとされました。教育委員会が示している商業高校を利用するプランは、2022年度からです。この時点で3校を存続した場合でも、菁園中学校7、西陵中学校6、松ヶ枝中学校6という学校規模です。中央・山手地区の中学校では、松ヶ枝中学校を最上小学校に移転して3校存続する案や西陵中学校を統合校とす

る案を提示した上で議論すべきだと考えます。見解をお聞かせください。

商業高校のグラウンドの問題です。中学校設置基準第8条では、「校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる」とあります。商業高校を統合校とした場合、特別な事情とは何に当たるのでしょうか、説明してください。

また、中学校施設整備指針では、職員室や保健室の配置はどのように記されていますか、説明してください。

第3に、小規模学校についてです。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、地域の核としての学校や地域の連携などが強調され、まちづくりと一体に検討することが述べられています。統廃合に住民への説明と合意は欠かせません。合意がなければ統廃合を実施すべきではありません。合意が得られない場合、学校を存続させることを求めます。お答えください。

同じく手引で、小規模校を存続させる場合の教育の充実が記されています。ここで掲げられている四つのケースに当てはまる場合、小規模校を存続させることは選択肢として可能なのでしょうか。お答えください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

新教育委員会制度について御質問がありました。

まず、大綱についてですが、総合教育会議において大綱を策定する際に、教育委員会は、市長が定めた大綱に従わなければならないのかということにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律についての文部科学省からの通知では、大綱の策定に当たっては、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が十分に協議、調整を尽くすことが肝要であり、互いに調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではなく、その執行については教育委員会が判断をするものであることが示されているところであります。

次に、大綱を策定する際に国の基本的な方針を参酌することにつきましては、教育の課題や目標は、地域によってさまざまであり、地域の実情に応じて大綱を策定するべきであると考えておりますことから、国の基本的な方針を参考にしつつも、民意を反映させ策定した本市の総合計画などとの整合性に留意しながら、総合教育会議において協議してまいりたいと考えております。

次に、総合教育会議についてですが、総合教育会議の議事録の作成と公表につきましては、会議での議論の過程や結果ができる限りわかるような形で作成し、公表してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新しい教育委員会制度について御質問がございました。

初めに、教育長と教育委員会についてでございますが、まず、どちらに根本的な権限があるのかにつ

きましては、文部科学省からの通知では、新教育長は、執行機関である教育委員会の構成員かつ代表者となりますが、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりはなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行はできないものであることが示されておりますことから、根本的な権限は、これまでと同様に教育委員会にあるものと認識しております。

次に、教育長に委任された事務の教育委員会への報告につきましては、今回の法改正におきまして、新たに義務づけられたものでございますが、これまでも毎月開催しております教育委員会会議におきまして、行事の実施状況や各種調査結果、さらには小・中学校の学校再編の状況などについて、適時報告をしてきており、今後も引き続き、速やかな報告に努めてまいります。

次に、教育長に委任されております事務の見直しにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項に規定する事項を除き、さらに小樽市教育委員会事務委任等規則第2条各号に掲げる事項を除いて、教育長に委任しております。同規則では、教科書採択や教職員の任免など、教育委員会の職務権限としての重要な事務は委任できないものと規定しており、教育長委任の事務は限定されておりますことから、見直す考えはございません。

次に、総合教育会議についてでございますが、まず、市長と教育長のみで協議、決定することができる緊急の場合の範囲につきましては、文部科学省からの通知によりますと、例えばいじめや通学路での交通事故、災害や犯罪など児童・生徒などの生命又は身体の保護が直ちに必要とされるような状況とされております。この場合、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や、教育長に対応を一任している場合以外は、教育長が調整や決定を行うことはできず、総合教育会議においては、いったん態度を保留し、教育委員会において再度検討をした上で、改めて市長と協議、調整を行うことが必要であるとされておりますことから、教育長の一存では決定できないこととなっております。

次に、教育委員会会議の議事録につきましては、現在、議事の概要を作成し、本市のホームページで公開しておりますが、改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない」との条項が新設されたことから、今後、議事録を作成し、公表できるよう準備を進めてまいります。

次に、学校統廃合について御質問がありました。

初めに、学校規模についてであります。まず、少人数学級の実現につきましては、既に実施している35人以下学級の堅持とともに、実施していない他の学年にも拡充することを、引き続き北海道都市教育委員会連絡協議会等の関係機関を通じまして、国や北海道に要望してまいりたいと考えております。

次に、小学校が12学級未満、中学校が9学級未満の場合、望ましくないと考えているかについてでございますが、国は、学校教育法施行規則で、小学校及び中学校の学級数の標準を12学級以上18学級以下とし、北海道では、公立小・中学校における標準的な学校規模の考え方として、小学校は12学級から18学級、中学校は9学級から18学級としております。教育委員会では小規模校においても長所と言える特徴があることを認識しておりますが、同時にさまざまな課題もあり、学校教育本来の機能が十分に発揮できないことが懸念されますことから、適正化基本計画では、望ましい学校規模を小学校は12学級以上18学級以下、中学校は9学級以上18学級以下としているところでございます。

次に、適正化基本計画の見直しについてであります。基本計画で示しました望ましい学校規模に満たない学校が出てきておりますが、教育委員会としては、学校再編は、単なる統合ではなく、新しい学

校づくりを通して教育環境の改善を図ることを目的の一つとしております。御指摘の花園小学校では、平成24年度の統合を機に、全ての算数の授業において教員加配を活用した習熟度別少人数学級指導を実施し、学力向上に成果を上げてきております。

さらに、統合協議会を引き継ぐ形で学校サポート委員会が設置され、地域とともにある学校づくりが進められております。

また、新年度に開校する手宮中央小学校におきましては、新しい学校づくりとして、校区内における職業体験活動や4年生の総合的な学習の時間に実施する英語を中心とした国際理解教育など、特色ある教育活動が予定をされております。他の統合校におきましても、新しい学校づくりの取組から、教育環境の向上が図られてきているものと認識しておりまして、こうした学校の改善の流れをとめることなく学校再編を進めてまいりたいと考えております。

次に、中央・山手地区の中学校についてでございますが、商業高校閉校後の学校施設を統合校とする以外の案を示した上で議論すべきでないかということでございますが、中央・山手地区の中学校は、生徒数の推計から3校を2校に再編する必要があるものと考えておりますこと、また、校区境界付近にあり、生徒の通学距離の平準化が図られること、学校施設が充実していることや、小樽商科大学に近接するなど恵まれた教育環境にあることから、西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合校として、商業高校閉校後の学校施設を活用することが最適であると考え、この案に絞ってお示しをしているものでございます。

次に、中学校設置基準における特別な事情についてであります。商業高校の立地状況から、校舎、敷地に隣接してグラウンドを設けることが難しい状況にありますことから、中学校設置基準における特別な事情に当たるものと考えております。

次に、中学校施設整備指針における職員室や保健室の配置についてですが、職員室につきましては、屋外運動場アプローチ部分などへの見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に計画することが重要であることや、学習関係諸室等に近い位置に計画することが望ましいとされておりまして、また、保健室につきましては、屋内外の運動施設との連絡がよく、生徒の出入りに便利な位置であること、救急車やレントゲン車などが容易に近接することができる位置に計画することが重要とされ、職員室との連絡及びトイレとの関連に十分留意して位置を計画することが望ましいなどとされておりまして。

次に、小規模校についてであります。住民合意が得られない場合、学校を存続させることを求めるということにつきましては、これまでも学校再編に当たっては、関係校の保護者や地域住民を対象とした懇談会などを通じて教育委員会の考え方を示し、十分な御理解と御協力を得ながら進めてきておりまして、今後ともその考えにより進めてまいりたいと考えております。

次に、文部科学省の手引に記載されている学校統合を選択しない場合の四つのケースに当てはまる場合に小規模校として存続させることは可能かについてであります。文部科学省の手引に記載のある四つのケースは把握しておりますけれども、教育委員会としては、学校再編により音楽や体育の授業、クラブ活動や部活動、学校行事などにおいて、より高め合うことができる一斉指導に加え、個別指導やグループ指導を取り入れたり、学級の枠を超えて学習集団を弾力的に編成するなど、さまざまな学習形態を取り入れられるなど効果が得られますことから、今後も一定規模の集団の中で教育活動が行われることが望ましいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) まず、統廃合の問題から少し。まともに答えていただけていないのです。

まず、小学校12学級未満、中学校で9学級未満、望ましくないのかという点についてどう考えている

のだということを知ったのに、ひたすら標準的な規模がうんぬんかんぬんだとか、12学級以上9学級以上が望ましいのだと、そういうことは言っているのですが、9学級未満、12学級未満は望ましくないのかと、これについてはどう考えているのかということを中心にきちんと答弁いただきたいと思っております。

まだ答弁していないのはたくさんあるのですが、中央・山手地区の中学校のことについて、商業高校に絞ったのだという話をするのですよね。ただ、私は、ほかの案をきちんとして提示して議論すべきではないかということを知ったのです。それについても答えていただけていません。

あと、小規模校についても、選択肢として可能なのでしょうかと可能か不可能かを聞いているのですが、これについても答えていただけていません。こういう点をまずきちんとして答弁してください。

(「特別な事情」と呼ぶ者あり)

特別な事情もそうですね、答えていないのですが、そういうことを再質問としてやりますので、きちんとして答えていただきたいと思っております。

それと、あと整備指針の問題がありました。要は、職員室や保健室というのは、きちんとしてグラウンドが見える位置になければいけないと、こういう整備指針の中身です。

それと、中学校設置基準の第1条第3項「中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」、こう書いてあるのです。学校設置者に聞きますが、今回の統合により商業高校を選択するという事になると、これらの水準を図ることに努めなければならない、こういう省令の条文との整合性についてどう考えるのか、お答えください。

それと、私電話で、9市の教育委員会に聞き取りをしました。中学校のグラウンドが同一の敷地や隣接する敷地がないという学校はありますかと、こういうことを尋ねました。旭川市、函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、江別市、北見市、室蘭市の各市では、明確にありませんということでした。札幌市の場合、共産党の議員団を通じて聞いたのですが、99校あるということで全て調べるのに時間がかかるということで、ベテランの職員に聞いたところ、たぶんないと思うと、こういうお話でした。合わせて9市全ての228校の中学校でグラウンドが校舎と離れているという中学校はありません。このような他市の状況を見ても、ただし書の対応をしていないわけですが、これでも特別な事情になって、統合校として望ましいという見解なのかどうかお聞かせください。

次に、教育委員会に伺います。

答弁のあった今の特別な事情の中学校についてですが、道内で幾つあるのか、そういうことの状況をしっかり把握していますかどうか、これもお答えください。

次に、同じようにグラウンドが離れていて、設置基準のただし書で対応するという中学校に対して、道教委の見解はどういう見解なのか、これもきちんとして伺っているのでしょうか、これについてもお答えください。

先ほど言ったように商業高校の案しか示さないのだという点についてですが、昨年3月の学校適正配置等調査特別委員会で、さまざまな検討を行っているから御理解をと、こういう答弁だったのですよ。表向き商業高校の、表向きですよ、商業高校の利用は、今年度から上がってきた話なのです。それなのに、出してきた案は、この一つだけと。今まで委員会で答弁してきたさまざまな検討、この内容をしっかり示して、先ほど言ったようにほかの案も示して議論すべきではないですかということを知ったのに、それについて答えないということなので、しっかり内容を示すべきだと思いますのでお答えください。

あと、新しいプランの作成を求めてきたわけですよ。西陵中学校の案を残すことも含めて出してくださいというのが市民の要望だったわけですよ。それなのに1案しか示さなかったことに対して、これら市

民の理解を得られると考えているのか、お答えください。

整備指針の問題に戻りますが、整備指針の表現というのは三つ表現があります。一つが「重要である」、その次が「望ましい」、そしてその次が「有効である」と、こういう3段階なわけです。先ほど言っていたところは、この整備指針の「重要である」というところに入ります。そして、「関係法令等の規定に基づくことはもとより、本指針の関係留意事項に十分配慮すること」と、こういうふうに書かれてあるのですよ。だから、これを十分配慮していると思うのです、教育委員会というのは。だから、その整備指針について、新しい最上小学校と緑小学校の統合校で、整備指針に恐らく適用した設定になっているはずですので、それについてどうかをお答えください。

基本計画の見直しについてですが、考えていないという非常に冷たい答弁でした。旭川教育委員会の場合、昨年3月に同様の適正配置の基本計画をつくりました。この場合は、全体が15年、そして5年ごとに点検、見直しとしっかり定めてあるのです。こういうふうには、やはり間、間できちんと点検することが必要だと。小樽市の基本計画には、児童・生徒の大きな変動や国の制度改正などがあつた場合には、必要に応じた計画の見直しを行いますと、このように明記されているわけです。基本計画の策定後、どのような動きがあつたか、まず、手引が昨年1月に新しいのが国でつくられました。先ほど言った整備指針は、おととしの7月です。中央教育審議会の「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」と、こういう答申が出ています。こういうように国の制度はころころ変わってきて、社会情勢も変わっているのですよ。それでも国の制度や社会情勢は変わっていないと、そういうことを言いきれますかどうか、見解を示してください。

それで、小規模校の点については、少し答弁があやふやなので後にしますけれども……

(「時間」と呼ぶ者あり)

時間ないか。はい。時間守ります。

それで、例えば小規模校の場合、存続を求める学校の地域住民若しくは学区の過半数などの人が、署名を添えて教育委員会や市に請願をした場合でも、閉校の理解を得るようにすると、こういうことになるのかどうか、それについてもお答えください。

それで、教育委員会について聞く時間がもうないですか。

(「全部設置者に聞いている」と呼ぶ者あり)

教育委員会に伺いますと、途中で切り替えましたよ。

(「時間守れよ」と呼ぶ者あり)

はい。わかりました。

ということで、以上、お願いいたします。

○議長(横田久俊) まだ若干あります。

○20番(小貫 元議員) そうしたら、もう少し。

簡単に言えば、合議制の教育委員会が最大の執行機関だということですが、市長の答弁でよくわからなかったのが、総合教育会議の議事録の公表についてですけれども、わかるように公表していくという表現だったのです。ただ、それだと今の教育委員会の議事録概要でも、これはわかるように公表していますと言いきられたらそれまでなのですが、詳細な形で、例えば市議会の議事録みたいな感じで、詳細な形で作成し公表するののかということと、これは教育委員会も、議事録を作成しますという答弁だったので、これも詳細な形できちんとつくるのかという確認をさせていただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 新しい質問といいましょうか、特別な事情の校数は何校あるかというのは、これは調査していますかということですか、何校ですかと私はメモしたのですが。

(「何校と言っていない」と呼ぶ者あり)

それでは、こちらから理事者の答弁を求めます。設置者から、どうぞ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) ただいまの再質問にお答えいたします。

できる限りわかるような形で作成ということは、先ほども教育委員会からも答弁があったと思いますが、現在、教育委員会で行われている公表の要点のみということでございますので、それをどれだけわかりやすくするかについては、今後、教育委員会とその中身について詰めて、公表の方法などについて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 学校の再編に関して御質問いただきました小貫議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、現状で12学級、9学級以下の場合、望ましくないと考えているのかということでございますが、法令では、学級数の標準として小学校及び中学校は12学級以上としておりますけれども、道教委が平成19年度に示した公立小・中学校における標準的な学級規模の考え方と本市の適正化基本計画においては、望ましい学校規模を小学校12学級以上、中学校9学級以上としております。この学級数にすることが望ましいと考えておりますが、児童・生徒数の減少が進む中、学年によっては、満たさないこともあり得ると考えております。それが直ちに望ましくないということではなくて、少子化が進んでいく中で、学校再編による子供たちの教育環境の向上を図っていくべきであると考えております。

それから、計画を見直す考えはないのかということでございます。義務教育におきましては、少しでも多い集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することによって思考力や表現力などを育み社会性を身につけることが重要であり……

(発言する者あり)

将来を担う子供たちの教育環境の向上を図っていくことについて、動きをとめずに進めていかなければならないと考えています。児童・生徒数の減少から統合後の学校において、学年によっては小学校で2学級、中学校で3学級にならないという場合も出てくることもあり得ますけれども、学校再編による効果が現れるよう、例えば職員配置について、道教委へ教員の加配や退職人材の配置などの要請を行うことや、統合を機に特色ある学校づくりを進めるなど、さまざまな手段を講じてまいりたいと考えております。

中央・山手地区について、現状でいいのではないのかという御質問もあったかと思うのですが、中央・山手地区の中学校3校は、現状の生徒数の推計では、いずれの学校も単独校では9学級にならないものでございまして、再編は必要であるということに変わりはありません。

それから、複数の案を示して議論すべきではないかということでございますけれども、複数の案を基に議論する場合、それぞれの地区に関係し、大きく意見が分かれる場合もございます。一つの考えにまとまらないことが十分に考えられるということや、まとまるまでに相当な時間を要することが予想されます。教育環境の悪化が懸念されるところでございます。

また、今回お示した商業高校閉校後の校舎を活用する案は、教育委員会として、その施設につきまして最適であると考えており、一つの案に絞ってお示しをさせていただいたところでございます。

それから、商業高校のグラウンドが離れているとか保健室等のお話もございました。それで、指針

も満足する形で設置すべきであるというお話であったかと思えます。国の中学校施設整備指針は、施設整備の計画や設計における留意事項であり、施設整備において、この指針に沿った形が望ましいことはそのとおりでございますが、一方で、学校教育法第3条の規定に基づく中学校設置基準第8条第2項のただし書では、「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる」とされております。

商業高校の施設を統合校とするメリットにつきましては、これまでも、先ほど述べさせていただいておりますが、教室数が多く、それから屋内運動場のほか武道場やテニスコート、プール、多目的に活用が可能な産振棟といった充実した施設もあり、多様な教育活動に活用できることに加えまして、小樽商科大学と連携した取組を行い、学習効果も上げていきたいと考えております。

また、グラウンドについて御指摘のとおり校舎敷地から離れた場所でございますが、使用可能な面積が約1万平米以上もあり広いグラウンドですので、部活動においては複数での使用など、多様な活動ができると考えておまして、今後、教員の目が届きづらいことやトイレの整備などについても検討し、対応してまいりたいと考えております。

それから、小規模校を存続させるということについて、そのケースについてお聞きしたという、そのことについてでございますが、四つのケースを記載した文部科学省の手引は、あくまでも市町村における主体的な検討の参考資料として利用するためのものであると考えております。教育委員会としては、子供たちの教育環境の改善をできるだけ早く行っていきたいと考えていること、また、学校再編に当たっては、十分な御理解と御協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。このことから、手引には事例の記載がございますけれども、この事例をもって小規模校を存続するという進め方ではございませんので御理解いただきたいと考えております。

あと、他市の調査ですね。調査は、私、押さえておりませんが、たぶん他市の調査はしていないと考えております。

○議長（横田久俊） 私のメモでは大体よいのですけれども、たくさんございましたので、もし、答弁漏れがあれば御指摘ください。なければ再々質問でお願いいたします。

ないということよろしいですか。

○20番（小貫 元議員） よろしいですか、答弁漏れということで。

○議長（横田久俊） そうしたら、答弁漏れを御指摘ください。

○20番（小貫 元議員） 新しい体制ですので、あまり詳しい部分については委員会に任せたいと思っていたのですが、まず、その前提として確認しておかなければいけないことが、要はただし書の対応が統合校として望ましいというふうにお考えですか。これは設置者に聞いたので教育委員会でもいいのですけれども、そういうことをお聞きしました。

それと、中学校設置基準の第1条3項を引用しまして、結局「水準の向上を図ることに努めなければならない」ということに合わないのではないですかと、この整合性をどう考えるのですかということをお聞きしたのです。要は、今までは、統合する前までは隣にグラウンドがあったと。ところが統合したら、新しい学校になったら、上にグラウンドが離れてしまったということになったら、要は水準を向上することに努めなければならないということに反しないですかという意図があったのですが、そこをお聞かせいただきたいと思えます。

まだたくさんあるのですが、細かいのは飛ばします。

それと、国の制度や社会情勢が変わっていないということを言いきれますかという聞き方をしたので。基本計画の見直しについて聞いたのではなくて、基本計画を見直すというふうになっている基本計

画の記述の条件に当てはまらないと言えるのですかということをお聞きをしたということです。

あと、小規模校のケースについて、選択肢として可能なのかと、教育委員会がとるかどうかという判断を聞いているのではなくて、選択肢としては可能なかどうかということをお聞きしたところでございます。

整備指針の問題は、再々質問でやるようにします。

以上、そこだけでも最低限お願いします。

○議長（横田久俊） あまり細かいところまでメモもできないので、大体今お聞きしたことを再質問の答弁漏れといたします。どちらが。少しお待ちください、今、整理しています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育部長。

○教育部長（迫 俊哉） 答弁漏れがござまして済みません。

今、4点ほど御質問があったかと思いますが、まず、最初のただし書の部分でございますけれども、これは特別な事情の部分でよろしかったと思うのですが、私どもが特別な事情として判断した理由につきましては、既に校舎が建っておりまして、その同一敷地の中にグラウンドを確保することができない、あるいは隣接地には確保できない、そういった物理的な事情がある、そういったことを私どもとしては特別な判断として受け入れたということでございます。

それと、国の考え方は変わっていないのかということでございますけれども、小貫議員の御質問の中にもありますが、学校と地域との連携の仕方などが国から示されているように、そういった意味では、国の考え方も変わりつつあるなということで認識をしているところでございます。

それから、指針の中にございます小規模校として残す四つのケースについてに御質問がございましたけれども、可能かどうかというふうにお尋ねがあれば可能だということになるかと思えます。

それから、水準を満たさなくなるのではないかということでございます。これはグラウンドが校舎と離れた位置にあるということでございますが、確かに学校がグラウンドと離れているという問題は、我々としては認識しておりますけれども、その物理的な課題を何らかの形で解決するような方法で検討していきたいなと考えているところでございます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 今、何らかの方法で解消していきたいということは、要は、それははっきりしないと何とも言えないのです。幾らお金がかかるのかとか、そういう問題も出てきますし、だからそういう案を示さないで、さあ商業高校でいきましょうと言われても、議論のしようがないのではないのかなと思っています。

それで、本当にこれ以上詳しい部分については、学校適正配置等調査特別委員会の二人の委員にお任せしたいと思うのですけれども、最低限そのためにも自治基本条例の中には、「市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます」、第25条には「市は、実施する施策について、市民へ十分に情報を提供し、分かりやすく説明します」と。設置基準の問題や整備指針との関係などで、商業高校を統合校とするには、私、やはりハードルがたくさんあるなと思えます。だから、これをしっかりと市民に情報提供することが大前提だろうと思えます。

そして、影響を受けるというのは子供たちですから、3年間有効な、本来すごく豊かな時間を過ごすべき中学生活ですから、ここへの影響というのを第一に考えなければいけないと思えます。

そこでお聞きするのですが、結局、しっかりきちんと議論をするという大前提が抜けていると。その議論の上に地域住民との合意を図っていくと、理解を得ていくということでない、統廃合という問題は大変問題だと思います。

それで、道内の中学校でただし書を適用している学校はどのくらいあるのか、校舎との距離はどのくらいか、きちんと道教委に確認して、学校適正配置等調査特別委員会に報告するように約束していただきたいと思うのですが、これはまず答弁願います。

あと、先ほど教育部長も言ったように非常に地域との連携ということが、最近の国の動きで強調されてきています。やはりきちんとまちづくりの視点も入れて、総合教育会議の中で検討すべきだと思います。

もう一つは、新しいプランをつくってほしいという人たちに理解は得られると思うかということをお願いなのですが、これについての明確な答弁はありませんでした。要は、無理やり理解させますというふうにはっきり言って聞こえませんでした。だから、先ほどから言っているように、いろいろな情報をきちんと示すと、そして議論しましょう。そのためには、ほかの案のケースもしっかり示して、それで何で例えば西陵中学校を統合校にすると問題なのか、3校を存続させると問題なのか、商業高校はどういうところがいいのかと、そういうのを全部ひっくるめて議論していかないと、これは住民合意とはならないのではないかなど。教育委員会の言葉で言うと住民の理解ですけれども、だからその辺もきちんと示すことを求めて再々質問いたします。

(発言する者あり)

今、安齋議員からあったので一言言いますけれども、学校適正配置等調査特別委員会の中で、検討のためにというプランでは、当初、菁園中学校は13学級と示されていたと。それが望ましいプランだと記されていたのです。ところが、この間、指定校変更で現状の教育環境を維持するには11学級が望ましい学校規模だということで、その検討した結果もとのプランが破綻してしまったのですよ。だから、西陵中学校の存続のプランも含めてきちんと示すべきだと私は言っているわけです。

(「住民が求めているでしょう、そういうことを」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育部長。

○教育部長(迫 俊哉) 小貫議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

要するに学校とグラウンドが離れている学校というのが、全道でどのくらいあるのかということで道教委へ確認をしていただきたい旨の御質問だったかと思いますが、これは間違いなく確認をさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つでございます。これは、もしかしたら答弁漏れだったのかもしれませんが、西陵中学校も含めた新しいプランを示した上で理解をいただくべきなのではないかということが趣旨かと思っておりますけれども、これは繰り返しの答弁になろうかと思いますが、私どもといたしましては、西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合、先ほど統合校といたしまして、商業高校閉校後の学校施設を活用していくことが、グラウンドの面で課題はないとは言いませんけれども、学校環境の面からメリットがあるということで最適ということで考えた上で、この案に絞ってお示しをさせていただいたものでございます。今後の統合協議会、地区別懇談会も何回か開催をしていくことになろうかと思いますが、十分丁寧な形で御説明をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長(横田久俊) いいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 小貫議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

地域に対しても情報をきちんと提供して議論をして、その上で御理解をいただいた上で進めていくしかない、その前提として、しっかり議論をしていくべきではないかということでございますが、私どもとしても、これまでも御理解と御協力、十分な御理解をいただきながら進めてきているつもりでございますので、この統合校についても同様にしっかりと情報を提供して議論してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) いいですね。

小貫議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 5時05分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

(14番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○14番(中村吉宏議員) 通告どおり一般質問を行います。

初めに、市の政策についてお伺いします。

地方創生先行型タイプI事業について、平成27年度分は小樽市が提出した事業は交付対象になりませんでした。この点、どのように分析をしているか、伺います。

それから、国が平成27年度の補正予算を計上している地方創生加速化交付金について小樽市は単独で申請をしなかったと聞いておりますが、どのような理由で申請をしなかったのか、説明してください。

財源確保のために申請するべきだったと思いますが、その障壁となる問題は何なのか、そして、それをどう改善していくのか、お示ください。

また、平成27年第4回定例会自由民主党一般質問における再質問での地方創生交付金不採択に関し、市長や担当部局から積極的に政府関係部局に対して問い合わせや相談をしたのかという趣旨の質問の再質問に対し、市長は要望などを受け付けてくれない旨、答弁されました。

しかし、本年1月の自由民主党小樽市議会議員会視察で、まち・ひと・しごと創生本部事務局の方に話を伺った際、地方創生先行型タイプIの件では、熱意ある全国の地方公共団体の首長、担当部局から積極的な相談、質問が来ており、内容についてしっかり回答している旨のお話がありました。小樽市では、市長、担当部局からどのような質問の仕方をしたのか、お答えください。

平成28年度は事業費2,000億円規模の地方創生推進交付金が国で用意されておりますが、小樽の経済発展に向けて、この交付を受けるに当たり、どのような対策を講じていく予定か、具体的に説明してください。

地方創生関連の交付金申請に当たり、それが認められるには、先駆性のある取組がキーワードとなります。この先駆性について小樽市ではどのように捉えていくのか、お示ください。

地方創生交付金が採択されるポイントを、小樽市では全庁的に広域連携がキーワードと捉えているようですが、本当にそうなのでしょうか。

肝心なのは今後の小樽をどのように創生するのか、そのための施策を小樽の地域事情を生かしながら、

他都市の参考となるようなレベルで国に提案をすることです。それこそが先駆性の意味であり、そのために必要な官民連携、広域連携であると考えます。小樽市はこの先駆性の壁をクリアするため、どれだけの努力をしているのか、そのアイデアがあるのか伺います。

次に、総務関連の質問をいたします。

北海道新幹線2次交通について、北海道新幹線開業まで1か月を切った現状、道南の各都市は、新幹線開業に向けてさまざまなイベントを催し、情報発信に余念がない状況であります。北海道新幹線を利用した観光客が道南方面から後志方面へアクセスできるよう、2次交通の整備が急がれていると思いますが、開業間近になってなお、小樽へのアクセスには具体案が示されていないと思います。今後どのような整備が予定されているのか伺います。

これまで、北海道新幹線しりべし協働会議や後志地域二次交通検討会議など、北海道新幹線開業に当たって、今後、後志の各地域に新幹線効果をどのように波及させ、交通網をどう充実・強化していくのかという会議が開かれていると伺いました。その中では、どのような議論が行われていたのか、整理してお示してください。

そして、小樽市は、どのような問題提起、主張を行ったのか、お示してください。

また、その議論を踏まえ、新函館北斗から北後志各町村、小樽市への2次交通をどのように充実・強化される予定なのか、お示してください。

札幌―函館間の公共交通機関によるアクセスについては、かつて小樽、余市、倶知安を経由した特急・急行列車が毎日運行しておりました。このルートが現代の状況に合わせた形で再整備されると、小樽はもとより、隣接する沿線の余市町、仁木町など、後志の交流人口の増加や利便性の向上に大きな効果が期待できると考えます。新幹線札幌延伸までの間、小樽・北後志観光を発展させるために、余市町、仁木町等とともにJRや関係機関に交通手段の確保を働きかけ、小樽・北後志の2次交通網を万全にするべきと考えますが、この点、市長の御見解を伺います。

JR北海道は3月26日よりダイヤ改正を実施しましたが、老朽化車両の廃止で全道的に減便されるということです。その対象は後志管内にも及び、後志の各市町村に住んでいる住民にも少なからず影響が出るものとなります。

一方、在来線の利用者の声では、小樽から余市、倶知安、ニセコ方面に向かう列車の利用客について外国人観光客の利用が増加しているとのこと。北海道新幹線2次交通を含め、多様なニーズを満たすため、市がどのような対策を行っているのか、お示してください。

続いて、移住促進について伺います。

地方創生の軸となるものは、人口対策と地域経済対策です。人口対策としては、定住者への施策と定住人口増加を念頭に置いた移住促進の政策が必要です。他の地方都市に負けない移住促進への取組を加速させる必要性を感じます。

平成27年度は、小樽市への移住についてプロモーション映像が制作されました。この映像に対する反響をお示してください。

また、制作に当たり、制作会社とどのようなことを何度打ち合わせたのか、また、小樽市からどのような依頼、指示を行ったのか、説明してください。

市では、小樽で起業を考えている移住希望者向けに体験ツアーを実施し、空き店舗等の情報を提供しながら、移住を検討されている方々への相談も行っていることを承知しております。他方で、起業希望以外の方へはどのような対応をしているのか、お示してください。

移住の動機づけには、実際に小樽を見ることが必要です。その重要な契機が観光であると思います。

移住と観光についての庁内議論はどの程度行われているのか、また、移住関連の業務担当と観光関連の業務を担当する部署間の連携の状況をお聞かせください。

移住を検討する方たちは移住後の就業、地域住民との関係構築、人間関係、子育て環境など生活に関する不安を持ち合わせております。市ではワンストップ窓口を設けておりますが、実際このような不安解消にどう対応していくのか、お示しください。

今後において移住者を増やすために、小樽市総合戦略との関係も含めて、今後の施策をどのように展開するのか、お示しください。

次に、市職員の今後と職員採用試験について質問いたします。

多くの市民の方から、市役所に行ったときの職員の方の対応が冷たい、暗い感じがする、このようなお声をいただきました。もちろん全ての方ではありません。問題なのは、市民の方と接する場面でのこのような印象を少なからず与えているということです。ぜひとも改善していただきたいと思いますが、御見解を伺います。

また、小樽市職員で小樽市内に居住していない職員が多いと聞くが本当かというものもあります。昨年前市長に伺ったところ、特別職を除く市職員の大部分の方が小樽在住者とのことでした。平成27年度の小樽市職員採用試験実施要領には、「採用職種ごとの要件を満たす方で、採用時まで小樽市内に居住が可能な方」という記載があります。この要件は何年度の採用試験から記載されたのか、お示しください。

そして、その記載以降、採用された職員の方については改善がなされたか、お聞かせください。

また、現在、小樽市職員の方で小樽市内に居住されていない方の人数は何名で、全職員の人数に占める割合はどのくらいか、お示しください。

続いて、職員採用試験について伺います。

小樽市では、広く行政事務に携わる事務職の職員採用について、平成6年度以降24年度まで事務職の採用試験を行っている年の試験は、教養試験と個人面接のみでありました。25年度からは適性検査と集団討論、個人面接という内容になりました。この変更を行った理由、狙いをお示しください。

他市では、行政に関連する専門試験を実施しているところもあります。専門的な知識を備えた若者を本市に採用するため、導入の必要があると考えます。特に昨年、市長記者会見の際に、根拠法令を間違える重大なミスが起こっている現状、今後においてより素養ある職員の採用を目指す必要があると思います。事務職における専門試験の実施について御見解をお示しください。

小樽市に来訪される外国人観光客は、年々増加傾向にあり、とりわけ中国、東南アジアの観光客の増加が顕著で、今後も増加が見込まれます。外国人対応の施策等で言語対応者、外国文化や社会に精通した職員の採用、配置が必要と思われます。現行の採用試験では、面接でそのスキルを調べているとのことですが、会話レベルや文化精通度などを実践的に試験できる内容なのでしょうか。外国語、海外文化に関する知識を試す試験の実施など、小樽市の今後重要な人材採用に向けた採用試験の改正、新設を検討すべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

次に、全国学力・学習状況調査の結果を受けて、今後の効果波及について伺います。

全国学力・学習状況調査の結果を受けて、今年度は小学校6年生の2教科で全道平均を上回ったとの報道がありましたが、どの教科が前回と比較してどの程度改善されたのか、お示しください。

また、その結果を生み出すための取組として、小樽市では市内にモデル校をつくり、学力向上をはじめとする学習の指導を工夫し徹底したと思うのですが、どのような取組だったのか、お聞かせください。

各学校の関係者の方には、その効果の波及を望む声も多いと思いますし、小樽の子供たちの学力をは

はじめとする切磋琢磨する姿勢を育むことの大切さを、市内の学校に浸透させることが必要だと考えます。今後において、これまでの取組をどのように波及させていくのか、その方法をお聞かせください。

次に、学校給食の産地表示について伺います。

市のホームページでは、学校給食に使用する食材の産地が掲載されております。魚介類については産地の記載がないのですが、どういうことなのか御説明ください。

第3回定例会における私の質問に対する答弁では、かまぼこの全て、魚介類の加工品の一部は地元産とのことでした。本当にそうなのでしょうか。

本年2月22日現在、ホームページには魚介類に関する情報掲載が全くありませんでした。2月は給食に魚介類を使用していないのでしょうか。

議会では地元産品を優先的に使用と答弁されているものの、ホームページの記載では都道府県レベルの表記にとどまっております。本来の地産地消を考えるならば、小樽産、後志産等の記載があつてしかるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、加工品の原料となる食材の産地等は記載しないのでしょうか。

子供たちの食の安全、健康を小樽市がしっかり考えているのか疑問です。保護者の方はじめ、市民の皆様にもきめ細やかな情報提供を行うべきと思いますが、御見解を伺います。

次に、経済対策について伺います。

まず、国の総合戦略において、本市では、企業誘致をどのように位置づけられていくのでしょうか。平成27年度の小樽市の活動について、あまり積極的に取り組む姿勢が感じられません。本市においては、工業団地を有すること、さきの大震災を受けて、企業のバックアップ機能が求められていること、災害が比較的少ない地域であることなど、太平洋側に対する日本海側の大陸軸を強調し、まち・ひと・しごと創生基本方針に掲げられている企業の地方拠点強化等に取り組むべきではないでしょうか。この点、市として今後の取組をどうしていくのか、お示ください。

また、市長御自身みずからが小樽のセールスマンとしてイベント誘致、企業誘致を拡大すると述べられておりますが、平成27年度の市長御自身の行動を含めた状況を振り返り、成果はあったのか否かを、また、今後においてどのような対応をしていくのかを具体的にお示ください。

次に、歳入強化策について伺います。

現状、小樽市が歳入強化に向けた取組として、市税の滞納分回収を強化する程度しか見受けられません。財政の硬直化が指摘されている中、市長公約に盛り込まれた多くの施策を実施していくに当たって、今後において歳入を強化する施策についての取組をお聞かせください。

小樽市の観光入込客数は平成26年度で750万人と報じられております。今年はさらに増加しそうであるとのことですが、この観光客がもたらす経済効果についてどのように分析されておられるのか、お聞かせください。

市内内で消費される全体的な金額、1人当たりの消費単価の平均金額をお示ください。

この入込客数と消費金額は他都市と比べてどうなのか、お示ください。

750万人の観光客から市の直接収入に結びつくような施策を打つべきではないでしょうか。平成27年10月に財政部が示した中期財政収支見通しでは、この先5年間何らかの財源対策収支改善を行わなければ、本市はさらに厳しい財政状況に向かう旨の報告を受けました。今、即効性のある歳入増加策は市民の皆様には大きな負担をお願いすることではなく、いわゆるふるさと納税のほかにも官民連携も視野に入れ、観光施設入場料収入等の増収、新設を図るなど、観光客等の方々に少しずつ御負担をいただく方法も考えられます。この点、小樽市として新たな取組を考えていただきたいと思いますが、御見解を伺い

ます。

次に、中小企業振興基本条例について質問します。

市内の経済界が、この条例の制定に向けての動きを加速させております。小樽商工会議所と一般社団法人北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部の両団体より、新しい小樽市中小企業振興基本条例制定への要望書が手交される予定である旨、伺っております。

これまでの小樽市中小企業振興条例の内容は、助成や融資に関する内容がほとんどである一方、今回の両団体が要望する新しい小樽市中小企業振興基本条例は、市内経済活動の発展と雇用の確保について市内の中小企業及びその団体がみずからの努力を決意し、行動すること、行政にはその努力を支えるための施策を展開し支援すること、そして中小企業各社及びその団体、市民、行政、大企業者、それぞれの役割を明確にすることを定める内容と伺っております。

我が国において、企業のうちの99.7パーセントを占めるのが中小企業であり、小樽市でも市内経済の活性化には中小企業の振興が大変重要であります。中小企業への積極的な支援や対策を明文化するこの条例が制定されることで、中小企業の重要性が市内にしっかりと示されることになり、行政と中小企業者がより緊密に経済振興に寄与することが可能となります。自由民主党としても、市内経済活性化に向けた大変重要な条例なので、早期の制定に向けて全面的に推進したいと考えており、小樽市も制定に向けて取り組んでほしいと思います。これまでの議会議論の中でも、市は、条例制定に前向きな答弁がなされておりました。今、現実には要望が提出される段階で改めてお伺いいたします。

小樽市中小企業振興基本条例への取組を具体的に進めていただきたいと考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

要望書では、中小企業の活動が活発になるよう、市がさまざまな施策を策定すること、中小企業みずからの努力の下、企業力の向上や技術の開発研究、雇用促進やキャリア教育など幅広い場面で中小企業を支援することが求められているとのこと。これらの要望にしっかりと応えていただきたいと思いますが、小樽市としての考え方をお聞かせください。

また、条例制定に関する今後の課題等あればお示しください。

次に、観光のインフラ等整備について市の取組を伺います。

観光客の利便や市内経済効果等も考慮した観光案内所の配置が必要であると考えます。また、観光客が小樽のまちを満喫できる動線づくりや市内観光街地の整備を進めなければなりません。そのために商店街や宿泊施設等、観光に関連する業態の関係者等と連携を図り、市内経済活性化につなげなければならないと思います。今後の観光についてインフラ整備を含め、どのようなビジョンを持ち、どのような展開を目指していくのか、お示しください。

また、これからも増加する外国人観光客に今後どのように対応をし、市内経済に生かしていくのか、お示しください。

次に、厚生に関連する質問です。

歯科衛生士専門学校への市の助成要望についてお伺いいたします。

定員割れが続き、歯科衛生士専門学校の存続が厳しい状況にあります。この件は、平成28年度の自由民主党政策要望にも記載させていただきました。小樽市内の短期大学や専門学校の多くは、少子高齢化の時代を迎え、閉校に至りました。現在では市内の看護学校を除くと、職能技術を習得させる専門学校は小樽市歯科衛生士専門学校1校のみとなります。この学校は、小樽市や近隣地域の歯科医療を支える人材供給のために大変重要な地位を占めているのみならず、小樽市内の学生、生徒たちが将来の就職を見据えて通学する重要な学校であります。この学校を存続させるため、小樽市にしっかりと支援をして

いただきたいと考えますが、御見解を伺います。

近年、障害者の「害」という漢字を平仮名に直す動きが高まっております。その理由として、この害の字を使用することに強い不快感を持っている人々がいるということが挙げられます。また、差別感除去のためにも、この害という字を使用しないよう、公文書情報発信ツールの改訂を行ってほしいと考えます。

栃木県足利市のホームページでは、法律等に関連する用語等以外では極力平仮名での表記を行っており、市の担当部署名の障がい福祉課も平仮名で表記されております。本市においても、こうした取組を促進してほしいという声をいただきましたが、御見解をいただきたいと思えます。

次に、目の不自由な方が使用されているつえ、いわゆる白杖を持った方が緊急の状況にあるとき、白杖を頭の高さまで真っすぐに持ち上げる行動をとることがあります。このことを御存じでしょうか。

この白杖SOSシグナル普及の取組は、現在、岐阜県岐阜市や千葉県柏市が推進しております。小樽市においても、目の不自由な市民の方や観光でこのまちを訪れる目の不自由な方のために、この情報を市民の皆様に広く周知し、目の不自由な方が困っているとき、速やかに対応できるよう取り組んでいただきたいと思えます。ぜひ北海道の先駆けとして普及活動を推進していただきたいと思うのですが、御見解をお示しください。

次に、周産期医療について伺います。

現在、小樽市では出産に関する医療に取り組まれているのは、民間の一医療機関のみという状態が続いております。平成27年第2回定例会以降、毎回、各党派議員が質問をしている問題です。小樽協会病院における分娩休止から8か月も経過している現状、小樽市内で分娩可能な病院は、依然この状況が続いております。この状況に改善の見込みがあるのか、お示しいただきたいと思えます。

次に、建設に関連して質問をいたします。

小樽市の空き家対策についてお伺いします。

市内で所有者が死亡し、相続人がいない状況等が発生し、そのまま経年放置され、破損、倒壊が起こっている居住の用に供することが困難な空き家について、市ではどのような対応をとっているのか、お伺いします。

このような空き家について、住民の方から撤去の希望が上げられている事例があります。倒壊により自宅が損壊する危険、野生動物がすみつき衛生上心配、近隣の子供たちが興味本位に建物に近づくことによる事故の危険、地域防犯上の問題等指摘されております。昨年の第1回定例会において、平成26年11月、空家等対策の推進に関する特別措置法の成立を受けて、27年度、建設部に職員複数名を配置し、効率的かつ総合的に推進しようとする旨、当時の市長が答弁されております。現状まさに倒壊寸前で、その被害が隣家に及ぶ危険性の高い空き家で、可及的速やかな対応が必要なものについて、市としては、代執行等の手段も検討に入れながら、効率的かつ総合的な解決を図らなければならないものと考えますが、小樽市の御見解をお伺いします。

続いて、貸出ダンプ制度について質問します。

貸出ダンプ制度について今年から対象となる路線のうち、8メートル以上の通り抜けできる道路は、実施方法について事前に市と協議することを利用者及び積込み業者に対して通知がありました。この通知を受けた市民の方や積込み業者からの意見や苦情がありましたらお示しください。

この通知により該当する道路で貸出ダンプを使用する住民の方、業者の方と相談、協議の上、排雪方法、排雪箇所、幅などを決めるとのことでしたが、当該制度を利用された市民の皆様の反応はいかがだったでしょうか。

話し合いの結果、市民要望を酌み取った形で進められているのか、御説明ください。

貸出ダンプ制度を利用される団体が増え、その費用が増加傾向にある中、その対策の一つとして今回の通知に至ったと思われますが、今回の利用者、積み込み業者の方との協議を踏まえて、来期に向けての改善点がありましたらお聞かせください。

市長のオール小樽についての認識についてお伺いします。

いわゆる5団体相乗り市政を批判してきた森井市長ですが、一方で、オール小樽による市政をうたっております。市長就任後これまでの議会議論を踏まえて、オール小樽についてどのような認識をお持ちか、具体的に説明してください。

市長は、前定例会の中でオール小樽という言葉を使い、小樽の発展や総合戦略の説明をされました。このオール小樽という言葉は、文字どおり小樽の全ての団体、市民の皆様の総力を意味するものであると私は認識しております。この5団体も当たり前オール小樽に入ると思いますが、市長の御見解を伺います。

オール小樽を目指すには、特定の団体を取捨選択あるいは好き嫌いということではなく、あらゆる団体、人物を結びつけて、相互理解と協調・協働の精神を持って臨まなければならないものと考えます。それを小樽市のリーダーである市長が率先して行動することが重要だと考えますが、市長のお考えをお伝えください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市の政策について御質問がありました。

まず、地方創生交付金についてですが、地方創生先行型タイプⅠ事業について、本市が提出した事業が交付対象に選ばれなかった理由の分析につきましては、近隣町村との調整不足で広域連携を構築できなかったこと、先駆性を明確に盛り込むことができなかったこと、事業の効果的な推進体制が構築できなかったことなどが挙げられます。

次に、地方創生加速化交付金について、本市として単独申請をしなかった理由や申請の障壁となった問題、また、それをどう改善していくのかにつきましては、本市においては、これまで庁内横断的な政策検討が不足をしていたことに加え、近隣町村や民間団体との議論が未成熟であったことから、そのような状態のまま申請をしても採択されない可能性が高かったため、単独での申請はしなかったものであります。

改善策としましては、まずは、新年度から若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、日ごろから庁内横断的に政策検討ができる体制を構築するなど、企画力を高めてまいりたいと考えております。

次に、地方創生先行型交付金タイプⅠ事業の企画段階で、市長部局から国に対し、どのような質問をしたのかにつきましては、国が外部有識者による評定委員会を設置し、事前相談を受け付けない方針を示していたことなどから、本市が作成した実施計画書の要件が整っているかについての確認をしてもらったというところであります。

次に、地方創生推進交付金の交付を受けるに当たり、どのような対策を講じていくのかにつきまして

は、地方創生推進交付金は地域再生法に基づく補助であり、地域再生計画の認定を受けることを前提としておりますが、現時点では具体的な内容について国から示されておられません。

次に、地方創生関連の交付金申請に当たり、先駆性についてどのように捉えているかにつきましては、まず、取組そのものが持つ独自性や新規性、次に官民協働、地域間連携、政策間連携などについて少なくとも二つ以上を明記することとされており、これに加え、将来的に自立、自走するための推進組織や地域創生人材の確保、育成などが大変重要なことから、そうした体制づくりが必要となっていくものと考えております。

次に、先駆性の壁をクリアするために努力をしたか、そのアイデアがあるかにつきましては、地方創生加速化交付金については申請を前提として、部長会議において複数案を協議し、これに対する意見や追加提案の有無について全庁的に意見照会を行い、さらに庁内検討会議で検討いたしました。国に対しても事前相談を2度受け、その都度、事業計画の見直しを行う一方で、他の自治体や関係機関の意見聴取などを行った上で、庁内検討会議において再度検討するなど、先駆性の壁をクリアする努力をしてきたところであります。残念ながら、地方創生加速化交付金につきましては、申請に至らなかったものがありますが、先駆性のある取組はその精神性や独自性が重要であることから、これまで検討してきた事業案のブラッシュアップや再構築を試みるとともに、庁内横断的な政策検討を推進することなどにより、アイデアを発掘してまいりたいと考えております。

次に、総務関連について御質問がありました。

初めに、北海道新幹線2次交通についてですが、まず、北海道新幹線しりべし協働会議などで行われた議論につきましては、北海道新幹線しりべし協働会議では、東北、北関東へ向けたプロモーションの実施、後志産の食材などを扱う飲食店のPRや都市間バスの試験運行など普及啓発や観光振興、2次交通アクセス網の充実・強化について、後志地域二次交通検討会議では、都市間バスの試験運行のほか、後志地域内の周遊バスや観光タクシーの試験運行など2次交通のあり方について、試験運行ワーキングでは、具体的なバスや観光タクシーの試験運行のルートや方法などについて、それぞれ議論をしてきております。

次に、会議において、小樽市が問題提起、主張した内容につきましては、北海道新幹線の開業効果を小樽・後志地域に波及させるためには、観光客を効果的に呼び込むことが重要であり、そのためには、都市間バスの試験運行区間を函館―小樽間とすること、また、後志経由のJRの利便性が向上されることが必要であると主張してきたところであります。

次に、新函館北斗から北後志各町村、小樽市への2次交通の充実・強化の予定につきましては、北海道新幹線しりべし協働会議では、本年度、都市間バス、周遊路線バス、リレー観光タクシーの試験運行や函館発後志周遊レンタカーモニター事業などを実施し、その結果を踏まえ、新函館北斗からの都市間バスの定期運行について、バス事業者に対して要請を行ったところであります。

しかしながら、現時点では、具体的な北後志・小樽への2次交通における新規の定期運行については、実現をしていない状況となっております。新年度については、北海道で新函館北斗から後志へのレンタカーを利用した周遊事業の実施を検討していると聞いておりますので、その事業との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、函館から倶知安経由の2次交通網の確保に向けた他町村と連携したJR等への働きかけにつきましては、北海道新幹線の開業に伴い、小樽・後志地域への交流人口を増やすためには、倶知安経由ルートでの列車や都市間バスなどの運行の充実が重要であると認識しており、JRについては特急列車の運行などの要請を近隣町村の協力をいただきながら、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

また、都市間バスの運行については、先ほど申し上げましたとおり、既に北海道新幹線しりべし協働会議でバス事業者に対して要請を行っております。

次に、北海道新幹線の2次交通を含めた多様なニーズを満たすための市の対策につきましては、これまでに北海道新幹線しりべし協働会議で2次交通の充実等について試験運行などに取り組み、その結果を踏まえ、バス事業者へ運行要請を行ってきたところであり、今回のJR北海道のダイヤ改正による減便は、沿線住民の生活はもとより、後志地域を訪れる観光客や本年3月の北海道新幹線開業後における2次交通の充実にも影響を及ぼすと思われることから、後志の沿線自治体とも連携し、JR北海道に対して利便性の向上を要請するとともに、都市間バスの運行についてバス事業者と協議をしてみたいと考えております。

次に、移住促進についてですが、まず、プロモーション映像に対する反響につきましては、「札幌で仕事をして小樽に住むという発想は意外だった」「市役所がこうした取組を行うことはよいこと」などの声をいただいているところであります。

映像制作の目的の一つである総務省が開設をするホームページ全国移住ナビへの掲載については、年が明けてから公開したところでありますが、2月末時点の市区町村トップ500のプロモーション動画部門で全国36位に位置しており、再生回数も徐々に伸びてきているところであります。

また、アジア最大級の国際短編映画祭の実行委員会から、観光や地域振興などの観点で制作されている作品を対象とした部門への応募についてお声がけをいただくなど、反応もあり、こうしたことを通じて多くの方々にごらんいただくきっかけになることを期待しております。

次に、制作会社との打合せの内容や回数につきましては、映像の構成やシナリオにおいて、生活利便性や交通アクセスなど本市への移住に向けたポイントが伝わるよう、せりふの検討を重ねたほか、編集段階においても映像変更のやりとりを行うなど、15回ほど打合せを行いました。

また、本市から制作会社への依頼や指示につきましては、若い世代への発信を意識しながらも、移住というテーマに忠実に沿った内容とすることを伝えるとともに、住みよさの上からは、生活利便施設が集積するコンパクトなまちで、医療や子育てなどの日常生活をイメージできるよう、また、坂や市場などの本市の特徴的な資源をちりばめることで、一人でも多くの人に住んでみたいと感じていただけるよう、考え方を伝えたものであります。

次に、起業希望者以外の方への対応につきましては、これまでホームページなどによる情報発信や移住希望者の体験ツアー、大都市圏プロモーションなどを実施しているほか、日常的に問い合わせがあることから、企画政策室にワンストップ窓口を設置し、対応しているところであります。移住を検討されている方からは、仕事や住まいを中心に多様な問い合わせがありますが、専門知識を要することや市として対応することが難しい内容も多いことから、庁内関係部署や関係団体への連絡や調整を行うなど連携を図るとともに、ワンストップ窓口として多くのニーズに対応できるよう情報の収集に努めながら、親身な対応を心がけているところでございます。

次に、移住と観光における庁内議論や連携につきましては、移住を検討されている方の中には何度も本市を訪れている方もいらっしゃることから、観光が移住を検討する際のきっかけの一つになるものと理解しておりますので、相互のプロモーション活動においてそれぞれのパンフレットを配置しているほか、過去には首都圏で開催された物産展において、観光PRとともに移住相談を行ったこともあります。本市における観光は大きな強みであり、移住との連携は効果的であると認識しておりますので、情報の共有を図りながら、今後はよりその関係を強化できるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、移住に向けた不安解消への対応につきましては、就業に関して直接紹介することはできませんが、可能な限り雇用状況などを伝えるよう対応しているほか、今年度は起業を検討している方を対象とした体験ツアーを実施したところであり、今後も後志総合振興局や管内町村と連携をし、地域特性を生かした取組を行う予定としております。

また、地域住民との関係構築や人間関係、子育て環境につきましては、市内で活動している団体の紹介や子育て相談に対応した体制整備などを進めているほか、体験ツアーなどを通じた関係づくりに努めていますが、今後は移住された方同士が意見交換を行うための場づくりについても取組を進め、きめ細やかなフォローアップにつなげていきたいと考えております。

次に、小樽市総合戦略を踏まえた移住者増への今後の施策につきましては、創造戦略では、基本目標として「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」を掲げ、市内居住者はもちろんのこと、市外からの転入者が満足できる取組を推進することとしております。そのためには、まちの魅力を伝えるとともに、生活環境を整えることで移住者ニーズとのマッチングを図ることが重要であるとと考えております。移住者増への今後の施策としては、ホームページをはじめとした情報提供の充実はもとより、仕事や住まいへ対応するための市役所庁内や関係団体との連携強化、移住された方へのフォローアップの促進などを進めてまいりたいと考えております。

次に、職員採用試験についてですが、まず、職員の対応等につきましては、私としましても、職員は全体の奉仕者として市民の皆様のために働くのが本務でありますので、一部の職員とは思いますが、御指摘のような印象を与えておりますことは、非常に残念に思います。私としましても、職員に対し、常日ごろから市民の皆様に対する挨拶の励行について機会あるごとに働きかけを行ってまいりまして、人材育成基本方針に掲げる私たちが目指す市職員について全職場への掲示を指示し、その啓発、浸透を図っているところであります。今後とも周知徹底に努め、職員の市民対応について改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員採用試験実施要領に受験の資格要件として、市内居住を記載した時期につきましては、これまででは要領の中において市内居住の記載をしていたものでありまして、資格要件の中に含めて記載をしたのは今年度が初めてとなります。お願いの記載は平成22年度から実施要領に入れているものですが、この間、全体の市外居住者数は微増傾向にあります。ただし、これは市外居住の新規採用者が増加しているということではなく、現職員の居住が市内から市外へと移っていることが主要因として挙げられますので、こちらへの対策も検討していく必要があるものと考えております。

次に、職員の市外居住につきましては、2月1日現在の数字でお答えいたしますと、市外居住者数は全部局で165名で、このうち病院局が73名と約44パーセントを占めております。市外居住者数の割合は全体では約9.6パーセントとなりますが、病院局を除きますと、約7.5パーセントとなります。

次に、試験内容の変更につきましては、従前の教養試験と面接試験では、結果として採用後に職務への対応能力に疑問符がつくケースもありましたので、短い時間で職務への意欲やコミュニケーション能力なども測定できる方法を加え、より人物重視の採用試験に変更したものであります。この狙いは今、申し上げましたとおり、職務への対応能力がより高い職員を確保することでありまして、

次に、事務職採用試験への専門試験の導入につきましては、他市では専門試験を実施している例があるということは承知しておりますが、実際の職場に配属された職員がこれらの知識を直接使う頻度というのはそう多くないものと認識しております。むしろ職場ごとの業務に個々に適用される法令が直接業務にかかわりのあるものとなりますので、それらの知識を職場で蓄積していくことが重要となります。大事なことはそれに対する意欲であり、また、その知識を吸収するためのコミュニケーション能力であ

りますので、その意味からしましても、現行の試験内容が有効と思われることから、現時点では特に専門試験を導入しなければならない必要性は感じておりません。

次に、面接試験における外国人対応の可否に関する調査内容につきましては、現行の面接試験はあくまでも通常の採用試験の一環として実施をしておりますので、面接時に事前に受験者から提出があった面接カードの中に外国語に関する記述があれば、その程度や資格の内容を確認するにとどまっており、実際の会話能力等をその場で確認するということまでは至っておりません。

次に、外国語等に関する試験の実施につきましては、確かに今後のさらなる外国人観光客の誘致等を進める中では、外国人とのコミュニケーション能力を有する職員の確保は必要なものと考えております。一方で、常時外国人対応に迫られているという職場があるわけではありませんので、仮に通訳等の専門職種で職員を採用したとしても、その配置先がないというのが現状であります。このことから、あくまでも採用は事務職でありながら、語学知識もたけているという職員を確保していくことが重要と考えますので、その採用枠をどのように確保していくかが今後の検討課題になるものと考えております。

次に、経済関連について御質問がありました。

初めに、企業誘致の状況についてですが、まず、国の総合戦略における今後の取組につきましては、国がまち・ひと・しごと創生基本方針に掲げている企業の地方拠点強化等に基づき、北海道が策定する地域再生計画に本市が参画する形で、平成27年10月に国の認定を受けたところであります。これにより、首都圏企業が本社機能を本市に移転する場合、又は本市に本社を置く企業がその機能を拡充する場合、北海道から事業計画の認定を受けることにより、対象企業が国税や道税の優遇措置等を受けられるものであります。今後は、本制度のほか、小樽市企業立地促進条例による税制上の優遇制度や立地条件など、企業進出における本市の優位性をアピールし、企業誘致を推進してまいります。

次に、平成27年度の成果と今後の対応につきましては、今年度実施しております設備投資動向調査の結果により、北海道や本市への立地に関心を示された首都圏の企業を私自身が直接訪問し、誘致活動を行ってまいりました。企業誘致は一般的に千三つとも言われているように、地道な活動の積み重ねにより成果を出すことができるものであり、すぐに結果につなげることは簡単ではないことから、今後も引き続き本市の優位性を粘り強くアピールし、立地していただけるよう、努力をしてまいりたいと考えております。

一方、道内における状況についてであります。銭函工業団地の新北海鋼業跡地に、登別市に本社を置き主に鋼材の卸販売を行う企業の進出が決まりました。先日、私が代表者とお会いし、今後の事業開始準備などにつきまして、市としてできる限りの支援をしたい旨、お伝えしたところであります。

昨今、このように道央圏から本市への工場等の移転新設という動きが増えてきていることもあり、今後、札幌など道央圏企業へのさらなる誘致活動においても、積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、財源確保に向けた歳入増加策についてですが、まず、歳入を強化する施策の取組につきましては、本市の優位性を持った地域資源を活用し、市内中小企業の収益増加を図ることが重要であると考えており、そのため、産業振興においては水産加工グランプリの開催など水産加工品のブランド化を図る水産物ブランド化推進事業や小樽産品商品力・販売力向上事業などのブランド化に取り組むとともに、「小樽産品」販路拡大支援事業などによる販路拡大を図ります。

観光につきましては、日本遺産認定の取組など新たな観光資源の掘り起こしや、教育旅行・外国人観光客誘致を行うプロモーション活動のほか、JR小樽駅の改札口付近に新たな観光案内窓口を設置する受入れ体制強化など、総合的な観光施策の充実により、観光客の消費拡大を図ることが法人・個人市民

税の税収増加につながるものと考えております。

また、ふるさと納税を生かした小樽製品のPRなども、有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、観光客のもたらす経済効果の分析と消費金額につきましては、現在のところ本市では5年ごとに小樽市観光客動態調査を実施し、その結果をお示ししているものです。直近の調査は、平成25年度に実施をしたものであり、それによると、市内で消費をされる観光総消費額は1,255億3,000万円で、1人当たりの平均消費額は1万8,355円となっております。

次に、本市と道内他都市の観光入込客数、観光客の消費金額の比較につきましては、まず、入込客数は平成26年度の比較で、札幌市約1,342万人、小樽市約745万人、旭川市約535万人、函館市約484万人で、本市は札幌市に次ぎ道内2番目の入込客数となっております。

また、1人当たりの消費金額については、比較可能なデータが函館市しかないほか、調査時期や宿泊客、日帰り客の割合などの違いから単純に比較できないものと考えますが、現状、本市でお示ししている1万8,355円に対し、函館市は2万9,680円であり、消費単価は低い状況であるものと認識しております。

次に、観光客の負担による観光収入増加の取組につきましては、観光施設入場料収入の検討について御提案がありました。観光税など同様に、観光客に負担をお願いする方法はあまり一般的ではなく、慎重に検討する必要があるものと考えております。市単独で取り組むには近隣自治体と差が生じ、観光客が来樽を回避する懸念も考えられるので、広域的な視点での収入増対策など、リスクが少なく効果的な手法の研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業振興基本条例についてですが、まず、小樽市としての考え方につきましては、一般的には本市の中小企業振興にかかわる基本姿勢を示す理念条例であります。企業支援の意義などを明文化した重要なものと認識しております。

また、この条例が制定されることで市内における中小企業の役割と責務が示されることとなり、行政と市内中小企業とがより緊密に連携をし、市の経済振興に寄与していくことが可能になると考えていることから、今後、市内、経済界と連携をしながら、条例制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、条例制定に関する今後の課題等につきましては、行政と経済界が制定された条例の理念を共通認識の下、成果を高めて実効性のあるものにできるかが大きな課題であると考えております。このことから、条例の制定に当たっては、市と経済界、市内中小企業が同じ認識を持って経済の活性化を進めるため、条例の活用方法などを十分に論議していかなければならないと考えております。

次に、観光インフラ整備等についてですが、まず、今後の本市観光のインフラ整備を含めたビジョンとどのような展開を目指していくのかにつきましては、より多くの観光客に本市を訪れていただくため、国内外のプロモーション活動を行うとともに、来訪の際には、小樽のまちも魅力を存分に味わっていただけるように、受入れ体制の強化を行ってまいります。さらに、本市の強みである歴史や文化を生かした体験学習や、より魅力的な飲食、土産物、観光施設の拡充により、消費の拡大を図り、経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。インフラ整備については、現在実施中のまちなか観光にぎわいづくり調査事業の結果などを基に、観光客のニーズ把握や人気動線の要因分析などを行う中で、その効果を検証しながら、研究、検討をしてまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客に今後どのように対応していくのかにつきましては、まず、新年度JR小樽駅の改札口付近に新たに観光案内窓口を設置し、外国語対応可能なスタッフを配置することにより、運河プラザ内にある国際インフォメーションセンターとともに、急増している外国人観光客対応の強化を図つ

てまいります。

また、まちなか観光にぎわいづくり調査事業の動態調査の結果を基に、国別の観光志向等を把握し、今後のインバウンド施策の参考にしてまいりたいと考えております。そして、調査結果を積極的に公表することで、観光関連事業者の商品造成や、サービス提供などにも役立ててもらい、少しでも市内経済の活性化を目指してまいりたいと考えております。

次に、厚生関連について御質問がありました。

まず、歯科衛生士専門学校への補助についてですが、この専門学校は、歯科医療を目指す学生等の受入先であり、これまで多くの人材を輩出してきた施設と認識しております。このことから、今後、母体であります小樽市歯科医師会に現状等を伺ってまいりたいと考えております。

次に、障害者の「害」という字を平仮名に変えるよう求めることについてですが、障害者の害という文字の漢字表記に不快感を感じている方がおられ、国の障がい者制度改革推進会議においても検討されていることは承知しております。害の字を平仮名表記にすることに対しましては、さまざまな御意見があると伺っており、現在、国では、新しい法律においても障害というこれまでどおりの漢字表記になっております。しかしながら、広報誌やホームページなどにおいて害の字の平仮名表記の取組を始めている自治体もありますので、本市においても他都市の状況を調査研究してまいりたいと考えております。

次に、白杖SOSシグナルの周知についてですが、北海道の先駆けとして普及推進することに対する見解につきましては、視覚障害のある方の外出支援や社会参加の促進は大変重要なことであり、白杖SOSシグナルの普及もその一助になるものと認識しておりますので、視覚障害者団体や視覚障害のある方への情報提供を図るとともに、市民への周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、周産期医療についてですが、小樽協会病院での分娩再開につきましては、医育大学をはじめ、北海道や小樽協会病院と医師の確保などについて継続して協議を重ねているところであります。現時点では見込みをお示しできませんが、地域住民が安心して子供を産み育てることができる環境づくりのためにも、早期に分娩再開ができるよう取り組んでいるところであります。

次に、建設関連について御質問がありました。

初めに、空き家対策についてですが、まず、経年放置され、倒壊等が起きている空き家等の対応につきましては、近隣の方からの情報やパトロールによりその状況を把握するとともに、近隣家屋への被害や道路の通行に支障のおそれがある場合については、飛散防止の網かけやセーフティーコーンの設置による安全対策など必要最小限の対応をしております。

次に、危険性が高く、速やかな措置が必要な空き家の対応につきましては、今後、空家等対策の推進に関する特別措置法が規定する特定空き家等の認定基準を定め、同法に規定する措置を行うこととなりますが、基準の設定及び特定空き家等の認定に当たっては、慎重に判断することが求められます。

さらに、認定後も助言、指導、勧告、命令、代執行の手続きを踏んでいただくこととなり、一定の期間が必要となります。

このため現状では、先ほど答弁いたしました必要最小限の対応を行うことにより、近隣の方々の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度についてですが、まず、排雪の実施方法の事前協議を行った際の市民の皆様などからの御意見などにつきましては、事前協議の内容といたしましては、幅員がおおむね8メートル以上の道路について交通の確保に必要な幅員以外は雪を残し、少しでも排雪量を少なくすることについて、各利用団体や積込み業者の皆様にご協力をお願いしたものであります。

これに対しまして、利用団体の代表者の方からは、従来からの実施方法を変えることで、道路の一部

に雪が残ることについては、沿線住民の一部の皆様から理解が得られないことなどの御意見をいただいております。

次に、利用者の皆様の反応と協議の進め方につきましては、利用者及び積込み業者の皆様には排雪方法変更についての趣旨を説明し、その際、利用者の皆様からは従前どおり全てを排雪することを求める声が寄せられましたが、地域の実情を伺いながら、御理解が得られるよう、協議を進めてまいりました。

次に、貸出ダンプ制度の来期に向けての改善点につきましては、貸出ダンプ制度は昭和54年に制定以来、利用団体が増えたことにより希望する日程がとれないことや、地域総合除雪との日程調整などの課題があることから、市民と市の協働事業としての創設の趣旨を踏まえ、制度の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、私のオール小樽の考え方について御質問がありました。

まず、オール小樽についての私の認識につきましては、これまで5団体をもってオール小樽というイメージが醸成されていたように感じておりますが、私の考えるオール小樽とは5団体の方々も含めて小樽に暮らす12万人の市民の皆様全員のものと認識しております。

次に、オール小樽を目指すため、相互理解と協調・協働の精神で私が率先して臨むべきとのことにつきましては、5団体はもちろん全ての市民の皆様に対し、私が率先して真摯に、そして誠実に向き合い、市政運営に当たっていくことが重要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、全国学力・学習状況調査の結果を受けて、今後の効果波及について御質問がございました。

初めに、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果が前回と比較してどの程度改善されたかということについてでございますが、小学校では前回と比べ、国語A、国語B、算数Bにおいて全国の平均正答率との差が縮まり、国語Aでは全国との差が前回のマイナス5.7ポイントからマイナス4.4ポイントに、国語Bでは前回のマイナス5.2ポイントからマイナス2.2ポイントに、算数Bでは前回のマイナス6.7ポイントからマイナス2.4ポイントにその差を縮め、特に国語と算数における活用に関するB問題に改善が見られました。中学校では前回と比べ、全ての教科で全国との差が縮まり、国語Aでは全国との差が前回のマイナス2.9ポイントからマイナス1.2ポイントに、国語Bでは前回のマイナス5.3ポイントからマイナス2.6ポイントに、数学Aでは前回のマイナス4.3ポイントからマイナス3.6ポイントに、数学Bでは前回のマイナス5.1ポイントからマイナス4.4ポイントに、理科では前回のマイナス4.5ポイントからマイナス2.6ポイントにその差を縮め、特に国語の知識と活用に関する問題に改善が見られております。

次に、モデル校における学力向上の取組についてでございますが、学校力向上に関する実践指定校におきましては、学年ごとに音読や漢字、計算などの全員定着目標を設定し、学期ごとに確認テストを実施するなど、基礎学力の定着を図る取組が組織的に行われております。

また、授業中の発表の仕方や話の聞き方、ノートのとり方などのルールを定め、全ての学級において統一した取組を行うとともに、ノーテレビ・ノーゲームデーを設定し、保護者の協力を得ながら、テレビやゲームの時間を減らす取組を行うなど、望ましい学習習慣や生活習慣の定着に努め、学力向上にも大きな成果を上げてきており、その取組は今年度の北海道教育実践表彰を受賞するなど、高く評価されております。

次に、これまでの取組を波及させる方法についてでございますが、教育委員会では実践指定校の取組

を参考として、市内全ての小・中学校に対し、学年ごとの定着目標を盛り込んだ学力向上改善プランを作成するよう指導し、定期的な確認テストの実施を通して、基礎学力の定着状況の把握に努め、その結果を日常の授業や補充学習に生かすよう指導しております。

また、他校の教員を対象とした実践指定校への視察研修を実施し、全学級の授業参観や実践指定校による実践発表を通して、これまでの取組の成果を市内の各小・中学校に広げる取組を行ってまいりました。今後は、実践指定校に加えまして、近隣実践校等での研修会を実施するなど、学力向上に成果が見られる取組を広く市内へ普及させてまいりたいというふうに考えております。

次に、学校給食の産地表示についてでございますが、まず、学校給食で使用する魚介類の産地の記載につきましては、これまで本市では肉、野菜類などの生鮮品はホームページ上で産地の掲載をしております。一方、魚介類は、給食において使用をしておりますが、生鮮品としてではなく加工品として納入されており、一般に加工品としての原材料は多種にわたりますことから、これまで産地の掲載をしなかつたものでございます。

また、第3回定例会では、かまぼこの全て、魚介類の加工品の一部は地元で生産された製品を使用しているという意味で地元産とお答えしたところであり、使用されている魚介類の産地は、外国産や国産、さらには北海道産となっております。

次に、ホームページにおける小樽産、後志産等の記載につきましては、小樽産、後志産の食材は生産流通量が少ないため、学校給食用としては1年を通じて確保することが難しい状況にございます。しかしながら、季節によって納品が確実に見込まれる場合は、今後、ホームページや給食だよりに掲載するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、加工品の原料となる食材の産地の記載につきましては、加工品の原材料は多種にわたりますことから、原材料の産地を掲載することは難しいものと考えておりますけれども、加工品を構成する主たる原材料である魚介類や肉類については、今後、可能な限りその産地を掲載するよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、きめ細かな情報提供につきましては、給食における安全性の重視という点で、食材選定時の産地確認や国が指定する17都県産の生鮮品について放射能検査を経たものを使用しておりますが、今後も保護者の方をはじめ、市民の皆様により安心していただけるよう、産地の掲載など情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

○14番(中村吉宏議員) 何点か質問させていただきまして、そのほかの部分は予算特別委員会等で質問させていただきますが、まず、北海道新幹線の2次交通の部分なのですが、JR北海道への働きかけをしていただきたいという旨、質問させていただいているところなのですが、他地域からも観光の動線として必要だという声も少し聞いている部分もありますし、特に近隣地域の余市町、仁木町等は宿泊施設がなかなか少なく、小樽に依存する形になっている。この線がいわゆる新函館北斗から倶知安、仁木、余市を経由して小樽まで通る列車の必要性というのも聞こえておりますので、この点の取組についてはしっかりと答えいただきたいと、まずは思っているところでございます。

それから、職員採用の件についてお伺いをいたします。

先ほど外国語のできる職員を採用してはどうかということに対して、通訳等の職種にそれほど必要性がないというお話でしたけれども、必ずしも採用時において外国語を使うべき職種にずっと配属をするという必要性もないのかなというふうに思います。ただ、観光客等の施策を打つ部分については、そう

いう専門的な、要するに言語ができる、文化がわかる、その外国の社会になじんでいる職員の方がいると、そこはスムーズに業務が回っていきだろうと。そのほか、例えば総務であったりですか、そういうところへの配置ももちろん可能だと思いますので、その辺は改めて御検討いただきたい、あるいはその答弁をもう一度いただきたい、それを踏まえて答弁いただければと思います。

それから、経済の部分についての質問ですが、観光客の個人消費についての質問をさせていただいた際、御答弁の中で、近隣地域と比較するというところで、札幌市、小樽市、旭川市、函館市のデータを示していただきまして、小樽と函館を比較した際に、1人が消費する単価は小樽が1万8,355円、函館は2万9,680円、これに、私の手元にあるデータで、例えば宿泊の単価を大体計算しますと、おおむね7,000円程度になるかと思うのですが、7,000円程度を小樽の消費単価に加えましても、まだ4,000円以上の差ができてくる。この辺に私は問題を感じているところで、小樽の確かに経済的な、いわゆる小樽の産業についてそこを振興させていくという発想も必要なのですが、いろいろ政策展開をしていく中で、小樽市が直接観光客の方から少しずつの御負担をいただくということも現実的な話なのかなと。これがなかなか難しいという内容の御答弁でしたが、他都市との比較うんぬんというお話もございましたけれども、必ずしも他都市の状況を見ながら検討する内容ではないのではないか、本市がどうやって取り組んでいくのか、この点を再度伺いたいなど。必要性があるので、こういうことをやってはいかがでしょうかという話なので、検討していただきたいと思います。

それから、周産期医療の件で質問させていただきました。

今、関係されている皆様には大変な御苦勞があるかと思いますが、昨年の年末近くにこういうわさが市内に流れました。今、頑張っていた小樽市内の一医院が年明けに分娩の受付をやめるといようなわさが、まことしやかに流れた状況があります。私も非常に驚きまして、病院に確認をさせていただきましたが、そういうことはないですと、はっきりと否定をいただいたので、あくまでもわさというレベルかと思いますが。これは質問ではないのですが、そういったわさが流れるということは、市民の皆さんが非常に不安な状況にあるという表れだと思いますので、いろいろな問題、難問があると思いますが、私からもぜひ産科医師の小樽への配置を何とかお願いしたいと思っている次第でございます。

それと、まだ幾つかあるのですが、もう一つだけ。

最後に、オール小樽に関する市長の御認識について質問をさせていただきました。5団体も含めて全ての市民の方でオール小樽が構成されるという市長の御認識、それからそれを実際にいろいろな市政、進展させていく上では、市長が率先して相互理解と協調・協働の精神を持って臨んでくださいということについては、市長がまさしくそうやっていきたいという御答弁だったと思います。

なぜこの質問をしたかと言いますと、ここまでの議会議論を踏まえまして、例えば商工会議所が北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の委員になかなか入らない状況ですか、それから議会におけるいろいろな状況に鑑みるに、こういった部分をしっかりと市長が一步動いて対応していただきたい、このように思ったからこの質問をさせていただきました。

再度お伺いします。真摯に向き合って対応して下さるということですが、本当にしっかりとオール小樽、5団体のメンバーも含めてしっかりと取り組んでいただけるのか、協調、協働していただけるのか、それが言葉だけではなくて、本当に臨んでいただけるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 4点について理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外に関しましては、各担当部長より答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

まず1点目が、J R北海道の活用、特に後志管内の観光動線としても非常に重要ではないかというお話であったと思いますけれども、私も同じ認識を持っているところでございます。先ほども答弁いたしましたけれども、その沿線各自治体とも連携をして、J R北海道に対してもそれについても積極的に申し入れていきたいと思っておりますし、その活用に伴って観光客の方々はもちろんですが、市内の居住者、後志管内の方々がそれをより利用できる環境を整えていくことは非常に重要だと認識をしておりますので、その認識の下で取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

それと、職員採用に伴う外国語ができる、又は海外で生活をしたことがあるとか、そういうような方を積極的に採用するべきではないかという視点ではないかと思われませんが、私も外国語が話せるということは当然優位性の高いことであるという認識を持っているところでございます。御指摘のように、今、多くの海外の観光客の方々が来ている本市としては、それに対する認識としても非常に重要度の高いものだと思っておりますけれども、その中で先ほども答弁しましたが、その採用方法をやはり検討していかなければならないと思っておりますので、それについては少し時間をいただいて、それをどのように組み込めるのか、又はその本来の職員業務と取り組める現在の採用試験とどのように併用していけるのか、そのあたりのことは少し時間を要することだと思っておりますので、しかしながら、その重要度については私も認識をしているところでございますので、御理解をいただければと思います。

私からはもう一点、オール小樽のことでございますけれども、これはあくまで私の認識でございます。私、この仕事に就任する前に、さまざまな市民の方々とお話をしている中で、行政運営が、表現として適しているかどうかはわかりませんが、雲の上で取り組んでいるような感じがするとか、例えば、そういう審議会とかそういうところに対して同じ方々ばかり参加しているのではないとか、そのような御指摘を何度も受けたことがございます。

私としては、今までも携わってくれていた方々はもちろんなのですが、その方々に限らず今まで携わったことのない市民の方々にもさまざまな行政運営に携わっていただきたいという思いを持っているところでございますので、そういう意味合いにおきましても、今後、真摯に当然受け止めて、12万人の皆様がこの小樽市の市政に対しておかかわってくれたり、興味を持っていただけるように取り組んでいくこと、これは私自身の考え方でございますので、そういう意味合いにおいて先ほども答弁させていただいたところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 中村吉宏議員の再質問にお答えします。

私からは、観光客の個人消費の関係で少しずつ負担を求めているかどうかという御質問だったかと思いません。

確かに、これだけ観光客が来ていますので、その考えは、効果的なことだとは思っておりますけれども、実際に実現するには、なかなかいろいろなリスクがあるかというふうに思っております。

その中で、今回、例示いたしました小樽市と函館市だったのでございますけれども、小樽は御承知のように、宿泊客は1割切のような状況、函館は3分の2が宿泊客、ですから全体の数は大分小樽のほうが多いのですが、やはり宿泊すると宿泊費、7,000円程度というお話をいただきましたけれども、それ以外にも滞在時間がどうしても長くなる。そうするとお金を落とすということで、この差が出ているものかと考

えております。

それから、観光客への負担につきましては、やはり今、F I T客が増えておりますけれども、団体客というのはまだまだ小樽へ来ておりますので、そういった中で、少しでも負担が増えるということを旅行会社は敬遠するということもありますので、小樽だけではなくてもう少し広い視点で、答弁にもありましたように、広域的な視点でこういうようなことに取り組みないかどうか、それについて検討していきたいと、小樽だけがそういうリスクを背負うのではなくて、もう少し広い視点で考えていけないかということも含めて研究してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

○14番(中村吉宏議員) 再々質問させていただきます。

先ほどの職員採用の件、外国語対応の方の件なのですけれども、先ほども申し上げましたが、必ずしも外国語の職種につけるということではなくて、普通の市のいわゆる行政の仕事をしていただきながら、時折そういった観光ですとか、場合によっては、そういう外国人の居留という問題もこれから出てくると思うのですよ、将来的には。そういったところに対応できる方、その場ですぐ採用といっても難しいと思いますので、いろいろ行政のことを学んでいただきながら、育成していくという観点で採用していただきたいというのが、先ほどの趣旨でございました。それが1点です。

それと、オール小樽の件ですけれども、先ほど市長、全ての市民の方が行政運営にかかわっていただきたいというようなお話をされたかと思います。全ての方が何かしらの行政運営ということにかかわるというのは、少々無理なのではないかなと思います。皆さんが市政を見詰めていただく、目線を持っていただく、そういう開かれた状況をつくっていくのなら理解もできますし、それよりも何よりも、小樽市の市の行政運営ではなくて小樽市が全体として発展するために、民間の方たちもさまざまな活動をされていらっしゃるわけですね。祭り、イベントの運営もしかりですし、まちおこしのいろいろな活動しかりですし、ボランティアしかりです。こういったものに取り組んでいる方も含めて、常に市のほうが見詰めていくというような、そういう方たちを見詰めて、可能な限り力をかしていくというのが、本来の市政を動かしていくことの趣旨なのではないかなと思うのですけれども、最初の皆さんが行政に携わるということが少し違和感がありましたので、そのあたりもう一度認識をお聞かせいただきたいと思いますので、2点お伺いして終わります。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。

職員採用の件は、中村吉宏議員がおっしゃる観点と、私としては、同じような思いを持っているので、それをどのような形で取り組むのかまでは今は、お話しはできませんけれども、そのような方向になるように鑑みていきたいなというふうに思っております。

それから、先ほど御指摘されたように、12万人が一遍に携わるということはもちろんできませんけれども、どの方でも、それこそ審議会であったりとか、いろいろな取組に対して参画をいただけるチャンスというか、機会をつくれるようにしていきたいという思いは持っています。だからこそ、まちづくりエントリー制度の提案等もさせていただいたのもその経緯でございまして、もちろん今後において、例えばアンケート調査なども含めて、いわゆる市政への参画に取り組むというような機会になるのかなというふうに思っております。そのような機会をいろいろ創出していくことが、住んでいる方々がみんな

行政に何か携わっているなという、そういう思いになっていくであろうという思いということでの答弁ですので、御理解をいただければと思います。

○議長（横田久俊） 中村吉宏議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○4番（中村岩雄議員） それでは、第1回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

安全で安心な冬の市民生活を支えるため、路面状況も日々刻々と変化する中、24時間体制で除排雪作業を担っていただいている関係者の方々に敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

また、今年度から除排雪作業の改善に向け、御努力されていることに対して、応援をしております。少しずつではあると思いますが、幹線道路においても、道路幅員が例年になく確保されていることなど、冬の道路状況がよくなってきていることを実感しているところであります。

一方、除排雪費につきましては、市の財政状況が厳しい中、限られた予算でありますので、効率的な予算の執行が求められているものと推察しており、貸出ダンプ制度に代表されると思いますが、行政と地域住民との協働の取組の推進や除雪作業を担っていただくオペレーターの高齢化が進んできており、将来の除排雪体制を見据えた業者の育成など、今後の人口減少、高齢化社会を考えると、抱える課題が多いものと感じております。

小樽市の総合戦略においても、将来ビジョンを「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」としてまいりますので、このビジョンに向け、除排雪業務という市民サービスを通じて、今後の市民幸福度が高まることを期待しております。

最初に、現在の雪の状況等について質問いたします。

今年の冬は例年になく少雪の状況であり、アスファルトの路面が出ている箇所も多いと感じているところですが、今年度の降雪量、積雪深、平均気温について過去の平均値と比較して、どのような状況であるのか、お聞かせください。

また、今年は、雪が少ない状況もあるとは思っておりますが、市の除排雪作業に対する評価のバロメーターとなる市民からの要望、苦情などの件数は個別のさまざまな状況があることも認識しておりますが、昨年と比較してどのような状況か、お聞かせください。

次に、現在の除雪費の執行状況について質問いたします。

現時点で除雪費の補正のお話が聞かれないことは大変喜ばしいことで、現行の予算額内での執行を希望しておりますが、今後の降雪次第では油断できないものと思っております。

まず、過去5か年の予算額と決算額をお示ください。

続いて、今年度の予算額と現在の執行率をお示ください。

次に、今年度の除雪にかかわる重点施策について、現在どのような状況なのかをお聞かせください。

まず1点目は、ガタガタ道路の解消についてであります。第1種路線及びバス路線となっている路線を対象に路面整正作業を強化することですが、どのような状況なのか、お聞かせください。

2点目は、除雪出動体制の見直しについてですが、第2種路線を対象として試行的に除雪出動基準を降雪15センチメートルから10センチメートルにして除雪実施することですが、現時点での状況をお知らせください。

3点目は、除雪拠点の見直し、増設についてですが、新たな除雪拠点を設けたことによる効果をどのように評価しているのかをお聞かせください。

4点目は、新たに開設した雪堆積場について、その効果をどのように評価しているのかをお聞かせください。

次に、排雪状況について、今年は少雪ではあると思いますが、狭隘な路線も多く、排雪に頼らなければならぬ場所もありますので、今までの実績として過去5か年の排雪量をお示してください。

また、排雪作業の始まりの日については、例年の場合と今年度の状況をお聞かせください。

市民ニーズは地域によっては除雪要望よりも排雪要望が高いものと感じておりますが、限りある予算、財源でありますので、効率的な執行をお願いしたいと思っております。

最後に、この冬における今後の排雪計画について、どのように考えているのかをお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

除排雪について御質問がありました。

まず、現在の雪の状況等についてですが、2月24日現在で、今年度の値と過去30年間の平均値を比較しますと、降雪量は今年度418センチメートル、平均値501センチメートル、積雪深は最大値で今年度89センチメートル、平均値100センチメートルとなっております。また、平均気温については、平成27年11月20日から平成28年2月24日までの集計でマイナス1.4度、過去30年間の平均ではマイナス1.8度となっております。

次に、市民の皆様からの要望、苦情の件数につきましては、毎年度集計をしております市民の声の件数で、昨年2月25日までの集計と本年2月24日までの集計で比較をいたしますと、総件数は昨年度3,042件であったのに対して、今年度は1,608件と約半分になっております。市民の声の内訳で比較をいたしますと、除雪依頼は昨年度が1,103件であったのに対して今年度は418件、除雪後の苦情は昨年度が393件であったのに対して今年度は315件、排雪依頼は昨年度が481件であったのに対して今年度は261件となっております。

次に、現在の除雪費の執行状況についてですが、まず、過去5か年の除雪費の第3回定例会後の予算額と決算額につきましては、平成22年度が予算額9億5,130万円に対して決算額が約11億6,500万円、23年度が予算額9億5,130万円に対して決算額が約12億7,000万円、24年度が予算額9億5,130万円に対して決算額が約14億9,900万円、25年度が予算額9億4,860万円に対して決算額が約15億6,300万円、26年度が予算額10億2,610万円に対して決算額が約17億1,000万円となっております。

次に、今年度の予算額と現在の執行率につきましては、平成27年第3回定例会後の予算額では、12億8,400万円であり、これに対する2月24日までの執行率は約7割となっております。

次に、除雪の重点施策についてですが、まず、ガタガタ道路の解消につきましては、バス路線を中心とする幹線道路でグレーダによる路面整正作業の回数を増やしたところですが、これまでに比べて路面状態がよくなったという声を聞いており、この作業による効果があったものと認識しております。

次に、除雪出動基準の見直しにつきましては、除雪の出動回数が増えたことで、路面上の雪の厚さを薄く管理することができ、おおむね良好な路面状態を保持できているものと認識しております。

次に、除雪拠点の増設の効果につきましては、新設した第7ステーションのみならず、既存の第2、第3ステーションにおいても除雪作業を担う地域がよりコンパクトになったことで、道路パトロールや

路面管理など除雪ステーションの管理の目が行き届くようになったものと評価しております。

次に、新たに開設した雪堆積場の効果につきましては、新光5丁目に開設した雪堆積場は道路管理者専用であります。従来、新光方面の排雪については望洋シャンツェ雪堆積場まで運搬をしていた距離が2.5キロメートル短くなり、作業効率がよくなることで、排雪費用が低減されるものと考えております。

また、銭函3丁目に開設した雪堆積場は、昨年まで使用していた御膳水の雪堆積場が使用できなくなったことの代替地となります。銭函地区の市民生活を支える市民の雪捨場としての役割を担っているものと評価をしております。

次に、排雪状況についてですが、まず、過去5年間の排雪量につきましては、平成22年度約64万3,000立方メートル、23年度約65万1,000立方メートル、24年度約72万7,000立方メートル、25年度約72万4,000立方メートル、26年度約77万3,000立方メートルとなっております。

次に、排雪作業の開始日につきましては、例年1月上旬から中旬に排雪作業を始めておりますが、今年度は少雪の影響もあり、1月下旬からの作業となっております。

次に、今後の排雪計画につきましては、市民の皆様から排雪を求める声が多くなる一方で、除排雪経費全体の増減に大きく影響する排雪費を軽減するため、排雪作業の効率化が必要であると考えております。これまでも道路幅員の確保や路面状況を良好に保つことなど、きめ細やかな除排雪に取り組むことで、冬の市民生活を支えてきておりますが、今後の排雪作業については、現地の状況に応じて必要な箇所を適切なタイミングで行ってまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、中村岩雄議員。

○4番(中村岩雄議員) 詳細については、予算特別委員会でやります。

今年は確かに少雪で、実際に押さえているデータなども参考にならないのではないかと思います。意見もありますけれども、気象状況というのは、今どうなるかわからないというような異常気象の状況ですから、また同じようなこういう暖冬、そして少雪の年が来年、再来年起きるかもしれません。ですから、今後ないだろうみたいなことではなくて、こういう状況の年は年で、やはりしっかりデータを押さえて、備えていただけるようお願いをしたいと思います。

あと、今後の排雪の予定ですけれども、これはお願いになりますが、確かに限られた財源でできるだけ効率的にということをやっていたらいいのですが、その場所によっては先ほどの質問の中でも言いましたが、やはりその状況によっては排雪を入れていただかなければ困るというようなところもあると思いますので、それはパトロールなどしていただいて、あるいは住民の方の意見もきっちり把握をして、対応していただきたいと思っております。

詳細は予算特別委員会でやらせていただきます。

○議長(横田久俊) 中村岩雄議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○7番(高野さくら議員) 一般質問させていただきます。

産前・産後の休業及び育児休業後における保育施設等の利用について、妊娠、出産等の理由による保育施設の利用について質問いたします。

まず、一つの事例を申し上げますが、既に就労し、第1子を保育所に入所させている母親が第2子を

妊娠した場合の保育所の利用についてです。就労を理由とする保育所の利用を妊娠、出産を理由とするものに切り替える必要があるため、小樽市では、支給認定変更申請書兼変更届に母子健康手帳のコピーを添付して市の窓口へ届け出す必要があります。その後、母親が産前休業に入り自宅にいることとなった場合に、保育所へ通っていた第1子は、保育所に在籍しているものの、母親が在宅しているため、保育所へ通わないことも考えられます。

また、もう一つの事例を申し上げますが、出産後、育児休業を取得し母親が在宅している場合、さきの産前休業と同様に第1子が保育所へ通わないことも考えられます。しかし、その場合は、子供が保育所に通う通わないにかかわらず保育料がかかり、保育料を払い続けるのが大変という声も聞いております。

このように、産前・産後の休業や育児休業など取得した場合の保育料の取扱いはどのようになりますか。

次に、小樽市内では、小樽協会病院が昨年7月から分娩の取扱いを休止し、おたるレディースクリニックの1か所でしか出産できない状況となっています。それにより、おたるレディースクリニックでの出産は、平成26年から27年にかけて49人増え、304人となっております。また、小樽協会病院で出産できないこともあり、市外で出産される方は平成26年では168人だったのに対し、27年では35人増えて203人となっております。

そこでお伺いしますが、この間、保護者から里帰り出産の際に保育料の免除があるかどうかの問い合わせや相談はなかったのでしょうか。

また、里帰り出産で子供が保育所へ通っていないのに、なぜ保育料がかかるのでしょうか。

市内の保育所を利用されている方からは、やむを得ず里帰り出産をしている方もいるので、保育料の減免など考えてほしいとの声もお聞きしております。産前・産後の際は保育料の減免などはないのでしょうか。

また、保育所を退所すれば、いつ入所できるかもわからず、自分自身も仕事職場復帰が本当にできるのかという声もありました。今年の2月1日の時点で市内の保育所の入所待ち児童は63人であり、その中でもゼロ歳児が特に多く、44人の入所待ちとなっております。市内の保育所等の施設は23か所ありますが、15施設で入所待ちがあり、主に保育士が足りていないため、入所できない状況です。中でも入所待ち児童数が一番多い保育施設では11人が入所待ちになっています。1年以上待っても保育所の入所ができない場合は、生活が大変でも職場復帰を諦めてしまう方もおります。小樽市は、子育てをしている保護者が育児休暇を取得しても保育料が払えず、保育所をやむを得ず退所している状況があることを把握しているのでしょうか。

平成27年度から開始された小樽市子ども・子育て支援事業計画を見ますと、共働きの家庭が増加している中で、仕事を継続することを望みながらも、仕事と子育ての両立が困難であることから、出産を機に退職する例や、産休明け又は育児休業の取得期間を切り上げて復職する例など、出産に伴う女性の就労継続が困難となっている状況が見受けられます。「本市においては、保護者が産休明け又は育児休業明けの希望する時期に、教育・保育施設や地域型保育事業の利用が円滑に図れるよう保護者に対する情報提供や相談支援に努めます」と記載されておりますが、小樽市は、具体的に出産に伴う女性の就労継続について取組はどのようなことを行っているのでしょうか。

保育所を退所する場合や、住所変更した場合は必ず退所・変更届という書類を提出しなければなりません。この届出書には変更理由欄がありますが、そこに記載された退所した場合の理由について分析などは行っているのでしょうか。

次に、踏切事故について質問いたします。

今年の1月22日午後1時55分ごろ、オタモイにある稲荷踏切でJR函館本線の普通列車と乗用車が衝突する事故が発生しました。小樽発倶知安行き普通列車と衝突した乗用車は、踏切内で対向する軽乗用車とすれ違う際、左側によけようとしたところ、雪にはまり立ち往生したといいます。軽乗用車に乗っていた女性が緊急停止非常ボタンを探したが見つからず、踏切案内にあったJR北海道のフリーダイヤルに通報し、電話口のJR職員の避難指示で、通報した女性と乗用車の男性が踏切の外に出た後、列車と乗用車が衝突しました。ここの踏切は住宅街と国道を結ぶ踏切です。幸いこの事故でけがをされた方はおりませんでした。現場を目撃した方のお話を聞くと、「交通量が比較的少ない踏切では非常ボタンを設置していないとJR北海道から話があったみたいだが、この踏切は近くにスーパーもあり、決して交通量が少ないとは思えない。非常ボタンがあればすぐに運転手につながって、衝突前に対処できたかもしれないが、踏切に書いてあったJRに通報しても、すぐに運転手につながらず、そのうちに遮断機がおりてきて、周辺にいたみんなで列車に向かって大声でとまってくれと叫び、異変に気づいた運転手が危ないのでどいてくださいと言って、慌ててブレーキを踏んだがとまりきれずに、車と衝突してしまった」と話しておりました。冬道、または、狭い踏切内ではすれ違わず、1台ずつ通過することも事故の回避につながったかもしれませんが、私は、非常ボタンがないことや狭い道路幅にも問題があったのではと思います。今回の事故は昼間ということもあり、駆けつけてくれた方もおりましたが、これが人通りの少ない夜に起こっていたら、また違ったのではないのでしょうか。

小樽市域の踏切における非常ボタン設置状況を見ますと、星置から小樽駅まで踏切の数が12か所、非常ボタンの設置も12か所で、非常ボタン未設置の踏切はゼロですが、小樽駅から蘭島踏切までになりますと、踏切の数は15か所ありますが、非常押しボタンは3か所しか設置されておらず、非常ボタン未設置は12か所にも上りました。人通りが少ないといっても、今回のように雪に埋まって車が動かなくなったり、人が倒れてしまったりなど、何かしら事故は起きる可能性があります。踏切内に書いてある電話にかけてもすぐに運転手につながりませんでした。携帯電話がなければ、すぐに連絡することもできません。市民の命を守るために、また、JR利用者の安全を守るためにも、市内にある踏切全てに非常押しボタンの設置をすることが必要ではないかと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

今回の事故を踏まえ、狭い踏切の改善も求められています。車がすれ違うことができない狭い踏切の拡幅につながる道路の拡幅も必要になると思います。朝里駅の踏切では、道路幅が狭く、拡幅してほしいと住民から議会にも陳情が上がったことがございました。今後、市内の狭い踏切にかかる道路の拡幅の計画はないのでしょうか。

今まで市民から非常ボタンの設置や道路幅の拡幅などの問い合わせはなかったのでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、産前・産後の休業及び育児休業後における保育施設等の利用について御質問がありました。

まず、産前・産後の休業や育児休業などを取得した場合の保育料の取扱いにつきましては、子供が休むことがあっても保育料の負担は必要なものとなっております。

次に、里帰り出産時の保育料の免除に関する問い合わせにつきましては、最近では里帰り出産を考え

ている市民から担当課へ問い合わせがあり、出産自体は保育料免除の要件に該当しないことをお伝えしております。

次に、里帰り出産で子供が保育所へ通っていない場合にも保育料を負担していただく理由につきましては、保育所を利用される方は保育を必要とする理由に基づいて教育・保育給付の対象者であることが認定されますので、子供が保育所を休まれることがあっても、保育料を御負担していただくこととなります。

次に、産前・産後休業の際の保育料の減免につきましては、本市における保育料の減免制度は保護者が経済的困窮状態になったことや、離婚等により世帯構成員に異動があった場合などに、関係規則に基づいて保育料の減額等を行うものでありますので、出産自体は直接減額等の事由になりませんが、産前・産後休業の取得により、世帯収入の減少などがあった場合は、減免対象となる可能性もあります。

なお、出産を直接の理由とする減免制度は、今後、保育料についての国の取扱いが変わらなければ難しいものと考えております。

次に、育児休業取得時における保育所の退所状況の把握につきましては、保育所を退所する場合は、保護者から退所届を提出していただいております。通常退職により家庭での保育が可能になったことや、市外転出、幼稚園への通園などの事由が記載されていますが、家庭の経済的理由については特に記載を求めておらず、把握はしておりません。

なお、保育料の支払が困難な場合は、納付相談をお受けしております。

次に、出産に伴う女性の就労継続への取組につきましては、保育所の利用要件の一つとして、育児休業の対象となる子供が1歳になるまでの期間については、入所の継続を可能としており、この取扱いは保護者のニーズに沿ったものと考えております。

また、入所に関する御相談に際しましては、必要に応じてファミリーサポートセンターや認可外保育施設の御案内も行っております。

次に、保育所の退所届に記載された退所理由の分析につきましては、先ほど申し上げましたとおり、退所届に記載されている退所の理由といたしましては、退職により家庭での保育が可能になったことや、市外転出、幼稚園への通園などが主なものであり、これらの理由について分析は行っていないものであります。

次に、踏切事故について御質問がありました。

まず、非常ボタンの設置につきましては、JR北海道に問い合わせをしたところ、具体的な設置基準は定められていないとのことであり、踏切事故防止については各交通安全運動期間中に踏切事故防止キャンペーンを実施し、周知を図っているとのことでありました。市としましても、市民の安全を守る観点から、非常ボタンの設置にこだわらず、JR北海道と連携を図りながら、引き続き踏切事故防止の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、狭い踏切にかかる道路の拡幅計画につきましては、道路の幅員は一般的に交通量に応じて設定されており、市道が接続している踏切22か所のうち、乗用車のすれ違いが難しいと思われる幅員4メートル以下の踏切は10か所ありますが、これらの市道はいずれも交通量が少ないことから、現時点では拡幅工事を行う計画はございません。

次に、今まで市民から非常ボタンの設置や道路幅の拡幅などの問い合わせはなかったのかにつきましては、非常ボタンの設置に関しましては問い合わせはありません。道路の拡幅に関しましては、陳情のほか記録が残っている範囲では、平成20年9月にJR朝里駅の札幌側にある朝里東部踏切に接続している市道榎里沢線についての要望が1件ありましたが、通過交通量及び踏切の前後の区間が道路整備の

基準を満たすことが困難であったことから、拡幅は難しい旨回答したところであります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) 幾つか再質問させていただきます。

産前・産後は減免対象にならないと、こういうお話があったと思うのですけれども、子供を産んですぐはどう考えても働けないわけですよね。だからこそ、やはり育児休業をとったり、産前・産後の手続きをとるわけです。

実際に私も、幾つかの保育所に問い合わせたりもして聞いたのですけれども、実際に育児休業や里帰り出産をして、保育料が払えなくて退所した人がいるというお話もありました。やはり今、市内では1か所でしか出産ができない状況があるわけですし、普通分娩では危険といえますか、双子であったり、そういう場合はやはり市内でなかなか出産が難しい方もいるわけですよ。そういう中で、やはり子供を妊娠して出産までのときは本当に母親は出産に向けて不安を抱えながら日々過ごしているわけですし、実際、第2子の出産を控えている母親は、自分が出産後に本当に職場復帰できるかわからない。たとえ地域で待機児童がないところの母親も、いくら市の方が、今は待機児童がないから、出産後、保育所を希望したら入れると思いますというふうに言われたみたいですが、実際に出産後、本当に保育所に入れるかどうかとすごい不安に思いながら日々過ごしております。

小樽市の保育料で一番多いのが、非課税世帯の月額2,100円から3,200円ですね。その次に、D1、D3の階層区分にある1万4,000円から2万4,800円と、やはり1人につきそのぐらいお金がかかるわけです。就学前、同一世帯で2人以上は、2人目の場合保育料は半額になりますけれども、本当にこの高い金額を毎月払えないことで退所しなければいけない、そして小樽市内で待機児童の問題もございまして、今、安心して子育てする小樽市の環境を整えるということに関しても、ぜひこの保育料の減免等は私は本当に考えるべきだと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

また、踏切のお話ですけれども、非常ボタン、啓発に努めるとかお話があったと思うのですけれども、たまたまこの前の事故は昼間でありまして、夜で全く人が通らないところもあるわけですよね。12か所も非常ボタンがない踏切があり、私は、本当にこれは非常に問題があると思いますし、JRにも、ぜひ市としても市民の命を守るという観点からも非常ボタンの設置はすべきだと思います。携帯電話を持っていたとしても、遮断機がおりて電話をしたときにカンカンカンと音が聞こえて、なかなか通話ができない困難が生じたりもしますし、松田議員からもお話があったと思いますけれども、認知症で徘徊して列車にはねられてしまったと、こういう事故もありました。やはり高齢者比率が高い小樽としても、啓発に努めるとかではなくて、もっと市民の安全を守る観点から、非常ボタンの設置を要請したり、あとホームページにもしっかりと、生活安全課のホームページによると非常ボタンがない場合は発煙筒を使ってくださいというような話もありますけれども、それ以外にも、安全のための記載をきちんとすべきではないかと思えます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 高野議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外に関しては、担当部長より答弁をいたします。

私からは1点、産前・産後の期間、すぐに働けない、また、保育料が払えなくなって退所した人もいるという、そういう状況だというお話を、今、改めてお聞きをし、大変重要な視点だというふうに通

ておりますけれども、大変恐縮ですが、その産前・産後の休業に対しての減免制度というのを設けるのは非常に難しいと今感じているところであります。

しかしながら、その保育料の負担の軽減においては、やはり取り組んでいきたいという思いは私も持っております、その中で私自身は第3子以降の保育料無料化ということでお話ししているところですが、現在、国における制度等も動き始めているところなので、そのような観点でその負担の軽減に向けて取り組めないかということで、私としては考えているところなので、それについての御理解を賜ればと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 生活環境部長。

○生活環境部長(渡辺幸生) 高野議員の再質問にお答えいたします。

踏切事故の関係でございますが、高野議員からいろいろ例を挙げていただきまして、ぜひ必要だというお話でした。踏切の非常ボタンの設置につきましては、JR北海道の範疇であるので、ここでつけるつかないというのは、なかなかお答えできませんが、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、私としてもそういう事態に至る前部分として事故を起こさないように、なるべくそういった啓発の中でそういう事故回避というところで進めていきたいと今のところ考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) 私は、その産前・産後の減免はなぜ難しいのかというのが疑問なのですけれども、実際働けないわけですよね。就労するときに子供を見てくれる人がいないから保育所に預けるわけで、実際に子供を産んですぐ働けるわけでもないと思います。やはり産前・産後の特例といいますか、保育所に預けていないのに保育料をずっと払い続けるというところにも疑問を感じますけれども、小樽市としても今、1か所しか産科がない中で、里帰り出産も増えているわけですよ。今後、やはり減免などは考えるべきだと私は思います。

また、踏切について今、JR北海道ですというお答えがあったのですが、JR北海道に任せるのではなく、やはり市民の安全を守る点でも非常ボタン、市から積極的に押しボタンは設置すべきだと、こういうことを私は言うべきだと思いますし、任せきりにするのは、それはおかしいのではないかと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私からは、産前・産後の保育料にかかわっての再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどの再質問で市長からも答弁をいただきましたが、この保育料の仕組みといたしましうか、保育所を利用した場合の保育料がかかるという仕組み自体は、御承知のとおり国で制度設計されているものでございます。

それで、実際に保育料の負担のために保育所を退所されたという例を御紹介されました。産前・産後の出産を理由とする減免の制度はないのですが、直近の3か月の収入が減ったことによる減免の制度というのはあるのです。その方は恐らくそれにはたぶん該当しなかった方なのかというふうに想像しておりますが、そういった方がいらっしゃったら保育所でも御相談に乗ると、例えば保育料の納付について

の御相談を私どももお受けできる体制にはなっております。

それから、保育料そのものも市長から答弁がありましたけれども、小樽市も実際に国の基準よりも下げた保育料の設定をして努力をしているところでございます。

それから、保育所の利用については、制度の中で保育の給付の認定という仕組みで動いている関係がありますので、やはりどうしても保育の仕組み自体が変わらなければ、議員のおっしゃるようなことというのは難しいというふうを考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 生活環境部長。

○生活環境部長(渡辺幸生) 高野議員の再々質問にお答えいたします。

市からも強力に非常ボタンの設置についてJR北海道に要請すべきでないかということでございますけれども、JR北海道とは話す機会がいろいろございます。その中で、先ほども話したように設置基準という明確なものはないのでございますけれども、過去にどういった場合、設置したかというのを情報収集いたしまして、そういう要請ができるのであれば、市からも今後、要請してまいりたいと思っております。

○議長(横田久俊) 高野議員の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日予定されておりました一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第14号、議案第16号ないし議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第36号、議案第40号ないし議案第43号、議案第45号ないし議案第47号、議案第55号及び議案第56号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。安斎哲也議員、松田優子議員、斉藤陽一良議員、鈴木喜明議員、中村吉宏議員、濱本進議員、面野大輔議員、川畑正美議員、新谷とし議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第25号、議案第28号ないし議案第34号、議案第37号、議案第38号、議案第51号ないし議案第54号、議案第59号及び議案第60号につきましては総務常任委員会に、議案第44号及び議案第48号につきましては厚生常任委員会に、議案第24号、議案第39号、議案第49号、議案第50号及び議案第57号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、3月16日までと議決されておりますが、議事の都合により、3月17日から3月22日まで、6日間延長いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月21日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 7時21分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 安 齋 哲 也

議 員 面 野 大 輔

平成28年
第1回定例会会議録 第6日目
小樽市議会

平成28年3月22日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹												
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義										
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	小	鷹	孝	一								
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章						
産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生			
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	三	浦	波	人						
保	健	所	長	秋	野	惠	美	子	建	設	部	長	相	庭	孝	昭							
消	防	長	明	井	隆	生	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	迫	俊	哉	総	務	部	長	日	栄	聡										
総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公			

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一
庶務係 長 伝里 純也
調査係 長 大崎 公義
書 記 佐々木 昌之
書 記 眞屋 文枝

事務局 次長 林 昭雄
議事係 長 柳谷 昌和
書 記 石澤 麻由美
書 記 深田 友和
書 記 伊沢 有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、鈴木喜明議員を御指名いたします。

日程第1、「議案第1号ないし議案第14号、議案第16号ないし議案第34号、議案第36号ないし議案第57号、議案第59号及び議案第60号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○15番（濱本 進議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本市のふるさと納税については、新年度から、市が買い上げた地場産品を寄附者へ返礼品として送付することから、地場産業の育成を図るとともに、本市の特産品を広く全国へ宣伝できるといった効果が期待できる。

しかしながら、既にふるさと納税を導入した市町村間では、返礼品による激しい寄附者の奪い合いが進んでおり、運用赤字に陥っている自治体もあることから、小樽というブランドに頼るだけでなく、例えば、複数の企業の特産品を組み合わせセットをつくるなど、特産品の選別やシステムに工夫が必要と考えるがどうか。

また、寄附者を多く募るためには、本市の魅力あるまちづくりを効果的にアピールしていくことが肝要であり、そのためにはインターネットサイトのより効率的な活用方法について検討すべきと思うがどうか。

石狩湾新港では、今後、増加が想定される木材・チップなどの外貨貨物を取り扱うため、西ふ頭のマイナス14メートル岸壁の整備を行ったというが、最近5か年の利用実績を見ると、ほとんど特定企業の利用しかなく、実質的にこの企業の専用ふ頭化しているのが現状である。

石狩湾新港管理組合では、西ふ頭の静穏度を高めるために、新年度は20億円をかけて防波堤延伸工事を行うとしているが、市は、港湾管理者の一員として当該工事の公共性に疑問を感じないのかどうか。

公共性があるとして、特定の企業のために小樽市の税金を多額に使用し、ふ頭や防波堤を整備すること自体、問題であると考えている。

市は、新港の整備に当たっては、港湾管理者としての問題意識を持って取り組んでほしいと思うがどうか。

市は、平成28年度中に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画を策定するとしているが、北海道新幹線が札幌に延伸されるまでには、この先、14年もの期間がある。

14年あれば、社会情勢や経済状況が大きく変わることが予想されることや、現時点では地元商店街の7割が新駅周辺への出店の意思がないこと、そして利用者が1日700人から1,600人程度と新駅の利用頻度の低さが推計されていることなどに鑑みれば、議論はまだまだ不十分と言わざるを得ず、急ぎ同計画を策定する必要はないと思うがどうか。

また、並行在来線については、塩谷や蘭島などの住民にとって生活に欠かせない存在であることから、沿線自治体と協力の上、JR北海道の経営で維持していくよう求めていくべきだと思うがどうか。

市は、高速道路周辺道路整備事業費として、長橋十字街から伍助沢を結ぶ、林道徳助沢連絡通線を整

備するための予算を計上している。

市は、整備後も、当面は林道として管理を続けるとしているが、林道の近くで現在建設中の高速道路が完成すれば、林道の交通量も増加すると思われることから、市としては、交通安全性を考慮し、林道ではなく市道認定した上で管理を行ってほしいと思うがどうか。

市では、市役所別館に設置している広告付地図シテナビタをはじめ、市の発行物への広告掲載により広告料収入を得ており、新年度予算においては広告料収入として714万円を計上しているが、市の発行物への広告掲載については、まだまだ拡大できる可能性がある。

例えば、若手職員にアイデアを募集すれば、若い人ならではのアイデアが出され、モチベーションの向上にもつながることが期待できることから、市には、若手職員が意見を出しやすいような方法を実施してほしいがどうか。

また、広告の掲載については各担当課がそれぞれ要綱等を策定し実施しているが、その細部は統一されていないと聞く。

要綱等については、共通の項目を絞り統一したものを策定したほうが、効率的に運用できると思われることから、市には、要綱について統括する部署を決めた上で、統一した要綱を策定すべきと思うがどうか。

クルーズ客船のツアーについては、現在、外国船による手ごろな価格の商品が増えており、本市に寄港する客船についても、同様の傾向にあるという。

しかしながら、市民の中には、クルーズ客船の旅は豪華で料金も高いというかつてのイメージから、いまだに日常的なものではなく、なかなか親しみを持ってないという方も多いのが現状であると聞く。

今後、小樽港へのクルーズ客船誘致を進めるに当たっては、市民のこういった意識を払拭し、クルーズ客船をより身近に感じてもらうことが大切であることから、市には、市民が気軽に参加でき、楽しんでもらえるイベントの開催の実現など、市民の意識を変えるための取組を検討してほしいと思うがどうか。

市内にある空き家のうち、倒壊の危険性の高いものについては、近隣住民等を危険から守るためにも、市は、セーフティコーンや飛散防止の網を設置するなどの対応を行っているというが、市としては、空き家も個人の財産であることから、今のところ、この程度の対応しか行えないとのことである。

市は、危険な空き家に対応するため、今後の指針となる空家等対策計画を平成28年度中までに策定するとしているが、計画策定を待っては、現状で既に危険な状態といえる空き家は、さらに危険性が増す状態に陥るとの懸念がある。

そうならないよう、現状においても、市には、必要最小限ではなく、もう一步踏み込んだ対応を行ってほしいと思うがどうか。

平成27年度国民健康保険事業特別会計の決算については、現在のところ歳入不足が見込まれており、最終的に歳入不足となった際には、28年度予算からの繰上充用が必要になるという。

その場合には、結果的に28年度保険料の引上げにつながりかねないことから、保険給付費補填として政策的に一般会計からの基準外繰入額を増額し、保険料の上昇を抑える必要があると思うがどうか。

また、国保事業への国庫負担の割合は、昭和58年度に58パーセントだったものが、平成24年度に23パーセントにまで減少しており、このことから加入者負担が重くなったものと考えている。

国民健康保険は、被用者保険とは異なり、事業者負担がないため、国の政策の影響をより大きく受けることとなることから、加入者負担を軽減するためにも、国に国庫負担の増額を求めると思うがどうか。

議案第26号小樽市行政不服審査に関する条例案については、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、行政不服審査会の組織及び運営のほか、審査請求等に関して必要な事項を定めたものであるが、全部改正された行政不服審査法は審査請求できる期間が延びるなどの改善点が見られるものの、多くの問題や疑問を感じる内容となっている。

問題の一つに、審査請求の一元化による異議申立ての廃止があるが、このことは、市民の権利や利益の救済の後退につながると考える。市は、どのように認識しているのか。

また、審理手続の主宰等を行う審理員は、本市職員から指名しなければならないとのことだが、処分等に関与していない者とはいえ、市職員であれば行政寄りの意見が入り込むことも懸念されるところであり、審理の公平性が真に担保できるのか疑問が残る。市には、市民の権利や利益が守れるよう、これらの問題や疑問を十分に踏まえ、本制度の実施について考えてほしいと思うがどうか。

議案第36号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案の改正理由の一つに、人事評価制度の導入がある。

人事評価制度は、平成28年度から全ての地方自治体での導入が義務づけられているが、制度を既に導入している民間企業の中には「思ったほどの効果が出ない」とのことから見直しの検討を行っている企業があるほか、経済産業省が「日本企業の強みであるチームワークが損なわれる懸念が大いにある」と指摘するなど地方自治体に本当に必要な制度なのか疑問がある。市は、人事評価制度の必要性について、どのように認識しているのか。

また、制度の実施に当たり、職員は評価するための目標を設定することになるが、これにより、生活保護の受給抑制や税金等の徴収強化など、数字に表れる評価ばかりに力点が置かれ、ひいては市民サービスの切捨てにつながるとの懸念があると思うがどうか。

議案第45号小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例案については、畜犬等の捕獲業務の一部を業務委託することに伴い、職員以外の者に畜犬等の捕獲業務を行わせることができるようにするためのものであるが、これまで職員が行っていた畜犬等の捕獲業務をなぜ業務委託する必要があるのか。

また、委託後は、受託者に業務の全責任を負わせてしまうのではないかと懸念があるが、そのようなことはないと言えるのか。

今定例会の空転中に、市長が議長に送付した申入書には、「議会運営においては、審議を中断することも、再開することも、議会に権限があり、市長部局としては、それを受け入れるよりほかありません」との記載があり、市長からは、あたかも議会側が審議をとめたかのような主張がされている。

しかしながら、長期間にわたる審議の中断は、市長の答弁拒否とも言える発言が原因であり、議会側としては、与えられた責務を全うするために市長に正確な答弁を求めているのであるから、このような申入書の記載は、言いがかりとしか受け取れないがどうか。

また、申入書からは、議員の質問内容が議会の議論にそぐうものかどうかを決めるのも市長であり、そぐわないと判断すれば答弁を差し控え、その上、「答弁を差し控える」との発言が答弁であるという、横暴きわまりない内容も読み取れる。これは議会が持つ政策決定機能及び評価・監視機能を制限するのみならず、ひいては奪うものであるのだから、このような申入書は直ちに撤回すべきと思うがどうか。

森井ひであき後援会通信について、市長は、本年1月29日の市長記者会見において、通信を「読んでいるわけですね」との質問に対し、「後で、読ませていただきました」と答え、直後の「読んでいるわけですね」との質問に対しても、「はい」と答えているが、この二つの回答をそれぞれ「後で、読ませていただきます」と「いいえ」に訂正するという。

しかしながら、「読んでいるのですね」と念を押す質問に対して「はい」と答えていることに鑑みれば、市長が会見の時点で既に読んでいたことは動かしがたい事実である。

こうした中で今回の訂正を行うことは、明らかに事実の捏造、改ざんの類いに当たり、白を黒と言いくるめ、事実をねじまげる、許されない行為であるから、自治体の長として絶対にあってはならないことと思うがどうか。

また、市長は、同じ記者会見で「私、通信を読んでいて、マスコミ全部という表現はされていなかったなと思います」と回答しているが、これは、通信の中身を全て詳しく読んでいなければ、言えるはずのない発言であり、間違いなく通信を読んでいることを示し、何と云っても言い逃れのできない、訂正しようがない発言だと思うがどうか。

市長は、公文書である市公式ホームページの記者会見記録について、後援会通信を「読ませていただきました」とするみずからの発言部分を訂正するというが、市長の発言を受けた広報広聴課長の発言まで、市長の一存で簡単に訂正するつもりなのか。

また、同様に、小樽ジャーナルが「森井さんが読んで、わかっていると云っているんだから」と、市長の発言を受け発言した部分について、市長は小樽ジャーナルに訂正の申出を行うというが、小樽ジャーナルが訂正を許さなかった場合には、ホームページの内容をどのようにするつもりなのか。

ホームページの記者会見録の訂正について、市長は、自身にとって都合のよい状態をつくり出すために、職員に事実を捏造させようというものであり、その上、マスコミの記者の発言まで訂正しようとする行為は、まさに権力を振りかざした言論統制以外の何物でもない。

市長は、記者会見録の訂正は、改ざんではなく、言論統制でもないというが、そうであるならば、改ざんには当たらないという根拠をしっかりと提示し、具体的な説明をすべきであると思うがどうか。

市長は、事あるごとにオール小樽で市政に取り組むという発言をしておきながら、自身の後援会通信では、市民である経済人やマスコミの方々、市職員や市議会議員のことをさんざんに批判しているが、この内容を見て、自身の発言とそごがあり、問題のあるものだとは思わないのか。

また、1月29日の記者会見での発言については、訂正するとのことだが、市長が直接、企業誘致や他の行政機関などとの折衝に当たる場合、市長のこれまでのたび重なる発言訂正や取消しも相まって、相手方に市長は無思慮に言葉を翻すような人物だと判断されてしまえば、折衝などもままならず、最終的には市民の不利益につながると思うが、市長は、そのようなことにまで考えが及ばないのか。

定例記者会見で市長が後援会通信を読んだと発言したのは、「何かしらの錯誤」によって、みずから実際には読んでいないものを読んだと答えてしまったものであるという。

1回の記者会見の中で、同一事象について一度ならず複数回の錯誤が起こるということは、通常では到底考えられず、どのような精神状態であったのか、甚だ疑問である。

本当に錯誤があったというのであれば、具体的にどのような錯誤があり、読んでいない後援会通信を読んだと発言したのか、市長は、錯誤があったことの客観的な証拠を提示し、誰もが納得できるよう説明する責任があると思うがどうか。

本年2月以降、市長の指示により排雪作業を抑制しているとのうわさを耳にするが、作業実施の可否を決定するに当たり、市長は、どの程度、現場の判断に立ち入っているのか。

また、現場として排雪すべきと判断した箇所に対して、実際に市長から作業の中止を求められた事例はあったのかどうか。

一方、今冬は穏やかな気候で推移し、降雪量も少なかったことから、除排雪に対する苦情件数は、昨年度比でほとんどの項目において半減しているが、除排雪が入った後の苦情件数については、それ

ほど減っていないという。

この事実について、きめ細やかな除排雪を公約に掲げる市長としては、どのように感じているのか。

突然の排雪作業の中止については、市民や町会からの問い合わせや苦情が相次いだとのことであるが、少雪であったとはいえ、生活に大きな影響を与える除排雪問題について、市民の要望を無視してまで排雪作業を中止したのは、どういう理由によるものなのか。

また、作業の中止は、市長の指示によるという話も聞くが、もしも、それが事実であるならば、市長は何を根拠にしてそのような指示を出したのか。

貸出ダンプ制度については、市民の高齢化に伴い、その需要が増加している中、3月に入って、市は経費削減を目的に、突如、利用者に対して中止を呼びかけたと聞く。

この呼びかけは、市の費用抑制のしわ寄せを市民に押しつける形になっているように思うが、市長は一体どのように考えているのか。

排雪の対象路線を選定するに当たっては、除雪対策本部が現地を確認し、対象路線の検討を行うとともに、別途、現場を視察している市長と協議をした上で、実施する路線を決定しているという。

しかし、本市の除排雪体制は副市長が本部長の除雪対策本部を中心に実施されるものであり、配属される職員も除雪に精通していることから、排雪路線の選定について、市長に一々伺いを立てる必要があるのか、甚だ疑問であるがどうか。

また、2月に排雪作業を一時見合わせたことについては、市長の指示によるものではなく、市長と対策本部との協議により決定したというが、両者が上下の関係ではなく、対等な立場で協議をしているということなのかどうか。

今年度の排雪費については、穏やかな気象状況と少雪に加えて、本来、排雪作業が必要な路線を選別していることもあり、3月9日現在の予算の執行状況は、65パーセント程度であるという。

しかしながら、今年度は、同様の気象条件であった平成18年度、19年度と比較すると、市民からの排雪作業の依頼や苦情は非常に多く、件数は2倍にもなっていることから、市民要望は満たされておらず、市長公約のきめ細やかな除雪を期待していた市民を裏切る形になっていると思うがどうか。

また、予算執行率や市民からの排雪依頼件数からして、市は排雪作業を抑制していたものと思わざるを得ないが、これら市民の要望を的確に把握し、応えていくことが市長の責務であるのだから、今後においては、市民ニーズをしっかりと踏まえ、適切な予算執行に努めてほしいと思うがどうか。

今冬の除雪について、市は、「除雪出動態勢を、15センチメートルから10センチメートルとし、直ちに出勤できるよう」にとの市長公約を受け、出勤基準を変更している。

この公約として、10センチメートルの降雪があれば、すぐに除雪作業が行われるものと読み取れてしまいが、除雪は夜間に行われるという考え方からすれば、実際の除雪機械の出勤は、昨年までと同様、深夜零時ごろであって、降雪に伴って随時に作業が開始されるわけではないという。

市民の中には、市長公約を見て、昼夜問わず、適時適切なタイミングで除雪が入るものと期待していた方も多かったことに鑑みると、市としては、出勤基準の変更を周知するに当たり、市民に誤解を与えないような配慮が必要であったのではないかと思うがどうか。

現参与については、昨年6月の任用時からさまざまな疑問が呈され、市長は、報酬額、職務内容、勤務時間、任用期間の4点について、今後、検討を行うとしてきたところである。

そのような中、現参与について、市長は、副市長とも相談した上で、4月以降の任用はしないとしたが、これまで、この4点については、どのような協議がなされてきたのか。

また、参与が行ったというアドバイスは、除雪に関連するもの以外は極めて少なく、内容的にも参与

でなければできないといったアドバイスではないことから、政策全般のアドバイザーとしての必要性があるとは思えないが、現行の参与にどのような効果があったのかを具体的に示してほしいと思うがどうか。

小樽市統計書によると、平成17年から26年までの10年間、年間の最多風向は西南西であり、泊原子力発電所で万一の事故が発生した場合には、風向によっては、わずか数時間で本市に放射性物質が飛散する可能性があると考えられる。

このことから、北海道の原子力防災計画にのっとり策定されている本市の原子力防災計画に、本市独自の内容をつけ加えるべきと思うがどうか。

また、本市には年間700万人以上の観光客が訪れているにもかかわらず、本市の地域防災計画においては、災害時の観光客への対応についての記述が乏しいと感じられる。

市としては、観光客向けの防災対策を充実させてほしいと思うがどうか。

北海道横断自動車道余市・小樽間については、平成30年度の完成を目指し、順調に工事が進められているという。

この道路については、事業化された共和・余市間、また、先日、国土交通省の審議会において新規事業化が妥当とされた倶知安・共和間と、今後、後志方面へ延伸されていくことになるが、インバウンドなどの経済効果を含め、整備効果をより一層高めるためには、黒松内までの全線開通が肝要であることから、市においては、全線の早期整備が実現するよう、関係機関への働きかけなど、最大限の努力をしてほしいと思うがどうか。

昭和41年に設立された小樽歯科衛生士専門学校については、地域保健医療に大きな貢献を果たしてきた学校であるが、近年の少子化や近隣都市の専門学校との競争により、生徒数が減少しており、特にここ数年は、定員の半数程度しか入学者が集まらず、存亡の危機に瀕していると聞いている。

市内のみならず、全道から集まった100名近い生徒が市内で生活し、相当の消費があることから、地域経済への貢献は非常に大きく、仮に廃校となれば、生徒の市外転出による影響ははかり知れない。

現在、存続に向けて、運営者である歯科医師会が自主努力を続けているが、状況は非常に厳しいということから、市には、若い世代の人口流出や、それに伴う本市経済への影響に鑑み、助成金の交付などを含めた支援について検討してほしいと思うがどうか。

市では、電気料金の値上げなどによる町会の負担を軽減するため、3年間限定で既存街路防犯灯のLED化推進等のための助成制度を実施しているが、平成29年度をもって終わりとなる。

本制度の実施により市内の多くの街路防犯灯がほぼ同時期に更新されることになるが、今後の更新について考えるとき、例えば、海に近い地域では塩害により劣化が早く進むなど、地域によって街路防犯灯の劣化の進行ぐあいに違いが出ると思われる。

市は、これらの情報をしっかりと管理し、街路防犯灯の適切な更新計画を策定していくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、小貫委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第9号、議案第11号ないし議案第14号、議案第16号、議案第20号、議案第26号、議案第36号、議案第47号及び議案第56号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 次に、議案第1号に対して高野議員ほか4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫元議員登壇)(拍手)

○20番(小貫元議員) 日本共産党を代表して、議案第1号平成28年度小樽市一般会計予算の修正案について、提案趣旨説明を行います。

歳入では、財産売払いなどにより3,512万円増額し、マイナンバー関連の国庫補助金などの減額により、1億6,059万6,000円の減額で、差引き1億2,547万6,000円の歳入減を見込みます。

一方、歳出において、マイナンバー関連経費や石狩湾新港負担金、銭函海水浴場対策委員会貸付金、株式会社アール・アイへの貸付金などを削除し、5億1,743万4,000円を減額、先ほどの歳入減との差引き3億9,195万8,000円を財源に、市民の暮らし応援の以下の施策を実施します。

ふれあいパスは、200円の引下げで100円の現金利用とし、2014年度販売冊数21万冊に引下げ分200円を掛け、回数券印刷経費を差引き、4,140万円を増額します。

国民健康保険料は、加入世帯1万9,880世帯に、1世帯平均7,000円引下げ、1億3,918万1,000円を繰り出します。

介護保険料は、基準額が第5期と同様になるように設定し、第6段階以上の保険料設定を現行より若干上乘せし、低所得者負担を引下げし、不足となる財源1億563万1,000円を繰り出します。

住宅エコリフォームは510万円の追加で、倍に増額します。

若年者の定住促進のための家賃補助は、以前実施した移住対策としてではなく、若者の流出を防ぐ一助にするため、移住者に限らず、お互いに、35歳未満で月額30万円以下の所得の世帯に最大で月1万円の家賃補助を150世帯に行うため、1,800万円を計上します。

市営室内水泳プールの基本設計及び実施設計は、第6次総合計画前期実施計画に事業計上していた2,800万円を計上します。

市立保育所におけるゼロ歳児の入所待ちが、3月で54人に上っています。その大きな要因が、保育士不足により受け入れられないことにあります。保育士の処遇を改善し、雇用につなげるために、臨時保育士として雇う予算のうち4人分を正規職員として雇い入れるために、臨時職員賃金を869万2,000円削り、正規職員の給与を2,879万6,000円増額するものです。

なお、毎年、修正案で計上してきた子供の医療費無料化については、来年度、助成拡大が行われることから修正を見送りました。

森井市長の政治姿勢に異を唱える議員の皆さんには、市長提案の原案に賛同したくないでしょうから、修正案に同調していただけることを期待し、提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇)(拍手)

○21番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、ただいま小貫議員から提案説明されました、議案第1号平成28年度小樽市一般会計予算に対する修正案の可決、原案の否決、議案第2号ないし議案第9号、議案第11号ないし議案第14号、議案第16号、議案第20号、議案第26号、

議案第36号、議案第47号及び議案第56号の否決を主張して討論を行います。

東日本大震災から、3月11日で5年が経過しました。復興は進まず、いまだ17万人以上の方々が避難生活を余儀なくされています。

安倍内閣は、国内総生産600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロを柱とするアベノミクス新3本の矢を発表し、一億総活躍社会を打ち出しました。にもかかわらず、保育所を希望しながら入園できない待機児童の増加は増え続け、ついに、保育園の入園選考で、「保育園落ちたのは私だ」とのブログが寄せられました。安倍首相が、確かめようがないとの無責任な国会答弁をしたことや、質問した議員にヤジを飛ばした自民党議員たちに憤った母親の声が、政治への怒りとして一気に広がりました。一億総活躍社会の柱にした待機児童ゼロの対策の崩壊です。

また、来年4月、消費税を10パーセントに引上げを進める中で、国民の批判をかわそうと軽減税率を導入しようとしています。軽減税率を導入しても、年間負担額は、1人世帯で2万6,000円、4人世帯で6万2,000円にもなります。安倍自公政権は、消費税の増税分は社会保障の財源にしようと言ってきましたが、診療報酬の引下げや介護保険の要支援1、2の保険給付外しなど、社会保障は改悪の連続です。このようなときこそ、政府が進める国民いじめから市として市民を守ることが求められています。

日本共産党は、本市の厳しい財源の中でも、市民生活をより効果的に運用するために2016年度一般会計予算の修正を提案しています。修正案は提案説明のとおりですが、概要は、石狩湾新港負担金、そしてマイナンバー関連経費、株式会社アール・アイへの貸付金など、不要不急の支出予算を削減し、国民健康保険料の引下げ、ふれあいバスのワンコイン化、住宅エコリフォーム助成額の引上げなど、市民生活改善を進めるための予算修正です。また、市営室内水泳プールを建設していくために、基本設計及び実施設計委託料を計上しています。

次に、議案第5号小樽市国民健康保険事業特別会計予算についてです。

補正予算では、保険給付費が大幅に増加し、基金残高全額を繰り入れしています。

来年度の保険料は、5月の賦課確定によって決まりますけれども、値上げが予想されます。国民健康保険事業は、事業者負担がありません。したがって、国庫負担の割合が保険料に大きく左右されます。

小樽市国民健康保険事業への国庫負担割合は、1983年度が44億4,000万円で、58パーセントでした。2016年度特別会計予算では40億7,324万円で、22.1パーセントとなっています。国庫負担の減少が、加入者の保険料負担増につながっています。国に対して、国庫負担の増額を求める必要があります。

小樽市では、一般会計から国保事業会計への被保険者1人当たり法定外繰入額が、道内主要10市の中でも9番目です。国保料引下げのために、一般会計からの繰入れを行うべきです。

次に、議案第6号小樽市住宅事業特別会計予算です。

住宅改善事業では、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的改修を行っています。

しかし、入居者が退去した住戸の改修が進まず、空き家状態になっている住居が目立ちます。撤去後、直ちに改修し、新たな入居者を迎え入れるようにする必要があります。

また、特定目的住宅の申込みを指定管理者に丸投げしています。特定目的住宅に申込みされる方は、福祉事業の対応も必要な方であり、単なる住宅の申込みだけではありません。総合的な対応が必要であり、市が責任を持つことが必要です。

議案第8号小樽市介護保険事業特別会計予算、議案第47号小樽市介護保険条例の一部改正する条例案であります。

介護保険制度は、要支援1から2に対する予防給付のうち、訪問介護、通所介護が全国一律の保険給

付から、市町村が独自に実施する地域支援事業に移行されます。市町村は、現行相当のサービスを含めた独自サービスを類型化し、基準や単価などを決めることとなります。サービス提供者は、訪問介護員から、資格を持たない雇用労働者やボランティアなどに変えられます。雇用労働者などは、介護保険制度の内容や事故対応、個人情報の秘密保持などの基本的なことだけを身につける研修を受けるということです。新しい総合事業への移行によって事業所の報酬単価は下がり、そこに雇用される労働者は安い賃金に抑えられる懸念があります。要支援者は、高齢者や病気を持っている人が多く、訪問介護サービスは資格を持った介護員が訪問するのが妥当です。

議案第11号小樽市病院事業会計予算についてです。

小樽市立病院は、DPC制度を導入しています。この制度は、入院日数が増えると診療報酬が下がる仕組みとなっています。病床回転率を引き下げることで、収益を確保することになり、必要な医療まで削られることが懸念されます。

市立病院が公表している臨床指標は、平成26年12月から平成27年3月の26年度と平成27年4月から9月の27年度との比較でも、一般の1日平均入院患者数は15.3人に増加していますが、平均在院日数では0.8日減少しています。そして、病床利用率が18.2ポイント増となっていることから裏づけされているわけです。

また、病院給食委託の問題です。

病院給食は、医療の一環として栄養を提供するものですが、現況は病院職員が献立をつくるのではなく、業者に委託しています。患者のためによりよい食事を提供しようとして、個別の患者に対して改善点を直接指導するとなれば、偽装請負とも受け取れかねません。

議案第7号小樽市簡易水道事業特別会計予算、議案第16号小樽市一般会計補正予算、議案第20号小樽市簡易水道事業特別会計補正予算です。

簡易水道特別会計は、昨年、大口利用企業の倒産により使用水量も使用料も減額したにもかかわらず、石狩西部広域水道事業団からの給水量は、前年度よりも増加し、受水費も増えています。

受水量は、毎年増やす計画であり、本市の財政負担となっています。もともと簡易水道事業は、北海道の指導の下で行われてきた経過があり、北海道が赤字分に責任を持つよう求めます。

議案第12号小樽市水道事業会計予算です。

水道事業会計においては、福祉施策として、生活困窮者に対し、水道料金の減免措置対象世帯に父子世帯を加えたことについては歓迎するものです。

しかし、1か月につき10立方メートルまでを基本水量としているため、入院などで長期に使用しなかった場合や一人住まいなどで、常時基本水量に満たない場合でも支払わなければなりません。そして、基本水量に満たない市民世帯は37パーセントに達しており、市民生活の実態に合致していません。

水道事業会計は、実質黒字ですから、現行の料金体系は市民要望に応え改善すべきです。

議案第26号小樽市行政不服審査に関する条例案です。

本条例案は、行政不服審査法の改正に伴うものです。改正法では、不服申立てができる期間を、現在の処分後60日以内から3か月以内とすることなど、改善点があります。

しかし、改正の柱である審査請求の一元化などは、国民の権利・利益の救済の仕組みを後退させるもので問題であり、反対します。

また、審理委員と行政不服審査会制度についても、審理の公平性を担保できるかが疑問であります。

議案第36号小樽市職員給与条例の一部改正条例案です。

民間企業の中では、成果主義が浸透され、一般化しています。今度の条例改正は、公務の世界にも浸

透させ、賃金を含む人事管理の全ての領域で評価し、その評価でもって昇任、降任などを決定するものです。民間企業でも見直しを進めているところも増えている中で、もうけを目的としない公務労働では必要のない制度であります。

議案第56号小樽市過疎地域自立促進市町村計画についてです。

新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についての陳情は、2016年第2回定例会において、全会派の賛同を得て採択されています。また、2010年度から2015年度の小樽市過疎地域自立促進市町村計画では、新・市民プール整備事業計画は、基本設計、実施計画が組み込まれていました。しかし、2016年から2020年までの計画では、新・市民プール整備に向けて、建設場所や建設形態、ランニングコスト等について検討と、これまでの方針から大きく後退しています。少なくとも基本設計、実施設計を組み込み、市民要望に応えるべきです。

以上、各議員の賛同を呼びかけまして、討論を終わります。（拍手）

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 自民党を代表し、修正案には否決、議案第1号ないし第14号、第16号ないし第23号、第26号及び第27号、第36号、第40号ないし第43号、第45号ないし第47号、第55号及び第56号について、原案どおり可決とする立場で討論を行います。

しかし、その前に、今回の我々自民党の議案審査過程とその態度決定までの経緯についてお話をしなければなりません。

今定例会代表質問初日、我が自民党の森井ひであき後援会通信に対する森井市長の所見についての質問に対し、市長は答弁拒否を強行しました。その上、議場で、議長に、誰かの名誉を傷つけるなど、人権の侵害に当たるならともかく、そうでないのなら答弁すべきでは促されても答弁拒否を貫き、その理由を問われても、自分がそう思うとの全く理由にならない議会軽視のひとりよがりの姿勢を貫き、本会議が空転する事態に陥りました。その上、森井市長は、同日付けで、公印の押された樽総第261号なる公文書の形で小樽市議会議長宛に申入書を提出しました。論旨は、後援会通信の内容についてどのように考えるかという自民党の再質問に対し、森井市長は、「議会の議論にそぐわないものであり、答弁を差し控えさせていただきたい」と答弁したのに、答弁していないと言われるのは心外だ、自分の後援会の姿勢や発行物の質問に貴重な議会議論の場を使うな、そのやりとりは正当な議論ではないと思っている、まだ、なぜそのことを問題視するのか理解できない、市議の皆さんが求める答えをしないなら、質問に答えていない議会軽視であると言われるのは心外だ、議会を中断するのも再開するのも議会の責任だなどというものです。全くの的外れな言いがかりで、答弁を差し控えると答弁したなどと詭弁を弄し、議会を煙に巻きたいと思ったのでしょうか、我々は森井ひであき後援会通信に記載されている思いが森井市長の本心で、その思いで対応されたら議会に対しての答弁拒否、経済界と協力しようとする態度、マスコミに対する取材拒否などは、市長としての公務観を優先するより怨嗟にも似た感情が優先し、それこそ森井市長の政治姿勢が危ういと解釈せざるを得ないから、はっきりしたかったのです。

立派に議論になじむということは、今でもそう思っておりますし、議会には自浄機能があり、本会議では事前の議会運営委員会で、本会議中は議長の判断及び必要に応じての議会運営委員会の開催、本委員会では、理事会及び委員長判断と、不適切な質問や発言には議会みずからが対応をしています。議会側が議論になじむと言っているのですから、答弁拒否は当然、議会軽視ということになります。この申入書自体が、議会が持つ政策決定の機能及び評価、監視の機能を奪うもので、森井市長の二元代表制否

定ともとれます。ですから、中断したのは、市長みずからの答弁拒否が招いた結果ということですよ。

この間、議会は、3月7日まで空転が続き、議会日程が1週間延長されました。本来、今定例会予算特別委員会は、6日間の審議日程でしたが、4日間に短縮され、質疑の時間が大幅に縮減されました。また、貴重な予算特別委員会の質疑の中でも、記者会見時での錯誤による発言の訂正など、依然、市長の不明瞭な答弁が続き、紛糾し、予算審議時間がいたずらに削られました。

本来、第1回定例会の予算審議は、1年間の本市の方向性を予算をもって具現化し、その正当性をはかる場で最も慎重に時間をかけるべきもので、今回の審議時間をもって可否を論ずることは少々疑問を呈するところですが、市民生活に極めて重要で、欠くことのできない案件もたくさん含まれ、予算成立の遅延の影響を考えた上で、我が会派としては原案どおり可決といたしました。

特に、平成28年度小樽市一般会計予算案の中で、(仮称)北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業費として計上されている800万円については、その必要性を認めつつも、計画策定委員会に小樽商工会議所をあくまでも委員として迎え入れようとならない市長の姿勢には、オール小樽を標榜するも行動が伴わず、あくまでもみずからの好き嫌いで物事を見る態度に、その予算措置の行く末に不安を感じるところでもあります。

以上のことから、今後もしっかりとその成果を検証し、今後の質問に付することとし、本予算案の可決に同意いたします。

各会派の御賛同をお願いし、討論を終わります。(拍手)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇)(拍手)

○9番(松田優子議員) 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、議案第1号ないし第14号、第16号ないし第23号、第26号、第27号、第36号、第40号ないし第43号、第45号ないし第47号、第55号及び第56号については、市民生活に極めて重要で欠くことのできない案件であり、原案については可決、議案第1号修正案は否決を主張して討論を行います。

特に、平成28年度小樽市一般会計予算をはじめ、平成28年度各会計予算並びに平成27年度小樽市一般会計補正予算及び平成27年度各会計補正予算については、市民生活に影響の大きい案件として、確実な執行を求めるものです。

その上で、今定例会においては、代表質問1日目の鈴木議員の質問に対して、議会議論にそぐわないという市長の勝手な判断で、ただそれだけの言いわけによって、本会議において市長が答弁を差し控えると発言したことにより、1週間にわたり本会議が空転するという事態が発生いたしました。その結果、予算特別委員会の審議日程を、当初の6日間から4日間に短縮することとなりました。

我が党は、この責任は全て市長にあると考えております。そもそも、森井ひであき後援会通信については、発行責任者も連絡先も明記されていない不親切きわまりない文書です。

そのようなものに、森井秀明小樽市長の名前を冠して発行されること自体が問題です。

さらには、その内容たるや、選挙違反を一緒にやってきた人たちがなぜ選挙違反を盾に反対できるのでしょうかなど、事実に基づかない内容で、議会や市民に対する誹謗中傷や無責任きわまりない言葉で埋め尽くされています。これに対し、自民党、公明党、民主党、新風小樽の市議会4会派は、第1回定例会の予算審議などに極力影響を及ぼさないようにするため、疑問点を質問書にまとめて提出しようとしたのですが、回答はおろか、受け取りさえ拒否するという非常識な対応を現在も続けています。その議会側の配慮を理不尽にも拒絶したのは、森井市長です。

森井ひであき後援会は、市長本人が代表者を務める政治団体であり、森井市長はみずからの政治活動とともに後援会の活動や発行物についても十分に把握し、法令に違反する行為などが起きないようにする責任があります。そして、その活動について市民から疑問や批判を受けた場合には、説明責任を果たさなければならないのは当然のことです。

市長が誠実に応じないから議会が紛糾するのは、何の根拠も示すことなく、議会における市民の代表たる議員の質問を封じる権限は市長にはありません。まさに民主主義の否定につながる暴挙です。

あまつさえ、市長は、2月29日付けで、樽総第261号なる申入書を小樽市議会議長に手渡しし、議会空転の責任を議会に転嫁し、議会の責任で再開すべきとしました。その後、議会と理事者の懸命の交渉により再開を見ましたが、議会側として、この申入書の内容は、到底容認できるものではありません。

また、予算特別委員会の審議においても、1月29日の市長定例記者会見での後援会通信を読んだという発言を、大枠を聞いたなどに訂正する意向を示し、これによりつじつまが合わなくなるや、記者の質問部分の訂正までお願いするなど、まさに言論統制に当たる危険な行為に及び、それを報道機関側に真っ向拒絶されるという醜態まで演じています。

また、3月15日の予算特別委員会では、申入書について、その当時とは思いは変わらないなどと答弁し、現時点においても、二元代表制という地方自治の基本をわきまえない身勝手な発言を繰り返しております。この申入書については、これを受け入れることは議会の自殺行為と言われる内容であり、森井市長に対し、この言語道断の申入書の考えを改め、議会議論に真摯に向き合うことを改めて強く要求いたします。

以上、原案は可決、修正案は否決の態度を表明し、議員各位の賛同を呼びかけて討論といたします。

(拍手)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第9号、議案第11号ないし議案第14号、議案第16号、議案第20号、議案第26号、議案第36号、議案第47号及び議案第56号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第34号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案は、非常勤職員が支払を受ける日額報酬の支給対象期間について、従来の11日から翌月10日に、月初めから月末にし、支払日を当月21日から翌月21日払いに変更するものである。

しかしながら、今回の改正では、支給対象期間を10日締めで行った後、11日後に支払をしていたものを、月末締めにするにより、支払が翌月21日となり、これまでより11日間報酬の支払が遅くなることになる。

この改正については、事務処理に不都合が生じていることを理由としており、既に小樽市嘱託職員労働組合とは周知期間を一定程度設けることで交渉が妥結しているというが、報酬を受けている職員には影響が大きく、マイナス部分も避けられないので賛成しかねるところだがどうか。

市長は、本年1月29日の市長記者会見における森井ひであき後援会通信についての質問に対し、何かしらの錯誤により回答してしまったことから、市のホームページに掲載されている会見記録の当該発言部分に注釈をつけたいという。

しかしながら、そのように何かしらの錯誤をした人が、同じ会見の場で、質問者である記者に対して、してやったりと言わんばかりに、「私、通信を読んでいて、マスコミ全部という表現はされていなかったなと思います」などとは到底言えないことから、市長は、会見の時点で既に後援会通信を読んでいたとしか思えないがどうか。

また、この市長発言前後の議論は、市長が既に通信を読んでいたことを前提に進んでいたにもかかわらず、実際には読んでいなかったとの趣旨の注釈が加えられることとなれば、前提がひっくり返され、議論が成り立たなくなってしまう。

そもそも、市長は、議論のマナーとして、議論の前提をくつがえすことが許されると思っているのかどうか。

副市長は、2月1日の就任記者会見において、現在の市と市議会とのあり方は、必ずしも市政と議会本来の関係ではないと発言している。

この発言は、これまで、教育長として議会における市長の姿を見てきた上での発言であると思うが、自身の副市長就任前の市長と議会との関係については、どのように認識しているのか。

また、森井市長の就任後、定例会が、当初に決定された会期内で一度も終わることのない尋常ならざる事態が続いているが、それでも付託案件を議了し、閉会でできているのは、議会側が市長に対して、100パーセントではないにせよ、相当な譲歩をしてきた結果と思うが、副市長はそのような認識を持ち合わせているのかどうか。

現参与にかわる新たな参与制度の創設については、副市長は、今は、新制度による具体的な課題の解決をイメージしているわけではなく、これからの小樽のまちづくりのためには、将来的な課題や大きなテーマが必要になってくるので、そういうことを一応想定した上でのものになるとういう。

副市長の答弁は、市長と同様に、そういうことなどと指示代名詞ばかり使い、具体的な課題が示され

ることなく、大ざっぱな説明と言わざるを得ない。

具体的な課題があり、これを解決するために専門的知見が欲しいと示してもらわなければ、現在の参与と同様に、参与というポストをつくりたいから、新たな制度をつくるというようにしか聞こえない。

この際、きちんと具体的に課題を示し、新制度の説明をしてほしいと思うがどうか。

平成28年度教育行政執行方針の重点目標の一つである「健やかな体の育成」の取組を推進するに当たり、一つ目の施策として「小学校体育科の授業の工夫・改善」を行うため、体力向上実践校を1校指定するとしているが、具体的にはどのような実践を考えているのか。

また、体育を専門とする教員を加配するとのことだが、特別な専門知識を持った教員を配置することなのかどうか。

二つ目の施策である「学校における体力向上の取組」では、全小・中学校で数値目標を設定した体力向上改善プランを作成し、一校一実践の取組を行うとのことだが、どのような実践を想定しているのか。

また、必ずしも体を動かすことが好きではない子供もいることから、実践に際しては、そのような子供たちを追い込んでしまう心配はないと言えるのか。などであります。

なお、閉会中の2月12日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港管理組合の協議案件等についての報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第59号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第34号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第59号小樽市非核港湾条例案について賛成の立場で、議案第34号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案について反対の立場で討論を行います。

核兵器をめぐる情勢が新たな緊張を生み出しています。北朝鮮は、相次いで弾道ミサイル発射実験を強行しています。北朝鮮による核ミサイル開発は、国連決議に違反する暴挙であると同時に、東アジアの平和にも、核兵器のない世界の実現にも逆行するものであり、断じて許されません。北朝鮮の軍事的挑発に厳しく抗議するとともに、国際社会が一致結束した外交的努力が重要です。

また、北朝鮮は、核兵器は自衛のための抑止力と主張しています。しかし、これはアメリカなどの理屈と同じです。全ての国の安全を守るには、核抑止力の強化を競い合うのではなく、核兵器全面禁止、廃絶しかありません。

こうした中、横島裕介内閣法制局長官による国会答弁が大きな衝撃を与えています。横島氏は、憲法上、あらゆる種類の核兵器の使用がおよそ禁止されているとは考えていないと述べ、同時に、核兵器の使用は我が国を防衛する必要限度のものに限られると述べ、事実上の核使用を容認です。中谷元防衛大臣の核兵器の輸送を、法文上は排除していないという発言に続く重大発言です。海外での武力行使を可能とする安保法制とアメリカの核の傘の庇護を求める政権が、核兵器使用の容認や日本がかかわる危険

すらすら示すものであり、断固抗議し、撤回を求めるものです。

本年2月4日、5日と、小樽港に米軍第7艦隊所属掃海艦パトリオット、ミサイル駆逐艦ベンフォールドが寄港しました。1961年以来、77、78回目になります。

しかし、毎年のように寄港することに、民間港である小樽港の軍港化につながると懸念の声が出ています。平和な商業貿易港である小樽港に米艦船の定着はふさわしくありません。日米間に、核密約があるのは実証済みで、日本政府との事前協議なしに核兵器搭載艦船や航空機が自由に出入りできるというのは、米国の公開文書でも既に明らかにされているとおりです。1975年、神戸市会は、神戸港に核兵器搭載の艦船の入港を拒否する決議を採択しました。以来、入港希望する艦船には、非核証明書の提出を求め、米艦船は提出を拒み、一隻も入港していません。

小樽市は、1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

議案第34号です。非常勤職員の支給対象期間の変更に伴う改正です。

本市が、事務処理上、不都合を生じていることを理由としています。この改正で、報酬支給がこれまでより11日間遅くなります。組合と交渉が妥結していることや、一定の周知期間を設けるとはいえ、非常勤職員の不利益にかかわる問題であり、賛成できません。

議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 議案第59号について、委員長報告に反対し、可決に賛成する立場で討論いたします。

先人たちは、平和な商業港としての小樽港であることを決意し、努力を重ねてきました。私たちの大切な小樽の港は、世界につながっています。その時々の世界情勢に影響されます。

今日、安全保障環境が大きく揺らいでいます。すなわち、ミサイル発射や核実験を繰り返す北朝鮮、海洋権益を求める中国です。特に、朝鮮半島の状況は危機的であり、今や韓国は米国に対し、戦術核兵器の配備を強く求めるとともに、最も驚嘆するのは、韓国の国内世論調査で、核兵器をみずからも保有すべきだという声が7割にもなっているということです。

私たちの隣には、核保有大国の中国とロシアが存在します。2010年、115年ぶりにロシア海軍の艦船が、函館港に友好親善を目的に入港しました。函館市は困惑しました。北方四島を実効支配している核保有軍事大国の軍艦がやってくるのですから、当たり前です。そのときのロシアの艦長は、入港に際し、こう言いました。「核兵器は一切持っていない、それは責任を持って言える」とです。

私は、改めて問わなければならないことがあると考えます。この2月に、小樽港に入港した米軍の艦長が言った言葉です。入港の目的は、友好親善です。「入港に際して、一部の批判する人たちがいることを知っています」と発言しました。我が国は、文民統制シベリアンコントロールの国です。まして、多国の軍人に、それこそ市民の多様な考えを批判されるいわれはありません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

広島、長崎、そしてビキニ環礁における水爆実験により、第五福竜丸の被爆という人類が経験したことのない惨禍を3度も受けた日本、そして市民を守ることが責務である市長が、核兵器の持ち込みは認めませんよと問うて何が問題なのでしょう。

議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第59号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第34号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○4番（中村岩雄議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方については、店舗をリフォームする際の改装費に対する市の助成の制度化を求めるものである。

これまで、市が商店街や事業者から聞き取り調査やアンケート調査を行ってきた中では、店舗リフォームに対する助成の要望はなかったと聞くが、この制度を実施して、非常に高い効果を上げている群馬県高崎市の事例もあることから、市には、この制度を実施する際の課題を整理するとともに、商店街や事業者に対し、このような制度がある旨を十分に周知した上で、改めて要望の有無を確認するべきと思うがどうか。

また、この制度を検討するに当たっては、例えば、創業支援事業に店舗リフォーム助成も含めるなど、既に本市で実施されている同じような内容の制度との統合なども考えるべきである。

市には、事業の効率性を図りながら、店舗リフォーム助成制度の最も適したあり方について、十分に議論していく必要があると思うがどうか。

また、市は、高崎市と同様の助成制度を導入した場合には、1億円規模の予算が必要になるため、制度の導入は難しいとしているが、この10年で市内の小売業の個人事業者数が半分までに減少している現状からしても、商店街等に対して、ともに活性化について考えるという姿勢を発信していく必要があるのではないのか。

市としては、予算的に見て助成制度の導入が、単に難しいというのではなく、本市の現状に合った制度の策定について検討してほしいと思うがどうか。

市の財政状況を改善するには、新たに本市独自の財源確保を図る必要があると考えるが、市としては、

平成26年度には、756万人もの観光客が本市を訪れていることに着目し、観光客などの移動交流人口から観光税のような形で負担していただくことなどについて、これまで議論を行ったことはないのか。

また、財源確保という部分では、観光客の消費による経済効果も重要であると思うが、本市の観光客1人当たりの消費金額は道内の平均額を下回っており、その要因は滞在時間の少なさや観光施設の使用などが少ないためであるという。

その改善のためには、例えば小樽運河の遊歩道に通行料を設けて、お返しとして記念通行証のようなものを差し上げるなどといった、観光客に喜んでもらいながら、経済効果に結びつけるためのアイデアなどを考えていく必要があると思うがどうか。

3月12日に行われた第4回小樽ショートフィルムセッションの上映会には310名もの市民が訪れており、8年前の第1回に次ぐ観客動員を数える中で、盛会のうちに終了したとのことである。

一方、映像作品の応募数については、前回よりも5作品減少したと聞かすが、市としては、回を重ねるごとに作品のクオリティーは上昇していることから、今のところ応募作品の減少が、コンテストの存続を左右することはないとの認識であるという。

しかしながら、長く事業を継続していくことでマンネリ化が原因となり、さらに出品数が減少したり、今後、上映会の入場者が激減したりといったことも想定される。

市としては、常に新しい方法を取り入れながら魅力あるショートフィルムセッションの事業の継続に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方について、採択を求めて討論します。

高崎市では、魅力ある店舗づくりに積極的に取り組み、商店主はもとより、後継者不足や資金不足などから店舗改装に消極的であった商店主の背中を押すことにより、大きな成果を得ていると議会答弁しています。

また、住宅リフォーム助成制度と同様に、工事を市内業者に限定することにより、市内経済の活性化にもつながります。高崎市の場合、2分の1の上限100万円という高い助成を行い、大きな成果を上げています。ところが、飛騨市では、3か年の限定で補助率3分の1であり、財源があるので、どこまで助成できるかは、それぞれの自治体によります。

委員会では、現状の調査で、市内での要望がないということも答弁がありました。調査も含め、前向きに検討し、小樽の経済を支えてきた商店、小規模事業者の後押しをするためにも採択を求め、議員各位の賛同をお願いして討論いたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方について、継続審査を主張し、討論いたします。

他都市での取組を御紹介いただきながら、中小事業者の振興の一助を求める当該陳情について、それをもって経済振興に寄与したいとする願意については理解ができます。

しかし、現状、小樽市では、創業支援に関する従来の制度があり、また、現在、制定を求める要望が提出される場所である中小企業振興基本条例の今後の経過等を見て判断することが妥当であると考えます。

さらには、委員会における審議では、財政上の検討も必要とのことですので、以上のことより、この陳情については、今後、継続して審査をするべきと考えます。

各会派、議員皆様の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方については、継続審査を主張し、討論いたします。

他市で実施されている店舗リフォーム助成について、一定の効果があるものと認識していますが、市内商店街や事業者のニーズなど、現時点では調査が進んでいません。

現在、本市が行う行政評価の一つの視点として事業の効率化がある中で、事業の効率化という観点から、本市が実施する他事業との統合や整理、また、他市における店舗リフォーム助成制度の利用後の実態調査なども必要ですし、今後、部署を越えた議論、対象者への調査を踏まえた結論を出すべきであると考えます。以上の理由から、継続審査を主張いたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○16番（面野大輔議員） 民主党を代表して、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方について、継続審査の立場で討論いたします。

店舗リフォーム助成については、現在、小樽市でも行っている既存の創業者支援事業費の中でも一部適用になる補助制度があること、また、現在のところ、数十件の事業者への調査では、当該助成に対しての要望がなく、今後さらに本助成に対しての調査が必要と考えます。

それから、先進的に店舗リフォーム助成を行っている群馬県高崎市を例にとってみると、まちなか商店リニューアル助成事業補助金という制度で、平成27年度当初予算においては3億5,000万円計上されており、現在は、予算額に達したため、申請ができない状況にあります。

現在、本市の厳しい財源の中で、有効かつ公平性を保つには財源の確保を避けては通れず、拙速に判断はできません。

以上の点を考慮した上で、引き続き調査検討が必要とし、継続して審査したいと考えます。

以上、店舗リフォーム助成条例制定方についての討論いたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○5番（安斎哲也議員） 新風小樽を代表し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方につい

て、継続審査を求める討論をいたします。

小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例については、市議会の建設常任委員会で勉強会を重ねたり、先進事例の視察を行ったりと研究を繰り返し、住民のニーズに対応する形と経済波及効果を求め制定された議会提案の制度であります。本来であれば、今年度から新たなエコリフォーム条例として恒常的な制度として動き出す予定でしたが、なぜか来年度からの出発となりました。

市内の中小企業対策としては、新風小樽の高橋龍議員も提案しましたが、中小企業振興基本条例の動きが本市でも、市内の経済界の中でも加速化しつつあります。

また、市には、ほかの助成制度などがあり、当該陳情の助成制度のニーズの把握とともに、現状の市の制度との兼ね合いもあり、これらの状況を分析する必要があります。

よって、本陳情については、継続審査を主張いたします。

以上、討論を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時10分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本市で活動する認知症患者を支える家族の団体については、設立から30年近くにわたり、講演会の開催やチラシの作成などといった認知症に対する啓発活動のほか、ボランティアとして介護相談や家族支援を行うなど、認知症患者支援のすき間を埋める活動を精力的に実施してきたと聞いている。

しかしながら、無償ボランティア活動を事業として継続し、運営していくのはなかなか厳しいと聞くことから、市においては、認知症患者を支える活動の困難さを十分に認識の上、財政面も含めた何らかの支援について検討してほしいと思うがどうか。

福祉除雪関係事業の一つである置き雪除雪については、除雪困難な高齢者世帯などを救うための有用

な手段であると考えますが、この制度の利用に当たっては、市民税所得割が非課税の世帯であることが条件となっている。

しかしながら、置き雪除雪とは、除雪の実施によってもたらされる不利益の代物弁償であり、本来、福祉的な意味合いではないことから、その負担を市民に強いるべきではないと考える。

よって、市においては、置き雪除雪の利用に付される条件から所得制限をなくすよう、検討を進めてほしいと思うがどうか。

平成28年4月から施行される、いわゆる障害者差別解消法において、地方公共団体に障害者への合理的配慮の提供が義務づけられたことに伴い、市では、職員の対応要領を作成し、それに基づき庁内への周知を図っていくという。

しかしながら、障害者の持つ社会的障壁を取り除くためには、ハード面への対応のみならず、心理的なバリアフリーの実現を目指すことが肝要であることから、市民個人に理解を深めていただくためにも、行政だけの取組ではなく、民間とも連携したバリアフリー化の推進に努めてほしいがどうか。

また、本市には、多くの観光客が訪れ、中には、障害を持つ方も相当おられると思うが、それらの方々にも楽しく過ごしていただけるよう、観光都市小樽の名にふさわしいバリアフリーの対応を目指すべきである。市としては、観光事業者などに対し、これらの考え方について広く周知啓発に努めてほしいと思うがどうか。

本市における、保育所の待機児童数が徐々に増加している背景には、慢性的な保育士不足があるが、その解消に向けては、資格を有するが就労していない潜在保育士をいかに復職させるかが重要な鍵になる。

しかしながら、復職したいという方でも、長時間労働などへの体力的な不安や、正規雇用の求人が少なく低賃金の非正規雇用が多いことなど、希望する就労条件と求人条件とが一致しないことが問題となっており、なかなか就労へ結びつかないのが現状である。市においては、こういった状況を改善していくためにも、正規・非正規雇用の賃金格差を是正していくことに加え、長時間勤務が困難である場合には勤務体制の多様化を図るなど、保育士確保のための手立てを検討する中で、待機児童の解消に向けて取り組んでほしいと思うがどうか。

今冬、本市で爆発的な流行をみせたインフルエンザについては、その拡散を防止するために、医療機関での診断と医師の指示に従い療養することが必要であるが、休日や夜間は、当番医と夜間救急センターでの診療のみになるため非常に混み合い、受診に訪れても待ち時間が長いことから受診せずに帰宅してしまうケースも見られたという。

これでは、医療機関における適切な治療にはつながらず、患者の自己判断により、外出などでウイルスの拡散も助長してしまうことから、感染症が流行している期間だけでも、夜間休日の当番医を増加させるなど、手厚い医療体制を確保できるよう医師会へ要請してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、請願第2号、陳情第6号、第8号及び第9号、全ての採択を主張し、討論いたします。

まず、請願第2号の「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、ふれあいパスとは、高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康維持と生きがいの創出に資することを目的として実施されております。

今定例会の提案で、ふれあいパスを利用している方や利用されていない方にもアンケート調査を行うといいますが、近くにお店がない、病院がない方にとっては、生活のために使用している方も多く、制限をかければ病院に通えなくなるなど、深刻な状況を及ぼす問題があります。外出をする機会が減ることになれば、個人消費が減り、本市経済にも影響が出ることも考えられます。ふれあいパスの利用制限撤回を求める署名が、3月9日付けでさらに166筆増え、4,666筆になりました。現在も、市民からの署名が増えていることは、利用制限の検討をしないでほしいとの市民の願いが込められておりますので、制限を含め検討はやめるべきです。

また、バスの中が混雑している際は、回数券を買いにくく、乗車券を提示して現金での支払いを可能にしてほしいという声も出ておりますので、請願の願意は妥当だと考えます。

次に、陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方についてです。

昨年11月17日、朝里にまちづくりセンターを創る会の皆さんと市長懇談会を開催されたと聞いております。その中では、単に建物ありきではなく、魅力ある住みよいまちづくりを築くには、拠点となるセンターが必要だとの話もありました。現在、市内のコミュニティセンターは、いなきたコミュニティセンター一つのみです。いなきたコミュニティセンターには、多くの利用者が体育室や趣味、学習に集会室を使用しております。

現在、朝里や桜など、東小樽地区には2万人以上の人が住んでおり、小樽市でも有数の住宅地ですが、このようなコミュニティ施設はありません。高齢者や子育て世代が安心して住みよいまちづくりをするためには、やはり地域との連携は必要不可欠です。コミュニティ施設をつくることにより、地域住民がコミュニティ活動に参加しやすい環境を整え、地域コミュニティの強化につながると考えます。

今年も、建設希望地の朝里十字街で、雪まつりイベントが各町内との連携で開催され、約500人の親子が参加されたと聞いております。建設されれば、たくさんの方が利用され、天候の心配なく、地域の交流の強化が図れます。

また、朝里のコミュニティ施設の建設は、長年にわたり議会に陳情が提出されており、住民の願いが込められておりますので、一刻も早く建設を求めます。

次に、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方についてです。

子供の医療費助成は、少子化対策の観点から、本来、国の責任で社会保障対策の中に位置づけるべきという趣旨で、全国知事会や全国市長会、町村会からも要請されているところですが、現在、具体的にはまだ決まっていない状況です。各自治体では、住民からの助成拡大を願う要望も多く、子供の医療費の助成拡大が全国的に拡大されております。

小樽市も、子供の医療費助成の拡大案が示されたのは、長年、助成の拡大を訴えてきた我が党としても大変うれしく思っているところです。子供は、自分で病状を伝えることが困難な場合もあることから対応が遅れ、重症や後遺症になる危険性があります。そのため、早期発見や早期治療が必要です。そのために、やはりお金の心配なく治療できる体制が必要です。特に、ぜんそくなどは早めに適切な治療を

行わなければ、重症化や呼吸困難、死に至る場合もあります。また、定期的に治療を行わなければいけない場合には、家計の大きな負担にもなります。市内に住む4人の孫を持つ方は、親が働いていて忙しく、生活も大変なために、孫が歯医者に定期的に行くことも困難だと言います。孫の歯が、虫歯で前歯も黒くなっており、かわいそうで歯医者に連れていったそうですが、近くに歯医者がないため、バス代もかかり、せめてお金の心配なく治療を受けられたらと話しておりました。保護者のお金の有無にかかわらず、どの子供でも平等に安心して治療を受けられるようにするためにも、助成の拡大は必要不可欠だと考えます。

次に、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてですが、本施設は、建設から70年以上経過しており、施設の老朽化が大変な問題になっております。今年は、例年より積雪が少ない傾向ではありましたが、決して暖かい日ばかりではございませんでした。また、お風呂がない、部屋が狭く学習ができないなどの状況は、生活の支援や援助を行う施設とは言いがたい状況であります。安心して子育てや自立支援ができるようにするためにも、改築は検討するべきです。

いずれも採択を求め、各党派、各議員の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び陳情第9号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

貸出ダンプ制度は、冬期間における地域交通を確保するため、町会等が自主的に生活道路の排雪を行

うに当たって、市が費用負担したダンプを無償で派遣することにより、町会等の排雪費用の軽減を図ることを目的に創設されたものである。

この制度は、もともと第3種路線を中心に活用されてきたが、制度の解釈を拡大している事例も見受けられ、排雪が入る回数が地域によって差ができ、市民に不公平感を与える要因にもなっていると思うがどうか。

来年度に向けて、制度本来の趣旨を踏まえ、できるところから制度の見直しを行い、よりよい制度に高めていくよう検討してほしいと思うがどうか。

小樽市指定歴史的建造物である旧寿原邸は、建物の経年劣化の進行、とりわけ屋根や土台の部分の傷みが目立つことから、平成25年から一般公開を中止しているが、建物の修繕を急ぐ必要はあるものの、修繕後の活用計画に具体的なめどが立っていないため、修繕が行われていない現状である。旧寿原邸の現況調査を行ってから、既に3年近くが経過しており、将来的に建物を再生させるためには、何らかの行動を起こさなければならない時期に来ていることから、市としても、資金確保を含めて、どのような再生手法があるのか、早急に検討すべきと思うがどうか。

排雪作業のスケジュールを考える場合には、各除雪ステーションみずからが現地を確認した上で、除雪対策本部に現場の状況を報告し、それを受けて、本部の中にある除排雪事業班が、さらに現地確認を行った後、本部に現場の状況を報告し、最終的に排雪作業開始の日程について内部協議を行うとのことである。その際、いつから排雪作業を開始するか市長にも報告の上、実行しているとのことであるが、これまでの除雪体制の中で、過去の市長がかかわってきたというのは一度も聞いたことがなく、また、決定権のある副市長の仕事がなくなるようにも聞こえるため、今後、責任の所在をはっきりさせ、除雪対策本部の指示系統を明確にすべきと思うがどうか。

今冬の市内の交差点付近では、雪が山高く積み上げられ、歩行者からも、運転手からも見通しの悪い箇所が多く見受けられた。このことについては、交差点付近では十分に配慮したとはいうことだが、少雪のため、いわゆるカット排雪が行われ、雪山の一部を残したことが要因と考えられる。

交差点や横断歩道等の雪山がどのくらいの高さになれば、排雪を行わなければならないという基準はないとのことだが、今年度と来年度の2年間で実施する除雪路線調査の中で、歩行者と運転手の両者が、お互いに視認可能な交差点の雪山の高さについても検証を行い、市には排雪を行う際の一定の基準値を示してほしいと思うがどうか。

本年2月末現在、塩谷地区にある市営住宅の空き住戸は59戸であるが、そのうち、入居募集住戸は、わずか8戸にすぎない。修繕予定住戸も33戸あるとのことであるが、このことは、地域住民から、塩谷の市営住宅は、空き住戸が多いとか、塩谷地域を疲弊させ、地域全体の安楽死状態を助長するなどという意見も出されている。このように、修繕可能な住戸を放置することは、財産運用をせず、放置していることにつながるばかりか、この地域は入居募集しないものと受け止められ、今後、募集しても応募者がいないことが起きる心配もあるが、市としてはどのように考えているのか。

地域の人口減は、その地域の疲弊にもつながっていくことから、住居の改善を図り、入居希望者が増えるように、修繕関係の予算について増額を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、全会一致により採択となりました。

次に陳情第10号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 自由民主党を代表して、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について及び陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、継続審査を主張して討論を行います。

陳情第4号につきましては、平成27年第4回定例会の本会議でも申し述べましたとおり、現地視察を行い、陳情箇所の実情は、地域住民のお話をお聞きして十分に認識しております。この地域の抜本的な雨水処理については、私有地と市道との境界測量に費用を要すること、市道と側溝の段差解消や新たな側溝の整備などに多額な費用を要すること、加えてさらなる検討を要する部分も多々あり、あわせて同じような要望は市内全域から多数寄せられており、財政、緊急度、優先順位などを見極める必要も大切かと思えます。

次に、陳情第10号につきましては、平成27年第4回定例会本会議でも申し述べましたとおり、現地視察を行い、陳情箇所の実態、実情について、直接、地域住民からお話をお伺いして十分に認識しております。当該地域には、特別養護老人ホームはるを中核とした福祉施設が複数建設されています。あわせて、赤岩保育所、郵便局等の公共施設が集積されており、これら施設の利用者や車両の通行量も多いことと存じます。

しかし、本市には、既に3,300件を超える除排雪にかかわる陳情・要望が市内全域から寄せられており、財政、緊急度、優先順位などを見極める必要も大切かと思えます。よって、軽々に判断するべきではないと考え、継続審査といたします。

議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、継続審査中の陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方についての採択を求める討論を行います。

陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修についての陳情内容は、一部の側溝が道路より高くなり、雪解け水や雨水が側溝に流れず、居住敷地内に流れ込んで庭や通路に泥水がたまり、居住人や歩行者、通行者が困難な状態になり、側溝を改修してほしいというものであります。この状況を打開するためには、道路の舗装を高くすることで、現在、設置されている側溝に流すことが必要であり、道路に傾斜をつけることによって居住者側を高くしなければなりません。また、根本的に解決するためには、現在、片側のみに設置されている側溝を居住者側にも設置する必要があります。

陳情の実現に当たって、地域住民の方も一気に道路や側溝改修を実現、実施することは困難であることは理解され、当面の応急措置として、雪解け後にはオーバーレイなどが施されることを受け入れております。残念ながら、平成28年度の臨時市道整備事業の計画には組み入れられませんでした。各会派

議員の皆さんの賛同によって、早い時期に着工することが可能だと思われます。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、建設常任委員会と建設部の皆さんとともに現地視察を行い、陳情者をはじめ地域の皆さんから実情をお聞かせいただきました。この地域は、赤岩保育所をはじめ生活支援ハウス、グループホームなどの福祉施設が密集し、郵便局もあります。このように福祉施設の職員や保育所通所の車両の交通量も多く、その上、この道路は北山中学校や高島小学校の通学路にもなっています。このように、この地域における人や車両の交通量は集中し、狭隘な道路の中で車両のトラブルも相次いでおり、一般的な住宅街とは大きな違いがあります。

また、この地域は、雪押し場としての適当な空き地も少なく、排雪可能な場所も見当たりません。積雪時期には、市道北山中学校下通線、市道赤岩道線が1車線となって車の交差にも苦労しているのが実情です。幸いにして、この冬は、降雪量、積雪深が少なかったことによって救われましたが、地域住民の安全、車両事故防止の観点からも特段の配慮が必要であり、陳情の願意は妥当です。

議員各位には陳情の趣旨を御理解いただき、ぜひ採択していただきますようお願いいたします。討論といたします。（拍手）

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 公明党を代表し、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、いずれも継続審査を求める討論を行います。

まず、陳情第4号であります。

現地では、これまでも当面の措置として、一部の舗装面の補修や舗装の水たまり処理のため、一部側溝脇のコンクリートの溝切りも行われてまいりました。

以前の委員会質疑においても要望いたしました。引き続き陳情者と協議をしながら、当面の措置は必要と考えているところであります。しかし、この道路は、狭隘な道路であり、側溝が設置されていないところでは道路用地の境界が確定されておらず、測量の費用をはじめ事業全体の予算内容と市全体の事業内容も含め、今後さらに続けて審議すべきものと考えているところであり、継続審査を主張するものであります。

次に、陳情第10号であります。

昨年12月16日、建設常任委員会として現地を視察し、地元住民の皆様から意見を伺ったところであります。この道路は、特別養護老人ホームや赤岩保育所など、公的施設が多くあり、交通量の多いところと認識をしております。

以前の委員会質疑で確認されましたが、この市道は第2種路線ということで、昨年の除排雪よりは少しは改善されるようであります。また、委員会の中で要望したように、特にネックとなっている場所について、部分的な検討をお願いしたところであり、その検証もこれからであります。ただ、この道路は狭隘であり、道路構造の問題もあります。また、特別養護老人ホームなど、公的施設の建設時には、市と地域との間で除雪についての協議もあったようではありますが、今委員会の質疑でも確認できていない状況であります。これらも含めて、さらに審議が必要であると思っておりますので、継続審査を主張いたします。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず継続審査について採決をいたします。

継続審査と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第10号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇) (拍手)

○12番(鈴木喜明議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

学校と地域のあり方については、文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引や、中央教育審議会の答申、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策については、学校を核とした地域づくりや、学校と地域の一層の連携・協働の必要性が強調されており、また、小樽市自治基本条例においても、市民との協働がうたわれている。

これらに鑑みれば、市教委においては、塩谷小学校を存続させてほしいという地域の声をしっかりと受け止めるとともに、保護者と地域とを分断せず、お互いに十分話し合える場を保障しなければならないと思うがどうか。

また、その上で、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引に記載のある、小規模校を存続させる場合の方策などをしっかりと吟味し、塩谷小学校を存続させるべきと思うがどうか。

市教委は、小樽商業高校閉校後の学校施設を西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合校としたいと考えているが、商業高校のグラウンドは校舎敷地から約320メートル離れた位置にあり、グラウンドに教員の目が行き届かない環境にあるという。これほど校舎とグラウンドとが離れている学校は、道内ではほかには見られず、また、文部科学省の中学校施設整備指針や中学校設置基準に適合しないことからしても、こうした学校の設置を検討すること自体に問題があるのではないのか。

したがって、松ヶ枝中学校は最上小学校校舎に移すとともに、西陵中学校は存続させることとし、市教委としては、いったん統合計画を白紙に戻すべきであり、今後どうするかについて、地域住民などを交えた上で、再検討すべきと思うがどうか。

学校再編の必要性は十分に認めるところだが、再編の基礎となる学校適正配置計画は、平成20年度までのデータに基づき作成されており、この間の宅地造成やマンション建設による居住分布の変化などを

考慮した場合には、平成30年度から始まる後期の学校再編に向けて、現在の計画をそのまま継続していくべきか否かの検証が必要と考えている。市教委には、後期の学校再編をどのように進めるのか、前期の総括を踏まえた上で、今後の見直しも含めて、改めて再編計画を示してほしいと思うがどうか。

閉校した小・中学校の設備や備品については、現状、使用可能なものが多くあると思うが、統合校などでも使用できずに残ったものについて、市は、再活用のほか、最終的には廃棄も含めて検討中とのことである。

しかし、価値観が多様化している現代においては、使用に耐えがたいものであっても、インターネットオークション等において取引される場合があることから、そういったものの活用については、売却も含め、有効に活用することの検討を行ってほしいと思うがどうか。

また、市民が参集するイベント等において閉校となる学校を開放し、何か欲しいものが見つければ、その場で買い取ってもらうなどの方法についても検討してみてもどうか。

先日開催された中央・山手地区の中学校の再編についての懇談会の場で、参加者から閉校後の避難所の扱いについての質問があり、企画政策室からは、今後、防災担当と協議するとの返答をしたという。

閉校される学校の多くは、避難所に指定されており、閉校後の避難所の扱いについては、保護者のみならず地域住民にも関心の高い問題である。

今後、ほかの統合協議会や懇談会においても同様の質問が出てくるのが想定されることから、統合協議会などには、防災担当も参加するなど、これまで以上に詳しい説明ができるように配慮してほしいと思うがどうか。

また、保護者や地域住民は、いろいろな不安や疑問を持った状態で統合協議会などに参加しており、話し合いの中でそれを解消していくことが重要である。そのためにも、市には、これまでの統合協議会で出された質問を改めて精査しながら、参加者の不安・疑問を解消できるよう、きめ細かな対応に努めてほしいがどうか。

市教委は、学校統廃合と小中一貫校との関係については、切り離して考えるべきものであり、小中一貫のための学校統廃合の考えはないとしているが、現在、市内の小・中学校では、学校統廃合とは別に、小中連携の取組が行われているという。取組を実施している学校の一つである花園小学校と菁園中学校については、両校が非常に近接した位置にあるという条件を生かし、今よりも一歩進んだ形で一貫した教育課程を作成するなど、いわゆる小中一貫教育を目指していくことはできないのかどうか。

実際のところ、小中一貫教育の運営の仕組みについては、国の方針が示されていないとのことだが、今後、方針が示された場合には、市教委として、本市の小中一貫教育の方向性について、積極的に検討していく考えはあるのかどうか。

冬季の通学路の安全対策についてだが、今年度は少雪の影響もあり、保護者や地域の方からの通学路における除排雪への苦情や要望は、例年より少なかったという。

しかしながら、坂が多いという地域性に加え、今年度の排雪作業が抑制されたことも影響し、3学期の始業式までに排雪作業が行われなかった通学路では、歩道が確保されるまでの間、子供たちは危険な道路を歩かざるを得ない状況であった。子供たちが安全に通学するためにも、市としては、除雪パトロールや委託業者への指示を適切に行い、通学路の幅員をしっかりと確保するとともに、危険があるような場合には、児童・生徒に対して注意を促すなどの対策を講じてほしいと思うがどうか。などでありませぬ。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第7号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について、採択の立場で討論を行います。

学校の統廃合は、地域に深刻な影響を与えるのと同時に、地域連携も希薄になることが想定されます。学校は、コミュニティの核となる施設であるからです。

塩谷中学校は、今月末で閉校となり、塩谷・長橋地区において示されている望ましい学校規模から見た学校数と統合の組み合わせでは、忍路中央小学校と塩谷小学校については、関係校の保護者や地域住民の御理解はいただいていないものの、長橋小学校と統合することが示されています。だからこそ、陳情者は、かつての塩谷村に存在した小・中学校5校が全てなくなる異常事態だけは避けたいと訴えているのです。

教育委員会は、再編改革において、今後さらに少子化が進行し、児童・生徒の数が減ると学校教育本来の機能が十分に発揮できないことが懸念されることから、望ましい学校規模にする必要があるとこれまで説明しています。しかし、地域を活性化させ、市民に未来の展望を示すことこそが行政の仕事ではないでしょうか。それを放棄して、少子化だから再編は仕方がないでは、地域はますます疲弊することとなります。仮に、統合計画がそのまま進められることになれば、塩谷地域においては、小樽市総合戦略から逆行することにもなってしまいます。

教育委員会は、塩谷中学校の再編後、一定の期間を置いた後、小学校を再編すると示しています。忍路防災事業の一環とした新しい忍路トンネルが、12日、貫通いたしました。まさに今、議論しなければならない問題です。今定例会において、継続審査の名の下に後回しすることは避けなければなりません。塩谷小学校の再編については、陳情者が示すとおり、再編そのものを白紙に戻し、地域の重大な問題として新たな話し合いをするべきです。

また、小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画そのものにそごが生じていることも指摘しなければなりません。指定校変更の結果、手宮中央小学校は推計よりも少なく、逆に稲穂小学校は教室を増設しなければならなくなりました。中央・山手地区中学校再編では、西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合校舎として、小樽商業高校の校舎を使用することが突然示されました。検討では、中学校施設整備指針にも反する、校舎敷地と離れた位置にグラウンドを設けることを学校設置基準の特別な事情に当たるとしてごり押ししようとしています。子供たちの教育上、安全上、支障がないとなぜ言い切れるのでしょうか。一度立ち止まり、学校適正配置計画そのものを見直すべきです。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、陳情第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第61号」を議題といたします。

議案第61号については、提案理由の説明を省略し、これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第61号について可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第6号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし意見書案第6号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第3号の提案趣旨説明を行います。

最初に、意見書案第1号国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書案です。

政府は、2012年に、ようやく国際人権規約の高等教育への漸進的無償化条項を受け入れたにもかかわらず、高校無償化への所得制限が導入されました。生徒の学ぶ権利を保障するために授業料への所得制限導入をやめ、教育予算を増額して、高校無償化と給付制の奨学金の確立することを求めるものです。

次に、意見書案第2号特別支援学校の「設置基準」の策定を求める意見書案です。

特別支援学校の児童・生徒数の増加が進んでいますが、幼稚園から小・中・高校には1人当たり面積などの基準があるのに、特別支援学校にはありません。この差別的扱いをなくすために特別支援学校の設置基準策定を求めるものです。

次に、意見書案第3号介護保険優先を定めた障害者総合支援法の改正を求める意見書案です。

65歳を迎えた障害者が、半強制的に介護保険制度に移行させられ、それまで無料だった利用料が有料になったり、サービスの打ち切り、縮小が生じたりする問題です。

厚生労働省では、障害者総合支援法の改定に向けた議論を進めています。障害を持ちながら生活している障害者にとって、障害者施策は欠かせないことから、障害者が介護保険と自立支援給付を選択できるよう求めるものです。

以上、議員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○7番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号について、可決を求めて討論を行います。

初めに、意見書案第1号国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書案についてです。

日本は、世界的にも高い学費でありながら、給付制奨学金制度がない特異な国となっております。また、貧困と格差が広がる中で、子供の教育に対する家庭の負担が大変重くなっております。子供1人に対する教育費は、高校入学から大学卒業まで、平均1,056万円の負担が必要になってきます。そのため、家計に占める教育費の割合は約4割に上り、年収200万円から400万円の世帯では教育費が6割を占め

る状況です。学校の入学時には、制服や体操着、教科書や通学費など、たくさん費用がかかります。部活動に入れば、さらに費用がかかり、家庭によっては、子供が部活動に入りたくてもお金がかかるから入らないでほしいと親に言われることも聞かれます。

安倍政権は、公立高校の無償化や私立高校の就学支援金制度を廃止し、所得制限を導入した就学支援金制度に変えてしまいました。また、低所得者に対しては、授業料以外の教育費に充てるため、高校生等奨学給付金制度が始まりましたが、非課税世帯に限定しており、自治体ごとに要件や給付額が異なります。高校教育無償化に戻して、子供が学ぶ権利を国として責任を持って守り、奨学金の給付制度の確立を求めます。

次に、意見書案第2号特別支援学校の「設置基準」の策定を求める意見書案です。

障害のある子供たちが学んでいる特別支援学校に通う児童・生徒数が急増しております。北海道では、平成19年度で4,456人でしたが、平成27年度5,528人でした。この背景には、発達障害が広く知られるようになり、診断される子供が増えたことや、学習や就職への手厚い支援を求めて親が支援学校を選ぶケースが増えております。

そうした一方で、特別支援学校は、今、教室不足の問題が起こっております。教室が足りないため、一つの部屋をカーテンで仕切って二つの部屋に分けて使用しておりますが、クラスを分けるのはカーテンだけなので、授業中は隣のクラスの声も筒抜け状態です。体育をする場所もなく、玄関の前で体育授業を行うこともあります。小・中学校には、1人当たりの面積など、最低設置基準はあるのに、特別支援学校には設置基準がありません。設置基準がないために、特別支援学校の生徒数が増えてもなかなか対応がされません。一般の小・中・高校と同じように、学校運営をして支援をしていくには、特別支援学校に一定の設置基準をつくる必要があります。教育環境の改善のためにも、設置基準を設けるべきです。

次に、意見書案第3号介護保険優先を定めた障害者総合支援法の改正を求める意見書案です。

障害福祉施策を利用する障害者が、満65歳になると介護保険制度を優先的に使わなければならない、サービスの打ち切りや縮小、それまで無料だった利用料が有料になるなどの問題が生じております。

今年、1月13日に開催された厚生常任委員と障害者相談支援事業者との「障害福祉について語る会」でも、障害者総合支援法から介護保険制度に切りかわり、今までホームヘルプサービスなどの調整をしていた相談支援専門員から、介護保険のケアマネジャーに変わり、サービスを利用している方にとっては、同じサービスを受けるにも、ケアマネジャーに初めから自分の障害の特性などを説明しなければならないなど、精神的な不安や負担もあることが紹介されておりました。

65歳を過ぎても、障害福祉サービスを利用して暮らしたいと、総合支援法第7条の廃止を求める違憲訴訟も起きております。介護保険優先原則を廃止し、障害者の方が満65歳になっても、介護保険か自立支援給付を選択できるようにすべきです。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「決議案第1号」を議題といたします。

決議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

○23番(山田雅敏議員) 森井秀明市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議案について、提出者を代表して、提案説明を行います。

森井市長が誕生し、1年を迎えようとしています。森井市長においては、1年を過ぎる今、本市議会における不誠実な態度や甘えた発言は許されません。

森井秀明市長は、平成28年第1回定例会における我が党、鈴木喜明議員の森井ひであき後援会通信に関する代表質問に対して、横田議長が答弁をするよう促したにもかかわらず、議会にそぐわないとして、答弁を差し控えるという態度を崩しませんでした。

また、市長は、二元代表制を根幹から揺るがしかねない申入書の撤回にも、現時点でも応じていません。

自民党、公明党、民主党、新風小樽の市議会4会派は、当初予算を審議する第1回定例会であるため、議会審議に影響が出ないようにとの配慮から事前に質問書を渡そうとしたが、市長は受け取らなかった、その結果、この問題を議会に持ち込まざるを得なくなったものであります。今定例会の各会派の代表質問は、この経過を踏まえた上で行われたものであります。

市長が市民の負託を受けていることと同時に、市議会を構成する議員も市民の負託を受けており、市議会は、行政の監視、政策の提案を行い、議決することが大きな役割であります。議長が指摘したとおり、誰かの名誉を毀損したり、人権やプライバシーを侵害したりすることについて答弁できないことはあるが、それ以外のことについては真摯な答弁を行うことが議会制民主主義の下で求められています。さらに、議案を議会に提出し、議決を要請しているのは市長であることからして、議会が空転し、議案が廃案になる事態にならないよう、議会とともに議会再開に向けて動かなければならなかったはずであります。

また、審議の中で、記者会見での市長発言について、錯誤によるものと訂正を申し出て、記者の発言まで変更しようとしたことは、地方自治体のトップとして、認識が問われる問題であり、このことは、一つ一つの市長の発言に対して、議会は言うに及ばず、ひいては市民の信頼を損ねることにつながってまいります。

市議会は、これまで、2度の動議の提出により、森井市長に政治姿勢を改め、真摯に議会と向き合うよう求めてまいりましたが、今定例会においても、その意思や態度が改められないことから、再び、森井市長には猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議を提出し、各議員の賛同をお願いして、

提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、決議案第1号について、一括討論に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

○6番(石田博一議員) 無所属の石田でございます。

決議案第1号森井秀明市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議について、反対の立場で討論をいたします。

まあ、あきれたというか、あいた口が塞がらないというか、後援会通信について質問状を提出したが、受け取ってくれなかったのが、議会に持ち込んだなどと理由づけしているようですが、何と短絡的で、私には理解できません。今回の第1回定例会は、市民のための年度当初の予算を決める非常に大事な議会であります。

(「あんたに言われたくない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

そこで、このような根幹にかかわる論議をしないで、枝葉ともとれる……

(発言する者あり)

そのような内容に力を注ぐような、そんな議会で本当にいいのでしょうか。

(発言する者あり)

この後援会通信、後援会の方といえども一市民でありますし、その市民の声を、その後援会の内部資料として配っただけで……

(「内部資料じゃない」と呼ぶ者あり)

何らおとがめを受けるものではないことは明らかであります。

(「おとがめだ」と呼ぶ者あり)

まして、それを議会にまで持ち込むこと自体、議会にそぐわない行動だと私は考えます。

常に、市長部局へさまざまなことを押しつけてきましたが、我々議員にも本当に落ち度はなかったのか考えてほしいところです。

(「何が」と呼ぶ者あり)

議員としての……

(「押しつけるな」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

議員としての質問内容、質問の仕方なども、いま一度顧みてください。

(「あんたに言われたくないよ」と呼ぶ者あり)

(発言するものあり)

2月29日に、議会が空転し、3月7日に再開後は、市長も……

(「じゃあ認めてるってことでしょ」と呼ぶ者あり)

一切答えないという態度から議会側への歩み寄りも見せ……

(「どこが」と呼ぶ者あり)

御自分の意見や考えを述べ始め……

(発言する者あり)

審議は進行していきました。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かにしてください。

○6番(石田博一議員) そういう点では、我々議員ももっと歩み寄るべきではと考えます。

(発言する者あり)

議会の中では、政策論議を通して市長の考えを引き出し、そういう形で市民に伝達をしていく……

(「うそつく人と議論できないだろ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

議会の役割はそういうものだとは認識しておりますが、異論はございますか。

(「一方的だ。根本的な問題」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

あまりにも市民不在の議論の時間が多と感じております。

(「あなたたちでしょ」と呼ぶ者あり)

襟を正すべきは、むしろ我々議員側ではないでしょうか。他地域の議会からも、小樽は一体何をやっているのかとの声も、私の耳に入ってきております。

(「原因は何よ、原因は」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

どこからつつかれても恥ずかしくない、そんな小樽市議会の実現を私は望んでおります。

以上、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。

(「恥ずかしいよ」と呼ぶ者あり)

(「押しつけた」と呼ぶ者あり)

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 公明党を代表し、決議案第1号森井秀明市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議案に対し、可決を主張して討論を行います。

森井秀明市長は、平成28年第1回定例会における鈴木喜明議員の代表質問に対し、「後援会通信につきましては、私の立場ではお答えすべき事項ではないと考えておりますので、答弁については差し控えさせていただきます」と発言し、実質的な答弁拒否を行いました。

横田久俊議長は、市民にとって重要な当初予算審議のための議会であり、議事を円滑に進めることが第一であるという考えの下、市長に答弁調整の時間を認めつつ、可能な限り答弁を促してきました。それでもなお、森井市長は答弁拒否の姿勢を変えようとはせず、結果、1週間もの長きにわたり空転に陥る事態となりました。

しかしながら、本市議会としては、これ以上の空転によって市民生活に影響を与えてはいけないという考えから、市長の答弁に対しても最大限配慮して、今定例会が進められてきたことは周知の事実であります。ともに市民を代表する市長と市議会は、抑制と均衡によって緊張感を保ち、互いに対等の機関として市政を運営していくのが地方自治の基本であり、確かに市長に答弁の義務を課す規定等はないものの、市民の代表である議員が市長の政治姿勢をただすことは当然のことです。

したがって、市長は、市と市議会が二元代表制の下で運営されていることを認識してさえいれば、みずから代表者を務める後援会の発行物に関する事柄について、議員の質問に答弁すべきであることは、当然、了解されてしかるべきであると考えます。

それに加え、横田議長宛に当該質問を封じるような申入書を出したことについては、議員の質問権を侵害する行為であり、市長自身が答弁の可否を判断することを議会が認めることは、議会議論の封殺、ひいては議会の自殺行為ともなりかねないものであり、到底看過できるものではなく、森井市長には撤回を求めましたが、全く応じようとはしませんでした。

また、空転明けの本会議や予算特別委員会においても、森井市長は、答弁にならない自分勝手とも思える発言を繰り返すばかりか、自分の記者会見での発言を「何かしらの錯誤」と強弁し、会見録における自身の発言の改ざんのみならず、記者の発言までも変更させようと試みるなど、言論統制ともなりかねない異常事態を引き起こしました。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

これまでの議会議論の中でも指摘してきましたが、森井市長は、就任以降、内申に基づかない職員人事や論功行賞ともとられかねない市長自身の後援会幹部の参与任用、小樽ドリームビーチの市営開設関連予算が否決された際に発した「採決の結果が市議会にとって、後々後悔することにならなければよい」との発言、除排雪業務契約の突然の変更による混乱など、住民生活を顧みず、先の見えない場当たりの市政運営を繰り返し、さらには議会軽視の姿勢をとり続けてきました。

本市議会は、2度の動議により、森井市長に政治姿勢を改めるよう求めてきましたが、今定例会での態度を見るにつけ、全くその意思が見られないのは明白であります。

これら一連の行動は、市長としての権力を振りかざし、強権的な市政運営を行っている表れであり、市民の代表の一翼である本市議会を重ね重ね軽視し、冒瀆する不誠実及び無責任な対応であることから、厳しくその責任を問うとともに、猛省を促し、議会制民主主義を尊重し、政治姿勢及び議会に対する態度を改めることを強く求めるものであります。

以上、可決の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて、討論いたします。(拍手)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇)(拍手)

○18番(佐々木 秩議員) ただいま提案されました森井市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議に対し、民主党を代表して可決を求める討論をいたします。

森井ひであき後援会通信についての議論に端を発した議会での混乱は、なかなか市民にはその理由がわかりづらく、早く議会での真つ当な議論をすべきとのお声を多くいただいているところです。

しかし、私たちの会派としては、政策論議をする土俵が整わない中での議論をすることには無理がある、せっかく進めても、市長の発言により結論がひっくり返る、そのようなおそれが出てしまうことを危惧しています。これは決して枝葉のことではありません。議会の根幹にかかわることと考えます。

今定例会での問題点は、森井ひであき後援会通信について議会の中で扱うことを避けようとした議会側の配慮を無視し、結果として議会内で扱うことになってしまった点、議員の質問に対して、市長が正当な根拠がないにもかかわらず答弁を拒否したこと、市長から議会への申入書の中で、議会への質問を制限するとも受け取れる内容があったこと、また、今回の議会空転の責任を全て議会に押しつけ、その後も、この申入書の撤回に応じないこと、再開した議論の中で、結果として市長の発言に何らかの錯誤があったことが明らかになり、議会の空転の原因は市長にあったこと、以上の点について予算特別委員会で、面野委員がこれらについて市長に問いましたが、残念ながら、市長はその責任を一切認めませんでした。

これら全ての点が、この決議案にあるように、議会制民主主義、地方自治における二元代表制を揺る

がすものとの見解は的を射たものと判断できます。今後の正常な議会運営のために、市長は、この決議にある内容を真摯に受け止め、市役所内の副市長はじめ多くの職員と改めて協議を行い、私たち議員との信頼関係回復に努めていただくよう強く求めるものです。

(「その通りだ」と呼ぶ者あり)

最後に、市長がおっしゃるように、人間には間違いがある、確かにそのとおりです。間違いがあった場合、それが故意にしろ、そうでないにしろ、公人であり、組織のトップにある方として何らかの責任をとらなければならない立場にあり、みずから身を処す姿勢を内外にお示しくださることを望むものです。

以上、民主党の討論といたします。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安齋哲也議員。

(5番 安齋哲也議員登壇)(拍手)

○5番(安齋哲也議員) 新風小樽を代表し、自民党、公明党、民主党、3会派から提出された森井秀明市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議案に可決に賛成の立場で討論いたします。

(発言する者あり)

この決議は、今定例会の代表質問1日目において、自民党、鈴木喜明議員が、1月に発行されたであろう森井ひであき後援会通信に関し、森井市長の政治姿勢をただしたことに対し答弁を差し控えると述べたことに端を発し、提出されました。この答弁を差し控えるとしたことに対し、横田議長から、本会議場で市長の政治姿勢についての質問であり、人の、誰かの名誉を毀損するとか、人権を侵害するとか、そういう理由を述べて答弁を拒否するのであれば、議会の形としていいかと思うが、そういうことではなく、議員の質問に真摯にお答えいただけないのは議会の権能が低下するとして、再三にわたって答弁を促したものの、市長は明確な理由を示すことなく、議会にそぐわないとし、答弁を拒否されました。

また、その日の夜になって、答弁を差し控えると答弁している、そぐわないと言っているのだから質問しないでほしいと言わんばかりの議会宛の申入書を、議長を呼びつけて提出するという異例の行動をされました。

議会質問では、後援会通信の中身のことを確認しているのではなく、市長が後援会通信の内容を確認した上で心強いと発言されていることから、その内容に同意をし、同じ政治姿勢なのか確認されたものであり、議場で市長の政治姿勢について問いただすことは何らそぐわないものではありません。

地方自治制度においては、主権者である市民が執行機関の長である市長と議決機関である市議会の議員を直接選挙で選ぶ議会制民主主義を採用し、市民が間接的に行政運営に参画することとなっています。市民から選ばれた市長と市議会議員は、ともに市民の代表としてそれぞれの職務について市民に対する責任を負い、車の両輪となって協力しながら、相互に牽制し合うことによって独断や専行を防止するとされ、これにより公正・公平で民主的な行政運営を行うことが使命であります。

市長と議会は、それぞれの権利・権能に基づいて役割を果たし、円滑な行政運営と地域社会の福祉向上に寄与することが求められていることから、今定例会での市長の対応は、この議会の権能、そして二元代表制を根幹から揺るがす行為であります。

しかし、新風小樽の代表質問で、後援会通信は市民の声の一つと述べ、参与の任用にかかわって、市長の権限で決められているため、議員たちが問題にすること自体おかしな話と書かれていた点において市長の考え方を問いただしたところ、市長は問題だと思っていないと後援会通信とは別の意見を述べ、またさらに後援会通信で市議会の一部の会派のことを選挙違反したと事実誤認の上で批判されていた点

においてもただしたところ、市長は、選挙違反をしているとは思っていないと答えられました。

当初は、答弁を控えるとされていたのに、我々の質問では答えられていたことから、最初からこのように対応すれば何も問題がなかったのではないかと考えています。

昨年12月の第4回定例会では、森井秀明市長に対し、厳しく反省し、真摯で的確な議会対応を強く求める動議が提出されました。

我々新風小樽としましては、この動議の趣旨に理解を示しつつも、森井市長に対し、今後の議会との向き合い方などについて、これからの状況を見させていただくとして、棄権の態度をとりました。

今定例会において、このような視点から、森井市長の発言や行動について見させていただきましたが、自民党、公明党、民主党、3会派による森井秀明市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議に賛成をいたします。

なお、決議の中で触れられている1月29日の記者会見で、市長が、後援会通信にかかわって「読ませてくださいました」「はい」「読んでいて」と発言された部分を「何かしらの錯誤があった」と、「大枠を聞いて」とか、「概略を聞いて」とか、二転三転、発言を変えただけでなく、記者会見録も事実と違う言葉にすりかえようとされた問題です。このことは、たとえ言い間違っただとしても、事実、発言してしまったことなので、それを変えようとする、またさらに職員や記者の発言もそれに合わせて変えようとするのは問題であり、市の顧問弁護士も、発言を変えるのではなく、注釈にとどめるべきと我々と同様の意見でありました。

今後、記者クラブに申し入れをされるとのことですが、そもそも記者会見は記者クラブ主催でありますから、市長が勝手に発言を変えるなどということ、その行為を部下に指示しようとするのは問題があると思っておりますし、記者クラブが受け入れるとは到底思えません。

森井市長におかれましては、しっかり反省いただき、議会と首長の関係の認識を改めていただくことを求め、賛成討論といたします。（拍手）

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいま提案された森井秀明市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議案に対し、棄権の態度を表明し、討論を行います。

今定例会は、森井市長が市長就任以来、初めての本格的予算審議の議会となりましたが、市長の政治姿勢として後援会通信に対しての市長の答弁が答弁拒否とされ、1週間の空転の末、再開されました。本来、6日間の予算案審議が4日間に短縮され、そのため予算特別委員会において、各常任委員会ごとの審議ができず、市民のさまざまな要望を十分に反映できませんでした。

日本共産党は、後援会通信に対する質問書を市長に提出することに参加していませんでしたが、市長においては後援会の代表となっている以上、議長が指摘したとおり、人権やプライバシーを侵害しないことであれば、質問には真摯に答えるべきであると考えます。

一方、議会は、市民の負託を受けた議員がそれぞれの立場から議案をしっかりと審議し、行政の監視だけでなく、議案提案権を活用した提案などを行い、二代表制の一翼を担う責任があります。

日本共産党は、審議日数が短縮された中でも議案に対する質疑を行い、議案提案権を使い、市民生活応援の提案を行ってきました。

今、多くの市民が、議会はどうなっているのかと心配しています。さきの選挙で市民の負託を受けた市長と議会が、二代表制の下で、品性を保ちながら議会制民主主義を発揮しなければなりません。市

長にも反省をしていただかなければならないという決議案の趣旨は理解できますが、今定例会の市長提案は、市民生活を応援することも多くあった中で、市長の政治姿勢に終始する質問が見られたことは残念です。

以上、決議案に対し、賛成には至らず、自席にて棄権とするものです。

以上、討論を終わります。(拍手)

(「矛盾してる」と呼ぶ者あり)

(「議長、14番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

○14番(中村吉宏議員) 今行われました討論ですが、石田議員の討論の中で、不適切な表現及び事実と違う発言があったように思われます。

議長におかれましては、石田議員の発言内容を精査いただき、適切な措置をとられよう求めます。

(「何か具体的に言いなさい」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 具体的に言わなければだめです。どういうところが不適切だったのか、それを御指摘ください。

○14番(中村吉宏議員) 例えば、1か所、議会に何かしらの落ち度があるというような発言を根拠も示されずにされていた点など、そのほかにも数点思われるところがありますので、そういったところをしっかりと精査していただきたいと思います。

○議長(横田久俊) ただいまの議事進行について、私ももちろん聞いておりましたけれども、いわゆる地方自治法第132条、それから会議規則第89条は、無礼な言葉を用いる、あるいは品位を欠く、それから秩序を乱す、そういう発言についてはしてはならないということでした。それで、ある会派がある会派を正当に批判するのは、これは今までもずっとありますので、批判まで私が制止しようとは思っていませんし、できないことだと思います。

先ほどの石田議員の言葉の中では、私の記憶では、誹謗中傷だとか、今言ったような地方自治法あるいは会議規則に触れるような言葉はなかったと思います。批判はありましたよ。議会全体の批判といいましょうか、そういうのはありましたけれども、それはあってもいいことだと私は思っておりますが、もし議事録精査をかけるようであれば、かけますけれども、どうでしょうか。

先ほどの発言では、私はそこまでではないという気がいたしましたが、どうですか。

(発言する者あり)

皆さんにお諮りする話ではないので、私はそう思いますけれども、議事進行をかけた中村吉宏議員はいかがですか。

○14番(中村吉宏議員) 一応疑問に思うところがあるので、ぜひ一度、議事録精査をかけていただければと思います。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 動議でやらないのですか。議事進行ですと、私の判断でしかできませんから、もし議事録精査を求めるのであれば、動議を出していただくと採決できますが、いかがですか。

くだいようですけれども、私の判断では、誹謗中傷に及ぶといいましょうか、そこまでの発言はなかったと思っていますので、このまま進めたいところですが。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

○14番(中村吉宏議員) 議事録の精査に関しまして、当会派としまして、一度精査をしていただき

たいので、休憩の動議を求めるものであります。

(「いらないうって言うてるのに」と呼ぶ者あり)

(「賛成者いません」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 賛成者はいませんか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 本動議について、賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

これより、採決をいたします。

(「提案説明は」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) いや、これは休憩の動議ですので、提案説明は求めません。よろしいですね。

ただいまの休憩動議について、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、動議は否決されました。

このまま議事を進めます。

(「議長、20番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫元議員) 特にこの間のことではなくて、決議案を見ているのですが、最後の部分が何となく締まりが悪いというか、格好よくないということで、このまま出しているのかどうか、提出者にこのままでいいか確認をしていただきたいのです。

最後、決議を提出するものであるというところで終わってしまっているのですが、本来であれば、私、これは強く求めるものであるで終わるとか、強く求めることを決議するだとか、本来そういう文章なのではないかと思うのですけれども、提出者にこのままでいいか確認をしていただければと思います。

○議長(横田久俊) ただいま、小貫議員から議事進行があつて、先ほど提案されました決議案の内容について、提出者の意見を求めるということですが、これはどうでしょうか、提出者3名が連名で出しています、その辺の精査はしているかと思えますけれども、何か提出者から御意見はありますか。今の小貫議員の指摘に対してどうですか、これでよろしいということでもいいですか。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) 提出者を代表して、提出した決議案の最後の部分は、このままで議長のお裁きでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 提出者がこれでよいということですので、ひとつよろしくお願ひします。

討論を終結し、これより決議案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時42分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 高 野 さ くら

議 員 鈴 木 喜 明

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○平成28年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日以降印刷配布分）

- （１）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２７年１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。（招集日印刷配布分）
- （２）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２８年１月分の各会計例月出納検査について報告があった。（代表質問一日目印刷配布分）

以 上

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	酒井隆裕
	同	佐々木 秩
	同	小貫 元

2014年4月の高校入学生から「高校無償化」への所得制限が導入されました。

これは、「あなたの学びを社会全体で支えます」という「高校無償化」制度の理念を根本から踏みにじり、「原則無償」から「原則有償」へと制度を大きく後退させるものです。それは、高校生や父母、国民に対する約束違反であると同時に、政府が2012年に留保を撤回した、中等教育の漸進的無償化を定めた国際人権規約にも違反しています。

導入1年目となった2014年度には、4月・7月など複数回の申請が必要であり、そのたびに違う年度の課税証明書が必要とされ、ひとり親世帯の個人情報に関わる記述も大きな問題となりました。そのため、ひとり親世帯の理由の記載の簡略化（チェック式）、生徒・保護者の記載を原則信用して個別の証明書等を求める必要はないなど、2015年度に向けた若干の手続の改善が行われました。しかし、実質的な給付制奨学金となった「奨学のための給付金」については、自治体に丸投げしているため、申請の時期や保護者への通知等で自治体ごとによって大きなばらつきが生じており、給付が年明けになっている自治体もあります。また、その財源が年収910万円以上の世帯の高校生から徴収した授業料であることが、大きな問題として残っています。

権利としての学ぶ権利を保障するため、世界にも例のない「高校授業料への所得制限導入」は直ちに中止し、教育予算を増やした上で、「高校無償化」を復活し、「奨学給付金」を拡充して給付制奨学金を確立していくことが求められます。

よって、国及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国は、教育予算を増やして「高等学校等就学支援金」への所得制限をやめて「高校無償化」を復活すること。
- 2 国は、教育予算を増やして、「奨学給付金」を拡充し、高校生への給付制奨学金を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成28年3月22日	議決結果	否	決
-------	------------	------	---	---

特別支援学校の「設置基準」の策定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	酒井隆裕
	同	佐々木 秩
	同	小貫 元

全国的に特別支援学校の児童数・生徒数の増加が進み、在籍者数はこの10年間で3万6,800人増えています（2014年文部科学省調査）。この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解が進み、「一人一人に見合った丁寧な教育をしてほしい」という保護者等の願いが広がっていることがあります。一方、学校建設はほとんど進まず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子供たちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの教師や子供の声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。図書室や美術室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子供と動き回る子供とが同じ空間で過ごさざるをえない状況も生まれています。トイレの数も、足りなくなっています。

文部科学省の調査によると、全国で不足している教室が、普通教室だけで3,963教室（2014年）に上っています。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校までの全てにある「設置基準」が、特別支援学校だけにあることです。特別支援学校では80学級を超える学校があっても、普通教室をカーテンで仕切ったり、特別教室をつぶしてしまったり、子供と教職員に負担を強いるだけで、学校の新増設は進んでいません。

よって、国においては、特別支援学校の「設置基準」を策定するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成28年3月22日	議決結果	否	決
-------	------------	------	---	---

介護保険優先を定めた障害者総合支援法の改正を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 高橋 龍
同 中村 誠 吾
同 小貫 元

障害者総合支援法の「介護保険優先原則」に基づき、障害福祉施策を利用する障害者が満65歳になると介護保険制度を優先的に使わなければならない、必要なサービス支給量が減らされる場合があります。それまで障害福祉施策の下で利用者の多くが無料であったサービスが、住民税非課税世帯でも利用料を徴収されることとなり、所得の低い障害者には、サービス時間の短縮や打ち切りなどの問題があります。

全国各地の障害者の活動により、厚生労働省は、平成27年2月18日付けで介護保険移行の際に一人一人の意向を把握した上で適切に運用するよう事務連絡を出しました。

障害を持っていることで大変な苦勞をされ生活されている障害者にとって、障害福祉施策は欠かすことはできません。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう要望します。

記

- 1 障害者総合支援法の「介護保険優先原則」を廃止し、障害者が満65歳になっても介護保険か自立支援給付のどちらかを選択できるようにすること。
- 2 介護保険を選択した場合でも、障害者総合支援法と同様に非課税世帯からは利用料を徴収しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成28年3月22日	議決結果	可決	賛成多数
-------	------------	------	----	------

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高 橋 龍
	同	松 田 優 子
	同	鈴 木 喜 明
	同	中 村 誠 吾
	同	新 谷 と し

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることにより、あるいは身体への強打により、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。この突然の動きによって、文字どおり脳は頭蓋内で跳ね回され、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に化学的な変化を生じます。脳しんとうを受傷しても、通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更に平成25年12月には、一般社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回り、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に、り患年齢が低年齢であれば発達障害と見なされ見過ごされ、引き籠もるか施設に預けられるかの二者択一になっているのが現状です。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査が遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償の問題までもが後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査をないがしろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

よって、国においては、脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について、下記のとおり適切な措置を講じるよう、強く要望します。

記

- 1 教育機関での周知徹底と対策について、各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、PocketSCAT2の携帯について周知を進めること。併せて、むち打ち型損傷や頭けい部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合には、本人の訴えだけでなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。
- 2 専門医による診断と適切な検査の実施について、脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、SCAT3（12歳以下の場合、Child SCAT3）を実地し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。
- 3 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置については、各自治体の医療相談窓口等に脳しんとうについて対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。
- 4 園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止について、保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合には、直ちに保護者へ連絡するとともに、第三者調査機関を設置し迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 28 年 3 月 22 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成28年3月22日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

子どもの貧困対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 村 岩 雄
	同	松 田 優 子
	同	面 野 大 輔
	同	川 畑 正 美
	同	前 田 清 貴

日本の子どもの貧困率は16.3パーセント（2012年度）、6人に1人であり、OECD諸国の平均を上回り、依然として深刻です。市内ひとり親家庭の数も、人口減少にもかかわらず2000年と比較して約8パーセント増の6,450世帯（2010年国勢調査）、全世帯比9.7パーセントから11.2パーセントへと増加しています。増加するひとり親家庭への支援は、子どもの貧困を解決するために重要です。

小樽市で就学援助を受給する児童・生徒は、延べ2,012人（2014年度）と援助率は26.3パーセントに上っており、教育的な配慮を必要とする子どもの人数は高水準となっています。本市では、生活扶助基準引下げに連動した就学援助の支給基準引下げを行わずに努力しています。

また、国においては、非婚で子育てをするひとり親家庭に対し、死別や離別のひとり親家庭と同様に公営住宅の入居や家賃で寡婦（夫）控除の適用を受けられるようにする公営住宅法施行令の改正が行われましたが、保育料、幼稚園授業料などの算定については、依然として、非婚ひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用は、自治体の判断にまかされています。

よって、国においては、生まれ育った環境で将来が左右されてはならないとの理念の下、子どもの貧困対策法が制定されたことを踏まえ、子どもの貧困解決に向けて下記の対策の強化を求めます。

記

- 1 生活扶助基準の引下げを就学援助に影響させないよう財政支援を強化すること。
- 2 公営住宅法施行令の改正を踏まえ、保育料、幼稚園授業料など、所得基準のある給付やサービス全体について寡婦（夫）控除が適用されるように見直しを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年 3 月 22 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成28年 3 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 斎 哲 也
	同	松 田 優 子
	同	濱 本 進
	同	面 野 大 輔
	同	新 谷 と し

本年 1 月の埼玉県狭山市における 3 歳女児の死亡事件や、東京都大田区での 3 歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安感・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年 12 月に、全ての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

よって、政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

記

- 1 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩みなどを抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を、全ての自治体で実施できるようにすること。
- 2 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対して、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
- 3 児童虐待が発生した場合には、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に、児童福祉司、児童心理司、保健師等をはじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士の活用等を積極的に図ること。
- 4 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合には、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
- 5 一時保護所における環境改善を早急に行うとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護の下で子どもたちが安心して養育される環境を整えること。
- 6 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対し、きめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 28 年 3 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 28 年 3 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

森井秀明市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議（案）

提出者	小樽市議会議員	齊藤陽一良
	同	林下孤芳
	同	山田雅敏

森井秀明市長は、平成28年第1回定例会における鈴木喜明議員の「森井ひであき後援会通信」に関する代表質問に対し、横田議長が答弁をするよう促したにもかかわらず、「議会にそぐわない」として、答弁を差し控えるという態度を崩さなかった。

また、市長は、二元代表制を根幹から揺るがしかねない「申入書」の撤回にも応じていない。

自民、公明、民主、新風小樽の市議会4会派は、当初予算を審議する第1回定例会であるため、議会議論に影響が出ないようにとの配慮から事前に質問書を渡そうとしたが、市長は受け取らなかった。その結果、この問題が議会に持ち込まれざるを得なくなったものであり、今定例会の各会派の代表質問は、この経過を踏まえた上で行われたものである。

市長が市民の負託を受けていることと同様に、市議会を構成する議員も市民の負託を受けており、市議会は、行政の監視、政策の提案を行い、議決することが大きな役割である。議長が指摘したとおり、誰かの名誉を毀損したり、人権やプライバシーを侵害したりすることについて答弁できないことはあるが、それ以外のことについては真摯な答弁を行うことが議会制民主主義の下で求められている。更に議案を議会に提出し、議決を要請しているのは市長であることからして、議会が空転し、議案が廃案になる事態にならないよう、議会とともに議会再開に向けて動かなければならなかったはずである。

また、審議の中で、記者会見での市長発言について、錯誤によるものと訂正を申し出て、記者の発言まで変更しようとしたことは、地方自治体のトップとして、認識が問われる問題であり、このことは、一つ一つの市長の発言に対して、議会は言うに及ばず、引いては市民の信頼を損ねることにつながっている。

市議会は、これまで、二度の動議の提出により、森井市長に政治姿勢を改め、真摯に議会と向き合うよう求めてきたが、今定例会においても、その意思が見えないことから、再び森井市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議を提出するものである。

平成28年3月22日
小樽市議会

議決年月日	平成28年3月22日	議決結果	可	決	賛	成	多	数
-------	------------	------	---	---	---	---	---	---

平成28年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 平成28年2月24日～平成28年3月22日（28日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成28年度小樽市一般会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
第1号 修正案	平成28年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H28.3.22	議員	—	(予算)	(H28.3.15)	(否決)	H28.3.22	否決
2	平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
3	平成28年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
4	平成28年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
5	平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
6	平成28年度小樽市住宅事業特別会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
7	平成28年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
8	平成28年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
9	平成28年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
10	平成28年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
11	平成28年度小樽市病院事業会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
12	平成28年度小樽市水道事業会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
13	平成28年度小樽市下水道事業会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
14	平成28年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
15	平成27年度小樽市一般会計補正予算	H28.2.24	市長	—	—	—	—	H28.3.7	可決
16	平成27年度小樽市一般会計補正予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
17	平成27年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
18	平成27年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
19	平成27年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
20	平成27年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
21	平成27年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
22	平成27年度小樽市病院事業会計補正予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
23	平成27年度小樽市水道事業会計補正予算	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
24	小樽市建築審査会条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	建設	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
25	小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
26	小樽市行政不服審査に関する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
27	小樽市空家等対策会議条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
28	小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
29	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
30	小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
31	小樽市職員の退職管理に関する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
32	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
33	旧制度に基づく小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
34	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
35	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	—	—	—	—	H28.3.7	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 月 年	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
36	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
37	小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
38	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
39	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	建設	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
40	小樽市重度心身障害者医療費助成条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
41	小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
42	小樽市子ども医療費助成条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
43	小樽市福祉医療助成条例を廃止する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
44	小樽市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	厚生	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
45	小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
46	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
47	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
48	小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び小樽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	厚生	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
49	小樽市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	建設	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
50	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	建設	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
51	小樽市公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
52	小樽市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
53	小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
54	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H28.2.24	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
55	工事請負契約について	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
56	小樽市過疎地域自立促進市町村計画について	H28.2.24	市長	H28.3.9	予算	H28.3.15	可決	H28.3.22	可決
57	市道路線の認定について	H28.2.24	市長	H28.3.9	建設	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
58	小樽市教育委員会教育長の任命について	H28.2.24	市長	—	—	—	—	H28.2.24	同意
59	小樽市非核港湾条例案	H28.2.24	議員	H28.3.9	総務	H28.3.16	否決	H28.3.22	否決
60	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	H28.2.29	市長	H28.3.9	総務	H28.3.16	可決	H28.3.22	可決
61	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H28.3.22	議員	—	—	—	—	H28.3.22	可決
意見書案 第1号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書(案)	H28.3.22	議員	—	—	—	—	H28.3.22	否決
意見書案 第2号	特別支援学校の「設置基準」の策定を求める意見書(案)	H28.3.22	議員	—	—	—	—	H28.3.22	否決
意見書案 第3号	介護保険優先を定めた障害者総合支援法の改正を求める意見書(案)	H28.3.22	議員	—	—	—	—	H28.3.22	可決
意見書案 第4号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書(案)	H28.3.22	議員	—	—	—	—	H28.3.22	可決
意見書案 第5号	子どもの貧困対策の強化を求める意見書(案)	H28.3.22	議員	—	—	—	—	H28.3.22	可決
意見書案 第6号	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書(案)	H28.3.22	議員	—	—	—	—	H28.3.22	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結果	議 決 年 月 日	議 決 結果
決議案 第1号	森井秀明市長に猛省を促し、議会制 民主主義の尊重を強く求める決議 (案)	H28. 3. 22	議員	—	—	—	—	H28. 3. 22	可決
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査に ついて(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H28. 3. 16	継続 審査	H28. 3. 22	継続 審査
	市内経済の活性化に関する調査につ いて(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H28. 3. 16	継続 審査	H28. 3. 22	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚 生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H28. 3. 16	継続 審査	H28. 3. 22	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H28. 3. 16	継続 審査	H28. 3. 22	継続 審査

※議案第1号修正案の()は、平成28年3月15日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27. 12. 10	H28. 3. 16	継続審査	H28. 3. 22	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27. 12. 7	H28. 3. 16	継続審査	H28. 3. 22	継続審査

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27. 6. 23	H28. 3. 16	継続審査	H28. 3. 22	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27. 9. 2	H28. 3. 16	継続審査	H28. 3. 22	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27. 12. 1	H28. 3. 16	継続審査	H28. 3. 22	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27. 6. 19	H28. 3. 16	採択	H28. 3. 22	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27. 12. 3	H28. 3. 16	継続審査	H28. 3. 22	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27. 8. 7	H28. 3. 17	継続審査	H28. 3. 22	継続審査